

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消等請求事件  
国側当事者・国(麻布税務署長外)  
平成28年1月21日棄却・確定

判 決

当事者の表示 別紙1「当事者目録」記載のとおり(なお、別紙1で用いた原告らの略称は、以下の本文、他の別紙及び別表でも用いることとする。)

(目次)

主文	3頁
事実及び理由	3頁
第1 請求	3頁
第2 事案の概要	3頁
1 関係法令等の定め	4頁
2 前提事実	4頁
3 被告の主張する本件各更正処分及び本件各賦課決定処分の適法性の根拠	9頁
4 争点及び争点に関する当事者の主張	9頁
第3 当裁判所の判断	17頁
1 認定事実	17頁
2 争点(1)(本件各株式報酬に係る給与所得等の収入すべき日)についての検討	58頁
3 争点(2)(本件各株式報酬に係る給与所得等の収入すべき金額の算定方法)についての検討	67頁
4 本件各更正処分及び本件各賦課決定処分の適法性	69頁
第4 結論	70頁
別紙1 当事者目録	72頁
別紙2 請求目録	80頁
別紙3 関係法令等の定め	87頁
別紙4 原告らの勤務先等	89頁
別紙5 本件各ストック・ユニットの内容	96頁
別紙6 本件訴訟に至る経緯	121頁
別紙7 被告の主張する本件各更正処分及び本件各賦課決定処分の根拠及び適法性	146頁
別紙8 原告らの主張	249頁
別紙9 被告の主張	306頁
別紙10 米国の専門家の意見	359頁
別表1-1から38まで 各原告の課税処分等に関する経緯	371頁
別表2-共 別表2-1から38までにおける名称の意義等	409頁

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第 1 請求

別紙 2 「請求目録」記載のとおり

第 2 事案の概要

本件は、平成 20 年 9 月当時、米国法人 C（以下「C 社」という。）の子会社である D 証券株式会社（以下「D 社」という。）などの内国法人に勤務していたか又はそれ以前にこれらの内国法人に勤務していた原告らが、C 社及びその子会社等のグループ会社（以下「E グループ」という。）の有する株式報酬制度に基づき付与されたストック・ユニット（以下「本件各ストック・ユニット」という。）に係る経済的利益（以下「本件各株式報酬」という。）について、本件各ストック・ユニットの「転換」によって取得した C 社の普通株式（以下「本件各 C 株式」といい、また、C 社の普通株式を「C 株式」という。）の株式数に同月 18 日の F 証券取引所（以下「F」という。）における C 株式の株価の高値と安値の平均値を乗じて得られる金額を円換算した金額により所得税法 28 条 1 項の給与所得又は同法 161 条 8 号イの給与（以下、併せて「給与所得等」という。）を算出して同年分の所得税の申告をしたところ、本件各株式報酬に係る給与所得等の収入すべき日は、本件各ストック・ユニットの転換日である同月 8 日（以下「本件転換日」という。）であり、また、同給与所得等の収入すべき金額は、本件各 C 株式の株式数に、同日の F における C 株式の株価の終値を乗じて得られる金額を円換算した金額であるとして所得税の更正（以下「本件各更正処分」といい、また、本件各更正処分中、原告甲に係るものを「原告甲更正処分」、原告乙に係るものを「原告乙更正処分」などという。）及び過少申告税の賦課決定（以下「本件各賦課決定処分」といい、また、本件各賦課決定処分中、原告甲に係るものを「原告甲賦課決定処分」、原告乙に係るものを「原告乙賦課決定処分」などという。）を受けたため、これらの課税処分のうち原告らの主張する税額を超える部分の取消しを求める事案である。

なお、ストック・ユニットとは、被付与者が、付与後一定の要件を充たしている場合に、ストック・ユニット 1 個につき一株の C 株式を被付与者に支払うという内容の無担保の C 社と被付与者との契約ないしこれに基づく権利を指す。

1 関係法令等の定め

本件の関係法令等の定めは、別紙 3 「関係法令等の定め」記載のとおりである。

2 前提事実（証拠等の掲記がないものは当事者間に争いがない。）

(1) 原告ら

原告らは、平成 20 年 9 月の時点において、米国法人の C 社の子会社である D 社（なお、現在の商号は、G 証券株式会社である。）などの内国法人に勤務していたか、又は、それ以前にこれらの内国法人に勤務していた個人であり、同月時点における勤務先、我が国の所得税

の納税義務者としての属性等は、別紙4「原告らの勤務先等」記載のとおりである（なお、以下で定義するものを含め、本文で用いた略称は、これらの別紙においても用いることとする。）（弁論の全趣旨）。

(2) 報酬プラン

Eグループは、Eグループの主要な従業員等を対象に、報奨を与え、C株式の所有を勧奨することにより、その雇用を継続させ、精勤の動機付けとすることなどを目的として、賞与をC株式などによって支給する株式報酬制度を有していた。同制度には、次のアないしウの各プラン（以下「本件各報酬プラン」という。）があった。

ア H Inc. 1995 Equity Incentive Compensation Plan（以下「E I C P」という。）

イ E Employees' Equity Accumulation Plan（以下「E E A P」という。）

ウ E Tax Deferred Equity Participation Plan（以下「T D E P P」という。）

(3) 賞与証書

ストック・ユニットは、一定の期間ごとに、そのストック・ユニットの50%相当分ずつ確定し、確定したストック・ユニットは、将来の予定された日において、ストック・ユニット1個につき一株のC株式に転換される。

ストック・ユニットの「確定」及び転換のための諸条件、ストック・ユニットの確定する日（以下「予定確定日」という。）並びに転換される日（以下「予定転換日」という。）などの詳細は、ストック・ユニットが付与される年ごとの「AWARD CERTIFICATE」と題する書面（賞与証書。平成15年ないし平成18年の各年における各賞与証書を「本件各賞与証書」という。）において定められている。本件各賞与証書の名称は、次のとおりである。

ア 平成15年

E EQUITY INCENTIVE COMPENSATION PLAN 2003 DISCRETIONARY RETENTION AWARDS AWARD CERTIFICATE（以下「2003 E I C P」という。）

イ 平成16年

E EQUITY INCENTIVE COMPENSATION PLAN 2004 DISCRETIONARY RETENTION AWARDS AWARD CERTIFICATE（以下「2004 E I C P」という。）

ウ 平成17年

E EQUITY INCENTIVE COMPENSATION PLAN 2005 DISCRETIONARY RETENTION AWARDS AWARD CERTIFICATE（以下「2005 E I C P」という。）又はE EQUITY INCENTIVE COMPENSATION PLAN 2005 SPECIAL DISCRETIONARY RETENTION AWARDS FOR KEY EMPLOYEES AWARD CERTIFICATE（以下「2005 A E I C P」という。）（弁論の全趣旨）

エ 平成18年

E EMPLOYEES' EQUITY ACCUMULATION PLAN 2006 DISCRETIONARY RETENTION AWARDS AWARD CERTIFICATE FOR STOCK UNITS（以下「2006 E E A P」という。）又はE TAX DEFERRED EQUITY PARTICIPATION PLAN 2006 DISCRETIONARY RETENTION AWARDS AWARD CERTIFICATE FOR STOCK UNITS（以下「2006 T D E P P」という。）（乙14、15）

(4) 本件各報酬プランに基づくストック・ユニットの付与

原告らが平成15年から平成18年までの間において本件各報酬プランに基づき付与された本件各ストック・ユニットの内容は、別紙5「本件各ストック・ユニットの内容」記載のとおりである。

(5) C株式の信託

C社は、Eグループの従業員等にストック・ユニットを付与する際に、I（以下「I」という。）との間で締結した「AMENDED AND RESTATED TRUST AGREEMENT」（以下「本件信託契約」という。）に基づいて、当該ストック・ユニットに対応する数量のC株式をいつでもC社により取消し可能なみなし自益信託（信託設定者が信託財産の元本若しくは収益又はその双方について、所得税法上当該財産及びその収益の所有者とみなし得るほどに支配権を留保している信託をいう。）としてIに信託することとしており、本件各ストック・ユニットの付与時にも、本件各ストック・ユニットに対応する数量のC株式は、Iに信託されていた（甲共13ないし15、弁論の全趣旨）。

(6) 本件各ストック・ユニットの確定及び転換

C社の報酬委員会は、平成19年12月11日、未確定のストック・ユニットの確定日及び転換日を平成20年9月8日に繰り上げ、各賞与の他の条件に従って、ストック・ユニット数に応じたC株式のデリバリー（引渡し）により支払うことを決議し、同決議は、平成19年12月11日をもってその効力が発生した（乙4）。

(7) ウインドウ・ピリオドの開始

Eグループは、Eグループが定めるEグループの全ての従業員本人及びその家族等（以下「E従業員等」という。）が行う有価証券又はその他の金融商品の個人的取引に関する規則である「Global Employee Trading Policy」（以下「従業員取引ポリシー」という。）及びEグループの従業員のEグループにおける活動や退職後に負う義務に関する規範である「The E Code of Conduct」（以下「行為規範」という。）において、C株式会社については、「ウインドウ・ピリオド」と称される所定の期間に限り取引ができるなどの種々の取引制限を設けていた。また、日本における現地規則などの社内規則を定めた「Compliance Notice」（以下「コンプライアンス通知」という。）も、同様の取引制限を設けていた（以下、これらの取引制限を「本件取引制限」という。）（甲共1、2、17、弁論の全趣旨）。

本件転換日である平成20年9月8日以降における直近のウインドウ・ピリオド開始日は、同月18日であった。

(8) 原告らの確定申告

原告らは、平成20年分の所得税の確定申告（所得税法2条1項5号所定の非居住者に係る同法172条1項所定の申告を含む。以下「本件各確定申告」という。）に際し、本件各株式報酬について、本件各ストック・ユニットの転換によって取得したFに上場されている本件各C株式の付与年ごとの株数に平成20年9月18日のFにおけるC株式の株価の高値と安値の平均値である●米国ドルを乗じて得られる金額を、同日の株式会社J銀行における1米国ドルに対する円の対顧客直物電信売買相場の仲値（以下「TTMレート」という。）により円換算した金額（ただし、原告らのうち、非居住者又は所得税法2条1項4号所定の非永住者（以下、併せて「非居住者等」という。）である者については、当該金額のうち国内勤務に対応する部分の金額（以下「国内勤務対応額」という。）をいう。）の合計金額により給与所得等の収入金額を算出して申告した。

ただし、原告丙、原告丁、原告戊及び原告Kは、付与されたストック・ユニットが転換された際に、C社が本件転換日である平成20年9月8日のC株式の株価により評価し控除した付与年ごとの米国等における源泉徴収税額に相当する額（以下「米国等源泉徴収税額相当

額」という。)を、同月18日のTTMレートにより円に換算した金額(ただし、原告丙、原告丁及び原告戊については、当該金額のうち国内勤務対応額をいう。)の合計金額についても、それぞれ給与所得等の収入金額に含めて申告した。

なお、原告Lは、米国等源泉徴収税額相当額に係る給与所得等の収入金額(別表2-26の平成15年に係る③欄参照)を申告しなかった。

#### (9) 本件訴訟に至る経緯

原告らは、別紙6「本件訴訟に至る経緯」記載のとおり、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分を受け、不服申立てを経た上で本件訴訟を提起した。

### 3 被告の主張する本件各更正処分及び本件各賦課決定処分の適法性の根拠

被告が本件訴訟において主張する本件各更正処分及び本件各賦課決定処分の適法性の根拠は、別紙7「被告の主張する本件各更正処分及び本件各賦課決定処分の根拠及び適法性」記載のとおりである。

### 4 争点及び争点に関する当事者の主張

本件の争点は、①本件各株式報酬に係る給与所得等の収入すべき日(争点(1))及び②本件各株式報酬に係る給与所得等の収入すべき金額の算定方法(争点(2))である。これらの争点に関する当事者の主張については、別紙8「原告らの主張」及び別紙9「被告の主張」記載のとおりであるが、その要旨は、次のとおりである。

#### (1) 本件各株式報酬に係る給与所得等の収入すべき日(争点(1))

##### ア 原告ら

(ア) 我が国の所得税法上、所得とは担税力を増加させる経済的利得を意味し、その意義について、包括的所得概念を前提としつつ、原則として未実現の利得を課税対象から除くという意味での「実現主義」が採用されていると広く理解されているところである。また、包括的所得概念における所得とは、「所得＝一定期間内の純資産の増加＝(期中の純資産増加額のうち)期末蓄積額＋(期中の純資産増加額のうち)期中消費額」という定式によって定義され、あるいは、①消費によって行使された権利の市場価値と、②期首と期末の間における財産権の蓄積の価値の変化の合計とも定義されると理解されている。かかる定義からすれば、そもそも所得の帰属主体が消費することができない、すなわち、処分することができないものが所得に含まれることはないと理解するのが論理的である。

(イ) このような我が国の所得税法上の所得の概念に照らせば、所得税法36条1項が定める所得の年度帰属、すなわち、収入金額計上時期の判断においては、上記の「実現主義」が採用される理由、すなわち、収入金額の算定の客観的担保の要請にとどまらず、収入金額が帰属する個人にとっての資金の処分可能性(使用可能性)の有無の双方が重要な要素となると解する必要がある、そのように解さなければ、所得概念との整合性を保つことができない。

以上によれば、所得税法36条1項の「収入すべき金額」の解釈として導かれる収入金額計上時期とは収入実現の高度の可能性あるいは蓋然性が認められる時期であるという解釈が導かれるのであり、これが「所得の実現」である。すなわち、同項に定める収入金額計上時期判定規範(所得の年度帰属に関する課税要件)は、「所得の実現」である。

そして、収入金額計上時期の判断に当たっては、収入金額の算定の客観的担保の要請

に加えて、収入金額が帰属する個人にとっての資金の処分可能性（使用可能性）も、その判断の重要な要素とされるのであるから、課税要件としての「所得の実現」とは、納税義務者が置かれた状況を考慮した上での当該納税義務者にとっての収入金額の換価可能性及び納税資金を含む資金の処分可能性（使用可能性）を意味するのであって、収入とされるものが権利その他の経済的利益である場合において、当該権利その他の経済的利益が市場において測定可能であることだけを意味するものではない。

本件においては、本件各C株式という「金銭以外の物又は権利その他経済的利益」による収入に係る収入金額計上時期が問題となっている。かかる「金銭以外の物又は権利その他経済的利益」による収入に係る収入金額計上時期とは、本件各C株式について、市場における測定可能性だけではなく、納税義務者である原告らにとっての収入金額の換価可能性ないし資金の処分可能性（使用可能性）もあるという意味での収入実現の高度の可能性あるいは蓋然性が初めて認められることとなった時点である。

そして、その判断に当たっては、収入金額の帰属する個人の置かれた地位、状況等を考慮しなければならない。

(ウ) 原告らは、本件転換日である平成20年9月8日の時点においては、そもそも本件各C株式のデリバリーも受けておらず、C社や本件信託契約の受託者であるIに対して本件各C株式に係る何らかの指示や指図をする権限も有していなかった。さらに、原告らが服していた本件取引制限の拘束力及びその実効性は極めて強いものであった。したがって、同日の時点において、原告らは、本件各C株式に係る収入金額の換価可能性及び納税資金を含む資金の処分可能性(使用可能性)を一切有していなかったと認められる。そのため、同日の時点で原告らの当該収入に係る所得については、収入実現の高度の可能性や蓋然性があるとは到底いえず、「所得の実現」を認めることができないから、当該所得に係る収入金額計上時期は、同日ではあり得ない。

(エ) 本件取引制限はウインドウ・ピリオドの初日である平成20年9月18日に解除されるまで継続しており、原告らは、それまでの間、極めて強力な拘束力及び実効性を伴った本件取引制限に服していたことになる。したがって、仮に、同月8日の時点で完了していなかった原告らに対する本件各C株式のデリバリーが同月9日以降のいずれかの時点で完了していたとしても、原告らは、本件取引制限の解除日の前日である同月17日までの間は、本件各C株式に係る収入金額の換価可能性及び納税資金を含む資金の処分可能性（使用可能性）を一切有していなかったことに変わりはない。

よって、原告らにおいて本件各C株式による収入についてその実現の高度の可能性あるいは蓋然性が認められ、「所得の実現」という課税要件が初めて充足されたのは、平成20年9月18日である。

(オ) したがって、本件各株式報酬に係る給与所得等の収入すべき日は平成20年9月18日である。

## イ 被告

(ア) 所得税法36条1項は、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合の収入時期について権利確定主義を原則とすることを規定したものであるところ、「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」の取得が、同項の「収入」と評価されるべきものでなければならない。そして、その評価は、同条2項により、別段の定めがな

い限り、収入時の時価で評価されることになるところ、ここにいう時価とは、ある時点における当該資産の客観的交換価値を指すものであり、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額であって、いわゆる市場価格をいうものと解されている。

そうすると、株式などの金銭以外のものを取得した場合において、当該金銭以外のものについて、市場が形成され、経済取引の対象となるなど市場価格が形成されている場合には、金銭的に測定可能な経済的価値を有するということになり、担税力を増加させる経済的利得に当たるといえ、当該金銭以外のものが、所得税法36条1項の「収入」に該当することになる。

そして、市場価格が形成され、金銭的に測定可能な経済的価値を有している「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」をもって収入する場合における収入すべき日は、所得税法36条1項における権利確定主義に基づき、当該「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」に係る収入の原因となる権利が確定する日である。なお、収入の原因となる権利が確定する時期については、それぞれの権利の特質を考慮し決定されるべきものであるところ、権利等が確定したというためには、単に当該権利等が発生しただけでなく、権利等が具体的に実現する可能性が客観的に認識することができる状態にまで高められていなければならないとされている。また、権利確定の時期を決定するについては、できる限り収入実現の蓋然性の高い時点を選ぶべきであるともされている。

(イ) 原告らの「収入」（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益）とは、本件各C株式（及び米国等源泉徴収税額相当額）であるといえる。

すなわち、本件各報酬プラン及び本件各賞与証書に基づき付与されるストック・ユニットは、ストック・ユニットの転換日にC株式を被付与者に支払う無担保のC社の契約であり、また、譲渡等が禁止されており、ストック・ユニット自体には市場性がなく、金銭的に測定可能な経済的価値を有していないことから、ストック・ユニットを付与されただけでは、被付与者が担税力を増加させる経済的利得を得たとはいえず、ストック・ユニットは「収入」には該当しないが、一方、本件各ストック・ユニットの転換によって原告らが取得した本件各C株式については、Fで一般に取引される上場株式として経済的価値を有するC社の普通株式であり、市場価格が形成され、金銭的に測定可能な経済的価値を有しており、原告らは、本件各C株式を取得することによって、担税力を増加させる経済的利得を得ることになるから、本件各C株式は「収入」に該当する。

また、米国等源泉徴収税額相当額は、C社が本件各報酬プラン及び本件各賞与証書の規定に基づいて、本件各ストック・ユニットの転換時に生ずる原告らの税金の納付又は源泉徴収義務の履行のため、転換された株式の株数（ストック・ユニットの個数と同数）から源泉徴収分として差し引いた数のC株式につき、本件転換日におけるC株式の株価を基に金銭的に評価した金額であり、差し引かれた数のC株式は、本件各ストック・ユニットが転換された数のC株式の一部を構成するものであるから、米国等源泉徴収税額相当額も原告ら（具体的には、原告丙、原告丁、原告L、原告M、原告戊及び原告Kの6名）の「収入」に該当する。

(ウ) このように原告らの「収入」は、本件各C株式（米国等源泉徴収税額相当額を含む。）であるから、「収入の原因となる権利」は、本件各C株式を取得することができる権利で

あり、この権利の確定、すなわち、この権利が具体的に実現する可能性が客観的に認識し得る状態にまで高められた時点ないし収入実現の蓋然性の高い時点とは、本件転換日である。

(エ) 以上のとおり、所得税法36条1項における権利確定主義に基づいて判断すれば、本件各株式報酬に係る給与所得等の収入すべき日は、収入の原因となる権利である本件各C株式を取得することのできる権利が確定した本件転換日の平成20年9月8日である。

(2) 本件各株式報酬に係る給与所得等の収入すべき金額の算定方法（争点（2））

ア 原告ら

(ア) 所得税法36条2項は、経済的利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする旨定め、経済的利益が所得として実現した時点の時価によって評価されるべきことを規定している。

この点、上場株式の価額の評価に関し、法令上、終値による評価を要求する規定はない上、具体的にいつの時点の市場価格でなければならないかを定めた規定もない。

そもそも、所得税法36条2項が定める「取得し」又は「享受する」時とは、「所得の実現」という課税要件が充足されたと認められる時を意味することになる。そして、「所得の実現」とは、収入金額の換価可能性及び納税資金を含む資金の処分可能性（使用可能性）を確実に自分のものにした時を指すことから、「取得し」又は「享受する」時における価額とは、収入金額の換価可能性及び納税資金を含む資金の処分可能性（使用可能性）を確実に自分のものにした時の価額を指すことになる。したがって、上場株式の場合には、「取得し」又は「享受する」時とは、取得し又は享受することになった日を指し、「取得し」又は「享受する」時における価額とは、取得し又は享受することになった日の市場価格として、それぞれの事情に応じて合理的と認められる価格を指すものと解するのが妥当な解釈であると考えられる。

(イ) 本件転換日の前営業日である平成20年9月5日から、本件各C株式の所得が実現した日として原告らが主張する同月18日までの間を通じて、①高値安値単純平均値、②売買高加重平均値及び③終値の三者を比較すると、①高値安値単純平均値と②売買高加重平均値が近接しており、②売買高加重平均値と③終値が大きく乖離する傾向にある。したがって、一般的にみて、③終値以上に、①高値安値単純平均値の方が異常性、偶然性が排除された合理的な値であることは明らかである。

(ウ) C株式は、いわゆる値幅制限の制度がなく、特定の銘柄について大幅な価格の上下動が起こり得るFにおいて取引されており、株式の時価を算定する際には、極めて偶然性の高い数値である終値を基準として「取得し」又は「享受する」時における価額を算出することは不合理であって、むしろ1日に繰り返される取引の上下動を加味した価額である高値安値単純平均値を用いることの方が「取得し」又は「享受する」時における価額の算定方法として十分な合理性を有する。

(エ) 市場価格の異常性、偶然性が異常に高まった状況下にあった平成20年9月18日においては、高値と安値という二つの統計値を踏まえて算出される平均値である高値安値単純平均値の方が、特定の統計値にすぎない終値よりも異常な乱高下を繰り返した取引価格の異常性、偶然性が排除されたものであって、高値安値単純平均値が合理的な値であると認められる事情が特に存在するというべきである。



## イ 被告

(ア) 所得税法36条2項にいう「時価」とは、ある時点における当該資産の客観的交換価値を指すものであり、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額であって、いわゆる市場価格をいうものと解するのが相当であり、いわゆる時価が事後的な判断基準として用いられるため、課税の公平を確保する観点からは、一定の客観的な基準によって認定された価額であることが要請される。

(イ) この点、証券取引所に上場されている株式の場合、その公表されている「終値」は、一般投資家が経済情勢や企業の財務状況などの種々の情報を踏まえた証券市場における売買の結果の価格であり、これらの情報をも価格面に反映した自由競争原理によって最終的に形成されたものと認められるから、当該上場株式の客観的交換価値、すなわち、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われた場合に通常成立する価額（市場価格）そのものであるというべきである。

そして、裁判例においても、証券取引所に上場されている株式の公表されている価格は、市場を通じた不特定多数の当事者間の自由な取引によって成立した客観的なものであり、当該取引日の終値は一般に時価として広く認識されているため、それを時価とするのが最も妥当であり、取得する株式が証券取引所に上場されている場合には、特段の事情のない限り、同取引所の終値によるのが相当であるとされている。

また、金融商品取引法130条は、金融商品取引所において公表しなければならない株価の一つとして終値を規定しているほか、企業が保有する金融資産について時価（市場価格）評価を行う際、取引所に上場されている金融資産の市場価格は、原則として取引所における取引価格を優先して適用することとされている。さらに、所得税基本通達23～35共-9及び36-36でも、上場株式の評価として終値による旨が規定されている。

(ウ) このように、証券取引所に上場されている株式の公表されている終値は、株式の客観的交換価値を示すものであり、裁判例や金融実務等においても重要な基準として一般に時価として広く認識され、利用されており、これを用いることが合理的な方法による画一的な取扱いの要請にもかなうものである。

したがって、証券取引所に上場されている株式の時価は、同取引所に公表されている終値によるのが相当である。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 認定事実

前記前提事実、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

#### (1) 株式報酬制度について

##### ア 本件各報酬プラン

本件各報酬プランの内容は、要旨次のとおりである（乙1ないし3、弁論の全趣旨）。

##### (ア) 目的

Eグループの発展及び利益に貢献した主要な従業員に対し、報奨を与え、C株式の所有を勧奨することで、従業員を引き付け、雇用を継続させ、モチベーションを高めるとともに、エクイティ・ベースの報酬と株式所有機会の拡大を通じ、主要な従業員と株主

の利益の方向を同じくすること。

(イ) 定義

- a 「賞与」とは、本件各報酬プランの規約に準拠した賞与をいう。
- b 「賞与証書」とは、賞与の規約が規定されている書面証書（電子書類を含む。）をいう。
- c 「委員会」とは、取締役会の委員会、その全ての後継者、あるいは、本件各報酬プランを管理する目的で取締役会が任命するその他の委員会をいう。

(ウ) 適格者

「適格者」とは、本件各報酬プランの下で賞与を受ける資格を有する個人をいい、適格者には、委員会が定めた特定の期間について委員会がその時々非適格であると決定した特定の個人を除き、全ての常務取締役、社長、副社長、役員及びその他の主要なEグループの社員及びコンサルタント、子会社の非社員取締役、合弁事業、パートナーシップ、あるいは、C社あるいは子会社が資本あるいは同様の利益を持つ同様の事業団体の社員及びコンサルタントが含まれる。

(エ) スtock・ユニット賞与

Stock・ユニット賞与は、1個以上のStock・ユニットから構成され、委員会による規定及び賞与証書の条件に従うものとする。Stock・ユニット1個は、C株式一株に相当する。賞与証書が規定する確定及び支払の条件を満たすと、委員会により、C株式あるいは支払時のC株式一株当たりの公正価格に相当する現金が支払われる。

(オ) 賞与の一般的条項

- a 賞与の規約は、委員会が承認した賞与証書に記載され、賞与の付与日以後に、被付与者に送付されるか、入手可能となる。
- b 賞与に係る確定、支払及びその他の制限（Stock・ユニットに係る譲渡制限、強制買取条項など）は、委員会が決定し、各賞与証書に規定される。上記にかかわらず、委員会は、①賞与の確定若しくは支払、②賞与に係る制限の解除日を早めることができる。
- c 被付与者は、該当する従業員持ち株信託の規約に別段の定めがある場合を除いて、Stock・ユニットの対象となるC株式の支払が行われるまでは、当該株式の株主としての権利を持たない。

被付与者は、C社が賞与として実際に発行するC株式の実質的所有者となり、特定の株式に課せられる失権のリスク及び譲渡の制限などを除いて、当該C株式の所有者としてのあらゆる権利が与えられ、この権利には、議決権や現金及び配当を受領する権利が含まれるが、これらに限定されるものではない。

(カ) その他

- a 賞与の付与、賞与の確定又は支払若しくは賞与に係る制限の失効の条件として、C社は、被付与者に対して、本件各報酬プランに従って被付与者が享受する資産又は利益に係る税金、賦課金若しくはその他の政府関係者の支払に必要となる費用をC社に支払うことを義務付ける場合がある。委員会が規定する規則及び手順に準拠し、これらの税金などの費用に当てるため、委員会の判断により、C社は、賞与として支払うC株式の株数を減じるなどすることがある。

- b 委員会が別段の決定を行わない限り、本件各報酬プランの下で付与される賞与は、遺言、又は、相続及び分配に関する法律による場合を除いて、移転することができない。

#### イ 本件各賞与証書

本件各賞与証書は、本件各報酬プランに準拠して作成され、ストック・ユニットが付与される際に被付与者に交付される。その内容は、おおむね共通しているところ、2005 EICPに基づいてその概要を説明すると、要旨次のとおりである（乙11ないし15、弁論の全趣旨）。

##### (ア) 目的等

- a Eグループは、被付与者の勤務に対する任意の長期報奨及び継続してEグループの雇用下に留まり、予定確定日までEグループに勤務し続ける報奨として、被付与者に、ストック・ユニットを賞与として付与する。

本件各賞与証書は、賞与の一般条件を規定している。

- b 賞与は、本件各報酬プランに準拠して決定される。
- c 賞与の目的は、Eグループの利益と被付与者の利益を調整すること、将来におけるEグループへの継続的な雇用やサービスに対して報酬を与えること、非公開、極秘、あるいは、機密情報、製品、企業秘密、取引先との関係及びその他の合法的な業務利益において、Eグループの利益を保護することなどである。

こうした目的を考慮して、被付与者が、①予定確定日までEグループに継続して雇用される状態にあり、かつ、②下記（キ）で述べる取消事象に該当するいかなる活動にも従事しない場合に限り、被付与者は賞与の各割当分を得るものとする。

##### (イ) スtock・ユニットの概要

- a 被付与者の各ストック・ユニットは、C株式一株に相当する。
- b スtock・ユニットとは、ストック・ユニットの転換後にC株式一株を被付与者に支払う無担保のC社の契約である。
- c 被付与者は、ストック・ユニットの保有者として、C社の一般的な無担保債権者の権利のみを保有し、ストック・ユニットが転換されるまで、当該ストック・ユニットの基礎となるC株式に関して、株主にはならない。

##### (ウ) 「確定」と「転換」

###### a 「確定」

被付与者のストック・ユニットの50%は、第1予定確定日に確定し、ストック・ユニットの残り50%は、第2予定確定日に確定する。

本件各賞与証書に別途規定されている場合を除いて、ストック・ユニットの上記各部分は、予定確定日まで継続してEグループの雇用下に留まること、かつ、Eグループに対して付加価値的なサービスを提供することによって、将来も引き続きEグループに勤務する場合にのみ、確定する。

###### b 「転換」

本件各賞与証書に別途規定されている場合を除いて、被付与者の各ストック・ユニットは、予定転換日に、それぞれC株式一株に転換される。

- c スtock・ユニットの転換によりデリバリーがされる株式は、証券取引法又は従業

員取引ポリシー及びコンプライアンス通知から生じ得る場合を除いて、いかなる譲渡制限も受けず、又は、下記（キ）で述べる状況の下で取り消されることもない。

（エ） 配当相当額の支払

C社がC株式の配当金を支払う場合は、被付与者のストック・ユニットが転換されるまで、確定及び未確定のストック・ユニットの配当相当額が被付与者に支払われるが、取り消されたストック・ユニットについての配当相当額は支払われない。

（オ） 死亡、身体障害及び定年退職

以下の特別な確定及び支払条件は、被付与者のストック・ユニットに適用される。

a 雇用期間中の死亡

被付与者の雇用が、死亡により終了した場合、被付与者の未確定ストック・ユニットの全ては、当該雇用の終了の日に転換される。

b 雇用期間後の死亡

被付与者が、雇用期間後予定確定日前に死亡した場合、被付与者が死亡時に保有していた確定ストック・ユニットは、C社が被付与者の適切な死亡通知を受領後、管理能力上実行可能なできるだけ早い時期に、転換され、規定に従って指名された受益者又は被付与者の遺産の法定代理人に引き渡される。

c 身体障害

被付与者の雇用が、身体障害によって終了した場合、被付与者の未確定ストック・ユニットの全ては、当該雇用の終了の日に確定し、予定転換日に転換される。

d 定年退職

被付与者の雇用が、定年退職で終了した場合、被付与者の未確定ストック・ユニットの全ては、当該雇用の終了の日に確定し、予定転換日に転換される。

（カ） 会社都合の解雇等

下記（キ）の取消事象に該当しない状況の下で、Eグループが被付与者を解雇した場合、被付与者の未確定ストック・ユニットは、被付与者がEグループの合意書及び権利放棄証書に署名することを条件に、Eグループとの雇用の終了の日に確定し、予定転換日に転換される。

本件各賞与証書に規定する取消し及び源泉徴収規定は、被付与者のストック・ユニットが転換されるまで、継続して適用される。

（キ） 雇用の終了と賞与の取消し

a 未確定賞与の取消し

被付与者の雇用が、前記（オ）の死亡、身体障害及び定年退職並びに上記（カ）の会社都合の解雇等以外の何らかの理由で終了した場合、未確定ストック・ユニットは取り消される。

b 確定賞与の一般的扱い

本件各賞与証書に別途規定されている場合を除いて、被付与者の確定したストック・ユニットは、予定転換日に転換される。

本件各賞与証書に記載された取消し及び源泉徴収規定は、被付与者のストック・ユニットが転換されるまで、継続して適用される。

c 一定の状況の下での賞与の取消し

この項に記載された取消事象は、取り分け、非公開、極秘、あるいは、機密情報、製品、企業秘密、取引先との関係及び合法的な業務利益においてEグループの利益を保護するためなどのものであり、本件各賞与証書の他の条件に優先して適用される(ただし、本件各賞与証書において、当該取消事象がもはや適用されないことを明確に規定している場合を除く。)

被付与者のストック・ユニットは、たとえ確定していても、下記の状況のいずれかに該当する場合、予定転換日前に取り消される。

(a) 競合する活動

定年退職の要件を満たす期間内に、被付与者の雇用が、自己都合で終了した後に、被付与者が競業他社への就職等の競合する活動に従事する場合、次の i ないし iii が適用される。

- i 競合する活動が第1 予定確定日前に行われた場合、被付与者のストック・ユニットの全てが、直ちに取り消される。
- ii 競合する活動が第1 予定確定日以降第2 予定確定日の前に行われた場合、①被付与者のストック・ユニットの50%が、直ちに取り消され、②被付与者のストック・ユニットの残りの50%は、その予定転換日まで発行済みのままとし、本件各賞与証書に規定される他の全ての条項(無制限に下記(b)の取消規定及び源泉徴収規定を含む。)に引き続き従う。
- iii 競合する活動が第2 予定確定日以降に行われた場合、被付与者のストック・ユニットの全ては、予定転換日まで発行済みのままとし、本件各賞与証書に規定される他の全ての条項(無制限に下記(b)の取消規定及び源泉徴収規定を含む。)に引き続き従う。

(b) その他の事由

以下の全ての事象が、予定転換日前のどの時点で生じた場合でも、被付与者の全てのストック・ユニットは、確定又は未確定にかかわらず、直ちに取り消される。

- i 被付与者の雇用が、業務違反、義務の不履行、不正行為又は法令違反などの事由のために終了する場合
- ii 被付与者の雇用期間終了後、Eグループが、被付与者の雇用が上記 i の事由のために終了した可能性があるかと判断する場合
- iii 被付与者が、Eグループ外の権限のない者に機密情報を開示し、又は、Eグループの業務関係以外で、機密情報を利用又は利用しようと試み、当該開示、利用又は利用の試みが、Eグループに不利益をもたらす場合、又は、Eグループの行動規範に基づく義務若しくは機密情報における権利の譲渡、獲得、施行に関して、被付与者とEグループとの間で別途存在する義務に、雇用期間中又はその後において従わない場合
- iv 被付与者が不正教唆に関わった場合
- v 被付与者が越権発言を行った場合
- vi 被付与者が、一定期間内に、書面による事前の辞職届けを行わずに辞職した場合

(ク) 税金及び源泉徴収義務

被付与者は、ストック・ユニットの転換時に生じる税金の納付又は源泉徴収義務の履行のため、C社が制定した規則及び手順に従って、C社にC株式を控除させ、又は、C株式を提供することを選択することができる。控除又は提供されたC株式は、C社が制定した評価方法に準じて、ストック・ユニットの転換日に、C株式の公正市場価格で評価される。

(ケ) 譲渡不可能性

被付与者は、被付与者死亡の際の受益者又は複数の受益者を指名している場合などを除いて、被付与者のストック・ユニットを売却、担保、抵当、譲渡又はその他の方法で移転（法の運用又はその他の方法で生じるとされる、あらゆる譲渡又はその他の移転を含む。）することはできない。

(コ) 所有権と所有

a 一般的規定

一般的に、被付与者は、ストック・ユニットの転換前に、当該ストック・ユニットに対応するC株式の株主としてのいかなる権利も持たない。

ただし、ストック・ユニットの転換前に、被付与者は、本件各賞与証書に規定された配当相当額の支払を受け取る。

b 転換後

被付与者は、ストック・ユニットの転換後、被付与者に発行されるC株式の実質的所有者となり、議決権及び現金、株式配当金又は株式に支払われるその他の分配金を受け取る権利を含む、あらゆる所有者としての権利を与えられる。

(サ) 法令遵守

直接的、間接的、有償、無償、自己都合のいかんを問わず、ストック・ユニットの転換後に発行された株式が、売却、譲渡、移転、担保、抵当、不動産に伴う負担又はその他の方法で処分される場合には、全て、Eグループ又は関連する企業体が会員権又はその他の特権を持つ取引所、協会又はその他の団体に適用される全ての規約、規則、規制若しくは方針並びに行政機関、自主規制機関又は州立若しくは連邦の取締機関に適用される全ての法律又は適用される全ての規則及び規制が、遵守されなければならない。

(2) 株式のデリバリーについて

ア 米国における株式保有制度

(ア) 一般に、米国の無券面株式の保有形式には、直接保有制度と間接保有制度がある。直接保有制度の下では、権利取得者が株式の引渡しを受けることにより証券（セキュリティ）である株式自体が当該権利取得者に直接帰属することとなるが、間接保有制度の下では、権利取得者は、株式自体を直接取得するのではなく、証券口座の開設先である証券仲介機関に対するセキュリティ・エンタイトルメント（証券についての権利）を取得することにより、株式を間接的に取得することとなる。すなわち、間接保有制度の下では、株式は、権利取得者の証券口座への振替記帳によって表章されている。なお、証券口座を通じて株式を間接的に保有する譲渡人が同株式を譲渡する場合には、譲渡人の保有していたセキュリティ・エンタイトルメントが消滅し、譲受人は新たなセキュリティ・エンタイトルメントを取得する。セキュリティ・エンタイトルメントは、証券口座保有者の証券仲介機関に対する権利であってそれ自体は譲渡の対象ではなく、譲渡の対象は、

間接保有の対象である株式である（甲共11、弁論の全趣旨）。

- (イ) C社の設立準拠法は、デラウェア州法であり、賞与証書の準拠法はニューヨーク州法であるところ、これらの州法を含む各州法は、米国統一商事法典8章を会社法の一部として採択している。米国統一商事法典においては、①同章301条に従って、証券の引渡しを受けた場合及び②同章501条に従って、証券のセキュリティ・エンタイトルメントを取得した場合に、一般投資家は、当該証券又は当該証券に表象される権利を取得するとされている（同章104条）（甲共10、12の1・2、弁論の全趣旨）。
- (ウ) 米国統一商事法典8章501条（b）は、証券仲介機関が①金融資産がその者の証券口座に振り替えられたことを記帳によって示した場合（（1））、②その者から金融資産を受け取り、又は、その者のために金融資産を取得した上で、いずれの場合においても、その者の証券口座に振り替えることを承認した場合（（2））、③他の法律、規則、ルールに基づき、金融資産をその者の証券口座に記帳する義務を負った場合（（3））のいずれかに該当する場合、ある者はセキュリティ・エンタイトルメントを取得すると規定し、同条（c）は、上記（b）の条件が満たされた場合、たとえ証券仲介機関が当該金融資産を保有していなかった場合であっても、ある者はセキュリティ・エンタイトルメントを取得すると規定している（甲共12の1・2）。
- (エ) 米国統一商事法典8章301条（b）は、①証券発行人が、当該証券の最初の発行若しくは移転の登録に際して、当該購入者を登録保有者として登録した場合（（1））又は②証券仲介機関以外の別の者が、当該購入者のために当該証券の登録保有者になるか、若しくは、以前から当該証券の登録保有者である場合に、当該購入者のために保有することを承認した場合（（2））に、当該証券の引渡しが生じると規定している（甲共12の1・2）。

#### イ 本件信託契約

##### (ア) 転換前のC株式の信託

C社は、Eグループの従業員等にストック・ユニットを付与する際に、本件信託契約に基づいて当該ストック・ユニットに対応するC株式をIに信託することとしており、本件各ストック・ユニットの付与時にも、本件各ストック・ユニットに対応する数量のC株式が、Iに信託されていた。ただし、信託に対して指図権を有するのはC社のみであり、信託において保有されているC株式は、C社自身の責任財産の一部とされており、従業員等には、転換前において、信託受益者として直接受託者に対して指図権を有するような権利はなく、また、転換後においても、同信託の信託財産に対して、そのような指図権を有するような権利を持つことはなかった（本件信託契約3条、2条（a））（甲共13、14、弁論の全趣旨）。

##### (イ) 振替先となる証券口座情報の更新を求める通知及び信託財産からのC株式引出しのための振替指示

C社は、転換後に、Eグループの従業員等に対してストック・ユニットに対応するC株式を交付する際は、Eグループの従業員等が事前に指定した証券口座に、Iに信託されたC株式を振り替えるという方法を採用していた。信託されたC株式を信託財産から引き出すためにされる受託者であるIに対する振替に関する指示は、本件信託契約2条（a）に従い、報酬委員会が行うこととされ、それに続くEグループの従業員等の証券

口座への振替指図も、報酬委員会が行うこととされており、C社内では、人事部あるいは人事部に属するエグゼクティブ・コンペンセーション部門が行っていた（甲共13、16、弁論の全趣旨）。

#### (ウ) 振替指示

エグゼクティブ・コンペンセーション部門は、平成20年8月2日、同年9月8日に転換を迎えるストック・ユニットを有する原告らを含む従業員等に対して、C株式の振替先となる証券口座情報を更新することを求める通知をした（甲共13、16、弁論の全趣旨）。

C社は、本件転換日の翌日である平成20年9月9日に、①C社に対して同月8日より前に上記証券口座情報として、証券仲介機関にある証券口座を既に指定済みの者については、Iの信託財産からC株式を引き出す振替指示に続けて従業員等が指定した当該証券口座への振替を行うために必要な振替指示を行い、②C社に対して同日よりも前に証券口座情報を指定しなかった者及び証券口座情報として当時のC社の株式名義書換代理人であるN（現在のO。以下「O」という。）に開設した決済口座を指定した者については、Iの信託財産からC株式を引き出す振替指示に続けて、Oに対して、個々のEグループの従業員等の名義でそれぞれが支払を受けるべき数のC株式を記録するように指示していた（甲共13、弁論の全趣旨）。

### (3) 本件取引制限について

#### ア 米国関連法令等

米国1934年証券取引所法15（g）は、「本章、又は本章に基づく規則若しくは規定に違反し、証券会社若しくはディーラー、又はそれらの関係者が重要な未公開情報の不正使用を行うことを防止することを目的として、証券会社又はディーラーの業務の性質を考慮しつつ、合理的に策定された書面による方針及び手続を制定、維持及び遵守」することを全ての登録証券会社及びディーラーに対して命じており（甲共30）、合衆国法15編780条も同趣旨である（甲共31の1）。

また、米国金融取引業規制機構及びFは、その会員に対し、従業員その他の関係者それぞれの行動を監督するためのシステムで、適用のある証券取引法及び規則の遵守を達成すべく合理的に立案されたものを確立し維持することを求めている（全米証券業協会規則3010、F証券取引所規則342.21）（甲共32、33、35、弁論の全趣旨）。そして、米国金融取引業規制機構は、会員に対して、合理的に立案された措置を採用していることを証明するよう義務付けている（米国金融取引業規制機構規則3130条（b））（甲共34の1、35、弁論の全趣旨）。なお、米国金融取引業規制機構は、全米証券業協会とFの会員規制機能の統合により誕生した組織であり、両組織の規則を統合した米国金融取引業規制機構の新たな規則を制定するまでの期間においては、両組織の規則が米国金融取引業規制機構の規則として適用されることになっていた（甲共35、弁論の全趣旨）。

合衆国法では、米国証券取引委員会は、証券会社又はディーラーの監督措置が不適切であると判断した場合、コンプライアンスを実行するための措置をとるよう命ずることができるだけでなく、制裁を課すことができると定められている（15編78u-3条（a）、（e））（甲共31の2、弁論の全趣旨）。また、米国金融取引業規制機構規則でも、米国金融取引業規制機構の会員（金融機関）が、米国の証券取引に関する法令や、米国金融取引



業規制機構、F又は全米証券業協会の規則に違反した場合、米国金融取引業規制機構が当該会員に対して罰金を科すこと、米国金融取引業規制機構の会員としての資格停止処分又は追放処分を含む適切な処分をすることができる旨を定めており（8310（a））（甲共34の2、35、弁論の全趣旨）、米国金融取引業規制機構の処分に関するガイドラインは、全米証券業協会規則3010の違反の場合について、5000米国ドルから10万米国ドルの罰金を課す旨定めているほか、責任ある当事者若しくは企業の最大2年間の米国金融取引業規制機構の会員としての資格停止処分又は企業の米国金融取引業規制機構の会員としての追放処分を課す旨を定めている（甲共35、36、弁論の全趣旨）。

#### イ 行為規範

行為規範の内容は、要旨次のとおりである（甲共2）。

##### （ア）目的等

行為規範は、Eグループでの雇用条件の一部を構成し、従業員のEグループにおける活動や、退職後に負う義務について規定している。行為規範に違反した場合には、Eグループによる解雇を含む様々な懲戒処分の対象となることがある。

##### （イ）Eグループの発行した有価証券の取引

Eグループの発行した有価証券（以下「E有価証券」という。）の取引をすることができるのは、ウインドウ・ピリオド中に限定されている。

#### ウ 従業員取引ポリシー

従業員取引ポリシーの内容は、要旨次のとおりである（甲共1、乙7、弁論の全趣旨）。

##### （ア）目的等

従業員取引ポリシーは、従業員の個人的取引に関連した法律上、業務上及び倫理上の紛争を防止し、機密情報が濫用されないよう保護し、不都合な事態の出現を回避することを意図している。従業員は、一般に、日常の責任がおろそかになるほどの規模や種類の個人的取引に携わってはならない。

Eグループは、従業員に長期の投資をするよう強く奨励し、短期の、投機的な取引への投資は奨励しない。

また、従業員取引ポリシーは、従業員が取引活動全般について従わなければならない一般規則及び特定種類の取引並びに口座に関する特別規則から構成される。

##### （イ）適用範囲

従業員取引ポリシーにおける「従業員」とは、従業員本人だけではなく、その配偶者又は同居するパートナー及び未成年の子供を含み、従業員取引ポリシーは、全ての従業員証券口座に適用される。

「従業員証券口座」とは、①証券口座機能、すなわち、エクイティ、債券、外国為替、商品又はデリバティブを保有又は取引することのできる口座、②従業員が、投資判断を行う又は投資判断に影響する権利若しくは権限を直接的又は間接的に持っている口座をいう。

したがって、上記の証券口座機能を有していない限り、以下の種類の口座には、従業員取引ポリシーは適用されない。

- a 当座、貯蓄、マネー・マーケット・ファンド又はその他の預金口座
- b ファンド販売者において直接に保有されるミューチュアル・ファンド（ただし、証

券口座機能のある口座を通じたものは除く。)、例えば、ミューチュアル・ファンドのみを保有する金融サービス会社にある口座

ただし、個別の証券その他金融商品が保有又は取引される会社にある口座、その他証券口座機能のある口座は、従業員証券口座とみなされ、従業員取引ポリシーの適用対象となる。

#### (ウ) 会社における口座の保有

Eグループでは、従業員が従業員取引ポリシーを遵守していることを監視することができるよう、従業員は、Eグループにおける雇用開始時及びその後要請を受けたときには、定期的に、自己の従業員証券口座の全てを全面的に開示し、その他の証明を行わなければならない。

従業員は、一般に、(現地法に従って) Eグループ内に従業員証券口座を保有しなければならない。その例外は稀で、コンプライアンス部門の従業員取引グループ及び自己の業務ユニット又は部門が取引活動を監督するよう指定したマネジャー(指定管理者)の事前の書面による承認がある場合に限り認められる。

Eグループ外に証券口座の保有又は開設要望を行う場合、ウェブベースの「社外ビジネス利益(OBI)」システムを使用しなければならない。

従業員は、「社外ビジネス利益(OBI)」システム経由による承認を得ていない限り、取引を全て従業員証券口座経由で行わなければならない。

#### (エ) 従業員取引のレビュー

業務ユニットの指定管理者及びC社は、従業員証券口座内の取引について、取引頻度、機密情報の濫用の可能性、利益相反など様々な要素をレビューすることができる。

#### (オ) 個別の制限

##### a 注文のエントリー

従業員証券口座における注文は、直接エントリーすることはできず、グローバル・ウェルス・マネジメント財務アドバイザー、投資営業担当者といった従業員取引のために指定されたデスクを通じてエントリーしなければならない。

##### b 保有期間及び事前承認

従業員は、一般に、投資商品を購入後30日以上保有しなければならない(ただし、自己の業務ユニット又は部門の取引ポリシーで別途定める場合を除く。)。関連保有期間の終了前にポジションを売る必要がある場合には、指定管理者及びコンプライアンス部門から事前に承認を得なければならない、例外的な状況に限り、承認が与えられる。

保有期間要件から除外されるのは、一般に、満期までの期間又はプット・オプション付与までの期間が30日以内のオープン・エンド・ミューチュアル・ファンドと債券である。

ただし、自己の業務ユニット又は部門の取引ポリシーで別途定める場合を除いて、債券は、満期又はプットまで保有しなければならない。

E有価証券を取引する際の保有期間については、下記(カ) cのとおりである。

##### c 機密又は内部情報の保有

その他の取引は、証券でも関連デリバティブでも、以下の場合には、取引又は取引の推奨をしてはならない。

- (a) 当該証券について、重大な非公開情報を有している場合
- (b) C社が同一発行体の証券又は関連デリバティブにおいて、従業員が、自己勘定若しくは顧客勘定で取引を実施していること又はそれを提案していることを認識している場合
- (c) C社が当該発行体のために、又は、それに影響する取引を行っていることを認識している場合
- (d) 従業員が、公式に流布されていない緊急の調査レポートその他の通信連絡を認識している場合

d 調査による推奨

どの発行体の有価証券でも、Eグループの調査アナリストが当該発行体に関するカバーの開始又は推奨変更後1取引日の間は、従業員証券口座について取引を行ってはならない。

e 顧客又はC社の注文に関する情報

従業員は、いかなる方法でも、個人的な投資で利益を得るためにEグループの所有物又は顧客に関する情報にアクセスすることを禁止されている。

従業員は、特に、①先回り売買、すなわち、情報が一般に周知される前に、自己の所有する又は顧客口座に好ましいポジションを持ち、近い将来の有価証券取引で未公開情報を使用すること、②ピギーバック、すなわち、顧客又はデスクが完了した取引と同様の個人的取引に従事することを禁止されている。

f 制限リスト

従業員は、一般に、自己の従業員証券口座において、制限リストに掲載のある有価証券又は関連デリバティブの取引を行うことができない。

後に制限リストに掲載されるオプション、ワラント、その他デリバティブ有価証券を保有していた場合には、一般にその商品を満期前の最終取引日まで保有しなければならない、その時点でポジションを閉じる。

最終取引日にポジションを閉じる場合、コンプライアンス部門の管理グループから承認を得る必要はないが、満期前に行使したい場合は、管理グループから事前承認を得なければならない。

g 募集発行及び流通市場での取引

ほとんどの状況下において、Eグループのポリシー及び業界の規制により、従業員は、従業員証券口座において持分証券を募集発行時に購入することができない。米国での規制は、より広く、口座が従業員証券口座であるか否かにかかわらず、近親者にも適用される。さらに、別途通知されない限り、従業員は、C社が引き受け又は販売する募集発行又は売出しの一部を成す持分証券を販売終了まで購入することができない。

h プライベート・エクイティ・ポートフォリオ企業の証券取引及びその他C社が主体となる投資

従業員は、一般に、C社がプライベート・エクイティ・ファンドの投資活動を通じて権利を取得する会社の発行証券を取引することができない。さらに、従業員は、C社が主体となる投資活動を通じて権利を取得する会社の有価証券の取引を禁止されて

おり、こうした証券は、全て制限リストに記載される。

この禁止規定は、エクイティ、債券、転換社債、オプション、優先株式及びワラントなど、発行体の全ての証券に適用される。従業員は、C社が後に権利を取得する会社の有価証券を保有している場合、(他の適用可能な取引ポリシーにより課される制限及び規制グループの事前承認を条件として) 当該有価証券を保有し続けることも売却することもできるが、追加購入することはできない。

i 協調取引及び企業の重要持分の取引

従業員は、他の従業員と協調して取引することを禁止されている。さらに、C社の上級幹部及びコンプライアンス部門の管理グループから書面による事前許可を受けている場合を除いて、従業員は、単独でも、他のいかなる者と協調してでも、現地証券法及び規制に基づき申告が必要な公開企業の持分を直接所有し又は支配することはできない。

j デリバティブ及びヘッジ

原則として、従業員は、先物オプション、先物契約、商品並びに関連デリバティブ、通貨、非上場のワラント、商品オプション及びスワップを取引することはできない。自己の業務ユニット又は部門が特に許可しない限り、従業員は、先物取引も禁止されている。

ほとんどの地域で、従業員は、適用される業務ユニット又は部門の事前許可及び取引ポリシーに従い、上場有価証券、通貨オプション及びワラントを取引することができる。地域で禁止されていない限り、従業員は、個別商品又は口座に適用される規制に従って、デリバティブを用いるプライベート・ファンド(ヘッジ・ファンドなど)又は公開ファンドにも投資することができる。

従業員は、ヘッジ取引を開始する前に、ヘッジ取引の申込理由を詳細に説明した書面を指定管理者及びコンプライアンス部門に提出し、許可を得なければならない。

(カ) E有価証券の取引

- a 他の有価証券と同様、従業員は、C社について内部情報又は重大な非公開情報を有している場合、いかなる時点でも、E有価証券の取引実行を禁止されている。従業員は、E有価証券を短期の投機ではなく、長期投資で保有すべきである。

E有価証券には、C社、その子会社及び関係会社が発行した普通株式、優先株式及び債券を含むあらゆる有価証券を含む。

b ウインドウ・ピリオド

- (a) 上記aにより、従業員は、E有価証券を所定のウインドウ・ピリオド内に限り、取引することができる。
- (b) ウインドウ・ピリオドとは、①アクセス・パーソン(重要財務情報を入手することができる地位にいる者を指す。)である従業員の場合、C社の決算発表後最初の営業日に開始し、その後20営業日目に終了する期間をいい、②アクセス・パーソンでない従業員の場合、C社の決算発表後最初の営業日に開始し、各財務四半期の最終営業日に終了する期間をいう。

c 保有期間

- (a) アクセス・パーソンでない従業員は、E有価証券のポジションを最低30日間保

有する義務がある。アクセス・パーソンである従業員は、E有価証券のポジションを、6箇月間保有する義務がある。

(b) 従業員がオプション行使により、又は、必要期間保有したストック・ユニットの転換により株式を取得した場合、これらの株式を更なる期間保有する必要はない。

(c) 従業員は、E有価証券を空売りしたり、それに関わるデリバティブを取引したりすることを許可されていない。ただし、売却可能なE有価証券につき、従業員は、地域がそれを禁じていない、又は、従業員が執行役員でない限り、従業員は、適用されるウインドウ・ピリオド中に、カバード・コールを出し、プロテクティブ・プットを組み合わせることができる。

カバード・コールについては、①ウインドウ・ピリオド中に出さなければならず、②アクセス・パーソンである従業員が6箇月、アクセス・パーソンでない従業員が30日の必要期間保有された持分について出すものとする。

プロテクティブ・プットについては、①ウインドウ・ピリオド内の買取り及び行使がされなければならず、②アクセス・パーソンである従業員が6箇月、アクセス・パーソンでない従業員が30日の必要期間保有された持分について出すものとする。

#### (キ) 従業員取引ポリシーに違反した場合の結果

従業員取引ポリシーに違反すると、取引の取消し、取引特権の停止、雇用の終了及び民事又は刑事訴訟まで幅広い制裁の対象になることがある。Eグループは、事前通知なしに、従業員の費用で従業員のポジションを凍結し、取引を取り消し、Eグループ以外で保有する口座で実施した取引を従業員の費用で取り消すよう指示する。Eグループは、許容することのできない取引からのあらゆる損失を従業員に請求し、当該取引から生じるあらゆる利益を没収する。

#### エ 上級役員に対する取引ポリシー

行為規範及び従業員取引ポリシーを補完するものとして、他の従業員に比べてEグループのインサイダー情報に触れる可能性の高いEグループの上級役員に対しては、別途「Employee Trading Policy for the Management Committee and the Operating Committee」（以下「上級役員取引ポリシー」という。）が定められていた。上級役員取引ポリシーにおいては、上級役員は、E有価証券の取引を行うに当たっては、事前にEグループの承認を得ることが要求されていた。原告らのうち、原告Mは上級役員であり、従業員取引ポリシーに加えて上級役員取引ポリシーにも服していた（甲共20、弁論の全趣旨）。

#### オ コンプライアンス通知

コンプライアンス通知の内容は、要旨次のとおりである（甲共17）。

##### (ア) 概要

コンプライアンス通知は、D社の全従業員に向けて、その従業員証券口座に対して適用される重要な規制について説明するものである。従業員証券口座には、①配偶者、未成年の子又は親戚で、従業員又はその配偶者等が生計の大半を支える者、②その他生計を同じくする家族、③従業員が受託者となっている信託口座、④その他の口座又は仕組みのうち、従業員又は上記の者が管理又は影響を及ぼすことが可能な者が含まれる。

従業員取引ポリシーには、従業員の投資取引に関する一般的なガイドライン及び禁止事項が記載されており、C社は、従業員が長期的投資を行い、短期的、投機的な取引を

行うことを慎むことを強く推奨している。

制限事項は、違反行為及び違法行為と疑われることを未然に防ぐためにC社が決めたものである。

(イ) 日本固有の制限事項

a 社外の証券口座における取引

従業員証券口座をC社に開設しなければならないという社内規則に加えて、日本証券業協会規則は、金融商品取引業者の従業員が、自身の雇用者から書面による事前承認を受けずに、他の日本証券業協会員に特定の種類の有価証券取引を発注することを原則として禁止している（いわゆる「地場出しの禁止」）。

この禁止規定は、多くの一般的な個人投資プランにも適用されるが、例外として、投資信託、その他の信託ファンド及び国債は地場出しの対象外であり、他の日本証券業協会員を通じて取引をすることが認められている。ただし、もしこれらのタイプのファンドを他の日本証券業協会員に開設した口座で保有しており、それらの口座を通じて有価証券の取引を行うことができるのであれば、必ずコンプライアンス部門に口座情報を開示し、また、定期的に月次報告書等を提出することが求められる。

b 金融証券取引業者以外を通しての取引

金融機関は、現在、金融商品仲介業を行うことが可能となっており、これには証券仲介業務が含まれる。取引注文を金融機関に出すことは地場出しの行為に当たり、事前承認が必要となる。

(ウ) グローバルな制限事項

a 保有期間

従業員による取引には、30日間の最低保有期間要件が課される。ただし、一部の部署では、より長い保有期間が課されている場合がある。

b 重要な非公開情報

従業員が重要な非公開情報に基づき取引を行うことは固く禁じられている。

c E有価証券

従業員によるE有価証券の取引は、決められた期間（ウインドウ・ピリオド）内に限られる。従業員は、報酬制度によって証券を取得した場合を除き、最低6箇月間保有しなければならない。

(エ) 雇用契約書

Eグループでは、従業員を雇用する際に、従業員との間で、Eグループの使用者と従業員に関する権利義務を定める雇用契約書を作成していた（甲共21、22）。これら雇用契約書には、①従業員に行為規範への署名を求め、同署名及びその遵守をEグループへの入社条件とするもの（甲共23）、②従業員は行為規範及び従業員取引ポリシーを遵守しなければならない旨が直接明記されているもの（甲共24）、③直接明記はされていないものの、就業規則を遵守しなければならない旨が明記されているものがあり（甲共25）、就業規則にはC社の行為規範その他の規則に違反した場合には懲戒の対象になる旨が明記されている（甲共26ないし29）。

カ 行為規範及び従業員取引ポリシー等の社内ルールの周知のために採られていた措置

(ア) 行為規範、従業員取引ポリシーの交付、新たな社内ルールの制定時のコンプライアンス

## ス通知の交付

C社のコンプライアンス部門は、雇用契約書の中に、従業員は行為規範及び従業員取引ポリシーを遵守しなければならない旨定められていることなどを理由に、従業員を雇用する際に、当該従業員に対し、C社のイントラネットにおける行為規範及び従業員取引ポリシーのアクセス権を付与し、また、その概要を説明した上で、当該従業員がこれらの各書類を読み、その詳細を理解したことの認証を求めていたほか、新たな社内ルールが制定された場合や、既存の社内ルールが改定された場合に、それらが反映された行為規範及び従業員取引ポリシー、コンプライアンス通知を交付していた（甲共21、22、弁論の全趣旨）。

### (イ) コンプライアンス報告による社内ルールの通知

C社及びD社のコンプライアンス部門は、従業員に対し、月に一度、新たに制定された社内ルールや改定があった社内ルールを従業員に周知するために、コンプライアンス報告という通知を電子メールによって送信していた。コンプライアンス報告においては、新たに制定された社内ルールや改定があった社内ルールの概要が記載され、その概要を把握することができるようになっていたほか、電子メール本文に記載されたリンク先においては、それらのルール自体にアクセスすることもできるようになっていた（甲共21、22、37の1ないし11、弁論の全趣旨）。

### (ウ) 年次認証による行為規範の定期的な確認

C社のコンプライアンス部門は、年に一度、従業員が行為規範の内容を読み、改定された点を含む全ての内容を理解したことを確認するために、年次認証の手続を実施していた（甲共21、22、38の1・2、弁論の全趣旨）。

年次認証は、C社のコンプライアンス部門から従業員宛てに電子メールを送信し、同電子メールに示されているリンク先に保存された行為規範の内容を確認した上で、確認終了後に認める旨のボタンを押すよう求める方法によって行われていた。C社のコンプライアンス部門は、従業員がこの手続を完了したかどうかを電子データによって管理しており、手続を完了しない従業員に対しては、当該手続を完了するまで、その完了を求めるリマインドのメールを自動的に送信するシステムを構築していた（甲共21、22、39の1ないし5、弁論の全趣旨）。

### (エ) C株式の取引制限に関するトレーニング

Eグループにおいては、各新入社員に対し、社内ルールに関するコンプライアンス・トレーニングを行っており、従業員がEグループに入社後間もない時期に完了することが求められていた。各新入社員は、同トレーニングにおいて、行為規範及び従業員取引ポリシーに規定される本件取引制限を含む社内ルールを学習することになっていた。例えば、D社においては、新入社員に業務のスキルを身につけさせることを目的として、人事のトレーニング、営業のトレーニングといった各新入社員が配属された部門の業務に合わせたトレーニング・プランを用意していたが、同トレーニング・プランには、共通してEグループの社内ルールに関するトレーニングが組み込まれていた。このトレーニングの最後にはクイズ形式で社内ルールの確認を行うセッションが用意されるなど、新入社員が社内ルールに関する知識を容易に習得することができるよう、様々な工夫も行われていた（甲共21、22、40の1ないし11、弁論の全趣旨）。

さらに、Eグループにおいては、同トレーニングの履修状況を把握するため、トレーニングが終了した後は、従業員が認める旨のボタンを押すことによってトレーニングを終了したことを記録するようになっており、これにより、C社のコンプライアンス部門、あるいは、D社といったEグループ各社のコンプライアンス部門は、従業員がトレーニングを完了したかどうかを電子データによって管理するとともに、トレーニングを完了しない従業員に対しては、同トレーニングを完了するまで、その完了を求めるリマイン드의メールを自動的に送信するシステムを構築しており、D社の従業員に関しては、同トレーニングを完了しない者はいなかった。なお、社内ルールに関するこのようなトレーニングは、各従業員がEグループに入社した直後だけではなく、その後も定期的に各従業員においてトレーニングを受けることとされており、例えば、D社においては、2年に一回程度の頻度で定期的にトレーニングを受けることとされていた。これにより、Eグループは、従業員が、本件取引制限を含む社内ルールの改定についても容易にフォローアップができるように配慮していた（甲共21、22、41、弁論の全趣旨）。

(オ) イン트라ネットにおけるウインドウ・ピリオドの掲載

前記のとおり、本件取引制限について、行為規範においては、E有価証券の取引を行うことができる期間は、ウインドウ・ピリオドに限定されると定められており、従業員取引ポリシーにおいても、同様の定めがあり、ウインドウ・ピリオドは、C社のイン트라ネットに掲載されると定められていたため、C社は、四半期ごとにEグループに所属する全ての従業員が閲覧することができるイン트라ネットにおいて、ウインドウ・ピリオドの期間を掲載し、また、同イン트라ネットにおける掲載については、C社のコンプライアンス部門から、ウインドウ・ピリオドの期間がより厳格であるアクセス・パーソンに対して送る電子メールに同イン트라ネットのリンク先を表示することによって、これを周知徹底させていた。これにより、本件取引制限の対象となる従業員は、ウインドウ・ピリオドを認識し、自らが保有するC株式を含むE有価証券の取引をすることが可能となる具体的な期間を把握していた（甲共1、21、22、42の1ないし3、弁論の全趣旨）。

(カ) 違反行為に対する監視体制及び対処

Eグループは、以上のとおり、本件取引制限を周知徹底させることに加えて、万一、従業員がウインドウ・ピリオド及び取引制限期間を誤解する等により取引制限期間中に誤ってC株式を含むE有価証券の取引指示を出してしまった場合にも、本件取引制限が徹底されるように、監視体制を構築していた。すなわち、前記のとおり、Eグループは、原則として、全ての従業員証券口座を、他の証券会社ではなく、Eグループの証券会社に開設することを義務付けることとしていた。さらに、Eグループは、同義務の実効性を確保するため、行為規範に関する年次認証とは別に、証券口座に関する年次認証の制度を導入し、従業員は、毎年、Eグループの外部に保有する全ての証券口座を開示する義務を負っていた。これらにより、Eグループは、各従業員の取引情報をグループの証券会社を介して取得することが容易となり、現に、C社のコンプライアンス部門は、制限銘柄リストレポートと呼ばれる、行為規範及び従業員取引ポリシーに規定される制限銘柄リストに記載されているE有価証券を含む有価証券に関する従業員の取引の全てが当該取引の翌日に反映され、なおかつ自動的に生成されるシステムを構築しており、本



件取引制限を含む社内ルールに違反する取引を監視するためのシステムを構築していた。制限銘柄リストレポートは、C社のコンプライアンス部門内にあるコントロール・グループに自動的に送信されることになっており、コントロール・グループは、当該レポートにより、E有価証券について、本件取引制限に違反して取引を行っていないか確認することとしていた。コントロール・グループは、違反行為を探知した場合、当該違反行為をコントロール・グループのヘッド及び関連する地域の従業員取引グループのスタッフに伝達するとともに、コンプライアンス部門にも伝達していた。これを受けて、コンプライアンス部門の担当者は、行為規範及び従業員取引ポリシーの規定に基づき、当該従業員に対し、実行された取引の解約又は対応するE有価証券の買戻しを実行するよう求める電子メールを送信し、当該取引が存在しなかった状態に戻すよう要請しており、当該取引により利益が発生した場合には、コンプライアンス部門は、当該従業員に対し、当該利益をチャリティーに寄付するよう求めている。一方で、E有価証券の売却によって損失が発生した場合には、その損失は、当該従業員の負担とされていた（甲共1、2、21、22、38の1・2、44の1・2、弁論の全趣旨）。

(4) 本件各ストック・ユニットの帰すうについて

ア 本件各ストック・ユニットの内容

本件各ストック・ユニットのうち、平成15年から平成17年までに付与された分はEICPに準拠し、平成18年に付与された分はEEAP又はTDEPPに準拠している。本件各賞与証書による本件ストック・ユニットの予定確定日、予定転換日等は、次のとおりである（乙11ないし15）。

(ア) 平成15年分

a 付与日

平成15年11月28日

b 予定確定日

(a) 第1予定確定日

平成18年1月2日

(b) 第2予定確定日

平成19年1月2日

c 予定転換日

平成20年の第4会計四半期の第5営業日又はその日以降で実行可能なできるだけ早い日

(イ) 平成16年分

a 付与日

平成16年11月30日

b 予定確定日

(a) 第1予定確定日

平成19年1月2日

(b) 第2予定確定日

平成20年1月2日

c 予定転換日

平成21年の第4会計四半期の第5営業日又はその日以降で実行可能なできるだけ早い日

(ウ) 平成17年分

a 付与日

平成17年12月13日

b 予定確定日

(a) 第1予定確定日

平成20年1月2日

(b) 第2予定確定日

平成21年1月2日

c 予定転換日

平成22年の第4会計四半期の第5営業日又はその日以降で実行可能なできるだけ早い日

(エ) 平成18年分

a 付与日

平成18年12月12日

b 予定確定日

(a) 第1予定確定日

平成21年1月2日

(b) 第2予定確定日

平成22年1月2日

c 予定転換日

平成22年1月2日又はその日以降で実行可能なできるだけ早い日

イ 報酬委員会の決議

(ア) C社の報酬委員会は、平成19年12月11日に、それまでに確定していないストック・ユニットの予定確定日及び予定転換日を繰り上げることなど、要旨次のとおり決議し、同決議は、同日をもってその効力が発生した(乙4)。

a 以下の(a)ないし(c)の発行済ストック・ユニット等は、各賞与の他の条件に従って、平成20年9月8日、ストック・ユニット数に応じたC株式のデリバリーにより支払われる。ただし、平成19年12月11日現在、C社の執行役員の一員である者が保有するストック・ユニットには適用されない。

(a) 平成16年11月30日及び同年12月14日に承認され、ブランチ・マネージャーに付与された、又は、個人投資家グループ超富裕層向け販売チームのマネージング・ディレクターに該当しないメンバーに付与された平成16年のストック・ユニット

(b) 平成17年12月13日に承認され、リテール証券米国超富裕層向け販売チームに付与された平成17年のストック・ユニット

(c) 平成18年12月12日及び同月14日に承認され、成長ボーナスプランの下でボーナスを受け取る資格のある財務アドバイザー及びプライベート・ウエルス・マネジメント・インベストメント・リプレゼンティブに付与された平成18年のスト

ック・ユニットの50%相当分

b 平成20年9月8日現在、確定していない発行済ストック・ユニットは、同日をもって確定する。

c 上記の決議に伴うストック・ユニットの転換によって引き渡されるC株式は、証券取引法又はC社の方針に基づき生ずる制限以外の取引制限の対象とはならず、取消条項の対象にもならない。

(イ) C社は、平成19年12月14日に、C社の人事担当を通じて、原告らを含む被付与者に対し、「株式インセンティブ報酬に関する重要なお知らせ」という件名で、要旨次のとおりの内容の電子メールによる通知（以下「平成19年12月14日付けメール通知」という。）を行った（乙5）。

a 平成19年株式インセンティブ報酬の条件が報酬委員会により承認され、賞与の重要な変更点として、確定後、転換されていないストック・ユニットに関する制限期間が削除された。

これまで、賞与の多くが確定期間を超える制限期間を有していたが、今年は全ての賞与の引渡日が確定日（2年後に50%、3年後に50%）と同じになっている。賞与は確定するとC株式に転換され、被付与者にデリバリーがされる。被付与者には、その後の制限はないが、従業員取引ポリシーに従うことが求められる。

b 上記aの変更に伴い、平成21年1月2日以前に確定することが予定され、かつ、同年以降にC株式が引き渡される予定となっている従前に付与された次の（a）ないし（c）のストック・ユニットは、平成20年9月8日に、C株式が引き渡されることとなる。

(a) 平成16年分

i 当初の引渡日 平成21年9月8日

ii 早められた引渡日 平成20年9月8日

(b) 平成17年分

i 当初の引渡日 平成22年9月8日

ii 早められた引渡日 平成20年9月8日

(c) 平成18年分の50%相当分

i 当初の引渡日 平成22年1月2日

ii 早められた引渡日 平成20年9月8日

(ウ) C社は、平成20年9月9日に、C社のエグゼクティブ・コンペンセーション部門を通じて、原告らを含む被付与者に対して、「ストック・ユニットの株式転換－確認書」という件名で、要旨次のとおりの内容の電子メールによる通知（以下「平成20年9月9日付けメール通知」という。）を行った（乙6）。

a 被付与者各自のストック・ユニットが、次のa及びbに示すとおり、転換されたことを通知する。

(a) 転換－取得日 平成20年9月8日

(b) 転換時の株式の価額 ●米国ドル

b 転換後のC株式の被付与者各自の証券口座へのデリバリーは、5営業日以内に完了する見込みである。ただし、Eグループ以外の外部の証券口座へのデリバリーについ

ては、5営業日超の日数を要することがある。

ウ 本件各C株式のデリバリー

本件各C株式の原告らへのデリバリーの年月日は以下のとおりであり、原告Pが不明である以外は、いずれも平成20年9月9日以降にされている（甲共76、甲アないサ及びスないシヲの各6の2、甲シ7の2）。

(ア) 平成20年9月9日

原告甲、原告Q、原告R、原告S、原告T、原告丙、原告U、原告V、原告W、原告X、原告Y、原告Z、原告a、原告b、原告d、原告e、原告f、原告g、原告h、原告戊、原告K

(イ) 平成20年9月9日以降

原告M

(ウ) 平成20年9月11日

原告i、原告j、原告m、原告n、原告q、原告r、原告t

(エ) 平成20年9月12日

原告L

(オ) 平成20年9月17日

原告㊸、原告㊹

(カ) 平成20年9月18日

原告乙、原告㊺、原告㊻、原告㊼

(キ) 平成20年10月17日

原告丁

(ク) 不明

原告P

エ C社の記録等

(ア) C社の取引履歴報告書では、原告Rに付与された本件各ストック・ユニットである2003EICPに基づく1764個、2004EICPに基づく5384個、2005EICPに基づく9531個及び2006EEAPに基づく5910個について、いずれも本件転換日である平成20年9月8日に、一株当たり●米ドルの価額により転換がされ、発行がされるとともに、さらに、同日付けで原告Rの証券口座にデリバリーがされたと報告がされている。もっとも、デリバリーの入力日は、同月9日となっている（乙21の1）。

(イ) 原告Mの従業員証券口座においては、原告Mに付与された本件各ストック・ユニット（本件各C株式）のうち16万9149個（株）が、本件転換日に原告Mの証券口座に振り替えられ、記帳されている。また、原告U、原告a及び原告eの従業員証券口座においても、本件各C株式が本件転換日に各証券口座に記帳されている（乙22、23の1ないし3）。

(5) 原告らの申告について

ア 本件各更正処分及び本件各賦課決定処分に関する申告

本件各株式報酬に係る給与所得等の収入金額の対象となる原告らの本件各C株式の株数は、別表2-1ないし38の「本件各C株式の株数」欄のとおりである。原告らは、本件

各確定申告に際し、本件各株式報酬について、本件各ストック・ユニットの転換によって取得したFに上場されている本件各C株式の付与年ごとの株数に平成20年9月18日のFにおけるC株式の株価の高値と安値の平均値である●米国ドルを乗じて得られる金額を、同日のTTMレートにより円換算した金額（ただし、原告らのうち、非居住者等である者については、国内勤務対応額をいう。）の合計金額により給与所得等の収入金額を算出して申告した（前提事実（8）、弁論の全趣旨）。

ただし、原告丙、原告丁、原告戊及び原告Kは、本件各ストック・ユニットが転換された際に、C社が本件転換日である平成20年9月8日のC株式の株価により評価し控除した付与年ごとの米国等源泉徴収税額相当額を、同月18日のTTMレートにより円に換算した金額（ただし、原告丙、原告丁及び原告戊については、当該金額のうち国内勤務対応額をいう。）の合計金額についても、それぞれ給与所得等の収入金額に含めて申告した（前提事実（8））。

なお、原告Lは、米国等源泉徴収税額相当額に係る給与所得等の収入金額を申告しなかった（前提事実（8））。

本件転換日のFにおけるC株式の株価の終値は、●米国ドルであり（乙9）、また、同日のTTMレートは、1米国ドルにつき108.50円であった（乙10）。

#### イ 従前の申告

原告らの多く（原告乙、原告⑩、原告Q、原告R、原告i、原告T、原告丙、原告m、原告n、原告X、原告Y、原告Z、原告a、原告q、原告d、原告L、原告f、原告g、原告M、原告h、原告t及び原告K）は、平成19年以前においても、本件各株式報酬と同様に、ストック・ユニットに係る株式報酬を受けているところ、同株式報酬に係る給与所得等の収入すべき日は、転換日とし、その価額は、転換日の株価を用いて算定していた（弁論の全趣旨）。

例えば、原告dの平成19年に係るストック・ユニットの株式報酬は、次のとおりであった。すなわち、平成19年に係る株式報酬の転換日である平成19年9月10日のFにおけるC株式の株価は、終値●米国ドル、高値●米国ドル、安値●米国ドル（単純平均値は●米国ドル）であり、その転換日後最初に到来するウインドウ・ピリオド開始日の同月21日のC株式の株価は、終値●米国ドル、高値●米国ドル、安値●米国ドル（単純平均値は●米国ドル）であって、ウインドウ・ピリオド開始日の株価が当該転換日の株価を上回っているところ、原告dは、転換後のC株式●株に転換日である平成19年9月10日のC株式の単純平均値●米国ドルを乗じた2万8608.13米国ドルから、見積源泉控除されるC株式●株に当該単純平均値●米国ドルを乗じた1万1757.63米国ドルを控除した後の金額を平成19年に係るストック・ユニットの株式報酬として、他の給与収入と共に、平成19年分の所得税の確定申告をしていた（乙26の1・2、27の1・2、弁論の全趣旨）。

(6)

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]



(7) 米国の専門家の意見について

本件に関し、米国の専門家らは、別紙10「米国の専門家の意見」記載のとおり、意見を述べている（なお、別紙10で用いた略称は、以下の本文、他の別紙でも用いることとする。）。

2 争点（1）（本件各株式報酬に係る給与所得等の収入すべき日）についての検討

(1) ア 所得税法36条1項は、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする旨規定しているところからすれば、同項は、現実の収入がなくても、その収入の原因となる権利が確定した場合には、その時点で所得の実現があったものとして、同権利確定の時期の属する年分の課税所得を計算するいわゆる権利確定主義を採用したものと解すべきである。そして、ここにいう収入の原因となる権利が確定する時期は、それぞれの権利の特質を考慮し決定されるべきものである（最高裁昭和●●年（○○）第●●号昭和53年2月24日第二小法廷判決・民集32巻1号43頁（以下「昭和53年最判」という。）参照）。

なお、所得税法は、人の担税力を増加させる経済的利得は全て所得を構成するという包括的所得概念を採用していると解されるところ、包括的所得概念の下では、人が当該経済的利益を得ることについて法的な権利を觀念することができない場合であっても、当該経済的利益を現実に得たときには、収入があったものとして扱うべきことになる。この場合は、権利確定の時期をもって収入金額の計上時期を画する権利確定主義を適用することはできないが、このような場合があることをもって、同法36条1項が権利確定主義を採用しているとの解釈が左右されるものではない。

イ このように所得税法における収入金額の計上時期は、収入の原因となる権利が確定した時期であるところ、金銭以外の物又は権利その他経済的利益をもって収入する場合には、その価額は、当該物若しくは権利を取得し又は経済的利益を享受する時の価額により算定することとなる（所得税法36条2項）。

この点、ストック・ユニットは、ストック・ユニットの転換後にC株式一株を被付与者に支払う無担保の契約であり、譲渡等も禁止され（認定事実（1）イ）、市場性もないことから、金銭的に測定可能な経済的価値を有していたものとは認められない。しかしながら、本件各ストック・ユニットは、その後、原告らに一定の取消事由が生じず、また、C社の報酬委員会が、平成20年9月8日現在確定していない発行済みストック・ユニットについて、同日をもって確定し、各賞与の他の条件に従って同日にストック・ユニット数に応じたC株式のデリバリーにより支払われることを決議し、同決議の効力が発生したことによって、本件転換日において、本件各賞与証書に規定する確定及び転換のいずれもが満たされたものであり（認定事実（4）ア、イ）、原告らは、金銭的に測定可能な経済的価値を有する本件各C株式を取得することができる権利を確定的に取得したものと評価することができる。なお、米国等源泉徴収税額相当額も、C社が本件各報酬プラン及び本件各賞与証書の規定に基づいて、本件各ストック・ユニットの転換時に生じる原告らの税金の納付又は源泉徴収義務の履行のため、転換後の株式の株数から

源泉徴収分として差し引いた数のC株式につき本件転換日におけるC株式の株価を基に金銭的に評価した金額であり、当該差し引かれた数のC株式は、実質的に本件各C株式の一部を構成するものといえる。

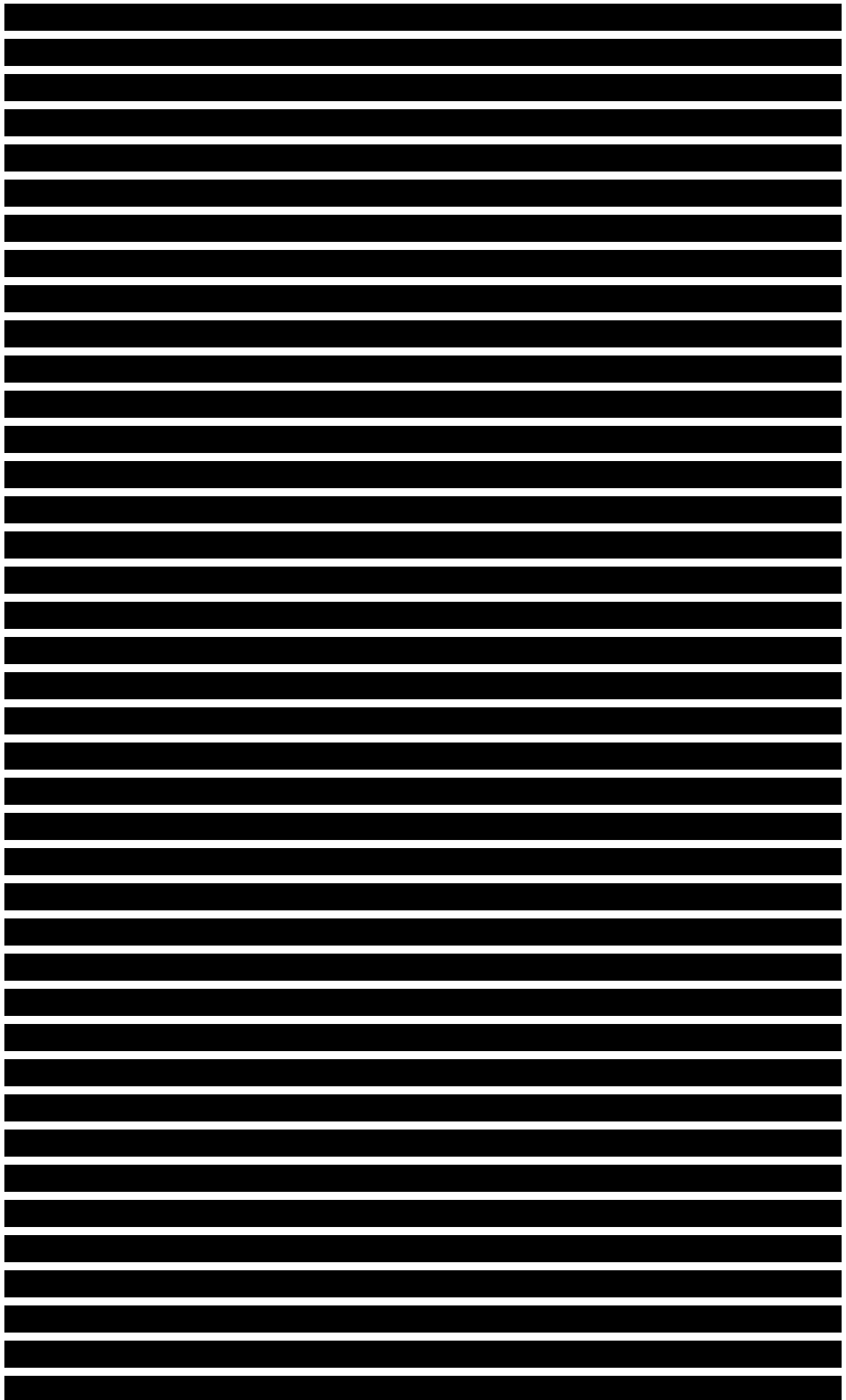
このように、C社の原告らに対する本件各C株式の支払債務は、遅くとも本件転換日には確定し、原告らは、「物又は権利その他経済的な利益」に相当する本件各C株式を取得することができる権利を確定的に取得しているといえることができる。

そして、本件各ストック・ユニットの転換によって、本件各ストック・ユニットに対応した本件各C株式は、基本的に本件転換日後5営業日以内に、原告らの証券口座へのデリバリーが完了するとされているところ、本件各C株式についても、本件転換日後、おおむね速やかに原告らの証券口座に実際にデリバリーがされ(認定事実(4)イ、ウ)、「現実の収入」を得たものと評価することができる。

ウ この点に関し、C社のコンプライアンス部門のエグゼクティブ・ディレクターである⑩(以下「⑩」という。)は、転換とは、ストック・ユニットに対応するC株式を引き渡すべき契約上の義務がC社に発生し、C株式を受領することのできる被付与者の権利がフィックスされることを意味し、換言すれば、転換日とは、転換されたストック・ユニットに対応するC株式を支払うべきものになる日であるとし(甲共10)、また、原告j及び原告eも、本件転換日にC株式を受領する権利を得たとしている(甲共7、8)。さらに、C社のエグゼクティブ・ディレクターで、C社の株式報酬プランの運営について監督する立場にある⑪も、本件転換日のFにおけるC株式の終値を知った上で、レクイジション・レター(指示書)を正確に作成し、本件各C株式を信託先のIから原告らの証券口座へ振り替えるよう指示したとしているものである(甲共13)。

エ また、C社は、平成19年12月14日付けメール通知及び平成20年9月9日付けメール通知により、本件各ストック・ユニットにつき、その一部の引渡日が平成20年9月8日に早められたとするとともに、原告らに対し、本件各ストック・ユニットが同日に転換され、本件各C株式の取得日が同日であり、転換時の株式の価額が一株●米ドルであるとし、転換後の本件各C株式のデリバリーが基本的に5営業日以内に完了するとしていることも認められる(認定事実(4)イ)。

オ [REDACTED]



[REDACTED]

(2) 以上の事実によれば、原告らは、本件転換日において、収入の原因となる権利が確定したものであるというべきであり、本件各株式報酬に係る給与所得等の収入すべき日は、本件転換日であるというべきである。

(3) ア 原告らは、平成20年9月8日の時点においては、そもそも本件各C株式のデリバリーも受けていない等、本件各C株式に係る収入金額の換価可能性及び納税資金を含む資金の処分可能性も一切有していなかったため、同日の時点で、原告らの当該収入に係る所得については、収入実現の高度の可能性や蓋然性があるとはいえず、「所得の実現」を認めることはできないから、当該所得に係る収入計上時期は同日ではあり得ない旨主張する。

イ この点、㊦の意見によれば、間接保有制度で本件各C株式を取得した原告らについては、平成20年9月9日以降になるまで本件各C株式のセキュリティ・エンタイトルメントを取得することはできず、一方、直接保有制度で本件各C株式を取得した原告らについても、平成20年9月17日以降に本件各C株式を取得したことになる（認定事実(7)）。

加えて、確かに、㊦の意見、㊦及び㊱の意見、㊱及び㊲の意見、㊱の意見並びに㊲の意見を総合すれば、株式のデリバリーを受けていない時点において、株式の実質的所有者として議決権や株主買取請求権を取得することができるかについては、これを消極的に解さざるを得ない（認定事実(7)）。

ウ しかしながら、所得税法36条1項が権利確定主義を採用したものであることは前記で説示したとおりであるところ、同項が、金銭とは別に、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益それ自体をもって収入の対象としていることは明らかであるから、かかる経済的価値がその価額を確定し得る状況の下で個人に流入したといえるだけの具体的な事情がある場合には、当該個人に現実の収入があるものと評価することができ、その時点において、何らかの制約により当該経済的価値を直ちに金銭に換価し得なかったとしても、そのことのみにより収入のあることが否定されることにはならないと解するのが相当である。上記の制約には、その生じる根拠、目的、内容、収入実現に係る他の事情との関係等において様々なものがあり得るところであり、それらのいかんによって、収入実現過程における当該制約の意味合いやそれが収入の対象たる利益の内容に与える影響等も異なり得るのであるから、収入の有無を判断するに当たっては、それらの諸事情を考慮した上で、当該制約により上記経済的価値の流入を否定すべき特段の事情があるといえるかどうかを検討されるべきである。そして、権利確定主義とは、現実の収入がなくても、その収入の原因となる権利が確定した場合には、その時点で所得の実現があったものとして、権利確定の時期の属する年分の課税所得を計算するという建前であるから、上記経済的価値を得るための権利を行使し得ることが確実になった段階で、収入の原因となる権利が確定するものと解するのが相当である。

エ そして、前記のとおり、C社の原告らに対する本件各C株式の支払債務が遅くとも本件転換日には確定し、原告らが「物又は権利その他経済的な利益」に相当する本件各C株式を取得することができる権利を確定的に取得しているといえる以上、原告らが本件転換日において、本件各C株式又はそのセキュリティ・エンタイトルメントを取得しておらず、また、本件各C株式の実質的所有者としての各権利を取得していなかったことは、本件各株式報酬に係る給与所得等の収入すべき日が本件転換日であるとの認定を左右しないものというべきである。

オ したがって、原告らの主張は、採用することができない。

(4) ア 原告らは、本件取引制限はウインドウ・ピリオドの初日である平成20年9月18日に解除されるまで継続しており、原告らは、それまでの間、極めて強力な拘束力及び実効性を伴った本件取引制限に服していたことになり、仮に、同月8日の時点で完了していなかった原告らに対する本件各C株式のデリバリーが同月9日以降のいずれかの時点で完了していたとしても、原告らは、本件取引制限の解除日の前日である同月17日までの間は、本件各C株式に係る収入金額の換価可能性及び納税資金を含む資金の処分可能性（使用可能性）も一切有していなかった旨主張する。

イ この点、C社は、米国1934年証券取引所法を始めとする米国関連法令による規制の下、行為規範、従業員取引ポリシー等の本件取引制限を定め、その周知のために、行為規範、従業員取引ポリシーの交付を始めとする様々な措置を採っており（認定事実(3)アないしカ）、原告らが本件取引制限に極めて強固に服していたことが認められる。

ウ しかしながら、本件取引制限は、従業員の個人的取引に関連した法律上、業務上及び倫理上の紛争を防止し、機密情報が濫用されないよう保護し、不都合な事態の出現を回避すること等の目的で設けられたものであり、従業員本人のみならず、その配偶者又は同居するパートナー及び未成年の子供（E従業員等）がC社内外の全ての証券口座において保有する株式、債券、外国為替、商品、デリバティブなどの取引に関して、一定のガイドラインや制限事項を定め、広範囲にその取引の一定の制限を行うものであり（認定事実(3)ウ）、特にE有価証券の取引制限については、インサイダー取引を防ぐために、E従業員等、すなわち、従業員本人のみならず、その親族等が新規に有価証券等を購入し、あるいは、購入した有価証券又は本件各C株式のような株式報酬として取得したC株式を譲渡等する場合に、そうした取引行為が、インサイダー取引の規制を定めている法律等に抵触し、その取引を行ったE従業員等のみならず、Eグループも当該法律等による罰則等を受けないように、当該法律等で定める以上に広範囲に取引制限を課しているものと評価することができるのであり、インサイダー取引の規制ルールの遵守を促進するための効果的な慣行としてC社が自主的に定め、ウインドウ・ピリオド以外の期間のE有価証券の取引を社内規範、規制として、自主的に制限しているものである。

かかる取引制限は、従業員等に対する規制にすぎないものであって、本件各ストック・ユニットの転換により取得した本件各C株式自体は、C社がFに上場しているC社の普通株式であって、譲渡制限株式と異なり、株式それ自体に何らかの留保が付されているわけではない。更にいえば、E従業員等が本件取引制限等に違反して、C株式を譲渡したとしても、本件各報酬プラン及び本件各賞与証書に基づき付与したストック・ユニット自体が取り消され、又は、ストック・ユニットの転換そのものが無効とされ、若しく

は、取り消されることはない性質のものである。

そうであるとすれば、本件取引制限それ自体は、インサイダー取引の規制ルールの遵守及び実効性を担保するためのC社のE従業員等に対する社内規制であり、本件各C株式を含むC株式自体について特別に制限を加えるものではないというべきである。

エ また、ウインドウ・ピリオドについてみても、ウインドウ・ピリオド自体は、E従業員等がE有価証券を取引することのできる期間を定めたものであり、ウインドウ・ピリオドによる取引期限は、平成20年9月18日をもって、その後全て解除されるものではなく、E従業員等の地位にある以上、定期的に到来するものであり、株式取得のために課されるような譲渡制限とも、株式自体に対する譲渡制限とも本質的に異なるものである。

なお、担税力の点について付言すると、所得税法は、いずれの所得についても、その金額を収入金額又は総収入金額として規定し（23条ないし35条）、所得を「収入」、すなわち、経済的価値の外部からの流入と捉えているところ、この経済的価値の外部からの流入は、必ずしも金銭に限られず、金銭以外の物又は権利その他の経済的利益による場合もあることは、同法36条1項及び2項の定めからも明らかであり、債務免除益のような金銭の流入を予定していない経済的利益も含まれるところであって、同法は、かかる金銭以外の物又は権利その他の経済的利益が流入した場合にも、それにより担税力が増加したものとして課税する趣旨であると解されるところである。そして、本件各株式報酬については、本件転換日に収入の原因となる権利が確定したというべきであるから、これに着目して課税したからといって直ちに担税力を無視することになるわけではない。

また、所得税法が権利確定主義を採用したのは、課税に当たって常に現実収入の時まで課税することができないとしたのでは、納税者の恣意を許し、課税の公平を期し難いので、徴税政策上の技術的見地から、収入の原因となる権利の確定した時期を捉えて課税することとしたものであり、現実の収入がなくても、その収入の原因となる権利が確定した場合には、その時点で所得の実現があったものとして、権利確定の時期の属する年分の課税所得を計算することとしているものである。そのため、所得の実現があったものとみることができる限り、これに対する課税をし得るのであって、当該所得に係る所得税についての納税資金の取得ないし取得可能性が課税の要件とされるものではない。なお、Fに上場されているC株式は、これを売却するまでの間に株価が下がる可能性も、上がる可能性もあるが、所得の実現があったものとされる本件転換日後の特定の時点でC株式を処分することが可能になったとしても、同時点での処分が義務付けられるわけではなく、その後の株価の動向を見ながらC株式を処分することが可能であるから、同時点においてたまたま株価が下がっていたからといって、そのことによりストック・ユニットに基づきC株式を得た者に対して当然に納税資金調達上の不利益を与えることになるともいえないというべきである。

オ したがって、原告らの主張は、採用することができない。

(5) 以上によれば、本件各株式報酬に係る給与等の収入すべき日は、本件転換日である平成20年9月8日である。

3 争点(2) (本件各株式報酬に係る給与所得等の収入すべき金額の算定方法) についての検討

(1) 前記2(1)イでも説示したとおり、所得税法36条2項は、同条1項の金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額(いわゆる時価)とする旨を規定しているところ、ここでいう時価とは、ある時点における当該資産の客観的交換価値を指すものであり、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額であって、いわゆる市場価格をいうものと解するのが相当である。

所得税基本通達36-36は、使用者が使用人に対して支給する有価証券については、その支給時の価額により評価するとし、この場合における支給時の価額については、所得税基本通達23~35共-9の取扱いに準じて評価する旨定めているところ、同取扱いは、株式を取得する権利の価額について、当該株式が金融商品取引所に上場されている場合には、当該株式の給付の期日における当該金融商品取引所により公表された最終の価格、すなわち、終値による旨定めている。これは、いわゆる時価が事後的な判断基準として用いられるため、課税の公平を確保する観点からは、一定の客観的な基準によって認定された価額であることが要請されること、金融取引所に上場されている株式の公表されている価格は、市場を通じた不特定多数の当事者間の自由な取引によって成立した客観的なものであり、当該取引日の終値は一般に時価として広く認識され、利用されているため、それを時価とするのが最も妥当であるからであり、当該通達の定めは合理的なものといえることができる。

そうであるとすれば、本件各株式報酬に係る給与所得等の収入すべき金額の算定方法についても、本件各C株式のFに公表されている終値によるのが相当というべきである。

(2) ア 原告らは、C株式は、いわゆる値幅制限の制度がなく、特定の銘柄について大幅な価格の上下動が起こり得るFにおいて取引されており、株式の時価を算定する際には、極めて偶然性の高い数値である終値を基準として「取得し」又は「享受する」時における価額を算出することは不合理である旨主張する。

イ しかしながら、確かに、Fは、日本の証券取引所と比べ、値幅制限の有無という制度上の差異はあるものの、当該制度を前提として、不特定多数の当事者間において自由な取引が行われ、自由競争原理によって株価が形成されていることには変わりがないから、上記のような制度上の差異があることをもって、Fにおける時価の算定に終値を用いるべきではないとする特段の事情があるとはいえない。

ウ したがって、原告らの主張は、採用することができない。

(3) ア 原告らは、市場価格の異常性、偶然性が異常に高まった状況下にあった平成20年9月18日においては、高値と安値という二つの統計値を踏まえて算出される平均値である高値安値平均値の方が、特定の統計値にすぎない終値よりも異常な乱高下を繰り返した取引価格の異常性、偶然性が排除されたものであって、高値安値単純平均値が合理的な値であると認められる事情が特に存在する旨主張する。

イ しかしながら、本件各ストック・ユニットに係る給与所得等の収入すべき日は平成20年9月18日ではなく、同月8日であると認めるべきであるところ、いわゆるリーマン・ショックが起こった日は、同月15日であって、同月8日はリーマン・ショックよりも前の時点であり、その取引価格は、●米国ドル(安値)から●米国ドル(高値)の範囲内で変動するにとどまっていたものであるから(甲共66、公知の事実)、同日の終値(●米国ドル)が、取引価格が異常な乱高下を繰り返した状況下のものであるとはい

えない。

ウ したがって、原告らの主張は、その前提を欠くものである。

(4) 以上によれば、本件各株式報酬に係る給与所得等の収入すべき金額の算定方法は、C株式のFに公表されている終値によるのが相当である。

#### 4 本件各更正処分及び本件各賦課決定処分の適法性

(1) 以上のとおり、本件各株式報酬に係る給与所得等の収入すべき日は、本件転換日である平成20年9月8日であり、本件各株式報酬に係る給与所得等の収入すべき金額の算定方法は、C株式のFに公表されている終値によるのが相当であると認められるところ、これにより算出した原告らの納付すべき税額は、別紙7の1ないし38の各(1)のとおりであると認められ(弁論の全趣旨)、これらの各税額は本件各更正処分(ただし、原告X、原告q及び原告fについては、異議決定により一部取り消された後のもの。以下同じ。)における原告らの納付すべき税額と同額であるかこれを上回るから、本件各更正処分はいずれも適法である。

(2) また、上記のとおり本件各更正処分は適法であるところ、本件各賦課決定処分において過少申告加算税の対象とした各税額の計算の基礎となった各事実が本件各更正処分前における各税額の計算の基礎とされなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められないから、原告らの本件各課税期間に係る各過少申告加算税の額は、別紙7の1ないし38の各(3)のとおりであると認められ、いずれも本件各賦課決定処分(ただし、原告q及び原告fについては、異議決定により一部取り消された後のもの。以下同じ。)における各過少申告加算税の額と同額であるから、本件各賦課決定処分もいずれも適法である。

(3) したがって、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

#### 第4 結論

よって、原告らの請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 増田 稔

裁判官 齊藤 充洋

裁判官 佐野 義孝



別紙 1

当事者目録

原告	甲 (以下「原告甲」という。)
原告	乙 (以下「原告乙」という。)
原告	㉔ (以下「原告㉔」という。)
原告	㉕ (以下「原告㉕」という。)
原告	Q (以下「原告Q」という。)
原告	R (以下「原告R」という。)
原告	㉖ (以下「原告㉖」という。)
原告	i (以下「原告i」という。)
原告	j (以下「原告j」という。)
原告	S (以下「原告S」という。)
原告	T (以下「原告T」という。)
原告	丙 (以下「原告丙」という。)
原告	U (以下「原告U」という。)
原告	m (以下「原告m」という。)
原告	V (以下「原告V」という。)
原告	W (以下「原告W」という。)
原告	丁 (以下「原告丁」という。)
原告	n (以下「原告n」という。)
原告	X

原告 (以下「原告X」という。)  
Y  
原告 (以下「原告Y」という。)  
Z  
原告 (以下「原告Z」という。)  
a  
原告 (以下「原告a」という。)  
b  
原告 (以下「原告b」という。)  
q  
原告 (以下「原告q」という。)  
d  
原告 (以下「原告d」という。)  
L  
原告 (以下「原告L」という。)  
e  
原告 (以下「原告e」という。)  
Ⓐ  
原告 (以下「原告Ⓐ」という。)  
f  
原告 (以下「原告f」という。)  
P  
原告 (以下「原告P」という。)  
g  
原告 (以下「原告g」という。)  
M  
原告 (以下「原告M」という。)  
h  
原告 (以下「原告h」という。)  
Ⓑ  
原告 (以下「原告Ⓑ」という。)  
r  
原告 (以下「原告r」という。)  
戊  
原告 (以下「原告戊」という。)  
t  
原告 (以下「原告t」という。)  
K  
原告 (以下「原告K」という。)

上記38名訴訟代理人弁護士

宮崎 裕子

	柳澤 宏輝
同訴訟復代理人弁護士	鳥巢 正憲
	子安 智博
被告	国
同代表者法務大臣	岩城 光英
処分行政庁（原告甲、原告乙、原告㉔、原告㉕、原告Q、原告R、原告j、原告T、原告丙、原告U、原告m、原告V、原告W、原告丁、原告n、原告X及び原告Y関係）	麻布税務署長
	小亦 斉
処分行政庁（原告㉖、原告i及び原告S関係）	麻布税務署長事務承継者
	渋谷税務署長
	金森 勝
処分行政庁（原告Z関係）	品川税務署長
	松島 修
処分行政庁（原告a関係）	芝税務署長事務承継者
	京橋税務署長
	九里 和男
処分行政庁（原告b及び原告q関係）	芝税務署長
	長谷川 芳史
処分行政庁（原告d、原告L、原告e、原告㉗、原告f、原告P、原告g及び原告M関係）	渋谷税務署長
	金森 勝
処分行政庁（原告h関係）	玉川税務署長
	若林 均
処分行政庁（原告㉘、原告戊関係）	目黒税務署長
	諏方 正良
処分行政庁（原告r関係）	目黒税務署長事務承継者
	芝税務署長
	長谷川 芳史
処分行政庁（原告t関係）	目黒税務署長事務承継者麻布税務署長事務承継者
	渋谷税務署長
	金森 勝
処分行政庁（原告K関係）	雪谷税務署長
	廣瀬 由美
同訴訟代理人	木村 智博
同指定代理人	梶原 明日香

増永	寛仁
長倉	哲也
赤坂	尚哉
河合	厚
阿部	豊明
福場	賢
三宅	明夫
植村	冬樹
西田	昭夫
高橋	直樹
平山	未知留
伊藤	隆行
扇藤	一夫
岩間	真希
柳谷	憲司

## 請求目録

- 1 麻布税務署長が平成23年1月31日付けでした原告甲の平成20年分の所得税の更正のうち、総所得金額1億0451万8405円、納付すべき税額（ただし、予定納税額を控除する前の申告納税額に相当する税額）3817万0300円を超える部分及びその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 2 麻布税務署長が平成23年1月31日付けでした原告乙の平成20年分の所得税の更正のうち、所得税法172条に規定する所得の金額1億8382万5000円、納付すべき税額3676万5000円を超える部分及びその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 3 麻布税務署長が平成23年1月31日付けでした原告㉔の平成20年分の所得税の更正のうち、総所得金額1億4617万1324円、納付すべき税額（ただし、予定納税額を控除する前の申告納税額に相当する税額）5519万8400円を超える部分及びその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 4 麻布税務署長が平成23年1月31日付けでした原告㉕の平成20年分の所得税の更正のうち、総所得金額7億4135万0803円、納付すべき税額（ただし、予定納税額を控除する前の申告納税額に相当する税額）2億9143万2900円を超える部分及びその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 5 麻布税務署長が平成23年1月31日付けでした原告Qの平成20年分の所得税の更正のうち、総所得金額4億7943万9508円、納付すべき税額（ただし、予定納税額を控除する前の申告納税額に相当する税額）1億8221万6600円を超える部分及びその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 6 麻布税務署長が平成23年1月31日付けでした原告Rの平成20年分の所得税の更正のうち、総所得金額3億5729万2339円、株式等に係る譲渡所得等の金額707万5900円及び納付すべき税額（ただし、予定納税額を控除する前の申告納税額に相当する税額）1億4055万5800円を超える部分並びにその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 7 麻布税務署長が平成23年1月31日付けでした原告㉖の平成20年分の所得税の更正のうち、総所得金額1億4675万5417円、納付すべき税額（ただし、予定納税額を控除する前の申告納税額に相当する税額）5462万5100円を超える部分及びその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 8 麻布税務署長が平成23年1月31日付けでした原告iの平成20年分の所得税の更正のうち、総所得金額6235万4032円、納付すべき税額（ただし、予定納税額を控除する前の申告納税額に相当する税額）2154万3300円を超える部分及びその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 9 麻布税務署長が平成23年1月31日付けでした原告jの平成20年分の所得税の更正のうち、総所得金額9412万7126円、納付すべき税額（ただし、予定納税額を控除する前の申告納税額に相当する税額）3383万3100円を超える部分及びその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 10 麻布税務署長が平成23年1月31日付けでした原告Sの平成20年分の所得税の更正のうち、総所得金額2530万0113円、納付すべき税額642万1300円を超える部分及び

その過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。

- 11 麻布税務署長が平成23年1月31日付けでした原告Tの平成20年分の所得税の更正のうち、総所得金額7169万1190円、納付すべき税額（ただし、予定納税額を控除する前の申告納税額に相当する税額）573万0600円を超える部分及びその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 12 麻布税務署長が平成23年1月31日付けでした原告丙の平成20年分の所得税の更正のうち、所得税法172条に規定する所得の金額7412万1000円、納付すべき税額1482万4200円を超える部分及びその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 13 麻布税務署長が平成23年1月31日付けでした原告Uの平成20年分の所得税の更正のうち、総所得金額7642万8642円、納付すべき税額（ただし、予定納税額を控除する前の申告納税額に相当する税額）2709万0200円を超える部分及びその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 14 麻布税務署長が平成23年1月31日付けでした原告mの平成20年分の所得税の更正のうち、総所得金額9743万8099円、納付すべき税額（ただし、予定納税額を控除する前の申告納税額に相当する税額）3541万2300円を超える部分及びその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 15 麻布税務署長が平成23年1月31日付けでした原告Vの平成20年分の所得税の更正のうち、総所得金額1億6263万8590円、納付すべき税額（ただし、予定納税額を控除する前の申告納税額に相当する税額）6209万4500円を超える部分及びその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 16 麻布税務署長が平成23年1月31日付けでした原告Wの平成20年分の所得税の更正のうち、所得税法172条に規定する所得の金額1億6725万7000円、納付すべき税額3345万1400円を超える部分及びその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 17 麻布税務署長が平成23年1月31日付けでした原告丁の平成20年分の所得税の更正のうち、総所得金額1億7016万2751円、納付すべき税額（ただし、予定納税額を控除する前の申告納税額に相当する税額）6511万6800円を超える部分及びその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 18 麻布税務署長が平成23年1月31日付けでした原告nの平成20年分の所得税の更正のうち、総所得金額2億8245万3304円、納付すべき税額（ただし、予定納税額を控除する前の申告納税額に相当する税額）1億0905万9500円を超える部分及びその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 19 麻布税務署長が平成23年1月31日付けでした原告Xの平成20年分の所得税の更正（ただし、異議決定により一部取り消された後のもの）のうち、総所得金額4億0876万9568円、納付すべき税額（ただし、予定納税額を控除する前の申告納税額に相当する税額）1億6040万4100円を超える部分及びその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 20 麻布税務署長が平成23年1月31日付けでした原告Yの平成20年分の所得税の更正のうち、総所得金額7億8292万8531円、株式等に係る譲渡所得等の金額2358万5760円及び納付すべき税額（ただし、予定納税額を控除する前の申告納税額に相当する税額）3億0401万0600円を超える部分並びにその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 21 品川税務署長が平成23年1月28日付けでした原告Zの平成20年分の所得税の更正のう

- ち、総所得金額1億2478万3528円、株式等に係る譲渡所得等の金額1730万1306円及び納付すべき税額（ただし、予定納税額を控除する前の申告納税額に相当する税額）4797万7200円を超える部分並びにその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 22 芝税務署長が平成23年1月28日付けでした原告aの平成20年分の所得税の更正のうち、総所得金額13億1867万2898円、納付すべき税額（ただし、予定納税額を控除する前の申告納税額に相当する税額）5億1956万0100円を超える部分及びその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 23 芝税務署長が平成23年1月28日付けでした原告bの平成20年分の所得税の更正のうち、総所得金額6億4963万8141円、納付すべき税額（ただし、予定納税額を控除する前の申告納税額に相当する税額）2億5162万6200円を超える部分及びその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 24 芝税務署長が平成23年1月28日付けでした原告qの平成20年分の所得税の更正のうち、総所得金額5321万1151円、納付すべき税額（ただし、予定納税額を控除する前の申告納税額に相当する税額）1792万6900円を超える部分及びその過少申告加算税賦課決定（ただし、いずれも異議決定により一部取り消された後のもの）をそれぞれ取り消す。
- 25 渋谷税務署長が平成23年1月31日付けでした原告dの平成20年分の所得税の更正のうち、所得税法172条に規定する所得の金額5106万9000円、納付すべき税額1021万3800円を超える部分及びその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 26 渋谷税務署長が平成23年1月31日付けでした原告Lの平成20年分の所得税の更正のうち、所得税法172条に規定する所得の金額4884万4000円、納付すべき税額976万8800円を超える部分及びその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 27 渋谷税務署長が平成23年1月31日付けでした原告eの平成20年分の所得税の更正のうち、総所得金額6490万1134円、納付すべき税額（ただし、予定納税額を控除する前の申告納税額に相当する税額）2227万9500円を超える部分及びその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 28 渋谷税務署長が平成23年1月31日付けでした原告㊸の平成20年分の所得税の更正のうち、総所得金額1億1031万6137円、納付すべき税額（ただし、予定納税額を控除する前の申告納税額に相当する税額）4101万7900円を超える部分及びその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 29 渋谷税務署長が平成23年1月31日付けでした原告fの平成20年分の所得税の更正のうち、総所得金額1億9110万6557円、株式等に係る譲渡所得等の金額314万1902円及び納付すべき税額（ただし、予定納税額を控除する前の申告納税額に相当する税額）7284万9800円を超える部分並びにその過少申告加算税賦課決定（ただし、いずれも異議決定により一部取り消された後のもの）をそれぞれ取り消す。
- 30 渋谷税務署長が平成23年10月31日付けでした原告Pの平成20年分の所得税の更正のうち、総所得金額1億6883万7700円を超える部分、翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額867万4316円を下回る部分及び納付すべき税額1675万8900円を超える部分並びにその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 31 渋谷税務署長が平成23年1月31日付けでした原告gの平成20年分の所得税の更正のうち、総所得金額6億4351万5557円、納付すべき税額（ただし、予定納税額を控除する

- 前の申告納税額に相当する税額) 2億5051万9700円を超える部分及びその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 32 渋谷税務署長が平成23年6月29日付けでした原告Mの平成20年分の所得税の更正のうち、総所得金額13億5430万3654円、株式等に係る譲渡所得等の金額1283万4135円及び納付すべき税額(ただし、予定納税額を控除する前の申告納税額に相当する税額)3億8283万4000円を超える部分並びにその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 33 玉川税務署長が平成23年1月31日付けでした原告hの平成20年分の所得税の更正のうち、総所得金額1億4763万0691円、納付すべき税額(ただし、予定納税額を控除する前の申告納税額に相当する税額)5431万8400円を超える部分及びその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 34 目黒税務署長が平成23年1月28日付けでした原告⑧の平成20年分の所得税の更正のうち、総所得金額2億4111万7655円、納付すべき税額(ただし、予定納税額を控除する前の申告納税額に相当する税額)9276万5100円を超える部分及びその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 35 目黒税務署長が平成23年1月28日付けでした原告rの平成20年分の所得税の更正のうち、総所得金額6703万4416円、納付すべき税額(ただし、予定納税額を控除する前の申告納税額に相当する税額)2286万8300円を超える部分及びその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 36 目黒税務署長が平成23年1月28日付けでした原告戊の平成20年分の所得税の更正のうち、所得税法172条に規定する所得の金額1126万7000円、納付すべき税額225万3400円を超える部分及びその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 37 目黒税務署長が平成23年1月28日付けでした原告tの平成20年分の所得税の更正のうち、総所得金額1億5987万7650円、納付すべき税額(ただし、予定納税額を控除する前の申告納税額に相当する税額)5521万5500円を超える部分及びその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。
- 38 雪谷税務署長が平成23年1月31日付けでした原告Kの平成20年分の所得税の更正のうち、総所得金額1億6920万8492円、納付すべき税額(ただし、予定納税額を控除する前の申告納税額に相当する税額)2365万0700円を超える部分及びその過少申告加算税賦課決定をそれぞれ取り消す。



## 関係法令等の定め

## 1 所得税法の定め

- (1) 所得税法28条1項は、給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下「給与等」という。）に係る所得をいう旨規定し、同条2項は、給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする旨規定している。
- (2) 所得税法36条1項は、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする旨定め、同条2項は、同条1項の金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする旨規定している。
- (3) 所得税法57条の3第1項は、居住者が、外貨建取引（外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借入れその他の取引）を行った場合には、当該外貨建取引の金額の円換算額（外国通貨で表示された金額を本邦通貨表示の金額に換算した金額）は当該外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により換算した金額として、その者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする旨規定している。
- (4) 所得税法161条8号イは、非居住者等の所得のうち、俸給、給料、賃金、歳費、賞与又はこれらの性質を有する給与その他の人的役務の提供に対する報酬のうち、国内において行う勤務その他の人的役務の提供に基因するものを、我が国の課税の対象となる国内源泉所得とする旨規定している。

## 2 所得税基本通達の定め

- (1) 所得税基本通達23～35共-9（株式等を取得する権利の価額）（1）は、所得税法施行令84条1号から4号までに掲げる権利の行使の日又は同条5号に掲げる権利に基づく払込み又は給付の期日における同条本文の株式の価額は、これらの権利の行使により取得する株式が金融商品取引所に上場されている場合、当該株式につき金融商品取引法130条（総取引高、価格等の通知等）の規定により公表された最終の価格による旨規定している。
- (2) 所得税基本通達36-36（有価証券の評価）は、使用者が役員又は使用人に対して支給する有価証券（所得税法施行令84条各号に掲げる権利で同条の規定の適用を受けるもの及び株主等として発行人から与えられた新株等を取得する権利を除く。）については、その支給時の価額により評価するとし、この場合における支給時の価額については、所得税基本通達23～35共-9の取扱いに準じて評価する旨規定している。
- (3) 所得税基本通達57の3-2は、所得税法57条の3第1項の規定に基づく円換算（同条2項の規定の適用を受ける場合の円換算を除く。）は、その取引を計上すべき日における対顧客直物電信売相場（電信売相場）と対顧客直物電信買相場（電信買相場）の仲値（TTMレート）による旨規定している。

原告らの勤務先等

1 原告甲

原告甲は、D社に勤務していた。原告甲の勤務形態はEグループの海外法人からの出向であり、納税義務者としての属性は非永住者であった。

2 原告乙

原告乙は、オーストラリア連邦所在のEグループの法人に勤務していた。原告乙の納税義務者としての属性は非居住者であった。なお、原告乙は、平成19年9月29日に日本を出国するまでは、D社に勤務していた。

3 原告㉔

原告㉔は、D社に勤務していた。原告㉔の勤務形態はEグループの海外法人からの出向であり、納税義務者としての属性は非永住者であった。

4 原告㉕

原告㉕は、㉞株式会社に勤務していた。原告㉕の勤務形態はEグループの海外法人からの出向であり、納税義務者としての属性は非永住者以外の居住者であった。

5 原告Q

原告Qは、㉟株式会社（同商号は当時のものであり、現在は、㊱株式会社）に勤務していた。原告Qの勤務形態はEグループの海外法人からの出向であり、納税義務者としての属性は非永住者以外の居住者であった。

6 原告R

原告Rは、D社に勤務していた。原告Rの勤務形態はEグループの海外法人からの出向であり、納税義務者としての属性は非永住者以外の居住者であった。

7 原告㉖

原告㉖は、株式会社㉗に勤務していた。原告㉖の勤務形態はEグループの海外法人からの出向であり、納税義務者としての属性は非永住者以外の居住者であった。

8 原告i

原告iは、D社に勤務していた。原告iの勤務形態はEグループの海外法人からの出向であり、納税義務者としての属性は非永住者以外の居住者であった。

9 原告j

原告jは、㉘株式会社に勤務していた。原告jの勤務形態はEグループの海外法人からの出向であり、納税義務者としての属性は非永住者以外の居住者であった。

10 原告S

原告Sは、D社に勤務していた。原告Sの勤務形態はEグループの海外法人からの出向であり、納税義務者としての属性は非永住者であった。

11 原告T

原告Tは、D社に勤務していた。原告Tの勤務形態はEグループの他の内国法人からの出向であり、納税義務者としての属性は非永住者以外の居住者であった。

12 原告丙

原告丙は、香港所在のEグループの法人に勤務していた。原告丙の納税義務者としての属性

は非居住者であった。なお、原告丙は、平成19年7月28日に日本を出国するまでは、D社に勤務していた。

13 原告U

原告Uは、D社に勤務していた。原告Uの勤務形態はEグループの海外法人からの出向であり、納税義務者としての属性は非永住者であった。

14 原告m

原告mは、D社に勤務していた。原告mの勤務形態はEグループの海外法人からの出向であり、納税義務者としての属性は非永住者であった。

15 原告V

原告Vは、D社に勤務していた。原告Vの勤務形態はEグループの海外法人からの出向であり、納税義務者としての属性は非永住者であった。

16 原告W

原告Wは、英国所在のEグループの法人に勤務していた。原告Wの納税義務者としての属性は非永住者であった。なお、原告Wは、平成19年8月16日に日本を出国するまでは、D社に勤務していた。

17 原告丁

原告丁は、D社に勤務していた。原告丁の勤務形態はEグループの海外法人からの出向であり、納税義務者としての属性は非永住者であった。

18 原告n

原告nは、D社に勤務していた。原告nの勤務形態はEグループの海外法人からの出向であり、納税義務者としての属性は非永住者以外の居住者であった。

19 原告X

原告Xは、D社に勤務していた。原告Xの勤務形態はEグループの海外法人からの出向であり、納税義務者としての属性は非永住者であった。

20 原告Y

原告Yは、D社に勤務していた。原告Yの勤務形態はEグループの海外法人からの出向であり、納税義務者としての属性は非永住者以外の居住者であった。

21 原告Z

原告Zは、D社に勤務していた。原告Zの勤務形態はEグループの海外法人からの出向であり、納税義務者としての属性は非永住者以外の居住者であった。

22 原告a

原告aは、D社に勤務していた。原告aの勤務形態はEグループの海外法人からの出向であり、納税義務者としての属性は非永住者以外の居住者であった。

23 原告b

原告bは、㊦株式会社に勤務していた。原告bの勤務形態はEグループの海外法人からの出向であり、納税義務者としての属性は非永住者以外の居住者であった。

24 原告q

原告qは、D社に勤務していた。原告qの勤務形態はEグループの海外法人からの出向であり、納税義務者としての属性は非永住者以外の居住者であった。

25 原告d

原告 d は、香港所在の E グループの法人に勤務していた。原告 d の納税義務者としての属性は非居住者であった。なお、原告 d は、平成 20 年 6 月 27 日に日本を出国するまでは、D 社に勤務していた。

26 原告 L

原告 L は、英国所在の E グループの法人に勤務していた。原告 L の納税義務者としての属性は非居住者であった。なお、原告 L は、平成 19 年 7 月 6 日に日本を出国するまでは、D 社に勤務していた。

27 原告 e

原告 e は、D 社に勤務していた。原告 e の勤務形態は E グループの海外法人からの出向であり、納税義務者としての属性は非永住者以外の居住者であった。

28 原告 A

原告 A は、N 株式会社に勤務していた。原告 A の勤務形態は E グループの海外法人からの出向であり、納税義務者としての属性は非永住者以外の居住者であった。

29 原告 f

原告 f は、D 社に勤務していた。原告 f の勤務形態は E グループの海外法人からの出向であり、納税義務者としての属性は非永住者以外の居住者であった。

30 原告 P

原告 P は、D 社に勤務していた。原告 P の勤務形態は E グループの他の内国法人からの出向であり、納税義務者としての属性は非永住者以外の居住者であった。

31 原告 g

原告 g は、D 社に勤務していた。原告 g の勤務形態は E グループの海外法人からの出向であり、納税義務者としての属性は非永住者以外の居住者であった。

32 原告 M

原告 M は、D 社に勤務していた。原告 M の勤務形態は E グループの他の内国法人からの出向であり、納税義務者としての属性は非永住者以外の居住者であった。

33 原告 h

原告 h は、D 社に勤務していた。原告 h の勤務形態は E グループの海外法人からの出向であり、納税義務者としての属性は非永住者以外の居住者であった。

34 原告 B

原告 B は、英国所在の E グループの法人に勤務していた。原告 B の納税義務者としての属性は、平成 20 年のうち上記法人に勤めていた同年 7 月 19 日から同年 12 月 14 日以外の期間は、E グループの内国法人である株式会社 C に勤務していたため、非永住者以外の居住者であった。

35 原告 r

原告 r は、D 社に勤務していた。原告 r の勤務形態は E グループの海外法人からの出向であり、納税義務者としての属性は非永住者であった。

36 原告 戊

原告 戊 は、香港所在の E グループの法人に勤務していた。原告 戊 の納税義務者としての属性は非居住者であった。なお、原告 戊 は、平成 20 年 9 月 3 日に日本を出国するまでは、D 社に勤務していた。

37 原告 t

原告 t は、D社に勤務していた。原告 t の勤務形態はEグループの他の内国法人からの出向であり、納税義務者としての属性は非永住者以外の居住者であった。

38 原告 K

原告 K は、D社に勤務していた。原告 K の勤務形態はEグループの他の内国法人からの出向であり、納税義務者としての属性は非永住者以外の居住者であった。

1 原告甲

- (1) 平成15年11月28日付与分
  - ア プラン名 E I C P
  - イ 賞与証書の種類 2003E I C P
  - ウ 付与数 422個
- (2) 平成16年11月30日付与分
  - ア プラン名 E I C P
  - イ 賞与証書の種類 2004E I C P
  - ウ 付与数 2161個
- (3) 平成17年12月13日付与分
  - ア プラン名 E I C P
  - イ 賞与証書の種類 2005E I C P
  - ウ 付与数 2211個
- (4) 平成18年12月12日付与分
  - ア プラン名 T D E P P
  - イ 賞与証書の種類 2006T D E P P
  - ウ 付与数 767個

2 原告乙

- (1) 平成15年11月28日付与分
  - ア プラン名 E I C P
  - イ 賞与証書の種類 2003E I C P
  - ウ 付与数 759個
- (2) 平成16年11月30日付与分
  - ア プラン名 E I C P
  - イ 賞与証書の種類 2004E I C P
  - ウ 付与数 3053個
- (3) 平成17年12月13日付与分
  - ア プラン名 E I C P
  - イ 賞与証書の種類 2005E I C P
  - ウ 付与数 4525個
- (4) 平成18年12月12日付与分
  - ア プラン名 T D E P P
  - イ 賞与証書の種類 2006T D E P P
  - ウ 付与数 939個

3 原告㊟

- (1) 平成15年11月28日付与分
  - ア プラン名 E I C P

- イ 賞与証書の種類 2003EICP
- ウ 付与数 1324個
- (2) 平成16年11月30日付与分
  - ア プラン名 EICP
  - イ 賞与証書の種類 2004EICP
  - ウ 付与数 4478個
- (3) 平成17年12月13日付与分
  - ア プラン名 EICP
  - イ 賞与証書の種類 2005EICP
  - ウ 付与数 4878個
- (4) 平成18年12月12日付与分
  - ア プラン名 TDEPP
  - イ 賞与証書の種類 2006TDEPP
  - ウ 付与数 2760個

#### 4 原告㊸

- (1) 平成15年11月28日付与分
  - ア プラン名 EICP
  - イ 賞与証書の種類 2003EICP
  - ウ 付与数 1030個
- (2) 平成16年11月30日付与分
  - ア プラン名 EICP
  - イ 賞与証書の種類 2004EICP
  - ウ 付与数 8326個
- (3) 平成17年12月13日付与分
  - ア (ア) プラン名 EICP
    - (イ) 賞与証書の種類 2005EICP
    - (ウ) 付与数 7500個
  - イ (ア) プラン名 EICP
    - (イ) 賞与証書の種類 2005AEICP
    - (ウ) 付与数 2681個
- (4) 平成18年12月12日付与分
  - ア プラン名 TDEPP
  - イ 賞与証書の種類 2006TDEPP
  - ウ 付与数 1717個

#### 5 原告Q

- (1) 平成15年11月28日付与分
  - ア プラン名 EICP
  - イ 賞与証書の種類 2003EICP
  - ウ 付与数 4583個
- (2) 平成16年11月30日付与分

- ア プラン名 E I C P
- イ 賞与証書の種類 2 0 0 4 E I C P
- ウ 付与数 9 5 4 2 個

(3) 平成17年12月13日付与分

- ア プラン名 E I C P
- イ 賞与証書の種類 2 0 0 5 E I C P
- ウ 付与数 1 万 0 5 3 4 個

(4) 平成18年12月12日付与分

- ア プラン名 T D E P P
- イ 賞与証書の種類 2 0 0 6 T D E P P
- ウ 付与数 3 8 1 9 個

6 原告R

(1) 平成15年11月28日付与分

- ア プラン名 E I C P
- イ 賞与証書の種類 2 0 0 3 E I C P
- ウ 付与数 1 7 6 4 個

(2) 平成16年11月30日付与分

- ア プラン名 E I C P
- イ 賞与証書の種類 2 0 0 4 E I C P
- ウ 付与数 5 3 8 4 個

(3) 平成17年12月13日付与分

- ア プラン名 E I C P
- イ 賞与証書の種類 2 0 0 5 E I C P
- ウ 付与数 9 5 3 1 個

(4) 平成18年12月12日付与分

- ア プラン名 E E A P
- イ 賞与証書の種類 2 0 0 6 E E A P
- ウ 付与数 5 9 1 0 個

7 原告㊟

(1) 平成17年12月13日付与分

- ア プラン名 E I C P
- イ 賞与証書の種類 2 0 0 5 E I C P
- ウ 付与数 5 1 5 個

(2) 平成18年12月12日付与分

- ア プラン名 T D E P P
- イ 賞与証書の種類 2 0 0 6 T D E P P
- ウ 付与数 5 1 0 個

8 原告i

(1) 平成15年11月28日付与分

- ア プラン名 E I C P



イ 賞与証書の種類 2003EICP

ウ 付与数 239個

(2) 平成16年11月30日付与分

ア プラン名 EICP

イ 賞与証書の種類 2004EICP

ウ 付与数 601個

(3) 平成17年12月13日付与分

ア プラン名 EICP

イ 賞与証書の種類 2005EICP

ウ 付与数 468個

(4) 平成18年12月12日付与分

ア プラン名 TDEPP

イ 賞与証書の種類 2006TDEPP

ウ 付与数 196個

## 9 原告j

(1) 平成16年11月30日付与分

ア プラン名 EICP

イ 賞与証書の種類 2004EICP

ウ 付与数 238個

(2) 平成17年12月13日付与分

ア プラン名 EICP

イ 賞与証書の種類 2005EICP

ウ 付与数 849個

(3) 平成18年12月12日付与分

ア プラン名 TDEPP

イ 賞与証書の種類 2006TDEPP

ウ 付与数 576個

## 10 原告S

(1) 平成17年12月13日付与分

ア プラン名 EICP

イ 賞与証書の種類 2005EICP

ウ 付与数 1万6629個

(2) 平成18年12月12日付与分

ア プラン名 TDEPP

イ 賞与証書の種類 2006TDEPP

ウ 付与数 3857個

## 11 原告T

(1) 平成15年11月28日付与分

ア プラン名 EICP

イ 賞与証書の種類 2003EICP

ウ 付与数 246個

(2) 平成16年11月30日付与分

ア プラン名 E I C P

イ 賞与証書の種類 2004 E I C P

ウ 付与数 307個

(3) 平成17年12月13日付与分

ア プラン名 E I C P

イ 賞与証書の種類 2005 E I C P

ウ 付与数 495個

(4) 平成18年12月12日付与分

ア プラン名 T D E P P

イ 賞与証書の種類 2006 T D E P P

ウ 付与数 234個

## 12 原告丙

(1) 平成15年11月28日付与分

ア プラン名 E I C P

イ 賞与証書の種類 2003 E I C P

ウ 付与数 981個

(2) 平成16年11月30日付与分

ア プラン名 E I C P

イ 賞与証書の種類 2004 E I C P

ウ 付与数 1420個

(3) 平成17年12月13日付与分

ア プラン名 E I C P

イ 賞与証書の種類 2005 E I C P

ウ 付与数 2662個

(4) 平成18年12月12日付与分

ア プラン名 T D E P P

イ 賞与証書の種類 2006 T D E P P

ウ 付与数 551個

## 13 原告U

(1) 平成15年11月28日付与分

ア プラン名 E I C P

イ 賞与証書の種類 2003 E I C P

ウ 付与数 818個

(2) 平成16年11月30日付与分

ア プラン名 E I C P

イ 賞与証書の種類 2004 E I C P

ウ 付与数 2285個

(3) 平成17年12月13日付与分

ア プラン名 E I C P  
イ 賞与証書の種類 2 0 0 5 E I C P  
ウ 付与数 2 3 9 6 個

(4) 平成18年12月12日付与分

ア プラン名 T D E P P  
イ 賞与証書の種類 2 0 0 6 T D E P P  
ウ 付与数 6 4 3 個

14 原告m

(1) 平成15年11月28日付与分

ア プラン名 E I C P  
イ 賞与証書の種類 2 0 0 3 E I C P  
ウ 付与数 2 3 7 個

(2) 平成16年11月30日付与分

ア プラン名 E I C P  
イ 賞与証書の種類 2 0 0 4 E I C P  
ウ 付与数 1 0 1 0 個

(3) 平成17年12月13日付与分

ア プラン名 E I C P  
イ 賞与証書の種類 2 0 0 5 E I C P  
ウ 付与数 2 2 9 3 個

(4) 平成18年12月12日付与分

ア プラン名 T D E P P  
イ 賞与証書の種類 2 0 0 6 T D E P P  
ウ 付与数 1 0 0 2 個

15 原告V

(1) 平成15年11月28日付与分

ア プラン名 E I C P  
イ 賞与証書の種類 2 0 0 3 E I C P  
ウ 付与数 2 2 4 個

(2) 平成16年11月30日付与分

ア プラン名 E I C P  
イ 賞与証書の種類 2 0 0 4 E I C P  
ウ 付与数 6 4 8 個

(3) 平成17年12月13日付与分

ア プラン名 E I C P  
イ 賞与証書の種類 2 0 0 5 E I C P  
ウ 付与数 5 1 3 個

(4) 平成18年12月12日付与分

ア プラン名 T D E P P  
イ 賞与証書の種類 2 0 0 6 T D E P P

ウ 付与数 718個

16 原告W

(1) 平成15年11月28日付与分

ア プラン名 E I C P

イ 賞与証書の種類 2003E I C P

ウ 付与数 1787個

(2) 平成16年11月30日付与分

ア プラン名 E I C P

イ 賞与証書の種類 2004E I C P

ウ 付与数 9265個

(3) 平成17年12月13日付与分

ア (ア) プラン名 E I C P

(イ) 賞与証書の種類 2005E I C P

(ウ) 付与数 1万1173個

イ (ア) プラン名 E I C P

(イ) 賞与証書の種類 2005A E I C P

(ウ) 付与数 1万0336個

(4) 平成18年12月12日付与分

ア プラン名 T D E P P

イ 賞与証書の種類 2006T D E P P

ウ 付与数 3468個

17 原告丁

(1) 平成15年11月28日付与分

ア プラン名 E I C P

イ 賞与証書の種類 2003E I C P

ウ 付与数 790個

(2) 平成16年11月30日付与分

ア プラン名 E I C P

イ 賞与証書の種類 2004E I C P

ウ 付与数 2252個

(3) 平成17年12月13日付与分

ア プラン名 E I C P

イ 賞与証書の種類 2005E I C P

ウ 付与数 2856個

(4) 平成18年12月12日付与分

ア プラン名 T D E P P

イ 賞与証書の種類 2006T D E P P

ウ 付与数 1880個

18 原告n

(1) 平成15年11月28日付与分

- ア プラン名 E I C P
- イ 賞与証書の種類 2 0 0 3 E I C P
- ウ 付与数 3 0 6 4 個

(2) 平成16年11月30日付与分

- ア プラン名 E I C P
- イ 賞与証書の種類 2 0 0 4 E I C P
- ウ 付与数 8 5 7 9 個

(3) 平成17年12月13日付与分

- ア プラン名 E I C P
- イ 賞与証書の種類 2 0 0 5 E I C P
- ウ 付与数 7 6 5 1 個

#### 19 原告X

(1) 平成15年11月28日付与分

- ア プラン名 E I C P
- イ 賞与証書の種類 2 0 0 3 E I C P
- ウ 付与数 9 5 9 1 個

(2) 平成16年11月30日付与分

- ア プラン名 E I C P
- イ 賞与証書の種類 2 0 0 4 E I C P
- ウ 付与数 3 万 7 1 6 8 個

(3) 平成17年12月13日付与分

- ア (ア) プラン名 E I C P
  - (イ) 賞与証書の種類 2 0 0 5 E I C P
  - (ウ) 付与数 4 万 2 8 9 0 個
- イ (ア) プラン名 E I C P
  - (イ) 賞与証書の種類 2 0 0 5 A E I C P
  - (ウ) 付与数 5 1 6 7 個

(4) 平成18年12月12日付与分

- ア プラン名 E E A P
- イ 賞与証書の種類 2 0 0 6 E E A P
- ウ 付与数 1 万 0 7 8 3 個

#### 20 原告Y

(1) 平成15年11月28日付与分

- ア プラン名 E I C P
- イ 賞与証書の種類 2 0 0 3 E I C P
- ウ 付与数 7 6 1 3 個

(2) 平成16年11月30日付与分

- ア プラン名 E I C P
- イ 賞与証書の種類 2 0 0 4 E I C P
- ウ 付与数 1 万 8 5 9 9 個

- (3) 平成17年12月13日付与分
  - ア (ア) プラン名 E I C P
  - イ 賞与証書の種類 2005 E I C P
  - ウ 付与数 3万3211個
- イ (ア) プラン名 E I C P
  - イ 賞与証書の種類 2005 A E I C P
  - ウ 付与数 1万0336個
- (4) 平成18年12月12日付与分
  - ア プラン名 E E P P
  - イ 賞与証書の種類 2006 E E A P
  - ウ 付与数 1万4095個

21 原告乙

- (1) 平成15年11月28日付与分
  - ア プラン名 E I C P
  - イ 賞与証書の種類 2003 E I C P
  - ウ 付与数 748個
- (2) 平成16年11月30日付与分
  - ア プラン名 E I C P
  - イ 賞与証書の種類 2004 E I C P
  - ウ 付与数 2193個
- (3) 平成17年12月13日付与分
  - ア プラン名 E I C P
  - イ 賞与証書の種類 2005 E I C P
  - ウ 付与数 2118個
- (4) 平成18年12月12日付与分
  - ア プラン名 T D E P P
  - イ 賞与証書の種類 2006 T D E P P
  - ウ 付与数 457個

22 原告 a

- (1) 平成15年11月28日付与分
  - ア プラン名 E I C P
  - イ 賞与証書の種類 2003 E I C P
  - ウ 付与数 571個
- (2) 平成16年11月30日付与分
  - ア プラン名 E I C P
  - イ 賞与証書の種類 2004 E I C P
  - ウ 付与数 2935個
- (3) 平成17年12月13日付与分
  - ア (ア) プラン名 E I C P
  - イ 賞与証書の種類 2005 E I C P

- (ウ) 付与数 2691個
- イ (ア) プラン名 E I C P
- (イ) 賞与証書の種類 2005AE I C P
- (ウ) 付与数 7040個
- (4) 平成18年12月12日付与分
  - ア プラン名 TDE P P
  - イ 賞与証書の種類 2006TDE P P
  - ウ 付与数 2794個

23 原告b

- (1) 平成15年11月28日付与分
  - ア プラン名 E I C P
  - イ 賞与証書の種類 2003E I C P
  - ウ 付与数 1291個
- (2) 平成16年11月30日付与分
  - ア プラン名 E I C P
  - イ 賞与証書の種類 2004E I C P
  - ウ 付与数 8912個
- (3) 平成17年12月13日付与分
  - ア (ア) プラン名 E I C P
  - (イ) 賞与証書の種類 2005E I C P
  - (ウ) 付与数 7361個
  - イ (ア) プラン名 E I C P
  - (イ) 賞与証書の種類 2005AE I C P
  - (ウ) 付与数 2673個
- (4) 平成18年12月12日付与分
  - ア プラン名 TDE P P
  - イ 賞与証書の種類 2006TDE P P
  - ウ 付与数 810個

24 原告q

- (1) 平成15年11月28日付与分
  - ア プラン名 E I C P
  - イ 賞与証書の種類 2003E I C P
  - ウ 付与数 140個
- (2) 平成16年11月30日付与分
  - ア プラン名 E I C P
  - イ 賞与証書の種類 2004E I C P
  - ウ 付与数 311個
- (3) 平成17年12月13日付与分
  - ア プラン名 E I C P
  - イ 賞与証書の種類 2005E I C P

ウ 付与数 360個

(4) 平成18年12月12日付与分

ア プラン名 TDEPP

イ 賞与証書の種類 2006TDEPP

ウ 付与数 183個

25 原告d

(1) 平成15年11月28日付与分

ア プラン名 EICP

イ 賞与証書の種類 2003EICP

ウ 付与数 616個

(2) 平成16年11月30日付与分

ア プラン名 EICP

イ 賞与証書の種類 2004EICP

ウ 付与数 2093個

(3) 平成17年12月13日付与分

ア プラン名 EICP

イ 賞与証書の種類 2005EICP

ウ 付与数 1674個

(4) 平成18年12月12日付与分

ア プラン名 TDEPP

イ 賞与証書の種類 2006TDEPP

ウ 付与数 393個

26 原告L

(1) 平成15年11月28日付与分

ア プラン名 EICP

イ 賞与証書の種類 2003EICP

ウ 付与数 215個

(2) 平成16年11月30日付与分

ア プラン名 EICP

イ 賞与証書の種類 2004EICP

ウ 付与数 628個

(3) 平成17年12月13日付与分

ア プラン名 EICP

イ 賞与証書の種類 2005EICP

ウ 付与数 1566個

(4) 平成18年12月12日付与分

ア プラン名 TDEPP

イ 賞与証書の種類 2006TDEPP

ウ 付与数 442個

27 原告e



(1) 平成17年12月13日付与分

ア プラン名 E I C P

イ 賞与証書の種類 2005 E I C P

ウ 付与数 1110個

(2) 平成18年12月12日付与分

ア プラン名 T D E P P

イ 賞与証書の種類 2006 T D E P P

ウ 付与数 620個

28 原告㊤

(1) 平成17年12月13日付与分

ア プラン名 E I C P

イ 賞与証書の種類 2005 E I C P

ウ 付与数 1545個

(2) 平成18年12月12日付与分

ア プラン名 T D E P P

イ 賞与証書の種類 2006 T D E P P

ウ 付与数 744個

29 原告 f

(1) 平成15年11月28日付与分

ア プラン名 E I C P

イ 賞与証書の種類 2003 E I C P

ウ 付与数 1058個

(2) 平成16年11月30日付与分

ア プラン名 E I C P

イ 賞与証書の種類 2004 E I C P

ウ 付与数 2297個

(3) 平成17年12月13日付与分

ア プラン名 E I C P

イ 賞与証書の種類 2005 E I C P

ウ 付与数 5234個

(4) 平成18年12月12日付与分

ア プラン名 T D E P P

イ 賞与証書の種類 2006 T D E P P

ウ 付与数 3027個

30 原告 P

(1) 平成15年11月28日付与分

ア プラン名 E I C P

イ 賞与証書の種類 2003 E I C P

ウ 付与数 1425個

(2) 平成16年11月30日付与分

- ア プラン名 E I C P
- イ 賞与証書の種類 2 0 0 4 E I C P
- ウ 付与数 5 6 9 9 個
- (3) 平成17年12月13日付与分
  - ア (ア) プラン名 E I C P
  - (イ) 賞与証書の種類 2 0 0 5 E I C P
  - (ウ) 付与数 6 5 7 0 個
  - イ (ア) プラン名 E I C P
  - (イ) 賞与証書の種類 2 0 0 5 A E I C P
  - (ウ) 付与数 5 1 6 7 個
- (4) 平成18年12月12日付与分
  - ア プラン名 E E A P
  - イ 賞与証書の種類 2 0 0 6 E E A P
  - ウ 付与数 4 3 7 9 個

31 原告g

- (1) 平成15年11月28日付与分
  - ア プラン名 E I C P
  - イ 賞与証書の種類 2 0 0 3 E I C P
  - ウ 付与数 1 万 5 4 6 8 個
- (2) 平成16年11月30日付与分
  - ア プラン名 E I C P
  - イ 賞与証書の種類 2 0 0 4 E I C P
  - ウ 付与数 3 万 4 3 8 8 個
- (3) 平成17年12月13日付与分
  - ア (ア) プラン名 E I C P
  - (イ) 賞与証書の種類 2 0 0 5 E I C P
  - (ウ) 付与数 4 万 0 6 7 3 個
  - イ (ア) プラン名 E I C P
  - (イ) 賞与証書の種類 2 0 0 5 A E I C P
  - (ウ) 付与数 6 2 0 1 個
- (4) 平成18年12月12日付与分
  - ア プラン名 E E A P
  - イ 賞与証書の種類 2 0 0 6 E E A P
  - ウ 付与数 2 万 1 0 7 3 個

32 原告M

- (1) 平成15年11月28日付与分
  - ア プラン名 E I C P
  - イ 賞与証書の種類 2 0 0 3 E I C P
  - ウ 付与数 3 万 5 8 5 8 個
- (2) 平成16年11月30日付与分

- ア プラン名 E I C P
- イ 賞与証書の種類 2 0 0 4 E I C P
- ウ 付与数 8 万 5 0 4 4 個
- (3) 平成17年12月13日付与分
  - ア (ア) プラン名 E I C P
  - (イ) 賞与証書の種類 2 0 0 5 E I C P
  - (ウ) 付与数 9 万 3 0 4 6 個
  - イ (ア) プラン名 E I C P
  - (イ) 賞与証書の種類 2 0 0 5 A E I C P
  - (ウ) 付与数 3 万 1 0 0 9 個
- (4) 平成18年12月12日付与分
  - ア プラン名 E E A P
  - イ 賞与証書の種類 2 0 0 6 E E A P
  - ウ 付与数 3 万 6 9 6 2 個

33 原告h

- (1) 平成15年11月28日付与分
  - ア プラン名 E I C P
  - イ 賞与証書の種類 2 0 0 3 E I C P
  - ウ 付与数 4 6 5 個
- (2) 平成16年11月30日付与分
  - ア プラン名 E I C P
  - イ 賞与証書の種類 2 0 0 4 E I C P
  - ウ 付与数 2 2 5 4 個
- (3) 平成17年12月13日付与分
  - ア プラン名 E I C P
  - イ 賞与証書の種類 2 0 0 5 E I C P
  - ウ 付与数 2 0 5 6 個
- (4) 平成18年12月12日付与分
  - ア プラン名 T D E P P
  - イ 賞与証書の種類 2 0 0 6 T D E P P
  - ウ 付与数 3 5 8 個

34 原告㊸

- (1) 平成16年11月30日付与分
  - ア プラン名 E I C P
  - イ 賞与証書の種類 2 0 0 4 E I C P
  - ウ 付与数 5 8 6 個
- (2) 平成17年12月13日付与分
  - ア プラン名 E I C P
  - イ 賞与証書の種類 2 0 0 5 E I C P
  - ウ 付与数 5 1 3 個

- (3) 平成18年12月12日付与分  
ア プラン名 TDEPP  
イ 賞与証書の種類 2006TDEPP  
ウ 付与数 424個

35 原告 r

- (1) 平成15年11月28日付与分  
ア プラン名 EICP  
イ 賞与証書の種類 2003EICP  
ウ 付与数 157個
- (2) 平成16年11月30日付与分  
ア プラン名 EICP  
イ 賞与証書の種類 2004EICP  
ウ 付与数 583個
- (3) 平成17年12月13日付与分  
ア プラン名 EICP  
イ 賞与証書の種類 2005EICP  
ウ 付与数 415個
- (4) 平成18年12月12日付与分  
ア プラン名 TDEPP  
イ 賞与証書の種類 2006TDEPP  
ウ 付与数 287個

36 原告 戊

- (1) 平成15年11月28日付与分  
ア プラン名 EICP  
イ 賞与証書の種類 2003EICP  
ウ 付与数 1093個
- (2) 平成16年11月30日付与分  
ア プラン名 EICP  
イ 賞与証書の種類 2004EICP  
ウ 付与数 3011個
- (3) 平成17年12月13日付与分  
ア プラン名 EICP  
イ 賞与証書の種類 2005EICP  
ウ 付与数 4102個
- (4) 平成18年12月12日付与分  
ア プラン名 TDEPP  
イ 賞与証書の種類 2006TDEPP  
ウ 付与数 1021個

37 原告 t

- (1) 平成15年11月28日付与分

ア プラン名 E I C P  
イ 賞与証書の種類 2 0 0 3 E I C P  
ウ 付与数 8 8 1 個

(2) 平成16年11月30日付与分

ア プラン名 E I C P  
イ 賞与証書の種類 2 0 0 4 E I C P  
ウ 付与数 3 6 8 7 個

(3) 平成17年12月13日付与分

ア プラン名 E I C P  
イ 賞与証書の種類 2 0 0 5 E I C P  
ウ 付与数 3 7 7 0 個

(4) 平成18年12月12日付与分

ア プラン名 T D E P P  
イ 賞与証書の種類 2 0 0 6 T D E P P  
ウ 付与数 2 3 0 9 個

#### 38 原告K

(1) 平成15年11月28日付与分

ア プラン名 E I C P  
イ 賞与証書の種類 2 0 0 3 E I C P  
ウ 付与数 2 2 5 個

(2) 平成16年11月30日付与分

ア プラン名 E I C P  
イ 賞与証書の種類 2 0 0 4 E I C P  
ウ 付与数 7 2 4 個

(3) 平成17年12月13日付与分

ア プラン名 E I C P  
イ 賞与証書の種類 2 0 0 5 E I C P  
ウ 付与数 2 8 0 1 個

(4) 平成18年12月12日付与分

ア プラン名 T D E P P  
イ 賞与証書の種類 2 0 0 6 T D E P P  
ウ 付与数 8 7 3 個

本件訴訟に至る経緯

1 原告甲

- (1) 原告甲は、平成21年3月16日、平成20年分の所得税の確定申告書を提出した。
- (2) 原告甲は、平成23年1月31日、麻布税務署長から、原告甲更正処分及び原告甲賦課決定処分を受けた。なお、原告甲更正処分及び原告甲賦課決定処分は、本件各株式報酬に係る収入金額の収入すべき時期及び評価額を理由とするものに加えて、原告甲が本国に一次的に帰国する際の費用をEグループが負担したことによって、原告甲が受けた経済的利益に係る所得の申告漏れを理由とするものも含まれていたが、この点については、原告甲は争っていない。
- (3) 原告甲は、平成23年3月22日、東京国税局長に対し、原告甲更正処分及び原告甲賦課決定処分に対する異議申立てをした。
- (4) 原告甲は、平成23年5月13日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。
- (5) 原告甲は、平成23年6月21日、国税不服審判所長に対し、原告甲更正処分及び原告甲賦課決定処分に対する審査請求をした。
- (6) 原告甲は、平成24年2月10日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月20日、同裁決書の送達を受けた（弁論の全趣旨）。
- (7) 原告甲は、平成24年8月16日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

2 原告乙

- (1) 原告乙は、平成21年3月16日、平成20年分の所得税法172条1項に規定する申告書を提出した。
- (2) 原告乙は、平成23年1月31日、麻布税務署長から、原告乙更正処分及び原告乙賦課決定処分を受けた。
- (3) 原告乙は、平成23年3月22日、東京国税局長に対し、原告乙更正処分及び原告乙賦課決定処分に対する異議申立てをした。
- (4) 原告乙は、平成23年5月13日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。
- (5) 原告乙は、平成23年6月21日、国税不服審判所長に対し、原告乙更正処分及び原告乙賦課決定処分に対する審査請求をした。
- (6) 原告乙は、平成24年2月10日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月20日、同裁決書の送達を受けた（弁論の全趣旨）。
- (7) 原告乙は、平成24年8月16日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

3 原告◎

- (1) 原告◎は、平成21年3月16日、平成20年分の所得税の確定申告書を提出した。
- (2) 原告◎は、平成23年1月31日、麻布税務署長から、原告◎更正処分及び原告◎賦課決定処分を受けた。
- (3) 原告◎は、平成23年3月22日、東京国税局長に対し、原告◎更正処分及び原告◎賦課決定処分に対する異議申立てをした。
- (4) 原告◎は、平成23年5月13日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。
- (5) 原告◎は、平成23年6月21日、国税不服審判所長に対し、原告◎更正処分及び原告◎

賦課決定処分に対する審査請求をした。

(6) 原告◎は、平成24年2月10日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月20日、同裁決書の送達を受けた(弁論の全趣旨)。

(7) 原告◎は、平成24年8月16日、本件訴訟を提起した(当裁判所に顕著な事実)。

#### 4 原告⑩

(1) 原告⑩は、平成21年3月16日、平成20年分の所得税の確定申告書を提出した。

(2) 原告⑩は、平成23年1月31日、麻布税務署長から、原告⑩更正処分及び原告⑩賦課決定処分を受けた。

(3) 原告⑩は、平成23年3月22日、東京国税局長に対し、原告⑩更正処分及び原告⑩賦課決定処分に対する異議申立てをした。

(4) 原告⑩は、平成23年5月13日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。

(5) 原告⑩は、平成23年6月21日、国税不服審判所長に対し、原告⑩更正処分及び原告⑩賦課決定処分に対する審査請求をした。

(6) 原告⑩は、平成24年2月10日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月20日、同裁決書の送達を受けた(弁論の全趣旨)。

(7) 原告⑩は、平成24年8月16日、本件訴訟を提起した(当裁判所に顕著な事実)。

#### 5 原告Q

(1) 原告Qは、平成21年3月16日、平成20年分の所得税の確定申告書を提出した。

(2) 原告Qは、平成23年1月31日、麻布税務署長から、原告Q更正処分及び原告Q賦課決定処分を受けた。

(3) 原告Qは、平成23年3月22日、東京国税局長に対し、原告Q更正処分及び原告Q賦課決定処分に対する異議申立てをした。

(4) 原告Qは、平成23年5月13日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。

(5) 原告Qは、平成23年6月21日、国税不服審判所長に対し、原告Q更正処分及び原告Q賦課決定処分に対する審査請求をした。

(6) 原告Qは、平成24年2月10日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月20日、同裁決書の送達を受けた(弁論の全趣旨)。

(7) 原告Qは、平成24年8月16日、本件訴訟を提起した(当裁判所に顕著な事実)。

#### 6 原告R

(1) 原告Rは、平成21年3月16日、平成20年分の所得税の確定申告書及び確定申告書(分離課税用)を提出した。

(2) 原告Rは、平成23年1月31日、麻布税務署長から、原告R更正処分及び原告R賦課決定処分を受けた。なお、原告R更正処分及び原告R賦課決定処分は、本件各株式報酬に係る収入金額の収入すべき時期及び評価額を理由とするものに加えて、原告Rが本国に一時的に帰国する際の費用をEグループが負担したことによって、原告Rが受けた経済的利益に係る所得及び配当所得の申告漏れを理由とするものも含まれていたが、これらの点については、原告Rは争っていない。

(3) 原告Rは、平成23年3月22日、東京国税局長に対し、原告R更正処分及び原告R賦課決定処分に対する異議申立てをした。

(4) 原告Rは、平成23年5月13日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。

(5) 原告Rは、平成23年6月21日、国税不服審判所長に対し、原告R更正処分及び原告R賦課決定処分に対する審査請求をした。

(6) 原告Rは、平成24年2月10日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月20日、同裁決書の送達を受けた（弁論の全趣旨）。

(7) 原告Rは、平成24年8月16日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

#### 7 原告㊦

(1) 原告㊦は、平成21年3月16日、平成20年分の所得税の確定申告書を提出した。

(2) 原告㊦は、平成23年1月31日、麻布税務署長から、原告㊦更正処分及び原告㊦賦課決定処分を受けた。

(3) 原告㊦は、平成23年3月22日、東京国税局長に対し、原告㊦更正処分及び原告㊦賦課決定処分に対する異議申立てをした。

(4) 原告㊦は、平成23年5月13日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。

(5) 原告㊦は、平成23年6月21日、国税不服審判所長に対し、原告㊦更正処分及び原告㊦賦課決定処分に対する審査請求をした。

(6) 原告㊦は、平成24年2月10日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月20日、同裁決書の送達を受けた（弁論の全趣旨）。

(7) 原告㊦は、平成24年8月16日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

#### 8 原告i

(1) 原告iは、平成21年3月16日、平成20年分の所得税の確定申告書を提出した。

(2) 原告iは、平成23年1月31日、麻布税務署長から、原告i更正処分及び原告i賦課決定処分を受けた。

(3) 原告iは、平成23年3月22日、東京国税局長に対し、原告i更正処分及び原告i賦課決定処分に対する異議申立てをした。

(4) 原告iは、平成23年5月13日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。

(5) 原告iは、平成23年6月21日、国税不服審判所長に対し、原告i更正処分及び原告i賦課決定処分に対する審査請求をした。

(6) 原告iは、平成24年2月10日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月20日、同裁決書の送達を受けた（弁論の全趣旨）。

(7) 原告iは、平成24年8月16日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

#### 9 原告j

(1) 原告jは、平成21年3月16日、平成20年分の所得税の確定申告書を提出した。

(2) 原告jは、平成23年1月31日、麻布税務署長から、原告j更正処分及び原告j賦課決定処分を受けた。

(3) 原告jは、平成23年3月22日、東京国税局長に対し、原告j更正処分及び原告j賦課決定処分に対する異議申立てをした。

(4) 原告jは、平成23年5月13日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。

(5) 原告jは、平成23年6月21日、国税不服審判所長に対し、原告j更正処分及び原告j賦課決定処分に対する審査請求をした。

(6) 原告jは、平成24年2月10日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月20日、同裁決書の送達を受けた（弁論の全趣旨）。



(7) 原告 j は、平成 24 年 8 月 16 日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

#### 10 原告 S

(1) 原告 S は、平成 21 年 3 月 16 日、平成 20 年分の所得税の確定申告書を提出した。

(2) 原告 S は、平成 23 年 1 月 31 日、麻布税務署長から、原告 S 更正処分及び原告 S 賦課決定処分を受けた。

(3) 原告 S は、平成 23 年 3 月 22 日、東京国税局長に対し、原告 S 更正処分及び原告 S 賦課決定処分に対する異議申立てをした。

(4) 原告 S は、平成 23 年 6 月 10 日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。

(5) 原告 S は、平成 23 年 7 月 12 日、国税不服審判所長に対し、原告 S 更正処分及び原告 S 賦課決定処分に対する審査請求をした。

(6) 原告 S は、平成 24 年 2 月 10 日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月 20 日、同裁決書の送達を受けた（弁論の全趣旨）。

(7) 原告 S は、平成 24 年 8 月 16 日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

#### 11 原告 T

(1) 原告 T は、平成 21 年 3 月 16 日、平成 20 年分の所得税の確定申告書を提出した。

(2) 原告 T は、平成 23 年 1 月 31 日、麻布税務署長から、原告 T 更正処分及び原告 T 賦課決定処分を受けた。

(3) 原告 T は、平成 23 年 3 月 22 日、東京国税局長に対し、原告 T 更正処分及び原告 T 賦課決定処分に対する異議申立てをした。

(4) 原告 T は、平成 23 年 5 月 13 日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。

(5) 原告 T は、平成 23 年 6 月 21 日、国税不服審判所長に対し、原告 T 更正処分及び原告 T 賦課決定処分に対する審査請求をした。

(6) 原告 T は、平成 24 年 2 月 10 日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月 20 日、同裁決書の送達を受けた（弁論の全趣旨）。

(7) 原告 T は、平成 24 年 8 月 16 日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

#### 12 原告丙

(1) 原告丙は、平成 21 年 3 月 16 日、平成 20 年分の所得税法 172 条 1 項に規定する申告書を提出した。

(2) 原告丙は、平成 21 年 12 月 22 日、上記申告に係る修正申告書を提出した。

(3) 原告丙は、平成 23 年 1 月 31 日、麻布税務署長から、原告丙更正処分及び原告丙賦課決定処分を受けた。

(4) 原告丙は、平成 23 年 3 月 22 日、東京国税局長に対し、原告丙更正処分及び原告丙賦課決定処分に対する異議申立てをした。

(5) 原告丙は、平成 23 年 6 月 10 日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。

(6) 原告丙は、平成 23 年 7 月 12 日、国税不服審判所長に対し、原告丙更正処分及び原告丙賦課決定処分に対する審査請求をした。

(7) 原告丙は、平成 24 年 2 月 10 日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月 20 日、同裁決書の送達を受けた（弁論の全趣旨）。

(8) 原告丙は、平成 24 年 8 月 16 日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

#### 13 原告 U

- (1) 原告Uは、平成21年3月16日、平成20年分の所得税の確定申告書を提出した。
- (2) 原告Uは、平成23年1月31日、麻布税務署長から、原告U更正処分及び原告U賦課決定処分を受けた。
- (3) 原告Uは、平成23年3月22日、東京国税局長に対し、原告U更正処分及び原告U賦課決定処分に対する異議申立てをした。
- (4) 原告Uは、平成23年5月13日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。
- (5) 原告Uは、平成23年6月21日、国税不服審判所長に対し、原告U更正処分及び原告U賦課決定処分に対する審査請求をした。
- (6) 原告Uは、平成24年2月10日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月20日、同裁決書の送達を受けた（弁論の全趣旨）。
- (7) 原告Uは、平成24年8月16日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

#### 14 原告m

- (1) 原告mは、平成21年3月16日、平成20年分の所得税の確定申告書を提出した。
- (2) 原告mは、平成23年1月31日、麻布税務署長から、原告m更正処分及び原告m賦課決定処分を受けた。
- (3) 原告mは、平成23年3月22日、東京国税局長に対し、原告m更正処分及び原告m賦課決定処分に対する異議申立てをした。
- (4) 原告mは、平成23年6月10日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。
- (5) 原告mは、平成23年7月12日、国税不服審判所長に対し、原告m更正処分及び原告m賦課決定処分に対する審査請求をした。
- (6) 原告mは、平成24年2月10日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月20日、同裁決書の送達を受けた（弁論の全趣旨）。
- (7) 原告mは、平成24年8月16日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

#### 15 原告V

- (1) 原告Vは、平成21年3月16日、平成20年分の所得税の確定申告書を提出した。
- (2) 原告Vは、平成23年1月31日、麻布税務署長から、原告V更正処分及び原告V賦課決定処分を受けた。なお、原告V更正処分及び原告V賦課決定処分は、本件各株式報酬に係る収入金額の収入すべき時期及び評価額を理由とするものに加えて、出向者である原告Vが帰国する際の費用をEグループが負担したことによる経済的利益に係る所得の申告漏れを理由とするものも含まれていたが、この点については、原告Vは争っていない。
- (3) 原告Vは、平成23年3月22日、東京国税局長に対し、原告V更正処分及び原告V賦課決定処分に対する異議申立てをした。
- (4) 原告Vは、平成23年5月13日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。
- (5) 原告Vは、平成23年6月21日、国税不服審判所長に対し、原告V更正処分及び原告V賦課決定処分に対する審査請求をした。
- (6) 原告Vは、平成24年2月10日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月20日、同裁決書の送達を受けた（弁論の全趣旨）。
- (7) 原告Vは、平成24年8月16日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

#### 16 原告W

- (1) 原告Wは、平成21年3月16日、平成20年分の所得税法172条1項に規定する申告

書を提出した。

- (2) 原告Wは、平成23年1月31日、麻布税務署長から、原告W更正処分及び原告W賦課決定処分を受けた。
- (3) 原告Wは、平成23年3月22日、東京国税局長に対し、原告W更正処分及び原告W賦課決定処分に対する異議申立てをした。
- (4) 原告Wは、平成23年5月13日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。
- (5) 原告Wは、平成23年6月21日、国税不服審判所長に対し、原告W更正処分及び原告W賦課決定処分に対する審査請求をした。
- (6) 原告Wは、平成24年2月10日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月20日、同裁決書の送達を受けた（弁論の全趣旨）。
- (7) 原告Wは、平成24年8月16日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

#### 17 原告丁

- (1) 原告丁は、平成21年3月16日、平成20年分の所得税の確定申告書を提出した。
- (2) 原告丁は、平成23年1月31日、麻布税務署長から、原告丁更正処分及び原告丁賦課決定処分を受けた。
- (3) 原告丁は、平成23年3月22日、東京国税局長に対し、原告丁更正処分及び原告丁賦課決定処分に対する異議申立てをした。
- (4) 原告丁は、平成23年6月10日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。
- (5) 原告丁は、平成23年7月12日、国税不服審判所長に対し、原告丁更正処分及び原告丁賦課決定処分に対する審査請求をした。
- (6) 原告丁は、平成24年2月10日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月20日、同裁決書の送達を受けた（弁論の全趣旨）。
- (7) 原告丁は、平成24年8月16日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

#### 18 原告n

- (1) 原告nは、平成21年3月16日、平成20年分の所得税の確定申告書を提出した。
- (2) 原告nは、平成23年1月31日、麻布税務署長から、原告n更正処分及び原告n賦課決定処分を受けた。
- (3) 原告nは、平成23年3月22日、東京国税局長に対し、原告n更正処分及び原告n賦課決定処分に対する異議申立てをした。
- (4) 原告nは、平成23年6月10日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。
- (5) 原告nは、平成23年7月12日、国税不服審判所長に対し、原告n更正処分及び原告n賦課決定処分に対する審査請求をした。
- (6) 原告nは、平成24年2月10日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月20日、同裁決書の送達を受けた（弁論の全趣旨）。
- (7) 原告nは、平成24年8月16日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

#### 19 原告X

- (1) 原告Xは、平成21年3月16日、平成20年分の所得税の確定申告書を提出した。
- (2) 原告Xは、平成23年1月31日、麻布税務署長から、原告X更正処分及び原告X賦課決定処分を受けた。
- (3) 原告Xは、平成23年3月22日、東京国税局長に対し、原告X更正処分及び原告X賦課

決定処分に対する異議申立てをした。

- (4) 原告Xは、平成23年5月13日、上記異議申立てを一部認め、一部棄却する旨の決定を受けた。
- (5) 原告Xは、平成23年6月21日、国税不服審判所長に対し、原告X更正処分及び原告X賦課決定処分に対する審査請求をした。
- (6) 原告Xは、平成24年2月10日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月20日、同裁決書の送達を受けた（弁論の全趣旨）。
- (7) 原告Xは、平成24年8月16日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

#### 20 原告Y

- (1) 原告Yは、平成21年3月16日、平成20年分の所得税の確定申告書を提出した。
- (2) 原告Yは、平成23年1月31日、麻布税務署長から、原告Y更正処分及び原告Y賦課決定処分を受けた。
- (3) 原告Yは、平成23年3月22日、東京国税局長に対し、原告Y更正処分及び原告Y賦課決定処分に対する異議申立てをした。
- (4) 原告Yは、平成23年5月13日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。
- (5) 原告Yは、平成23年6月21日、国税不服審判所長に対し、原告Y更正処分及び原告Y賦課決定処分に対する審査請求をした。
- (6) 原告Yは、平成24年2月10日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月20日、同裁決書の送達を受けた（弁論の全趣旨）。
- (7) 原告Yは、平成24年8月16日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

#### 21 原告Z

- (1) 原告Zは、平成21年3月16日、平成20年分の所得税の確定申告書及び確定申告書（分離課税用）を提出した。
- (2) 原告Zは、平成23年1月28日、品川税務署長から、原告Z更正処分及び原告Z賦課決定処分を受けた。
- (3) 原告Zは、平成23年3月22日、東京国税局長に対し、原告Z更正処分及び原告Z賦課決定処分に対する異議申立てをした。
- (4) 原告Zは、平成23年5月13日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。
- (5) 原告Zは、平成23年6月21日、国税不服審判所長に対し、原告Z更正処分及び原告Z賦課決定処分に対する審査請求をした。
- (6) 原告Zは、平成24年2月10日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月20日、同裁決書の送達を受けた（弁論の全趣旨）。
- (7) 原告Zは、平成24年8月16日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

#### 22 原告a

- (1) 原告aは、平成21年3月16日、平成20年分の所得税の確定申告書を提出した。
- (2) 原告aは、平成23年1月28日、芝税務署長から、原告a更正処分及び原告a賦課決定処分を受けた。
- (3) 原告aは、平成23年3月22日、東京国税局長に対し、原告a更正処分及び原告a賦課決定処分に対する異議申立てをした。
- (4) 原告aは、平成23年5月13日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。

(5) 原告 a は、平成 23 年 6 月 21 日、国税不服審判所長に対し、原告 a 更正処分及び原告 a 賦課決定処分に対する審査請求をした。

(6) 原告 a は、平成 24 年 2 月 10 日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月 20 日、同裁決書の送達を受けた（弁論の全趣旨）。

(7) 原告 a は、平成 24 年 8 月 16 日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

#### 23 原告 b

(1) 原告 b は、平成 21 年 3 月 16 日、平成 20 年分の所得税の確定申告書を提出した。

(2) 原告 b は、平成 23 年 1 月 28 日、芝税務署長から、原告 b 更正処分及び原告 b 賦課決定処分を受けた。

(3) 原告 b は、平成 23 年 3 月 22 日、東京国税局長に対し、原告 b 更正処分及び原告 b 賦課決定処分に対する異議申立てをした。

(4) 原告 b は、平成 23 年 5 月 13 日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。

(5) 原告 b は、平成 23 年 6 月 21 日、国税不服審判所長に対し、原告 b 更正処分及び原告 b 賦課決定処分に対する審査請求をした。

(6) 原告 b は、平成 24 年 2 月 10 日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月 20 日、同裁決書の送達を受けた（弁論の全趣旨）。

(7) 原告 b は、平成 24 年 8 月 16 日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

#### 24 原告 q

(1) 原告 q は、平成 21 年 3 月 16 日、平成 20 年分の所得税の確定申告書を提出した。

(2) 原告 q は、平成 23 年 1 月 28 日、芝税務署長から、原告 q 更正処分及び原告 q 賦課決定処分を受けた。なお、原告 q 更正処分及び原告 q 賦課決定処分は、本件各株式報酬に係る収入金額の収入すべき時期及び評価額を理由とするものに加えて、出向者である原告 q が帰国する際の費用を E グループが負担したことによる経済的利益に係る所得の申告漏れを理由とするものも含まれていたが、この点については、原告 q は争っていない。

(3) 原告 q は、平成 23 年 3 月 22 日、東京国税局長に対し、原告 q 更正処分及び原告 q 賦課決定処分に対する異議申立てをした。

(4) 原告 q は、平成 23 年 6 月 10 日、上記異議申立てを一部認め、一部棄却する旨の決定を受けた。

(5) 原告 q は、平成 23 年 7 月 12 日、国税不服審判所長に対し、原告 q 更正処分及び原告 q 賦課決定処分に対する審査請求をした。

(6) 原告 q は、平成 24 年 2 月 10 日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月 20 日、同裁決書の送達を受けた（弁論の全趣旨）。

(7) 原告 q は、平成 24 年 8 月 16 日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

#### 25 原告 d

(1) 原告 d は、平成 21 年 3 月 16 日、平成 20 年分の所得税法 172 条 1 項に規定する申告書を提出した。

(2) 原告 d は、平成 23 年 1 月 31 日、渋谷税務署長から、原告 d 更正処分及び原告 d 賦課決定処分を受けた。

(3) 原告 d は、平成 23 年 3 月 22 日、東京国税局長に対し、原告 d 更正処分及び原告 d 賦課決定処分に対する異議申立てをした。

- (4) 原告 d は、平成 23 年 5 月 13 日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。
- (5) 原告 d は、平成 23 年 6 月 21 日、国税不服審判所長に対し、原告 d 更正処分及び原告 d 賦課決定処分に対する審査請求をした。
- (6) 原告 d は、平成 24 年 2 月 10 日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月 20 日、同裁決書の送達を受けた（弁論の全趣旨）。
- (7) 原告 d は、平成 24 年 8 月 16 日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

#### 26 原告 L

- (1) 原告 L は、平成 21 年 3 月 16 日、平成 20 年分の所得税法 172 条 1 項に規定する申告書を提出した。
- (2) 原告 L は、平成 23 年 1 月 31 日、渋谷税務署長から、原告 L 更正処分及び原告 L 賦課決定処分を受けた。
- (3) 原告 L は、平成 23 年 3 月 22 日、東京国税局長に対し、原告 L 更正処分及び原告 L 賦課決定処分に対する異議申立てをした。
- (4) 原告 L は、平成 23 年 6 月 10 日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。
- (5) 原告 L は、平成 23 年 7 月 12 日、国税不服審判所長に対し、原告 L 更正処分及び原告 L 賦課決定処分に対する審査請求をした。
- (6) 原告 L は、平成 24 年 2 月 10 日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月 20 日、同裁決書の送達を受けた（弁論の全趣旨）。
- (7) 原告 L は、平成 24 年 8 月 16 日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

#### 27 原告 e

- (1) 原告 e は、平成 21 年 3 月 16 日、平成 20 年分の所得税の確定申告書を提出した。
- (2) 原告 e は、平成 23 年 1 月 31 日、渋谷税務署長から、原告 e 更正処分及び原告 e 賦課決定処分を受けた。
- (3) 原告 e は、平成 23 年 3 月 22 日、東京国税局長に対し、原告 e 更正処分及び原告 e 賦課決定処分に対する異議申立てをした。
- (4) 原告 e は、平成 23 年 5 月 13 日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。
- (5) 原告 e は、平成 23 年 6 月 21 日、国税不服審判所長に対し、原告 e 更正処分及び原告 e 賦課決定処分に対する審査請求をした。
- (6) 原告 e は、平成 24 年 2 月 10 日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月 20 日、同裁決書の送達を受けた（弁論の全趣旨）。
- (7) 原告 e は、平成 24 年 8 月 16 日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

#### 28 原告㊶

- (1) 原告㊶は、平成 21 年 3 月 16 日、平成 20 年分の所得税の確定申告書を提出した。
- (2) 原告㊶は、平成 23 年 1 月 31 日、渋谷税務署長から、原告㊶更正処分及び原告㊶賦課決定処分を受けた。
- (3) 原告㊶は、平成 23 年 3 月 22 日、東京国税局長に対し、原告㊶更正処分及び原告㊶賦課決定処分に対する異議申立てをした。
- (4) 原告㊶は、平成 23 年 6 月 10 日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。
- (5) 原告㊶は、平成 23 年 7 月 12 日、国税不服審判所長に対し、原告㊶更正処分及び原告㊶賦課決定処分に対する審査請求をした。

(6) 原告㊤は、平成24年2月10日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月20日、同裁決書の送達を受けた（弁論の全趣旨）。

(7) 原告㊤は、平成24年8月16日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

#### 29 原告 f

(1) 原告 f は、平成21年3月16日、平成20年分の所得税の確定申告書及び確定申告書（分離課税用）を提出した。

(2) 原告 f は、平成23年1月31日、渋谷税務署長から、原告 f 更正処分及び原告 f 賦課決定処分を受けた。

(3) 原告 f は、平成23年3月22日、東京国税局長に対し、原告 f 更正処分及び原告 f 賦課決定処分に対する異議申立てをした。

(4) 原告 f は、平成23年6月10日、上記異議申立てを一部認め、一部棄却する旨の決定を受けた。

(5) 原告 f は、平成23年7月12日、国税不服審判所長に対し、原告 f 更正処分及び原告 f 賦課決定処分に対する審査請求をした。

(6) 原告 f は、平成24年2月10日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月20日、同裁決書の送達を受けた（弁論の全趣旨）。

(7) 原告 f は、平成24年8月16日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

#### 30 原告 P

(1) 原告 P は、平成21年3月13日、平成20年分の所得税の確定申告書及び確定申告書（分離課税用）を提出した。

(2) 原告 P は、平成23年10月31日、渋谷税務署長から、原告 P 更正処分及び原告 P 賦課決定処分を受けた。

(3) 原告 P は、平成23年12月13日、渋谷税務署長に対し、原告 P 更正処分及び原告 P 賦課決定処分に対する異議申立てをした。

(4) 原告 P は、平成24年2月13日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。

(5) 原告 P は、平成24年3月13日、国税不服審判所長に対し、原告 P 更正処分及び原告 P 賦課決定処分に対する審査請求をした。

(6) 原告 P は、平成24年7月5日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月9日、同裁決書の送達を受けた（弁論の全趣旨）。

(7) 原告 P は、平成24年8月16日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

#### 31 原告 g

(1) 原告 g は、平成21年3月16日、平成20年分の所得税の確定申告書を提出した。

(2) 原告 g は、平成23年1月31日、渋谷税務署長から、原告 g 更正処分及び原告 g 賦課決定処分を受けた。なお、原告 g 更正処分及び原告 g 賦課決定処分は、本件各株式報酬に係る収入金額の収入すべき時期及び評価額を理由とするものに加えて、配当所得に係る金額の誤りを理由とするものも含まれていたが、この点については、原告 g は争っていない。

(3) 原告 g は、平成23年3月22日、東京国税局長に対し、原告 g 更正処分及び原告 g 賦課決定処分に対する異議申立てをした。

(4) 原告 g は、平成23年5月13日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。

(5) 原告 g は、平成23年6月21日、国税不服審判所長に対し、原告 g 更正処分及び原告 g

賦課決定処分に対する審査請求をした。

(6) 原告gは、平成24年2月10日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月20日、同裁決書の送達を受けた(弁論の全趣旨)。

(7) 原告gは、平成24年8月16日、本件訴訟を提起した(当裁判所に顕著な事実)。

### 32 原告M

(1) 原告Mは、平成21年3月16日、平成20年分の所得税の確定申告書及び確定申告書(分離課税用)を提出した。

(2) 原告Mは、平成23年6月29日、渋谷税務署長から、原告M更正処分及び原告M賦課決定処分を受けた。

(3) 原告Mは、平成23年7月22日、東京国税局長に対し、原告M更正処分及び原告M賦課決定処分に対する異議申立てをした。

(4) 原告Mは、平成23年9月20日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。

(5) 原告Mは、平成23年10月21日、国税不服審判所長に対し、原告M更正処分及び原告M賦課決定処分に対する審査請求をした。

(6) 原告Mは、平成24年5月7日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月11日、同裁決書の送達を受けた(弁論の全趣旨)。

(7) 原告Mは、平成24年8月16日、本件訴訟を提起した(当裁判所に顕著な事実)。

### 33 原告h

(1) 原告hは、平成21年3月16日、平成20年分の所得税の確定申告書を提出した。

(2) 原告hは、平成23年1月31日、玉川税務署長から、原告h更正処分及び原告h賦課決定処分を受けた。

(3) 原告hは、平成23年3月22日、東京国税局長に対し、原告h更正処分及び原告h賦課決定処分に対する異議申立てをした。

(4) 原告hは、平成23年5月13日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。

(5) 原告hは、平成23年6月21日、国税不服審判所長に対し、原告h更正処分及び原告h賦課決定処分に対する審査請求をした。

(6) 原告hは、平成24年2月10日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月20日、同裁決書の送達を受けた(弁論の全趣旨)。

(7) 原告hは、平成24年8月16日、本件訴訟を提起した(当裁判所に顕著な事実)。

### 34 原告㊸

(1) 原告㊸は、平成21年3月16日、平成20年分の所得税の確定申告書を提出した。

(2) 原告㊸は、平成23年1月28日、目黒税務署長から、原告㊸更正処分及び原告㊸賦課決定処分を受けた。

(3) 原告㊸は、平成23年3月22日、東京国税局長に対し、原告㊸更正処分及び原告㊸賦課決定処分に対する異議申立てをした。

(4) 原告㊸は、平成23年5月13日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。

(5) 原告㊸は、平成23年6月21日、国税不服審判所長に対し、原告㊸更正処分及び原告㊸賦課決定処分に対する審査請求をした。

(6) 原告㊸は、平成24年2月10日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月20日、同裁決書の送達を受けた(弁論の全趣旨)。



(7) 原告㊸は、平成24年8月16日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

#### 35 原告 r

(1) 原告 r は、平成21年3月16日、平成20年分の所得税の確定申告書を提出した。

(2) 原告 r は、平成23年1月28日、目黒税務署長から、原告 r 更正処分及び原告 r 賦課決定処分を受けた。なお、原告 r 更正処分及び原告 r 賦課決定処分は、本件各株式報酬に係る収入金額の収入すべき時期及び評価額を理由とするものに加えて、出向者である原告 r が帰国する際の費用をEグループが負担したことによる経済的利益に係る所得の申告漏れを理由とするものも含まれていたが、この点については、原告 r は争っていない。

(3) 原告 r は、平成23年3月22日、東京国税局長に対し、原告 r 更正処分及び原告 r 賦課決定処分に対する異議申立てをした。

(4) 原告 r は、平成23年6月10日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。

(5) 原告 r は、平成23年7月12日、国税不服審判所長に対し、原告 r 更正処分及び原告 r 賦課決定処分に対する審査請求をした。

(6) 原告 r は、平成24年2月10日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月20日、同裁決書の送達を受けた（弁論の全趣旨）。

(7) 原告 r は、平成24年8月16日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

#### 36 原告 戊

(1) 原告 戊 は、平成21年3月16日、平成20年分の所得税法172条1項に規定する申告書を提出した。

(2) 原告 戊 は、平成23年1月28日、目黒税務署長から、原告 戊 更正処分及び原告 戊 賦課決定処分を受けた。

(3) 原告 戊 は、平成23年3月22日、東京国税局長に対し、原告 戊 更正処分及び原告 戊 賦課決定処分に対する異議申立てをした。

(4) 原告 戊 は、平成23年5月13日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。

(5) 原告 戊 は、平成23年6月21日、国税不服審判所長に対し、原告 戊 更正処分及び原告 戊 賦課決定処分に対する審査請求をした。

(6) 原告 戊 は、平成24年2月10日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月20日、同裁決書の送達を受けた（弁論の全趣旨）。

(7) 原告 戊 は、平成24年8月16日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

#### 37 原告 t

(1) 原告 t は、平成21年3月16日、平成20年分の所得税の確定申告書を提出した。

(2) 原告 t は、平成23年1月28日、目黒税務署長から、原告 t 更正処分及び原告 t 賦課決定処分を受けた。

(3) 原告 t は、平成23年3月22日、東京国税局長に対し、原告 t 更正処分及び原告 t 賦課決定処分に対する異議申立てをした。

(4) 原告 t は、平成23年5月13日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。

(5) 原告 t は、平成23年6月21日、国税不服審判所長に対し、原告 t 更正処分及び原告 t 賦課決定処分に対する審査請求をした。

(6) 原告 t は、平成24年2月10日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月20日、同裁決書の送達を受けた（弁論の全趣旨）。

(7) 原告 t は、平成 24 年 8 月 16 日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

38 原告 K

(1) 原告 K は、平成 21 年 3 月 16 日、平成 20 年分の所得税の確定申告書を提出した。

(2) 原告 K は、平成 23 年 1 月 31 日、雪谷税務署長から、原告 K 更正処分及び原告 K 賦課決定処分を受けた。

(3) 原告 K は、平成 23 年 3 月 22 日、東京国税局長に対し、原告 K 更正処分及び原告 K 賦課決定処分に対する異議申立てをした。

(4) 原告 K は、平成 23 年 5 月 13 日、上記異議申立てを棄却する旨の決定を受けた。

(5) 原告 K は、平成 23 年 6 月 21 日、国税不服審判所長に対し、原告 K 更正処分及び原告 K 賦課決定処分に対する審査請求をした。

(6) 原告 K は、平成 24 年 2 月 10 日、上記審査請求を棄却する旨の裁決を受け、同月 20 日、同裁決書の送達を受けた（弁論の全趣旨）。

(7) 原告 K は、平成 24 年 8 月 16 日、本件訴訟を提起した（当裁判所に顕著な事実）。

## 被告の主張する本件各更正処分及び本件各賦課決定処分の根拠及び適法性

## 1 原告甲

## (1) 原告甲更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告甲の平成20年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである（別表1-1「被告主張額」欄参照）。

ア 総所得金額（給与所得の金額） 1億1283万7915円

上記金額は、次の（ア）ないし（ウ）の各金額の合計額から所得税法28条3項（平成24年法律第16号による改正前のもの。以下同じ。）に規定する給与所得控除額を同条2項の規定に基づいて控除した後の金額である。

（ア）株式報酬に係る収入金額 1476万0168円

上記金額は、原告甲の株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表2-1のとおりである。

（イ）帰国旅費手当に係る収入金額 112万5723円

上記金額は、原告甲がD社から平成20年中に支給を受けた帰国旅費手当のうち国内勤務対応額である。

（ウ）その他の給与等に係る収入金額 1億0468万0336円

上記金額は、原告甲が平成21年3月16日に麻布税務署長に提出した平成20年分の所得税の確定申告書（甲ア1）に記載した給与所得の収入金額1億1063万8125円から、①株式報酬に係る収入金額として原告甲が申告した600万2789円を控除した後の金額に、②確定申告書の記載の誤りにより、給与所得の収入金額に算入されていなかった給与等の額4万5000円を加えた金額である。

イ 所得控除の額の合計額 152万6910円

上記金額は、原告甲が確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

ウ 課税総所得金額 1億1131万1000円

上記金額は、前記アの総所得金額1億1283万7915円から上記イの所得控除の額の合計額152万6910円を控除した後の金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

エ 申告納税額 4149万8300円

上記金額は、次の（ア）の課税総所得金額に対する税額から、（イ）の源泉徴収税額を控除した後の金額（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

（ア）課税総所得金額に対する税額 4172万8400円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額1億1131万1000円に所得税法89条1項（平成25年法律第5号による改正前のもの。以下同じ。）に規定する税率を乗じて算出した金額である。

（イ）源泉徴収税額 23万0010円

上記金額は、原告甲が確定申告書に記載した源泉徴収税額9万0900円に前記ア（イ）の帰国旅費手当に係る収入金額に対する源泉徴収税額13万9110円を加えた

金額である（甲ア2の2枚目「更正後の額」欄の「源泉徴収税額」欄参照）。

オ 納付すべき税額 2366万8700円

上記金額は、前記エの申告納税額4149万8300円から、原告甲が確定申告書に記載した予定納税額1782万9600円を差し引いた後の金額である。

(2) 原告甲更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告甲の平成20年分の所得税の納付すべき税額は、上記(1)オで述べたとおり2366万8700円であるところ、当該金額は、原告甲更正処分に係る納付すべき税額2365万1500円（甲ア2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照）を上回るから、原告甲更正処分は適法である。

(3) 原告甲賦課決定処分の根拠及び適法性

上記(2)のとおり、原告甲更正処分は適法であるところ、原告甲が原告甲更正処分により新たに納付すべきこととなった税額361万6400円（甲ア2の1枚目「本税の額」欄参照）については、その計算の基礎となった事実のうち原告甲更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告甲更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告甲が原告甲更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額361万円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、100分の10の割合を乗じて算出した金額36万1000円となり、当該金額は、原告甲賦課決定処分における過少申告加算税の額（甲ア2の1枚目「過少申告加算税」欄参照）と同額となるから、原告甲賦課決定処分は適法である。

2 原告乙

(1) 原告乙更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告乙の平成20年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである（別表1-2「被告主張額」欄参照）。

ア 課税所得の金額 1億9614万2000円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(ア) 株式報酬に係る収入金額 2075万9428円

上記金額は、原告乙の株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表2-2のとおりである。

(イ) その他の給与等に係る収入金額 1億7538万2668円

上記金額は、原告乙が平成21年3月16日に麻布税務署長に提出した平成20年分所得税準確定申告書（所得税法172条1項に規定する申告書）（甲イ1）に記載した給与所得に係る収入金額1億8382万5289円から、株式報酬に係る収入金額として原告乙が申告した844万2621円を控除した後の金額である。

イ 納付すべき税額 3922万8400円

上記金額は、前記アの課税所得の金額1億9614万2000円に所得税法170条に規定する100分の20の税率を乗じて算出した金額である。

(2) 原告乙更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告乙の平成20年分の所得税の納付すべき税額は、上記(1)イで述べたとおり3922万8400円であるところ、当該金額は、原告乙更正処分に係る納付すべき税額(甲イ2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照)と同額であるから、原告乙更正処分は適法である。

(3) 原告乙賦課決定処分の根拠及び適法性

上記(2)のとおり、原告乙更正処分は適法であるところ、原告乙が原告乙更正処分により新たに納付すべきこととなった税額246万3400円(甲イ2の1枚目「本税の額」欄参照)については、その計算の基礎となった事実のうち原告乙更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告乙更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告乙が原告乙更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額246万円(同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。)に、100分の10の割合を乗じて算出した金額24万6000円となり、当該金額は、原告乙賦課決定処分における過少申告加算税の額(甲イ2の1枚目「過少申告加算税」欄参照)と同額となるから、原告乙賦課決定処分は適法である。

3 原告◎

(1) 原告◎更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告◎の平成20年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである(別表1-3「被告主張額」欄参照)。

ア 総所得金額(給与所得の金額) 1億5639万5473円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計額から所得税法28条3項に規定する給与所得控除額を同条2項の規定に基づいて控除した後の金額である。

(ア) 株式報酬に係る収入金額 1813万9313円

上記金額は、原告◎の株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表2-3のとおりである。

(イ) その他の給与等に係る収入金額 1億4827万6975円

上記金額は、原告◎が平成21年3月16日に麻布税務署長に提出した平成20年分の所得税の確定申告書(甲ウ1)に記載した給与所得の収入金額1億5565万4026円から、株式報酬に係る収入金額として原告◎が申告した737万7051円を控除した後の金額である。

イ 所得控除の額の合計額 114万円

上記金額は、原告◎が確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

ウ 課税総所得金額 1億5525万5000円

上記金額は、前記アの総所得金額1億5639万5473円から上記イの所得控除の額の合計額114万円を控除した後の金額(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

エ 申告納税額 5928万8000円

上記金額は、次の(ア)の課税総所得金額に対する税額から、(イ)の源泉徴収税額を差し引いた後の金額(ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を

切り捨てた後のもの。)である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 5930万6000円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額1億5525万5000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 源泉徴収税額 1万8000円

上記金額は、原告㉔が確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

オ 納付すべき税額 5139万9200円

上記金額は、前記エの申告納税額5928万8000円から、原告㉔が確定申告書に記載した予定納税額788万8800円を差し引いた後の金額である。

## (2) 原告㉔更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告㉔の平成20年分の所得税の納付すべき税額は、上記

(1) オで述べたとおり5139万9200円であるところ、当該金額は、原告㉔更正処分に係る納付すべき税額(甲ウ2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照)と同額であるから、原告㉔更正処分は適法である。

## (3) 原告㉔賦課決定処分の根拠及び適法性

上記(2)のとおり、原告㉔更正処分は適法であるところ、原告㉔が原告㉔更正処分により新たに納付すべきこととなった税額408万9600円(甲ウ2の1枚目「本税の額」欄参照)については、その計算の基礎となった事実のうち原告㉔更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告㉔更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告㉔が原告㉔更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額408万円(同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。)に、100分の10の割合を乗じて算出した金額40万8000円となり、当該金額は、原告㉔賦課決定処分における過少申告加算税の額(甲ウ2の1枚目「過少申告加算税」欄参照)と同額となるから、原告㉔賦課決定処分は適法である。

## 4 原告㉕

### (1) 原告㉕更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告㉕の平成20年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである(別表1-4「被告主張額」欄参照)。

ア 総所得金額 7億8036万6412円

上記金額は、次の(ア)ないし(エ)の各金額の合計額である(所得税法22条2項)。

(ア) 利子所得の金額 2369万0572円

上記金額は、原告㉕が平成21年3月16日に麻布税務署長に提出した平成20年分の所得税の確定申告書(甲エ1)に記載した利子所得の金額と同額である。

(イ) 配当所得の金額 4億7125万9135円

上記金額は、原告㉕が確定申告書に記載した配当所得の金額と同額である。

(ウ) 給与所得の金額 2億8373万7249円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額から所得税法28条3項に規定する給与所得控除額を同条2項の規定に基づいて控除した後の金額である。

- a 株式報酬に係る収入金額 6922万0055円  
上記金額は、原告㊟の株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表2-4のとおりである。
- b その他の給与等に係る収入金額 2億3124万0208円  
上記金額は、原告㊟が確定申告書に記載した給与所得の収入金額2億5939万1201円から、株式報酬に係る収入金額として原告㊟が申告した2815万0993円を控除した金額である。
- (エ) 雑所得の金額 167万9456円  
上記金額は、原告㊟が確定申告書に記載した雑所得の金額と同額である。
- イ 株式等に係る譲渡所得等の金額 0円  
上記金額は、原告㊟が確定申告書に記載した株式等に係る譲渡所得等の金額と同額である(甲エ2の2枚目「更正前の額」欄の「株式等の譲渡(未公開分)所得」⑦欄参照)。
- ウ 所得控除の額の合計額 76万円  
上記金額は、原告㊟が確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。
- エ 課税される所得金額
- (ア) 課税総所得金額 7億7960万6000円  
上記金額は、前記アの総所得金額7億8036万6412円から上記ウの所得控除の額の合計額76万円を控除した後の金額(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。
- (イ) 株式等に係る課税譲渡所得等の金額 0円  
上記金額は、前記イの株式等に係る譲渡所得等の金額が0円であることから0円となる。
- オ 申告納税額 3億0703万9300円  
上記金額は、次の(ア)の算出税額から、(イ)の外国税額控除の金額及び(ウ)の源泉徴収税額を控除した後の金額(ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。
- (ア) 算出税額 3億0904万6400円  
上記金額は、次のaの課税総所得金額に対する税額及びbの株式等に係る課税譲渡所得等に対する税額の合計額である。
- a 課税総所得金額に対する税額 3億0904万6400円  
上記金額は、前記エ(ア)の課税総所得金額7億7960万6000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。
- b 株式等に係る課税譲渡所得等に対する税額 0円  
上記金額は、前記エ(イ)の株式等に係る課税譲渡所得等の金額が0円であることから0円となる。
- (イ) 外国税額控除の金額 181万8244円  
上記金額は、原告㊟が確定申告書に記載した外国税額控除の金額と同額である。
- (ウ) 源泉徴収税額 18万8833円  
上記金額は、原告㊟が確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。
- カ 納付すべき税額 2億4663万3700円

上記金額は、前記オの申告納税額3億0703万9300円から、原告⑩が確定申告書に記載した予定納税額6040万5600円を控除した後の金額である。

(2) 原告⑩更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告⑩の平成20年分の所得税の納付すべき税額は、上記(1)カで述べたとおり2億4663万3700円であるところ、当該金額は、原告⑩更正処分に係る納付すべき税額(甲エ2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照)と同額であるから、原告⑩更正処分は適法である。

(3) 原告⑩賦課決定処分の根拠及び適法性

上記(2)のとおり、原告⑩更正処分は適法であるところ、原告⑩が原告⑩更正処分により新たに納付すべきこととなった税額1560万6400円(甲エ2の1枚目「本税の額」欄参照)については、その計算の基礎となった事実のうち原告⑩更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告⑩更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告⑩が原告⑩更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額1560万円(同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。)に、100分の10の割合を乗じて算出した金額156万円となり、当該金額は、原告⑩賦課決定処分における過少申告加算税の額(甲エ2の1枚目「過少申告加算税」欄参照)と同額となるから、原告⑩賦課決定処分は適法である。

5 原告Q

(1) 原告Q更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告Qの平成20年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである(別表1-5「被告主張額」欄参照)。

ア 総所得金額 5億2841万8071円

上記金額は、次の(ア)ないし(エ)の各金額の合計額である(所得税法22条2項)。

(ア) 利子所得の金額 148万2996円

上記金額は、原告Qが平成21年3月16日に麻布税務署長に提出した平成20年分の所得税の確定申告書(甲オ1)に記載した利子所得の金額と同額である。

(イ) 配当所得の金額 834万3428円

上記金額は、原告Qが確定申告書に記載した配当所得の金額と同額である。

(ウ) 給与所得の金額 4億8986万7793円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額から所得税法28条3項に規定する給与所得控除額を同条2項の規定に基づいて控除した後の金額である。

a 株式報酬に係る収入金額 8689万5959円

上記金額は、原告Qの株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表2-5のとおりである。

b その他の給与等に係る収入金額 4億3054万3824円

上記金額は、原告Qが確定申告書に記載した給与所得の収入金額4億6588万3400円から、株式報酬に係る収入金額として原告Qが申告した3533万9576円を控除した後の金額である。



(エ) 雑所得の金額 2872万3854円

上記金額は、原告Qが確定申告書に記載した雑所得の金額と同額である。

イ 所得控除の額の合計額 202万円

上記金額は、原告Qが確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

ウ 課税総所得金額 5億2639万8000円

上記金額は、前記アの総所得金額5億2841万8071円から上記イの所得控除の額の合計額202万円を控除した後の金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

エ 申告納税額 2億0180万8200円

上記金額は、次の（ア）の課税総所得金額に対する税額から、（イ）の外国税額控除の金額及び（ウ）の源泉徴収税額を控除した後の金額（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

（ア）課税総所得金額に対する税額 2億0776万3200円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額5億2639万8000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

（イ）外国税額控除の金額 453万5011円

上記金額は、原告Qが確定申告書に記載した外国税額控除の金額と同額である。

（ウ）源泉徴収税額 141万9970円

上記金額は、原告Qが確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

オ 納付すべき税額 8898万9000円

上記金額は、前記エの申告納税額2億0180万8200円から原告Qが確定申告書に記載した予定納税額1億1281万9200円を控除した後の金額である。

## (2) 原告Q更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告Qの平成20年分の所得税の納付すべき税額は、上記

(1) オで述べたとおり8898万9000円であるところ、当該金額は、原告Q更正処分に係る納付すべき税額8884万0200円（甲オ2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照）を上回るから、原告Q更正処分は適法である。

## (3) 原告Q賦課決定処分の根拠及び適法性

上記(2)のとおり、原告Q更正処分は適法であるところ、原告Qが原告Q更正処分により新たに納付すべきこととなった税額1944万2800円（甲オ2の1枚目「本税の額」欄参照）については、その計算の基礎となった事実のうち原告Q更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告Q更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告Qが原告Q更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額1944万円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、100分の10の割合を乗じて算出した金額194万4000円となり、当該金額は、原告Q賦課決定処分における過少申告加算税の額（甲オ2の1枚目「過少申告加算税」欄参照）と同額となるから、原告Q賦課決定処分は適法である。

## 6 原告R

(1) 原告R更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告Rの平成20年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである（別表1-6「被告主張額」欄参照）。

ア 総所得金額 4億1706万7400円

上記金額は、次の（ア）ないし（ウ）の各金額の合計額である（所得税法22条2項）。

（ア）利子所得の金額 620万7600円

上記金額は、原告Rが平成21年3月16日に麻布税務署長に提出した平成20年分の所得税の確定申告書（甲カ1の1）に記載した利子所得の金額と同額である。

（イ）配当所得の金額 219万6113円

上記金額は、原告Rが平成20年中に支払を受けた剰余金の配当の合計額である（甲カ4の13枚目の表4「配当所得の金額」欄参照）。

（ウ）給与所得の金額 4億0866万3687円

上記金額は、次のaないしcの各金額の合計額から所得税法28条3項に規定する給与所得控除額を同条2項の規定に基づいて控除した後の金額である。

a 株式報酬に係る収入金額 1億0605万0723円

上記金額は、原告Rの株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表2-6のとおりである。

b 帰国旅費手当に係る収入金額 22万5460円

上記金額は、原告RがD社から平成20年中に支給を受けた帰国旅費手当の金額である。

c その他の給与等に係る収入金額 3億2568万5593円

上記金額は、原告Rが確定申告書に記載した給与所得の収入金額3億6881万5189円から、株式報酬に係る収入金額として原告Rが申告した4312万9596円を控除した後の金額である。

イ 株式等に係る譲渡所得等の金額 707万5900円

上記金額は、原告Rが確定申告書の分離課税用（甲カ1の2）に記載した株式等の譲渡（未公開分）所得の金額と同額である。

ウ 所得控除の額の合計額 152万円

上記金額は、原告Rが確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

エ 課税される所得金額

（ア）課税総所得金額 4億1554万7000円

上記金額は、前記アの総所得金額4億1706万7400円から上記ウの所得控除の額の合計額152万円を控除した後の金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

（イ）株式等に係る課税譲渡所得等の金額 707万5000円

上記金額は、前記イの株式等に係る譲渡所得等の金額707万5900円を国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のものである。

オ 申告納税額 1億6446万5800円

上記金額は、次の（ア）の算出税額から、（イ）の源泉徴収税額を控除した後の金額（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）

である。

(ア) 算出税額 1億6448万4050円

上記金額は、次のaの課税総所得金額に対する税額及びbの株式等に係る課税譲渡所得等に対する税額の合計額である。

a 課税総所得金額に対する税額 1億6342万2800円

上記金額は、前記エ(ア)の課税総所得金額4億1554万7000円に所得税法89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

b 株式等に係る課税譲渡所得等に対する税額 106万1250円

上記金額は、前記エ(イ)の株式等に係る課税譲渡所得等の金額707万5000円に租税特別措置法37条の10第1項(平成20年法律第23号による改正前のもの。以下同じ。)の税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 源泉徴収税額 1万8220円

上記金額は、原告Rが確定申告書に記載した源泉徴収税額1万3100円に前記ア(ウ)bの帰国旅費手当に係る収入金額に対する源泉徴収税額5120円を加えた金額である(甲カ2の2枚目「更正後の額」欄の「源泉徴収税額」欄参照)。

カ 納付すべき税額 8097万1800円

上記金額は、前記オの申告納税額1億6446万5800円から、原告Rが確定申告書に記載した予定納税額8349万4000円を控除した後の金額である。

## (2) 原告R更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告Rの平成20年分の所得税の納付すべき税額は、上記(1)カで述べたとおり8097万1800円であるところ、当該金額は、原告R更正処分に係る納付すべき税額(甲カ2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照)と同額であるから、原告R更正処分は適法である。

## (3) 原告R賦課決定処分の根拠及び適法性

上記(2)のとおり、原告R更正処分は適法であるところ、原告Rが原告R更正処分により新たに納付すべきこととなった税額2486万8900円(甲カ2の1枚目「本税の額」欄参照)については、その計算の基礎となった事実のうち原告R更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告R更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告Rが原告R更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額2486万円(同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。)に、100分の10の割合を乗じて算出した金額248万6000円となり、当該金額は、原告R賦課決定処分における過少申告加算税の額(甲カ2の1枚目「過少申告加算税」欄参照)と同額となるから、原告R賦課決定処分は適法である。

## 7 原告㊟

### (1) 原告㊟更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告㊟の平成20年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである(別表1-7「被告主張額」欄参照)。

ア 総所得金額 1億4876万6530円

上記金額は、次の（ア）ないし（ウ）の各金額の合計である（所得税法22条2項）。

（ア） 利子所得の金額 77万3219円

上記金額は、原告㊟が平成21年3月16日に麻布税務署長に提出した平成20年分の所得税の確定申告書（甲キ1）に記載した利子所得の金額と同額である。

（イ） 配当所得の金額 47万7792円

上記金額は、原告㊟が確定申告書に記載した配当所得の金額と同額である。

（ウ） 給与所得の金額 1億4751万5519円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額から所得税法28条3項に規定する給与所得控除額を同条2項の規定に基づいて控除した後の金額である。

a 株式報酬に係る収入金額 356万8043円

上記金額は、原告㊟の株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表2-7のとおりである。

b その他の給与等に係る収入金額 1億5350万0925円

上記金額は、原告㊟が確定申告書に記載した給与所得の収入金額1億5495万2007円から、株式報酬に係る収入金額として原告㊟が申告した145万1082円を控除した後の金額である。

イ 所得控除の額の合計額 177万円

上記金額は、原告㊟が確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

ウ 課税総所得金額 1億4699万6000円

上記金額は、前記アの総所得金額1億4876万6530円から上記イの所得控除の額の合計額177万円を控除した後の金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

エ 申告納税額 5542万9500円

上記金額は、次の（ア）の課税総所得金額に対する税額から、（イ）の源泉徴収税額を控除した後の金額（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

（ア） 課税総所得金額に対する税額 5600万2400円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額1億4699万6000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

（イ） 源泉徴収税額 57万2900円

上記金額は、原告㊟が確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

オ 納付すべき税額 4125万3300円

上記金額は、前記エの申告納税額5542万9500円から、原告㊟が確定申告書に記載した予定納税額1417万6200円を控除した後の金額である。

## （2）原告㊟更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告㊟の平成20年分の所得税の納付すべき税額は、上記

（1）オで述べたとおり4125万3300円であるところ、当該金額は、原告㊟更正処分に係る納付すべき税額（甲キ2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照）と同額であるから、原告㊟更正処分は適法である。

## （3）原告㊟賦課決定処分の根拠及び適法性

上記（２）のとおり、原告㊟更正処分は適法であるところ、原告㊟が原告㊟更正処分により新たに納付すべきこととなった税額８０万４４００円（甲キ２の１枚目「本税の額」欄参照）については、その計算の基礎となった事実のうち原告㊟更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法６５条４項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告㊟更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法６５条１項の規定に基づき、原告㊟が更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額８０万円（同法１１８条３項の規定により１万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、１００分の１０の割合を乗じて算出した金額８万円となり、当該金額は、原告㊟賦課決定処分における過少申告加算税の額（甲キ２の１枚目「過少申告加算税」欄参照）と同額となるから、原告㊟賦課決定処分は適法である。

## ８ 原告 i

### （１）原告 i 更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告 i の平成２０年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである（別表１－８「被告主張額」欄参照）。

ア 総所得金額 ６５３３万１００９円

上記金額は、次の（ア）ないし（ウ）の各金額の合計額である（所得税法２２条２項）。

（ア）利子所得の金額 ２２８万３１５５円

上記金額は、原告 i が平成２１年３月１６日に麻布税務署長に提出した平成２０年分の所得税の確定申告書（甲ク１）に記載した利子所得の金額と同額である。

（イ）配当所得の金額 ２４５万４２７８円

上記金額は、原告 i が確定申告書に記載した配当所得の金額と同額である。

（ウ）給与所得の金額 ６０５９万３５７６円

上記金額は、次の a 及び b の各金額の合計額から所得税法２８条３項に規定する給与所得控除額を同条２項の規定に基づいて控除した後の金額である。

a 株式報酬に係る収入の金額 ５２８万１６４３円

上記金額は、原告 i の株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表２－８のとおりである。

b その他の給与等に係る収入金額 ６０２９万０５４３円

上記金額は、原告 i が確定申告書に記載した給与所得の収入金額６２４３万８５２６円から、株式報酬に係る収入金額として原告 i が申告した２１４万７９８３円を控除した後の金額である。

イ 所得控除の額の合計額 ３８万円

上記金額は、原告 i が確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

ウ 課税総所得金額 ６４９５万１０００円

上記金額は、前記アの総所得金額６５３３万１００９円から上記イの所得控除の額の合計額３８万円を控除した後の金額（ただし、国税通則法１１８条１項の規定により１０００円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

エ 申告納税額 ２２７３万４１００円

上記金額は、次の（ア）の課税総所得金額に対する税額から、（イ）の外国税額控除の金

額を控除した後の金額（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 2318万4400円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額6495万1000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 外国税額控除の金額 45万0271円

上記金額は、原告iが確定申告書に記載した外国税額控除の金額と同額である。

オ 納付すべき税額 767万6100円

上記金額は、前記エの申告納税額2273万4100円から原告iが確定申告書に記載した予定納税額1505万8000円を控除した後の金額である。

## (2) 原告i更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告iの平成20年分の所得税の納付すべき税額は、上記

(1) オで述べたとおり767万6100円であるところ、当該金額は、原告i更正処分に係る納付すべき税額（甲ク2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照）と同額であるから、原告i更正処分は適法である。

## (3) 原告i賦課決定処分の根拠及び適法性

上記(2)のとおり、原告i更正処分は適法であるところ、原告iが原告i更正処分により新たに納付すべきこととなった税額119万0800円（甲ク2の2枚目「本税の額」欄参照）については、その計算の基礎となった事実のうち原告i更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告i更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告iが原告i更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額119万円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、100分の10の割合を乗じて算出した金額11万9000円となり、当該金額は、原告i賦課決定処分における過少申告加算税の額（甲ク2の2枚目「過少申告加算税」欄参照）と同額となるから、原告i賦課決定処分は適法である。

## 9 原告j

### (1) 原告j更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告jの平成20年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである（別表1-9「被告主張額」欄参照）。

ア 総所得金額 9740万0478円

上記金額は、次の(ア)ないし(オ)の金額の各金額の合計額である（所得税法22条2項、同法69条1項及び所得税法施行令198条1号）。

(ア) 不動産所得の金額 △677万1588円

上記金額は、原告jが平成21年3月16日に渋谷税務署長に提出した平成20年分の所得税の確定申告書（甲ケ1）に記載した不動産所得の金額と同額である。

なお、不動産所得の金額の前の△は、損失の金額を表す。

(イ) 利子所得の金額 17万1713円

上記金額は、原告jが確定申告書に記載した利子所得の金額と同額である。

(ウ) 配当所得の金額 593万6426円

上記金額は、原告 j が確定申告書に記載した配当所得の金額と同額である。

(エ) 給与所得の金額 8532万9346円

上記金額は、次の a 及び b の各金額の合計額から所得税法 28 条 3 項に規定する給与所得控除額を同条 2 項の規定に基づいて控除した後の金額である。

a 株式報酬に係る収入金額 580万7460円

上記金額は、原告 j の株式報酬に係る給与等の収入金額であり、詳細は別表 2-9 のとおりである。

b その他の給与等に係る収入金額 8580万2378円

上記金額は、原告 j が確定申告書に記載した給与所得の収入金額 8816万4205円から、株式報酬に係る収入金額として原告 j が申告した 236万1827円を控除した後の金額である。

(オ) 雑所得の金額 1273万4581円

上記金額は、原告 j が確定申告書に記載した雑所得の金額と同額である。

イ 所得控除の額の合計額 114万円

上記金額は、原告 j が確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

ウ 課税総所得金額 9626万円

上記金額は、前記アの総所得金額 9740万0478円から上記イの所得控除の額の合計額 114万円を控除した後の金額（ただし、国税通則法 118 条 1 項の規定により 1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

エ 申告納税額 3514万2300円

上記金額は、次の（ア）の課税総所得金額に対する税額から、（イ）の外国税額控除の金額及び（ウ）の源泉徴収税額を控除した後の金額（ただし、国税通則法 119 条 1 項の規定により 100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 3570万8000円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額 9626万円に所得税法 89 条 1 項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 外国税額控除の金額 24万8530円

上記金額は、原告 j が確定申告書に記載した外国税額控除の金額と同額である。

(ウ) 源泉徴収税額 31万7100円

上記金額は、原告 j が確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

オ 納付すべき税額 2080万4100円

上記金額は、前記エの申告納税額 3514万2300円から原告 j が確定申告書に記載した予定納税額 1433万8200円を控除した後の金額である。

## (2) 原告 j 更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告 j の平成 20 年分の所得税の納付すべき税額は、上記

(1) オで述べたとおり 2080万4100円であるところ、当該金額は、原告 j 更正処分に係る納付すべき税額（甲ケ 2 の 2 枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照）と同額であるから、原告 j 更正処分は適法である。

## (3) 原告 j 賦課決定処分の根拠及び適法性

上記（２）のとおり、原告 j 更正処分は適法であるところ、原告 j が原告 j 更正処分により新たに納付すべきこととなった税額 1 3 0 万 9 2 0 0 円（甲ケ 2 の 2 枚目「本税の額」欄参照）については、その計算の基礎となった事実のうち原告 j 更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法 6 5 条 4 項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告 j 更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法 6 5 条 1 項の規定に基づき、原告 j が原告 j 更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額 1 3 0 万円（同法 1 1 8 条 3 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、1 0 0 分の 1 0 の割合を乗じて算出した金額 1 3 万円となり、当該金額は、原告 j 賦課決定処分における過少申告加算税の額（甲ケ 2 の 2 枚目「過少申告加算税」欄参照）と同額となるから、原告 j 賦課決定処分は適法である。

## 10 原告 S

### （１）原告 S 更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告 S の平成 2 0 年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである（別表 1 - 1 0 「被告主張額」欄参照）。

ア 総所得金額（給与所得の金額） 2 8 5 7 万 3 1 0 2 円

上記金額は、次の（ア）及び（イ）の各金額の合計額から所得税法 2 8 条 3 項に規定する給与所得控除額を同条 2 項の規定に基づいて控除した後の金額である。

（ア）株式報酬に係る収入金額 5 8 0 万 6 8 1 8 円

上記金額は、原告 S の株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表 2 - 1 0 のとおりである。

（イ）その他の給与等に係る収入金額 2 6 0 5 万 9 6 0 6 円

上記金額は、原告 S が平成 2 1 年 3 月 1 6 日に麻布税務署長に提出した平成 2 0 年分の所得税の確定申告書（甲コ 1）に記載した給与所得の収入金額 2 8 4 2 万 1 1 7 2 円から、株式報酬に係る収入金額として原告 S が申告した 2 3 6 万 1 5 6 6 円を控除した後の金額である。

イ 所得控除の額の合計額 1 9 0 万円

上記金額は、原告 S が確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

ウ 課税総所得金額 2 6 6 7 万 3 0 0 0 円

上記金額は、前記アの総所得金額 2 8 5 7 万 3 1 0 2 円から上記イの所得控除の額の合計額 1 9 0 万円を控除した後の金額（ただし、国税通則法 1 1 8 条 1 項の規定により 1 0 0 0 円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

エ 納付すべき税額（申告納税額） 7 7 3 万 0 5 0 0 円

上記金額は、次の（ア）の課税総所得金額に対する税額から、（イ）の源泉徴収額を控除した後の金額（ただし、国税通則法 1 1 9 条 1 項の規定により 1 0 0 円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

（ア）課税総所得金額に対する税額 7 8 7 万 3 2 0 0 円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額 2 6 6 7 万 3 0 0 0 円に所得税法 8 9 条 1 項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

（イ）源泉徴収税額 1 4 万 2 7 0 0 円



上記金額は、原告Sが確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

(2) 原告S更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告Sの平成20年分の所得税の納付すべき税額は、前記(1)エで述べたとおり773万0500円であるところ、当該金額は、原告S更正処分に係る納付すべき税額(甲コ2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照)と同額であるから、原告S更正処分は適法である。

(3) 原告S賦課決定処分の根拠及び適法性

上記(2)のとおり、原告S更正処分は適法であるところ、原告Sが原告S更正処分により新たに納付すべきこととなった税額130万9200円(甲コ2の1枚目「本税の額」欄参照)については、その計算の基礎となった事実のうち原告S更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告Sに係る更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告Sが原告S更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額130万円(同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。)に、100分の10の割合を乗じて算出した金額13万円となり、当該金額は、原告S賦課決定処分における過少申告加算税の額(甲コ2の1枚目「過少申告加算税」欄参照)と同額となるから、原告S賦課決定処分は適法である。

11 原告T

(1) 原告T更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告Tの平成20年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである(別表1-11「被告主張額」欄参照)。

ア 総所得金額 7508万3620円

上記金額は、次の(ア)ないし(エ)の各金額の合計額である(所得税法22条2項、同法69条1項及び所得税法施行令198条1号)。

(ア) 不動産所得の金額 560万7906円

上記金額は、原告Tが平成21年3月16日に麻布税務署長に提出した平成20年分の所得税の確定申告書(甲サ1)に記載した不動産所得の金額と同額である。

なお、不動産所得の金額の前の△は、損失の金額を表す。

(イ) 利子所得の金額 205万3028円

上記金額は、原告Tが確定申告書に記載した利子所得の金額と同額である。

(ウ) 配当所得の金額 86万2725円

上記金額は、原告Tが確定申告書に記載した配当所得の金額と同額である。

(エ) 給与所得の金額 7777万5773円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額から所得税法28条3項に規定する給与所得控除額を同条2項の規定に基づいて控除した後の金額である。

a 株式報酬に係る収入金額 601万8726円

上記金額は、原告Tの株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表2-11のとおりである。

b その他の給与等に係る収入金額 7763万9983円

上記金額は、原告Tが確定申告書に記載した給与所得の収入金額8008万7730円から、株式報酬に係る収入金額として原告Tが申告した244万7747円を控除した後の金額である。

イ 所得控除の額の合計額 337万1469円

上記金額は、原告Tが確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

ウ 課税総所得金額 7171万2000円

上記金額は、前記アの総所得金額7508万3620円から上記イの所得控除の額の合計額337万1469円を控除した後の金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

エ 申告納税額 710万9100円

上記金額は、次の（ア）の課税総所得金額に対する税額から、（イ）の外国税額控除の金額及び（ウ）の源泉徴収税額を控除した後の金額（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

（ア）課税総所得金額に対する税額 2588万8800円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額7171万2000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

（イ）外国税額控除の金額 12万3422円

上記金額は、所得税法95条（平成21年法律第13号による改正前のもの。以下同じ。）1項及び同条2項により計算した次のa及びbの合計金額である。

a 所得税法95条1項による控除税額 7万1046円

上記金額は、次の（a）の金額又は（b）の金額とのいずれか少ない方の金額である。

（a）控除限度額 7万1046円

上記金額は、次のiの所得税の額2588万8800円に、iiの所得総額7508万3620円のうちにiiiの国外所得総額20万6051円の占める割合を乗じて計算した金額である。

i 所得税の額 2588万8800円

上記金額は、前記（ア）の課税総所得金額に対する税額2588万8800円である。

ii 所得総額 7508万3620円

上記金額は、前記アの総所得金額7508万3620円である。

iii 国外所得総額 20万6051円

上記金額は、上記iiの所得総額のうち、その源泉が国外にある不動産所得の金額△560万7906円、利子所得の金額205万3028円、配当所得の金額86万2725円及び下記（c）の国外源泉給与所得の金額289万8204円の各金額の合計額である。

（b）外国所得税額 14万4735円

上記金額は、原告Tが確定申告書に添付した「外国税額控除に関する明細書」において「本年中に納付する外国所得税額」として記載した金額である。

（c）国外源泉給与所得の金額 289万8204円

上記金額は、前記ア（エ）の給与所得の金額7777万5773円に、当該給与所得の金額に係る収入金額8365万8709円（前記ア（エ）a及びbの合計額）のうち、国外に源泉のある収入金額311万7424円の占める割合を乗じて計算した金額である。

b 繰越控除限度額 5万2376円

上記金額は、所得税法95条2項による控除税額である。

(ウ) 源泉徴収税額 1865万6227円

上記金額は、原告Tが確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

オ 納付すべき税額 △474万2500円

上記金額は、前記エの申告納税額710万9100円から原告Tが確定申告書に記載した予定納税額1185万1600円を控除した後の金額である。

なお、納付すべき税額の△は還付金の額に相当する税額を表す。

## (2) 原告T更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告Tの平成20年分の所得税の納付すべき税額は、上記

(1) オで述べたとおり△474万2500円であるところ、当該金額は、原告T更正処分に係る納付すべき税額△476万3800円（甲サ2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照）を上回るから、原告T更正処分は適法である。

## (3) 原告T賦課決定処分の根拠及び適法性

上記(2)のとおり、原告T更正処分は適法であるところ、原告Tが原告T更正処分により新たに納付すべきこととなった税額135万7200円（甲サ2の2枚目「本税の額」欄参照）については、その計算の基礎となった事実のうち原告T更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告T更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告Tが原告T更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額135万円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、100分の10の割合を乗じて算出した金額13万5000円となり、当該金額は、原告T賦課決定処分における過少申告加算税の額（甲サ2の2枚目「過少申告加算税」欄参照）と同額となるから、原告T賦課決定処分は適法である。

## 12 原告丙

### (1) 原告丙更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告丙の平成20年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである（別表1-12「被告主張額」欄参照）。

ア 課税所得の金額 8167万4000円

上記金額は、次の（ア）及び（イ）の各金額の合計額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(ア) 株式報酬に係る収入金額 1396万9552円

上記金額は、C社の株式報酬制度に基づき、原告丙がC社から平成20年中に報酬として受けた原告丙の株式報酬に係る給与等の収入金額であり、詳細は別表2-12のとおりである。

(イ) その他の給与等に係る収入金額 6770万5429円

上記金額は、原告丙が平成21年12月22日に麻布税務署長に提出した平成20年分所得税準確定申告書(所得税法第172条第1項に規定する申告書)(甲シ1)に係る修正申告書(甲シ2)に記載した給与所得に係る収入金額7412万1520円(ただし、修正申告書には、1000円未満の端数を切り捨てた後の7412万1000円が記載されている。)から、株式報酬に係る収入金額として原告丙が申告した641万6091円を控除した後の金額である。

イ 納付すべき税額 1633万4800円

上記金額は、前記アの課税所得の金額8167万4000円に所得税法170条に規定する100分の20の税率を乗じて算出した金額である。

(2) 原告丙更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告丙の平成20年分の所得税の納付すべき税額は、上記(1)イで述べたとおり1633万4800円であるところ、当該金額は、原告丙更正処分に係る納付すべき税額(甲シ3の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照)と同額であるから、原告丙更正処分は適法である。

(3) 原告丙賦課決定処分の根拠及び適法性

上記(2)のとおり、原告丙更正処分は適法であるところ、原告丙が原告丙更正処分により新たに納付すべきこととなった税額151万0600円(甲シ3の1枚目「本税の額」欄参照)については、その計算の基礎となった事実のうち原告丙更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告丙更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告丙が原告丙更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額151万円(同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。)に、100分の10の割合を乗じて算出した金額15万1000円となり、当該金額は、原告丙賦課決定処分における過少申告加算税の額(甲シ3の1枚目「過少申告加算税」欄参照)と同額となるから、原告丙賦課決定処分は適法である。

13 原告U

(1) 原告U更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告Uの平成20年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである(別表1-13「被告主張額」欄参照)。

ア 総所得金額(給与所得の金額) 8039万5259円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計額から所得税法28条3項に規定する給与所得控除額を同条2項の規定に基づいて控除した後の金額である。

(ア) 株式報酬に係る収入金額 703万7426円

上記金額は、原告Uの株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表2-13のとおりである。

(イ) その他の給与等に係る収入金額 7937万8637円

上記金額は、原告Uが平成21年3月16日に麻布税務署長に提出した平成20年分の所得税の確定申告書(甲ス1)に記載した給与所得の収入金額8224万0676円

から、株式報酬に係る収入金額として原告Uが申告した286万2039円を控除した後の金額である。

イ 所得控除の額の合計額 152万円

上記金額は、原告Uが確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

ウ 課税総所得金額 7887万5000円

上記金額は、前記アの総所得金額8039万5259円から上記イの所得控除の額の合計額152万円を控除した後の金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

エ 申告納税額 2867万7000円

上記金額は、次の（ア）の課税総所得金額に対する税額から、（イ）の源泉徴収税額を控除した後の金額（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

（ア）課税総所得金額に対する税額 2875万4000円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額7887万5000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

（イ）源泉徴収税額 7万6950円

上記金額は、原告Uが確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

オ 納付すべき税額 2180万3600円

上記金額は、前記エの申告納税額2867万7000円から、原告Uが確定申告書に記載した予定納税額687万3400円を控除した後の金額である。

## （2）原告U更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告Uの平成20年分の所得税の納付すべき税額は、上記

（1）オで述べたとおり2180万3600円であるところ、当該金額は、原告U更正処分に係る納付すべき税額（甲ス2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照）と同額であるから、原告U更正処分は適法である。

## （3）原告U賦課決定処分の根拠及び適法性

上記（2）のとおり、原告U更正処分は適法であるところ、原告Uが原告U更正処分により新たに納付すべきこととなった税額158万6800円（甲ス2の1枚目「本税の額」欄参照）については、その計算の基礎となった事実のうち原告U更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告U更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告Uが原告U更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額158万円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、100分の10の割合を乗じて算出した金額15万8000円となり、当該金額は、原告U賦課決定処分における過少申告加算税の額（甲ス2の1枚目「過少申告加算税」欄参照）と同額となるから、原告U賦課決定処分は適法である。

## 14 原告m

### （1）原告m更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告mの平成20年分の所得税の納付すべき税額等は、次の

とおりである（別表1-14「被告主張額」欄参照）。

ア 総所得金額（給与所得の金額） 1億0195万3546円

上記金額は、次の（ア）及び（イ）の各金額の合計額から所得税法28条3項に規定する給与所得控除額を同条2項の規定に基づいて控除した後の金額である。

（ア）株式報酬に係る収入金額 801万1144円

上記金額は、原告mの株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表2-14のとおりである。

（イ）その他の給与等に係る収入金額 1億0109万7852円

上記金額は、原告mが平成21年3月16日に麻布税務署長に提出した平成20年分の所得税の確定申告書（甲セ1）に記載した給与所得の収入金額1億0435万5894円から、株式報酬に係る収入金額として原告mが申告した325万8042円を控除した後の金額である。

イ 所得控除の額の合計額 190万円

上記金額は、原告mが確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

ウ 課税総所得金額 1億0005万3000円

上記金額は、前記アの総所得金額1億0195万3546円から上記イの所得控除の額の合計額190万円を控除した後の金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

エ 申告納税額 3721万8300円

上記金額は、次の（ア）の課税総所得金額に対する税額から、（イ）の源泉徴収税額を控除した後の金額（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

（ア）課税総所得金額に対する税額 3722万5200円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額1億0005万3000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

（イ）源泉徴収税額 6900円

上記金額は、原告mが確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

オ 納付すべき税額 2672万9700円

上記金額は、前記エの申告納税額3721万8300円から、原告mが確定申告書に記載した予定納税額1048万8600円を控除した後の金額である。

## （2）原告m更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告mの平成20年分の所得税の納付すべき税額は、上記

（1）オで述べたとおり2672万9700円であるところ、当該金額は、原告m更正処分に係る納付すべき税額（甲セ2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照）と同額であるから、原告m更正処分は適法である。

## （3）原告m賦課決定処分の根拠及び適法性

上記（2）のとおり、原告m更正処分は適法であるところ、原告mが原告m更正処分により新たに納付すべきこととなった税額180万6000円（甲セ2の1枚目「本税の額」欄参照）については、その計算の基礎となった事実のうち原告m更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると

認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告m更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告mが原告m更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額180万円(同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。)に、100分の10の割合を乗じて算出した金額18万円となり、当該金額は、原告m賦課決定処分における過少申告加算税の額(甲セ2の1枚目「過少申告加算税」欄参照)と同額となるから、原告m賦課決定処分は適法である。

## 15 原告V

### (1) 原告V更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告Vの平成20年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである(別表1-15「被告主張額」欄参照)。

ア 総所得金額(給与所得の金額) 1億6730万8572円

上記金額は、次の(ア)ないし(ウ)の各金額の合計額から所得税法28条3項に規定する給与所得控除額を同条2項の規定に基づいて控除した後の金額である。

(ア) 株式報酬に係る収入金額 828万5318円

上記金額は、原告Vの株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表2-15のとおりである。

(イ) 帰国旅費手当に係る収入金額 27万1296円

上記金額は、原告VがD社から平成20年中に支給を受けた帰国旅費手当のうち国内勤務対応額である。

(ウ) その他の給与等に係る収入金額 1億6934万7147円

上記金額は、原告Vが平成21年3月16日に麻布税務署長に提出した平成20年分の所得税の確定申告書(甲ソ1)に記載した給与所得の収入金額1億7271万6694円から、株式報酬に係る収入金額として原告Vが申告した336万9547円を控除した後の金額である。

イ 所得控除の額の合計額 38万円

上記金額は、原告Vが確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

ウ 課税総所得金額 1億6692万8000円

上記金額は、前記アの総所得金額1億6730万8572円から上記イの所得控除の額の合計額38万円を控除した後の金額(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

エ 申告納税額 6396万2500円

上記金額は、次の(ア)の課税総所得金額に対する税額から、(イ)の源泉徴収税額を差し引いた後の金額(ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 6397万5200円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額1億6692万8000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 源泉徴収税額 1万2640円

上記金額は、原告Vが前記ア(イ)の帰国旅費手当に係る収入金額に対する源泉徴収

税額1万2640円である（甲ソ2の2枚目「更正後の額」欄の「源泉徴収税額」欄参照）。

オ 納付すべき税額 4622万1500円

上記金額は、前記エの申告納税額6396万2500円から、原告Vが確定申告書に記載した予定納税額1774万1000円を差し引いた後の金額である。

(2) 原告V更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告Vの平成20年分の所得税の納付すべき税額は、上記(1)オで述べたとおり4622万1500円であるところ、当該金額は、原告V更正処分に係る納付すべき税額（甲ソ2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照）と同額であるから、原告V更正処分は適法である。

(3) 原告V賦課決定処分の根拠及び適法性

上記(2)のとおり、原告V更正処分は適法であるところ、原告Vが原告V更正処分により新たに納付すべきこととなった税額195万8500円（甲ソ2の1枚目「本税の額」欄参照）については、その計算の基礎となった事実のうち原告V更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告V更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告Vが原告V更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額195万円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、100分の10の割合を乗じて算出した金額19万5000円となり、当該金額は、原告V賦課決定処分における過少申告加算税の額（甲ソ2の1枚目「過少申告加算税」欄参照）と同額となるから、原告V賦課決定処分は適法である。

16 原告W

(1) 原告W更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告Wの平成20年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである（別表1-16「被告主張額」欄参照）。

ア 課税所得の金額 1億9330万4000円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(ア) 株式報酬に係る収入金額 4390万1573円

上記金額は、原告Wの株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表2-16のとおりである。

(イ) その他の給与等に係る収入金額 1億4940万3263円

上記金額は、原告Wが平成21年3月16日に麻布税務署長に提出した平成20年分所得税準確定申告書（所得税法172条1項に規定する申告書）（甲タ1）に記載した給与所得に係る収入金額1億6725万7526円から、株式報酬に係る収入金額として原告Wが申告した1785万4263円を控除した後の金額である。

イ 納付すべき税額 3866万0800円

上記金額は、前記アの課税所得の金額1億9330万4000円に所得税法170条に規定する100分の20の税率を乗じて算出した金額である。



(2) 原告W更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告Wの平成20年分の所得税の納付すべき税額は、上記(1)イで述べたとおり3866万0800円であるところ、当該金額は、原告W更正処分に係る納付すべき税額(甲タ2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照)と同額であるから、原告W更正処分は適法である。

(3) 原告W賦課決定処分の根拠及び適法性

上記(2)のとおり、原告W更正処分は適法であるところ、原告Wが原告W更正処分により新たに納付すべきこととなった税額520万9400円(甲タ2の1枚目「本税の額」欄参照)については、その計算の基礎となった事実のうち原告W更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告W更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告Wが原告W更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額520万円(同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。)に、100分の10の割合を乗じて算出した金額52万円となり、当該金額は、原告W賦課決定処分における過少申告加算税の額(甲タ2の1枚目「過少申告加算税」欄参照)と同額となるから、原告W賦課決定処分は適法である。

17 原告丁

(1) 原告丁更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告丁の平成20年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである(別表1-17「被告主張額」欄参照)。

ア 総所得金額(給与所得の金額) 1億8356万2796円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計額から所得税法28条3項に規定する給与所得控除額を同条2項の規定に基づいて控除した後の金額である。

(ア) 株式報酬に係る収入金額 2386万1176円

上記金額は、原告丁の株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表2-17のとおりである。

(イ) その他の給与等に係る収入金額 1億7115万2294円

上記金額は、原告丁が平成21年3月16日に麻布税務署長に提出した平成20年分の所得税の確定申告書(甲チ1)に記載した給与所得の収入金額1億8090万8159円から、株式報酬に係る収入金額として原告丁が申告した975万5865円を控除した後の金額である。

イ 所得控除の額の合計額 38万円

上記金額は、原告丁が確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

ウ 課税総所得金額 1億8318万2000円

上記金額は、前記アの総所得金額1億8356万2796円から上記イの所得控除の額の合計額38万円を控除した後の金額(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

エ 申告納税額 7047万6800円

上記金額は、上記ウの課税総所得金額1億8318万2000円に所得税法89条1項

に規定する税率を乗じて算出した金額である。

オ 納付すべき税額 3935万4000円

上記金額は、上記エの申告納税額7047万6800円から、原告丁が確定申告書に記載した予定納税額3112万2800円を差し引いた後の金額である。

(2) 原告丁更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告丁の平成20年分の所得税の納付すべき税額は、上記(1)オで述べたとおり3935万4000円であるところ、当該金額は、原告丁更正処分に係る納付すべき税額(甲チ2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照)と同額であるから、原告丁更正処分は適法である。

(3) 原告丁賦課決定処分の根拠及び適法性

上記(2)のとおり、原告丁更正処分は適法であるところ、原告丁が原告丁更正処分により新たに納付すべきこととなった税額536万円(甲チ2の1枚目「本税の額」欄参照)については、その計算の基礎となった事実のうち原告丁更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告丁更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告丁が原告丁更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額536万円(同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。)に、100分の10の割合を乗じて算出した金額53万6000円となり、当該金額は、原告丁賦課決定処分における過少申告加算税の額(甲チ2の1枚目「過少申告加算税」欄参照)と同額となるから、原告丁賦課決定処分は適法である。

18 原告n

(1) 原告n更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告nの平成20年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである(別表1-18「被告主張額」参照)。

ア 総所得金額 3億1257万2381円

上記金額は、次の(ア)ないし(オ)の各金額の合計である(所得税法22条2項)。

(ア) 不動産所得の金額 196万1305円

上記金額は、原告nが平成21年3月16日に麻布税務署長に提出した平成20年分の所得税の確定申告書(甲ツ1)に記載した不動産所得の金額と同額である。

(イ) 利子所得の金額 227万1430円

上記金額は、原告nが確定申告書に記載した利子所得の金額と同額である。

(ウ) 配当所得の金額 58万4171円

上記金額は、原告nが確定申告書に記載した配当所得の金額と同額である。

(エ) 給与所得の金額 3億0019万2342円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額から所得税法28条3項に規定する給与所得控除額を同条2項の規定に基づいて控除した後の金額である。

a 株式報酬に係る収入金額 5343万6155円

上記金額は、原告nの株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表2-18のとおりである。

- b その他の給与等に係る収入金額 2億6434万5258円  
 上記金額は、確定申告書に記載された給与所得の収入金額2億8607万7122円から、株式報酬に係る収入金額として原告nが申告した2173万1864円を控除した後の金額である。
- (オ) 雑所得の金額 756万3133円  
 上記金額は、原告nが確定申告書に記載した雑所得の金額と同額である。
- イ 所得控除の額の合計額 157万円  
 上記金額は、原告nが確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。
- ウ 課税総所得金額 3億1100万2000円  
 上記金額は、前記アの総所得金額3億1257万2381円から上記イの所得控除の額の合計額157万円を控除した後の金額(ただし国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。
- エ 申告納税額 1億2110万7100円  
 上記金額は、次の(ア)の課税総所得金額に対する税額から、(イ)の源泉徴収税額を控除した後の金額(ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。
- (ア) 課税総所得金額に対する税額 1億2160万4800円  
 上記金額は、前記ウの課税総所得金額3億1100万2000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。
- (イ) 源泉徴収税額 49万7700円  
 上記金額は、原告nが確定申告書に記載した源泉徴収税額と金額である。
- オ 納付すべき税額 5907万1700円  
 上記金額は、前記エの申告納税額1億2110万7100円から原告nが確定申告書に記載した予定納税額6203万5400円を控除した後の金額である。

(2) 原告n更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告nの平成20年分の所得税の納付すべき税額は、上記(1)オで述べたとおり5907万1700円であるところ、当該金額は、原告n更正処分に係る納付すべき税額(甲ツ2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照)と同額であるから、原告n更正処分は適法である。

(3) 原告n賦課決定処分の根拠及び適法性

上記(2)のとおり、原告n更正処分は適法であるところ、原告nが原告n更正処分により新たに納付すべきこととなった税額1204万7600円(甲ツ2の1枚目「本税の額」欄参照)については、その計算の基礎となった事実のうち原告n更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告n更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告nが原告n更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額1204万円(同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。)に、100分の10の割合を乗じて算出した金額120万4000円となり、当該金額は、原告n賦課決定処分における過少申告加算税の額(甲ツ2の1枚目「過少申告加算税」欄参

照)と同額となるから、原告n賦課決定処分は適法である。

## 19 原告X

### (1) 原告X更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告Xの平成20年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである(別表1-19「被告主張額」欄参照)。

ア 総所得金額(給与所得の金額) 4億9616万3995円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計額から所得税法28条3項に規定する給与所得控除額を同条2項の規定に基づいて控除した後の金額である。

(ア) 株式報酬に係る収入金額 1億5505万1977円

上記金額は、原告Xの株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表2-19のとおりである。

(イ) その他の給与等に係る収入金額 3億6901万5387円

上記金額は、原告Xが平成21年3月16日に麻布税務署長に提出した所得税の確定申告書(甲テ1)に記載した給与所得の収入金額4億3207万3230円から、株式報酬に係る収入金額として原告Xが申告した6305万7843円を控除した後の金額である。

イ 所得控除の額の合計額 76万円

上記金額は、原告Xが確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

ウ 課税総所得金額 4億9540万3000円

上記金額は、前記アの総所得金額4億9616万3995円から上記イの所得控除の額の合計額76万円を控除した後の金額(ただし国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

エ 申告納税額 1億9536万1700円

上記金額は、次の(ア)の課税総所得金額に対する税額から、(イ)の源泉徴収税額を控除した後の金額(ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 1億9536万5200円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額4億9540万3000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 源泉徴収税額 3450円

上記金額は、原告Xが確定申告書に記載した源泉徴収税額の金額と同額である。

オ 納付すべき税額 1億2243万7300円

上記金額は、前記エの申告納税額1億9536万1700円から、原告Xが確定申告書に記載した予定納税額7292万4400円を差し引いた後の金額である。

### (2) 原告X更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告Xの平成20年分の所得税の納付すべき税額は、上記(1)オで述べたとおり1億2243万7300円であるところ、当該金額は、原告X更正処分(ただし、異議決定により一部取り消された後のもの)に係る納付すべき税額(甲テ4の3枚目「異議決定後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照)と同額であるから、原告X更正処分は適法である。

(3) 原告X賦課決定処分の根拠及び適法性

上記(2)のとおり、原告X更正処分は適法であるところ、原告Xが原告X更正処分により新たに納付すべきこととなった税額3495万7600円(甲テ4の3枚目「異議決定後の額」欄の「納付すべき税額」欄と甲テ2の2枚目「更正前の額」欄の「納付すべき税額」欄との差額)については、その計算の基礎となった事実のうちに原告X更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告X更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告Xが原告X更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額3495万円(同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。)に、100分の10の割合を乗じて算出した金額349万5000円となり、当該金額は、原告X賦課決定処分(ただし、異議決定により一部取り消された後のもの)における過少申告加算税の額(甲テ4の3枚目「異議決定後の額」欄の「過少申告加算税」欄参照)と同額となるから、原告X賦課決定処分は適法である。

20 原告Y

(1) 原告Y更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告Yの平成20年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである(別表1-20「被告主張額」欄参照)。

ア 総所得金額 9億2690万3125円

上記金額は、次の(ア)ないし(ウ)の各金額の合計額である(所得税法22条2項)。

(ア) 利子所得の金額 1832万2602円

上記金額は、原告Yが平成21年3月16日に麻布税務署長に提出した平成20年分の所得税の確定申告書(甲ト1)に記載した利子所得の金額と同額である。

(イ) 配当所得の金額 1774万1454円

上記金額は、原告Yが確定申告書に記載した配当所得の金額と同額である。

(ウ) 給与所得の金額 8億9083万9069円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額から所得税法28条3項に規定する給与所得控除額を同条2項の規定に基づいて控除した後の金額である。

a 株式報酬に係る収入金額 2億5543万4404円

上記金額は、原告Yの株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表2-20のとおりである。

b その他の給与等に係る収入金額 6億8408万0406円

上記金額は、原告Yが確定申告書に記載した給与所得の収入金額7億8796万2606円から、株式報酬に係る収入金額として原告Yが申告した1億0388万2200円を控除した後の金額である。

イ 株式等に係る譲渡所得等の金額 0円

原告Yが確定申告書に添付した「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(平成20年分)」(乙16)に記載した譲渡による収入金額4億0616万6713円からその取得費の額(次の(ア)及び(イ)の合計額)5億3051万6846円を控除した金額は、△1億2435万0133円(金額の前の△は損失の金額を表す。)であるところ、この損

失の金額は、租税特別措置法37条の10第1項後段の規定により生じなかったものとみなされることから、株式等に係る譲渡所得等の金額は0円となる。

(ア) 株式報酬に係るC株式の取得費の額 2億5543万4404円

原告Yが平成20年9月19日、同月22日及び同年10月13日に譲渡したC株式5万4408株(原告Yの株式譲渡明細書の3枚目の「Stock Name」が「C」、「Date Sold」が「09/19/08」、「09/22/08」及び「10/13/08」並びに「Shares」がそれぞれ「18, 136」の各株数の合計。)は、原告Yが株式報酬として受領したC株式と認められることから、その取得費の額は、平成20年9月8日のC株式の株価の終値及び同日のTTMレートを基にして計算した2億5543万4404円となる。

(イ) その他の株式に係る取得費の額 2億7508万2442円

上記金額は、原告Yが株式譲渡明細書に記載した取得費の額3億8258万0953円から、上記(ア)に係るC株式の取得費の額として申告した1億0749万8511円(株式譲渡明細書の3枚目の「Stock Name」が「C」、「Date Purch.」が「09/08/08」に係る「¥Amount」の「35,832,837」、「35,832,837」及び「35,832,837」の各金額の合計。)を控除した後の金額である。

ウ 所得控除の額の合計額 166万5000円

上記金額は、原告Yが確定申告書(甲ト1)に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

エ 課税される所得金額

(ア) 課税総所得金額 9億2523万8000円

上記金額は、前記アの総所得金額9億2690万3125円から前記ウの所得控除の額の合計額166万5000円を控除した後の金額(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

(イ) 株式等に係る課税譲渡所得等の金額 0円

上記金額は、前記イの株式等に係る譲渡所得等の金額が0円であることから0円となる。

オ 申告納税額 3億5806万2800円

上記金額は、次の(ア)の算出税額から、(イ)の外国税額控除の金額を控除した後の金額(ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

(ア) 算出税額 3億6729万9200円

上記金額は、前記エ(ア)の課税総所得金額9億2523万8000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 外国税額控除の金額 923万6335円

上記金額は、原告Yが確定申告書に記載した外国税額控除の金額と同額である。

カ 納付すべき税額 2億4016万5000円

上記金額は、前記オの申告納税額3億5806万2800円から、原告Yが確定申告書に記載した予定納税額1億1789万7800円を控除した後の金額である。

(2) 原告Y更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告Yの平成20年分の所得税の納付すべき税額は、上記(1)カで述べたとおり2億4016万5000円であるところ、当該金額は、原告Y更正処分に係る納付すべき税額(甲ト2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照)と同額であるから、原告Y更正処分は適法である。

(3) 原告Y賦課決定処分の根拠及び適法性

上記(2)のとおり、原告Y更正処分は適法であるところ、原告Yが原告Y更正処分により新たに納付すべきこととなった税額5405万2200円(甲ト2の1枚目「本税の額」欄参照)については、その計算の基礎となった事実のうち原告Y更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告Y更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告Yが原告Y更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額5405万円(同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。)に、100分の10の割合を乗じて算出した金額540万5000円となり、当該金額は、原告Y賦課決定処分における過少申告加算税の額(甲ト2の1枚目「過少申告加算税」欄参照)と同額となるから、原告Y賦課決定処分は適法である。

21 原告Z

(1) 原告Z更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告Zの平成20年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである(別表1-21「被告主張額」欄参照)。

ア 総所得金額 1億3572万0280円

上記金額は、次の(ア)ないし(ウ)の各金額の合計額である(所得税法22条2項)。

(ア) 利子所得の金額 92万6356円

上記金額は、原告Zが平成21年3月16日に品川税務署長に提出した平成20年分の所得税の確定申告書(甲ナ1の1)に記載した利子所得の金額と同額である。

(イ) 配当所得の金額 438万9406円

上記金額は、原告Zが確定申告書に記載した配当所得の金額と同額である。

(ウ) 給与所得の金額 1億3040万4518円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額から所得税法28条3項に規定する給与所得控除額を同条2項の規定に基づいて控除した後の金額である。

a 株式報酬に係る収入金額 1940万3585円

上記金額は、原告Zの株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表2-21のとおりである。

b その他の給与等に係る収入金額 1億1965万3803円

上記金額は、原告Zが確定申告書に記載した給与所得の収入金額1億2754万5017円から、株式報酬に係る収入金額として原告Zが申告した789万1214円を控除した後の金額である。

イ 株式等に係る譲渡所得等の金額 1730万1306円

上記金額は、原告Zが確定申告書の分離課税用(甲ナ1の2)に記載した株式等に係る譲渡所得等の金額と同額である。

ウ 所得控除の額の合計額 152万円

上記金額は、原告Zが確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

エ 課税される所得金額

(ア) 課税総所得金額 1億3420万円

上記金額は、前記アの総所得金額1億3572万0280円から上記ウの所得控除の額の合計額152万円を控除した後の金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(イ) 株式等に係る課税譲渡所得等の金額 1730万1000円

上記金額は、前記イの株式等に係る譲渡所得等の金額1730万1306円を国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のものである。

オ 申告納税額 5235万2000円

上記金額は、次の(ア)の算出税額から、(イ)の外国税額控除の金額を控除した後の金額（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(ア) 算出税額 5347万9150円

上記金額は、次のaの課税総所得金額に対する税額及びbの株式等に係る課税譲渡所得等に対する税額の合計額である。

a 課税総所得金額に対する税額 5088万4000円

上記金額は、前記エ(ア)の課税総所得金額1億3420万円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

b 株式等に係る課税譲渡所得等に対する税額 259万5150円

上記金額は、前記エ(イ)の株式等に係る課税譲渡所得等の金額1730万1000円に租税特別措置法37条の10第1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 外国税額控除の金額 112万7105円

上記金額は、原告Zが確定申告書に記載した外国税額控除の金額と同額である。

カ 納付すべき税額 1674万1400円

上記金額は、前記オの申告納税額5235万2000円から、原告Zが確定申告書に記載した予定納税額3561万0600円を控除した後の金額である。

(2) 原告Z更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告Zの平成20年分の所得税の納付すべき税額は、上記(1)カで述べたとおり1674万1400円であるところ、当該金額は、原告Z更正処分に係る納付すべき税額（甲ナ2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照）と同額であるから、原告Z更正処分は適法である。

(3) 原告Z賦課決定処分の根拠及び適法性

上記(2)のとおり、原告Z更正処分は適法であるところ、原告Zが原告Z更正処分により新たに納付すべきこととなった税額437万4800円（甲ナ2の1枚目「本税の額」欄参照）については、その計算の基礎となった事実のうち原告Z更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。



したがって、原告Z更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告Zが原告Z更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額437万円(同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。)に、100分の10の割合を乗じて算出した金額43万7000円となり、当該金額は、原告Z賦課決定処分における過少申告加算税の額(甲ナ2の1枚目「過少申告加算税」欄参照)と同額となるから、原告Z賦課決定処分は適法である。

## 22 原告 a

### (1) 原告 a 更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告 a の平成20年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである(別表1-22「被告主張額」欄参照)。

ア 総所得金額 13億4615万6356円

上記金額は、次の(ア)ないし(エ)の各金額の合計額である(所得税法22条2項)。

(ア) 利子所得の金額 829万1976円

上記金額は、原告 a が平成21年3月16日に芝税務署長に提出した平成20年分の所得税の確定申告書(甲ニ1)に記載した利子所得の金額と同額である。

(イ) 配当所得の金額 7億5894万9189円

上記金額は、原告 a が確定申告書に記載した配当所得の金額と同額である。

(ウ) 給与所得の金額 5億5823万5332円

上記金額は、次の a 及び b の各金額の合計額から所得税法28条3項に規定する給与所得控除額を同条2項の規定に基づいて控除した後の金額である。

a 株式報酬に係る収入金額 4876万0138円

上記金額は、原告 a の株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表2-22のとおりである。

b その他の給与等に係る収入金額 5億4064万5475円

上記金額は、原告 a が確定申告書に記載した給与所得の収入金額5億6047万5657円から、株式報酬に係る収入金額として原告 a が申告した1983万0182円を控除した後の金額である。

(エ) 雑所得の金額 2067万9859円

上記金額は、原告 a が確定申告書に記載した雑所得の金額と同額である。

イ 所得控除の額の合計額 38万円

上記金額は、原告 a が確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

ウ 課税総所得金額 13億4577万6000円

上記金額は、前記アの総所得金額13億4615万6356円から上記イの所得控除の額の合計額38万円を控除した後の金額(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

エ 申告納税額 5億3055万3700円

上記金額は、次の(ア)の課税総所得金額に対する税額から、(イ)の外国税額控除の金額及び(ウ)の源泉徴収税額を控除した後の金額(ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額 5億3551万4400円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額13億4577万6000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 外国税額控除の金額 462万9395円

上記金額は、原告aが確定申告書に記載した外国税額控除の金額と同額である。

(ウ) 源泉徴収税額 33万1300円

上記金額は、原告aが確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

オ 納付すべき税額 4億0479万2500円

上記金額は、前記エの申告納税額5億3055万3700円から原告aが確定申告書に記載した予定納税額1億2576万1200円を控除した後の金額である。

## (2) 原告a更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告aの平成20年分の所得税の納付すべき税額は、上記(1)オで述べたとおり4億0479万2500円であるところ、当該金額は、原告a更正処分に係る納付すべき税額(甲ニ2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照)と同額であるから、原告a更正処分は適法である。

## (3) 原告a賦課決定処分の根拠及び適法性

上記(2)のとおり、原告a更正処分は適法であるところ、原告aが原告a更正処分により新たに納付すべきこととなった税額1099万3600円(甲ニ2の2枚目「本税の額」欄参照)については、その計算の基礎となった事実のうち原告a更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告a更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告aが原告a更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額1099万円(同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。)に、100分の10の割合を乗じて算出した金額109万9000円となり、当該金額は、原告a賦課決定処分における過少申告加算税の額(甲ニ2の1枚目「過少申告加算税」欄参照)と同額となるから、原告a賦課決定処分は適法である。

## 23 原告b

### (1) 原告b更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告bの平成20年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである(別表1-23「被告主張額」欄参照)。

ア 総所得金額 6億8853万4671円

上記金額は、次の(ア)ないし(ウ)の各金額の合計額である(所得税法22条2項)。

(ア) 利子所得の金額 80万3152円

上記金額は、原告bが平成21年3月16日に芝税務署長に提出した平成20年分の所得税の確定申告書(甲ヌ1)に記載した利子所得の金額と同額である。

(イ) 配当所得の金額 3億0070万8902円

上記金額は、原告bが確定申告書に記載した配当所得の金額と同額である。

(ウ) 給与所得の金額 3億8702万2617円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額から所得税法28条3項に規定する給与所得控除額を同条2項の規定に基づいて控除した後の金額である。

- a 株式報酬に係る収入金額 6900万8789円  
上記金額は、原告bの株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表2-23のとおりである。
- b その他の給与等に係る収入金額 3億4017万2914円  
上記金額は、原告bが確定申告書に記載した給与所得の収入金額3億6823万7987円から、株式報酬に係る収入金額として原告bが申告した2806万5073円を控除した後の金額である。
- イ 株式等に係る譲渡所得等の金額 0円  
上記金額は、原告bが確定申告書に記載した株式等に係る譲渡所得等の金額と同額である（甲ヌ2の2枚目「更正前の額」欄の「株式等の譲渡（未公開分）所得」⑦欄参照）。
- ウ 所得控除の額の合計額 190万円  
上記金額は、原告bが確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。
- エ 課税される所得金額  
（ア）課税総所得金額 6億8663万4000円  
上記金額は、前記アの総所得金額6億8853万4671円から上記ウの所得控除の額の合計額190万円を控除した後の金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。  
（イ）株式等に係る課税譲渡所得等の金額 0円  
上記金額は、前記イの株式等に係る譲渡所得等の金額が0円であることから0円となる。
- オ 申告納税額 2億6718万4600円  
上記金額は、次の（ア）の算出税額から、（イ）の外国税額控除の金額及び（ウ）の源泉徴収税額を控除した後の金額（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。  
（ア）算出税額 2億7185万7600円  
上記金額は、次のaの課税総所得金額に対する税額及びbの株式等に係る課税譲渡所得等に対する税額の合計額である。  
a 課税総所得金額に対する税額 2億7185万7600円  
上記金額は、前記エ（ア）の課税総所得金額6億8663万4000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。  
b 株式等に係る課税譲渡所得等に対する税額 0円  
上記金額は、前記エ（イ）の株式等に係る課税譲渡所得等の金額が0円であることから0円となる。  
（イ）外国税額控除の金額 375万1869円  
上記金額は、原告bが確定申告書に記載した外国税額控除の金額と同額である。  
（ウ）源泉徴収税額 92万1100円  
上記金額は、原告bが確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。
- カ 納付すべき税額 1億5010万8400円  
上記金額は、前記オの申告納税額2億6718万4600円から、原告bが確定申告書に記載した予定納税額1億1707万6200円を控除した後の金額である。

(2) 原告 b 更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告 b の平成 20 年分の所得税の納付すべき税額は、上記 (1) カで述べたとおり 1 億 5 0 1 0 万 8 4 0 0 円であるところ、当該金額は、原告 b 更正処分に係る納付すべき税額 (甲ヌ 2 の 2 枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照) と同額であるから、原告 b 更正処分は適法である。

(3) 原告 b 賦課決定処分の根拠及び適法性

上記 (2) のとおり、原告 b 更正処分は適法であるところ、原告 b が原告 b 更正処分により新たに納付すべきこととなった税額 1 5 5 5 万 8 4 0 0 円 (甲ヌ 2 の 1 枚目「本税の額」欄参照) については、その計算の基礎となった事実のうち原告 b 更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法 6 5 条 4 項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告 b 更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法 6 5 条 1 項の規定に基づき、原告 b が原告 b 更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額 1 5 5 5 万円 (同法 1 1 8 条 3 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てた後のもの。) に、1 0 0 分の 1 0 の割合を乗じて算出した金額 1 5 5 万 5 0 0 0 円となり、当該金額は、原告 b 賦課決定処分における過少申告加算税の額 (甲ヌ 2 の 1 枚目「過少申告加算税」欄参照) と同額となるから、原告 b 賦課決定処分は適法である。

24 原告 q

(1) 原告 q 更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告 q の平成 20 年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである (別表 1 - 2 4 「被告主張額」欄参照)。

ア 総所得金額 5 4 7 3 万 7 5 5 9 円

上記金額は、次の (ア) ないし (エ) の各金額の合計である (所得税法 2 2 条 2 項)。

(ア) 不動産所得の金額 △ 3 4 5 万 5 7 4 5 円

上記金額は、原告 q が平成 21 年 3 月 1 6 日に麻布税務署長に提出した平成 20 年分の所得税の確定申告書 (甲ネ 1) に記載した不動産所得の金額と同額である。

なお、金額の前の△は、損失の額を表す。

(イ) 利子所得の金額 5 万 1 7 3 0 円

上記金額は、原告 q が確定申告書に記載した利子所得の金額と同額である。

(ウ) 配当所得の金額 3 0 5 万 2 0 7 0 円

上記金額は、原告 q が確定申告書に記載した配当所得の金額と同額である。

(エ) 給与所得の金額 5 5 0 8 万 9 5 0 4 円

上記金額は、次の a ないし c の各金額の合計額から所得税法 2 8 条 3 項に規定する給与所得控除額を同条 2 項の規定に基づいて控除した後の金額である。

a 株式報酬に係る収入金額 3 4 0 万 8 4 2 0 円

上記金額は、原告 q の株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表 2 - 2 4 のとおりである。

b 帰国旅費手当に係る収入金額 1 1 6 万 0 7 5 0 円

上記金額は、原告 q が D 社から平成 20 年中に支給を受けた帰国旅費手当の金額である。

- c その他の給与等に係る収入金額 5520万9256円  
 上記金額は、確定申告書に記載された給与所得の収入金額5701万0930円から、株式報酬に係る収入金額として原告qが申告した180万1674円を控除した後の金額である。
- イ 所得控除の額の合計額 76万円  
 上記金額は、原告qが確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。
- ウ 課税総所得金額 5397万7000円  
 上記金額は、前記アの総所得金額5473万7559円から上記イの所得控除の額の合計額76万円を控除した後の金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。
- エ 申告納税額 1853万7300円  
 上記金額は、次の（ア）の課税総所得金額に対する税額から、（イ）の源泉徴収税額を控除した後の金額（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。
- （ア）課税総所得金額に対する税額 1879万4800円  
 上記金額は、前記ウの課税総所得金額5397万7000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。
- （イ）源泉徴収税額 25万7420円  
 上記金額は、原告qが確定申告書に記載した源泉徴収税額2万3150円に前記ア（エ）bの帰国旅費手当に係る収入金額に対する源泉徴収税額23万4270円を加えた金額である（甲ネ2の2枚目「更正後の額」欄の「源泉徴収税額」欄参照）。
- オ 納付すべき税額 1134万4500円  
 上記金額は、前記エの申告納税額1853万7300円から、原告qが確定申告書に記載した予定納税額719万2800円を控除した後の金額である。

（2）原告q更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告qの平成20年分の所得税の納付すべき税額は、上記（1）オで述べたとおり1134万4500円であるところ、当該金額は、原告q更正処分（ただし、異議決定により一部取り消された後のもの）に係る納付すべき税額（甲ネ4の3枚目「異議決定後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照）と同額であるから、原告q更正処分は適法である。

（3）原告q賦課決定処分の根拠及び適法性

上記（2）のとおり、原告q更正処分は適法であるところ、原告qが原告q更正処分により新たに納付すべきこととなった税額81万7300円（甲ネ4の3枚目「異議決定後の額」欄の「納付すべき税額」欄と甲ネ2の2枚目「更正前の額」欄の「納付すべき税額」欄との差額）については、その計算の基礎となった事実のうち原告q更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告q更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告qが原告q更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額81万円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、

100分の10の割合を乗じて算出した金額8万1000円となり、当該金額は、原告q賦課決定処分（ただし、異議決定により一部取り消された後のもの）における過少申告加算税の額（甲ネ4の3枚目「異議決定後の額」欄の「過少申告加算税」欄参照）と同額であるから、原告q賦課決定処分は適法である。

## 25 原告d

### (1) 原告d更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告dの平成20年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである（別表1-25「被告主張額」欄参照）。

ア 課税所得の金額 6264万7000円

上記金額は、次の（ア）及び（イ）の各金額の合計額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

（ア）株式報酬に係る収入金額 1951万5022円

上記金額は、原告dの株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表2-25のとおりである。

（イ）その他の給与等に係る収入金額 4313万2500円

上記金額は、原告dが平成21年3月16日に渋谷税務署長に提出した平成20年分所得税準確定申告書（所得税法第172条第1項に規定する申告書）（甲ノ1の2）に記載した給与所得に係る収入金額5106万9036円から、株式報酬に係る収入金額として原告dが申告した793万6536円を控除した後の金額である。

イ 納付すべき税額 1252万9400円

上記金額は、前記アの課税所得の金額6264万7000円に所得税法170条に規定する100分の20の税率を乗じて算出した金額である。

### (2) 原告d更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告dの平成20年分の所得税の納付すべき税額は、上記（1）イで述べたとおり1252万9400円であるところ、当該金額は、原告d更正処分に係る納付すべき税額（甲ノ2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照）と同額であるから、原告d更正処分は適法である。

### (3) 原告d賦課決定処分の根拠及び適法性

上記（2）のとおり、原告d更正処分は適法であるところ、原告dが原告d更正処分により新たに納付すべきこととなった税額231万5600円（甲ノ2の1枚目「本税の額」欄参照）については、その計算の基礎となった事実のうち原告d更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告d更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告dが原告d更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額231万円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、100分の10の割合を乗じて算出した金額23万1000円となり、当該金額は、原告d賦課決定処分における過少申告加算税の額（甲ノ2の1枚目「過少申告加算税」欄参照）と同額となるから、原告d賦課決定処分は適法である。

## 26 原告L

(1) 原告L更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告Lの平成20年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである（別表1-26「被告主張額」欄参照）。

ア 課税所得の金額 5396万8000円

上記金額は、次の（ア）及び（イ）の各金額の合計額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

（ア）株式報酬に係る収入金額 836万6467円

上記金額は、原告Lの株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表2-26のとおりである。

（イ）その他の給与等に係る収入金額 4560万2452円

上記金額は、原告Lが平成21年3月16日に渋谷税務署長に提出した平成20年分所得税準確定申告書（所得税法172条1項に規定する申告書）（甲ハ1）に記載した給与所得の収入金額4884万4396円から、株式報酬に係る収入金額として原告Lが申告した324万1944円を控除した後の金額である。

イ 納付すべき税額 1079万3600円

上記金額は、前記アの課税所得の金額5396万8000円に所得税法170条に規定する100分の20の税率を乗じて算出した金額である。

(2) 原告L更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告Lの平成20年分の所得税の納付すべき税額は、上記（1）イで述べたとおり1079万3600円であるところ、当該金額は、原告L更正処分に係る納付すべき税額1070万6200円（甲ハ2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照）を上回るから、原告L更正処分は適法である。

(3) 原告L賦課決定処分の根拠及び適法性

上記（2）のとおり、原告L更正処分は適法であるところ、原告Lが原告L更正処分により新たに納付すべきこととなった税額93万7400円（甲ハ2の1枚目「本税の額」欄参照）については、その計算の基礎となった事実のうち原告L更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告L更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告Lが原告L更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額93万円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、100分の10の割合を乗じて算出した金額9万3000円となり、当該金額は、原告L賦課決定処分における過少申告加算税の額（甲ハ2の1枚目「過少申告加算税」欄参照）と同額となるから、原告L賦課決定処分は適法である。

27 原告e

(1) 原告e更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告eの平成20年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである（別表1-27「被告主張額」欄参照）。

ア 総所得金額 6787万0172円

上記金額は、次の（ア）ないし（エ）の各金額の合計額である（所得税法22条2項）。

- (ア) 不動産所得の金額 △ 3 3 7 万 7 9 9 1 円  
 上記金額は、原告 e が平成 2 1 年 3 月 1 6 日に渋谷税務署長に提出した平成 2 0 年分の所得税の確定申告書（甲ヒ 1）に記載した不動産所得の金額と同額である。  
 なお、不動産所得の金額の△は、損失の金額を表す。
- (イ) 利子所得の金額 5 万 3 2 0 7 円  
 上記金額は、原告 e が確定申告書に記載した利子所得の金額と同額である。
- (ウ) 配当所得の金額 4 万 2 8 1 5 円  
 上記金額は、原告 e が確定申告書に記載した配当所得の金額と同額である。
- (エ) 給与所得の金額 7 1 1 5 万 2 1 4 1 円  
 上記金額は、次の a 及び b の各金額の合計額から所得税法 2 8 条 3 項に規定する給与所得控除額を同条 2 項の規定に基づいて控除した後の金額である。
- a 株式報酬に係る収入金額 5 2 6 万 7 5 5 9 円  
 上記金額は、原告 e の株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表 2 - 2 7 のとおりである。
- b その他の給与等に係る収入金額 7 1 4 1 万 8 9 0 6 円  
 上記金額は、原告 e が確定申告書に記載した給与所得の収入金額 7 3 5 6 万 1 1 6 2 円から、株式報酬に係る収入金額として原告 e が申告した 2 1 4 万 2 2 5 6 円を控除した後の金額である。
- イ 株式等に係る譲渡所得等の金額 0 円  
 上記金額は、原告 e が確定申告書に記載した株式等の譲渡（未公開分）所得の金額と同額である（甲ヒ 2 の 2 枚目「更正前の額」欄の「株式等の譲渡（未公開分）所得」⑦欄参照）。
- ウ 所得控除の額の合計額 2 1 5 万円  
 上記金額は、原告 e が確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。
- エ 課税される所得金額
- (ア) 課税総所得金額 6 5 7 2 万円  
 上記金額は、前記アの総所得金額 6 7 8 7 万 0 1 7 2 円から上記ウの所得控除の額の合計額 2 1 5 万円を控除した後の金額（ただし、国税通則法 1 1 8 条 1 項の規定により 1 0 0 0 円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。
- (イ) 株式等に係る課税譲渡所得等の金額 0 円  
 上記金額は、前記イの株式等に係る譲渡所得等の金額が 0 円であることから 0 円となる。
- オ 申告納税額 2 3 4 6 万 7 1 0 0 円  
 上記金額は、次の (ア) の算出税額から、(イ) の源泉徴収税額を控除した後の金額（ただし、国税通則法 1 1 9 条 1 項の規定により 1 0 0 円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。
- (ア) 算出税額 2 3 4 9 万 2 0 0 0 円  
 上記金額は、次の a の課税総所得金額に対する税額及び b の株式等に係る課税譲渡所得等に対する税額の合計額である。
- a 課税総所得金額に対する税額 2 3 4 9 万 2 0 0 0 円



上記金額は、前記エ（ア）の課税総所得金額6572万円に所得税法89条1項の税率を乗じて算出した金額である。

b 株式等に係る課税譲渡所得等に対する税額 0円

上記金額は、前記エ（イ）の株式等に係る課税譲渡所得等の金額が0円であることから0円となる。

(イ) 源泉徴収税額 2万4900円

上記金額は、原告eが確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

カ 納付すべき税額 2335万1100円

上記金額は、前記オの申告納税額2346万7100円から、原告eが確定申告書に記載した予定納税額11万6000円を控除した後の金額である。

## (2) 原告e更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告eの平成20年分の所得税の納付すべき税額は、上記

(1)カで述べたとおり2335万1100円であるところ、当該金額は、原告e更正処分に係る納付すべき税額（甲ヒ2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照）と同額であるから、原告e更正処分は適法である。

## (3) 原告e賦課決定処分の根拠及び適法性

上記(2)のとおり、原告e更正処分は適法であるところ、原告eが原告e更正処分により新たに納付すべきこととなった税額118万7600円（甲ヒ2の1枚目「本税の額」欄参照）については、その計算の基礎となった事実のうち原告e更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告e更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告eが原告e更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額118万円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、100分の10の割合を乗じて算出した金額11万8000円となり、当該金額は、原告e賦課決定処分における過少申告加算税の額（甲ヒ2の1枚目「過少申告加算税」欄参照）と同額となるから、原告e賦課決定処分は適法である。

## 28 原告㊤

### (1) 原告㊤更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告㊤の平成20年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである（別表1-28「被告主張額」欄参照）。

ア 総所得金額 1億1388万5864円

上記金額は、次の（ア）及び（イ）の各金額の合計である（所得税法22条2項）。

(ア) 給与所得の金額 9257万3207円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額から所得税法28条3項に規定する給与所得控除額を同条2項の規定に基づいて控除した後の金額である。

a 株式報酬に係る収入金額 633万3278円

上記金額は、原告㊤の株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表2-28のとおりである。

b その他の給与等に係る収入金額 9290万1677円

上記金額は、原告㊤が平成21年3月16日に目黒税務署長に提出した平成20年分の所得税の確定申告書（甲フ1）に記載した給与所得の収入金額9547万7348円から、株式報酬に係る収入金額として原告㊤が申告した257万5671円を控除した後の金額である。

（イ）雑所得の金額 2131万2657円

上記金額は、原告㊤が確定申告書に記載した雑所得の金額と同額である。

イ 所得控除の額の合計額 76万円

上記金額は、原告㊤が確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

ウ 課税総所得金額 1億1312万5000円

上記金額は、前記アの総所得金額1億1388万5864円から上記イの所得控除の額の合計額76万円を控除した後の金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

エ 申告納税額 4244万5500円

上記金額は、次の（ア）の課税総所得金額に対する税額から、（イ）の源泉徴収税額を控除した後の金額（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

（ア）課税総所得金額に対する税額 4245万4000円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額1億1312万5000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

（イ）源泉徴収税額 8450円

上記金額は、原告㊤が確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

オ 納付すべき税額 2336万1700円

上記金額は、前記エの申告納税額4244万5500円から原告㊤が確定申告書に記載した予定納税額1908万3800円を控除した後の金額である。

## （2）原告㊤更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告㊤の平成20年分の所得税の納付すべき税額は、上記（1）オで述べたとおり2336万1700円であるところ、当該金額は、原告㊤更正処分に係る納付すべき税額（甲フ2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照）と同額であるから、原告㊤更正処分は適法である。

## （3）原告㊤賦課決定処分の根拠及び適法性

上記（2）のとおり、原告㊤更正処分は適法であるところ、原告㊤が原告㊤更正処分により新たに納付すべきこととなった税額142万7600円（甲フ2の1枚目「本税の額」欄参照）については、その計算の基礎となった事実のうち原告㊤更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告㊤更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告㊤が原告㊤更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額142万円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、100分の10の割合を乗じて算出した金額14万2000円となり、当該金額は、原告㊤賦課決定処分における過少申告加算税の額（甲フ2の1枚目「過少申告加算税」欄参照）と

同額となるから、原告㊸賦課決定処分は適法である。

## 29 原告 f

### (1) 原告 f 更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告 f の平成 20 年分の所得税額等は、次のとおりである(別表 1-29「被告主張額」欄参照)。

ア 総所得金額 2億0397万4688円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計額である(所得税法22条2項)。

(ア) 利子所得の金額 24万9780円

上記金額は、原告 f が平成 21 年 3 月 16 日に渋谷税務署長に提出した平成 20 年分の所得税の確定申告書(甲へ1の1)に記載した利子所得の金額と同額である。

(イ) 給与所得の金額 2億0372万4908円

上記金額は、次の a 及び b の各金額の合計額から所得税法 28 条 3 項に規定する給与所得控除額を同条 2 項の規定に基づいて控除した後の金額である。

a 株式報酬に係る収入金額 3688万2307円

上記金額は、原告 f の株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表 2-29 のとおりである。

b その他の給与等に係る収入金額 1億7935万4439円

上記金額は、原告 f が確定申告書に記載した給与所得の収入金額 2 億 0 2 6 9 万 1 3 4 5 円から、株式報酬に係る収入金額として原告 f が申告した 2 3 3 3 万 6 9 0 6 円を控除した後の金額である。

イ 株式等に係る譲渡所得等の金額 0円

上記金額は、次の(ア)の金額から、(イ)の金額を控除した後の金額は、△1874万0799円(金額の前の△は損失の金額を表す。)であるところ、この損失の金額は、租税特別措置法 37 条の 10 第 1 項後段の規定により生じなかったものとみなされることから、株式等に係る譲渡所得等の金額は 0 円となる。

(ア) 株式等の譲渡による収入金額 1814万1508円

上記金額は、原告 f が確定申告書に添付した「株式等に係る譲渡所得等の金額の明細書(平成 20 年分)」(乙 17)に記載した譲渡による収入金額と同額である。

(イ) 取得費の額 3688万2307円

原告 f が平成 20 年 10 月 6 日に譲渡した C 株式 7856 株(「株式等に係る譲渡所得等の金額の明細書(平成 20 年分)」の 2 枚目の「(参考) その他の譲渡した主な株式等の明細」参照)は、原告 f が株式報酬として受領した C 株式と認められることから、その取得費の額は、平成 20 年 9 月 8 日の C 株式の株価の終値及び同日の TTM レートを基に計算した 3688 万 2307 円となる。

ウ 所得控除の額の合計額 152万円

上記金額は、原告 f が確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

エ 課税される所得金額

(ア) 課税総所得金額 2億0245万4000円

上記金額は、前記アの総所得金額 2 億 0 3 9 7 万 4 6 8 8 円から上記ウの所得控除の額の合計額 1 5 2 万円を控除した後の金額(ただし、国税通則法 118 条 1 項の規定に

より1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

(イ) 株式等に係る課税譲渡所得等の金額 0円

上記金額は、前記イの株式等に係る譲渡所得等の金額が0円であることから0円となる。

オ 申告納税額 7752万5900円

上記金額は、次の(ア)の課税総所得金額に対する税額から、(イ)の源泉徴収税額を控除した後の金額(ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

(ア) 算出税額 7818万5600円

上記金額は、次のaの課税総所得金額に対する税額及びbの株式等に係る課税譲渡所得等に対する税額の合計額である。

a 課税総所得金額に対する税額 7818万5600円

上記金額は、前記エ(ア)の課税総所得金額2億0245万4000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

b 株式等に係る課税譲渡所得等に対する税額 0円

上記金額は、前記エ(イ)の株式等に係る課税譲渡所得等の金額が0円であることから0円となる。

(イ) 源泉徴収税額 65万9700円

上記金額は、原告fが確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

カ 納付すべき税額 3798万7700円

上記金額は、前記オの申告納税額7752万5900円から、原告fが確定申告書に記載した予定納税額3953万8200円を控除した後の金額である。

## (2) 原告f更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告fの平成20年分の所得税の納付すべき税額は、上記(1)カで述べたとおり3798万7700円であるところ、当該金額は、原告f更正処分(ただし、異議決定により一部取り消された後のもの)に係る納付すべき税額(甲へ4の3枚目「異議決定後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照)と同額であるから、原告f更正処分は適法である。

## (3) 原告f賦課決定処分の根拠及び適法性

上記(2)のとおり、原告f更正処分は適法であるところ、原告fが原告f更正処分により新たに納付すべきこととなった税額467万6100円(甲へ4の3枚目「異議決定後の額」欄の「納付すべき税額」欄と甲へ2の2枚目「更正前の額」欄の「納付すべき税額」欄との差額)については、その計算の基礎となった事実のうち原告f更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告f更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告fが原告f更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額467万円(同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。)に、100分の10の割合を乗じて算出した金額46万7000円となり、当該金額は、原告f賦課決定処分(ただし、異議決定により一部取り消された後のもの)における過少申告加算

税の額（甲へ4の3枚目「異議決定後の額」欄の「過少申告加算税」欄参照）と同額となるから、原告f賦課決定処分は適法である。

### 30 原告P

#### (1) 原告P更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告Pの平成20年分の所得税額等は、次のとおりである（別表1-30「被告主張額」欄参照）。

ア 総所得金額（給与所得の金額） 2億3033万5487円

上記金額は、次の（ア）及び（イ）の各金額の合計額から所得税法28条3項に規定する給与所得控除額を同条2項の規定に基づいて控除した後の金額である（所得税法22条2項）。

（ア）株式報酬に係る収入金額 1億0910万7033円

上記金額は、原告Pの株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表2-30のとおりである。

（イ）その他の給与等に係る収入金額 1億3514万0849円

上記金額は、原告Pが平成21年3月13日に渋谷税務署長に提出した平成20年分の所得税の確定申告書（甲ホ1の1）に記載された給与所得の収入金額1億7951万3369円から、株式報酬に係る収入金額として原告Pが申告した4437万2520円を控除した後の金額である。

イ 株式等に係る譲渡所得等の金額 0円

上記金額は、次の（ア）の金額から（イ）及び（ウ）の金額を控除した後の金額である。

（ア）株式等の譲渡による収入金額 4472万5973円

上記金額は、原告Pが確定申告書に添付して提出した「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」（甲ホ1の4）に記載した、譲渡による収入金額と同額である。

（イ）取得費の額 4075万7184円

上記金額は、原告Pが「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」に記載した金額と同額である。

（ウ）本年分の株式等に係る譲渡所得の金額から差し引く繰越損失の金額

396万8789円

上記金額は、原告Pが確定申告書に記載した金額と同額である。

ウ 所得控除の額の合計額 283万8671円

上記金額は、原告Pが確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

エ 課税される所得金額

（ア）課税総所得金額 2億2749万6000円

上記金額は、前記アの総所得金額2億3033万5487円から上記ウの所得控除の額の合計額283万8671円を控除した後の金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

（イ）株式等に係る課税譲渡所得等の金額 0円

上記金額は、前記イの株式等に係る譲渡所得等の金額が0円であることから0円となる。

オ 納付すべき税額（申告納税額） 4135万7700円

上記金額は、次の（ア）の算出税額から、（イ）の源泉徴収税額を控除した後の金額（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

（ア）算出税額 8820万2400円

上記金額は、次のaの課税総所得金額に対する税額及びbの株式等に係る課税譲渡所得等に対する税額の合計額である。

a 課税総所得金額に対する税額 8820万2400円

上記金額は、前記エ（ア）の課税総所得金額2億2749万6000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

b 株式等に係る課税譲渡所得等に対する税額 0円

上記金額は、前記エ（イ）の株式等に係る課税譲渡所得等の金額が0円であることから0円となる。

（イ）源泉徴収税額 4684万4670円

上記金額は、原告Pが確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

## （2）原告P更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告Pの平成20年分の所得税の納付すべき税額は、前記（1）オで述べたとおり4135万7700円であるところ、当該金額は、原告P更正処分に係る納付すべき税額（甲ホ2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照）と同額であるから、原告P更正処分は適法である。

## （3）原告P賦課決定処分の根拠及び適法性

上記（2）のとおり、原告P更正処分は適法であるところ、原告Pが原告P更正処分により新たに納付すべきこととなった税額2459万8800円（甲ホ2の1枚目「本税の額」欄参照）については、その計算の基礎となった事実のうち原告P更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告P更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告Pが原告P更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額2459万円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、100分の10の割合を乗じて算出した金額245万9000円となり、当該金額は、原告P賦課決定処分における過少申告加算税の額（甲ホ2の1枚目「過少申告加算税」欄参照）と同額となるから、原告P賦課決定処分は適法である。

## 31 原告g

### （1）原告g更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告gの平成20年分の所得税額等は、次のとおりである（別表1-31「被告主張額」欄参照）。

ア 総所得金額 8億4600万8276円

上記金額は、次の（ア）ないし（エ）の各金額の合計額である（所得税法22条2項）。

（ア）利子所得の金額 402万0277円

上記金額は、原告gが平成21年3月16日に渋谷税務署長に提出した平成20年分の所得税の確定申告書（甲マ1）に記載した利子所得の金額と同額である。

- (イ) 配当所得の金額 81万9864円  
 上記金額は、原告gが平成20年中に支払を受けた剰余金の配当の合計額である（甲マ2の2枚目「更正後の額」欄の「配当所得」欄参照）。
- (ウ) 給与所得の金額 8億3757万3779円  
 上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額から所得税法28条3項に規定する給与所得控除額を同条2項の規定に基づいて控除した後の金額である。
- a 株式報酬に係る収入金額 3億5925万5100円  
 上記金額は、原告gの株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表2-31のとおりである。
- b その他の給与等に係る収入金額 5億2419万0984円  
 上記金額は、原告gが確定申告書に記載した給与所得の収入金額6億7029万5853円から、株式報酬に係る収入金額として原告gが申告した1億4610万4869円を控除した後の金額である。
- (エ) 雑所得の金額 359万4356円  
 上記金額は、原告gが確定申告書に記載した雑所得の金額と同額である。
- イ 所得控除の額の合計額 278万円  
 上記金額は、原告gが確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。
- ウ 課税総所得金額 8億4322万8000円  
 上記金額は、前記アの総所得金額8億4600万8276円から上記イの所得控除の額の合計額278万円を控除した後の金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。
- エ 申告納税額 3億3151万6900円  
 上記金額は、次の（ア）の課税総所得金額に対する税額から、（イ）の外国税額控除の金額及び（ウ）の源泉徴収税額を控除した後の金額（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。
- (ア) 課税総所得金額に対する税額 3億3449万5200円  
 上記金額は、前記ウの課税総所得金額8億4322万8000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。
- (イ) 外国税額控除の金額 240万5738円  
 上記金額は、原告gが確定申告書に記載した外国税額控除の金額と同額である。
- (ウ) 源泉徴収税額 57万2500円  
 上記金額は、原告gが確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。
- オ 納付すべき税額 1億8834万8500円  
 上記金額は、前記エの申告納税額3億3151万6900円から、原告gが確定申告書に記載した予定納税額1億4316万8400円を控除した後の金額である。

(2) 原告g更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告gの平成20年分の所得税の納付すべき税額は、上記（1）オで述べたとおり1億8834万8500円であるところ、当該金額は、原告g更正処分に係る納付すべき税額（甲マ2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照）と同額であるから、原告g更正処分は適法である。

(3) 原告g賦課決定処分の根拠及び適法性

上記(2)のとおり、原告g更正処分は適法であるところ、原告gが原告g更正処分により新たに納付すべきこととなった税額8130万3200円(甲マ2の1枚目「本税の額」欄参照)については、その計算の基礎となった事実のうち原告g更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告g更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告gが原告g更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額8130万円(同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。)に、100分の10の割合を乗じて算出した金額813万円となり、当該金額は、原告g賦課決定処分における過少申告加算税の額(甲マ2の1枚目「過少申告加算税」欄参照)と同額となるから、原告g賦課決定処分は適法である。

32 原告M

(1) 原告M更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告Mの平成20年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである(別表1-32「被告主張額」欄参照)。

ア 総所得金額 18億0190万6184円

上記金額は、次の(ア)ないし(エ)の各金額の合計額である(所得税法22条2項)。

(ア) 利子所得の金額 811万4377円

上記金額は、原告Mが平成21年3月16日に渋谷税務署長に提出した平成20年分の所得税の確定申告書(甲ミ1の1)に記載した利子所得の金額と同額である。

(イ) 配当所得の金額 1035万9453円

上記金額は、原告Mが確定申告書に記載した配当所得の金額と同額である。

(ウ) 給与所得の金額 16億3834万9396円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額から所得税法28条3項に規定する給与所得控除額を同条2項の規定に基づいて控除した後の金額である。

a 株式報酬に係る収入金額 13億2116万5975円

上記金額は、原告Mの株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表2-32のとおりである。

b その他の給与等に係る収入金額 4億0520万1811円

上記金額は、原告Mが確定申告書に記載した給与所得の収入金額12億5520万7228円から、株式報酬に係る収入金額として原告Mが申告した8億5000万5417円を控除した後の金額である。

(エ) 雑所得の金額 1億4508万2958円

上記金額は、原告Mが確定申告書に記載した雑所得の金額と同額である。

イ 株式等に係る譲渡所得等の金額 0円

原告Mが確定申告書に添付した「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(平成20年分)」(乙18)に記載した譲渡による収入金額6億0900万4441円からその取得費の額(次の(ア)及び(イ)の合計額)10億6733万0867円を控除した後の金額は、△4億5832万6426円(金額の前の△は損失の金額を表す。)であるところ、



この損失の金額は、租税特別措置法37条の10第1項後段の規定により生じなかったものとみなされることから、株式等に係る譲渡所得等の金額は0円となる。

(ア) 株式報酬に係るC株式の取得費の額 7億9411万9876円

原告Mが平成20年9月18日、同月19日及び同年12月23日に譲渡したC株式16万9149株（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（平成20年分）」の3枚目の「Stock Name」が「C」、「Date Sold」が「09/18/08」、「09/19/08」及び「12/23/08」並びに「Shares」が「50,000」、「75,000」及び「44,149」の各株数の合計。）は、原告Mが株式報酬として受領したC株式と認められることから、その取得費の額は、平成20年9月8日のC株式の株価の終値及び同日のTTMレートを基に計算した7億9411万9876円となる。

(イ) その他の株式に係る取得費の額 2億7321万0991円

上記金額は、原告Mが「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（平成20年分）」に記載した取得費の額5億9617万0306円から、原告Mが上記（ア）に係るC株式の取得費の額として申告した3億2295万9315円（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（平成20年分）」の3枚目の「Stock Name」が「C」、「Date Purch.」が「09/18/18」に係る「¥Amount」の「95,465,925」、「143,198,888」及び「84,294,502」の各金額の合計額。）を控除した後の金額である。

ウ 所得控除の額の合計額 574万4972円

上記金額は、原告Mが確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

エ 課税される所得金額

(ア) 課税総所得金額 17億9616万1000円

上記金額は、前記アの総所得金額18億0190万6184円から上記ウの所得控除の額の合計額574万4972円を控除した後の金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(イ) 株式等に係る課税譲渡所得等の金額 0円

上記金額は、前記イの株式等に係る譲渡所得等の金額が0円であることから0円となる。

オ 申告納税額 5億5995万0100円

上記金額は、次の（ア）の算出税額から、（イ）の外国税額控除の金額及び（ウ）の源泉徴収税額を控除した後の金額（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

(ア) 算出税額 7億1566万8400円

上記金額は、次のaの課税総所得金額に対する税額及びbの株式等に係る課税譲渡所得等に対する税額の合計額である。

a 課税総所得金額に対する税額 7億1566万8400円

上記金額は、前記エ（ア）の課税総所得金額17億9616万1000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

b 株式等に係る課税譲渡所得等に対する税額 0円

上記金額は、前記エ（イ）の株式等に係る課税譲渡所得等の金額が0円であること

から0円となる。

(イ) 外国税額控除の金額 936万7272円

上記金額は、原告Mが確定申告書に記載した外国税額控除の金額と同額である。

(ウ) 源泉徴収税額 1億4635万0960円

上記金額は、原告Mが確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

カ 納付すべき税額 5億5314万6300円

上記金額は、前記オの申告納税額5億5995万0100円から、原告Mが確定申告書に記載した予定納税額680万3800円を控除した後の金額である。

(2) 原告M更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告Mの平成20年分の所得税の納付すべき税額は、上記

(1) カで述べたとおり5億5314万6300円であるところ、当該金額は、原告M更正処分に係る納付すべき税額(甲ミ2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照)と同額であるから、原告M更正処分は適法である。

(3) 原告M賦課決定処分の根拠及び適法性

上記(2)のとおり、原告M更正処分は適法であるところ、原告Mが原告M更正処分により新たに納付すべきこととなった税額1億7711万6100円(甲ミ2の1枚目「本税の額」欄参照)については、その計算の基礎となった事実のうちに原告M更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告M更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告Mが原告M更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額1億7711万円(同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。)に、100分の10の割合を乗じて算出した金額1771万1000円となり、当該金額は、原告M賦課決定処分における過少申告加算税の額(甲ミ2の1枚目「過少申告加算税」欄参照)と同額となるから、原告M賦課決定処分は適法である。

33 原告h

(1) 原告h更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告hの平成20年分の所得税額等は、次のとおりである(別表1-33「被告主張額」欄参照)。

ア 総所得金額 1億5771万5368円

上記金額は、次の(ア)ないし(エ)の各金額の合計額である(所得税法22条2項)。

(ア) 利子所得の金額 79万9764円

上記金額は、原告hが平成21年3月16日に雪谷税務署長に提出した平成20年分の所得税の確定申告書(甲ム1)に記載した利子所得の金額と同額である。

(イ) 配当所得の金額 145万8369円

上記金額は、原告hが確定申告書に記載した配当所得の金額と同額である。

(ウ) 給与所得の金額 1億5537万3950円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額から所得税法28条3項に規定する給与所得控除額を同条2項の規定に基づいて控除した後の金額である。

a 株式報酬に係る収入金額 1789万1862円

上記金額は、原告hの株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表2-33のとおりである。

b その他の給与等に係る収入金額 1億4744万9138円

上記金額は、原告hが確定申告書に記載した給与所得の収入金額1億5472万5551円から、株式報酬に係る収入金額として原告hが申告した727万6413円を控除した後の金額である。

(エ) 雑所得の金額 8万3285円

上記金額は、原告hが確定申告書に記載した雑所得の金額と同額である。

イ 株式等に係る譲渡所得等の金額 0円

上記金額は、原告hが確定申告書に記載した株式等に係る譲渡所得等の金額と同額である(甲ム2の2枚目「更正前の額」欄の「株式等の譲渡(未公開分)所得」⑦欄参照)。

ウ 所得控除の額の合計額 228万円

上記金額は、原告hが確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

エ 課税される所得金額

(ア) 課税総所得金額 1億5543万5000円

上記金額は、前記アの総所得金額1億5771万5368円から上記ウの所得控除の額の合計額228万円を控除した後の金額(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

(イ) 株式等に係る課税譲渡所得等の金額 0円

上記金額は、前記イの株式等に係る譲渡所得等の金額が0円であることから0円となる。

オ 申告納税額 5835万2400円

上記金額は、次の(ア)の算出税額から、(イ)の源泉徴収税額を控除した後の金額(ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

(ア) 算出税額 5937万8000円

上記金額は、次のaの課税総所得金額に対する税額及びbの株式等に係る課税譲渡所得等に対する税額の合計額である。

a 課税総所得金額に対する税額 5937万8000円

上記金額は、前記エ(ア)の課税総所得金額1億5543万5000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

b 株式等に係る課税譲渡所得等に対する税額 0円

上記金額は、前記エ(イ)の株式等に係る課税譲渡所得等の金額が0円であることから0円となる。

(イ) 源泉徴収税額 102万5520円

上記金額は、原告hが確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

カ 納付すべき税額 2822万6400円

上記金額は、前記オの申告納税額5835万2400円から、原告hが確定申告書に記載した予定納税額3012万6000円を控除した後の金額である。

(2) 原告h更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告hの平成20年分の所得税の納付すべき税額は、上記(1)カで述べたとおり2822万6400円であるところ、当該金額は、原告h更正処分に係る納付すべき税額(甲ム2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照)と同額であるから、原告h更正処分は適法である。

(3) 原告h賦課決定処分の根拠及び適法性

上記(2)のとおり、原告h更正処分は適法であるところ、原告hが原告h更正処分により新たに納付すべきこととなった税額403万4000円(甲ム2の1枚目「本税の額」欄参照)については、その計算の基礎となった事実のうち原告h更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告h更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告hが原告h更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額403万円(同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。)に、100分の10の割合を乗じて算出した金額40万3000円となり、当該金額は、原告h賦課決定処分における過少申告加算税の額(甲ム2の1枚目「過少申告加算税」欄参照)と同額となるから、原告h賦課決定処分は適法である。

34 原告㊸

(1) 原告㊸更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告㊸の平成20年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである(別表1-34「被告主張額」欄参照)。

ア 総所得金額 2億4413万6972円

上記金額は、次の(ア)ないし(エ)の各金額の合計額である(所得税法22条2項)。

(ア) 不動産所得の金額 115万2796円

上記金額は、原告㊸が平成21年3月16日に渋谷税務署長に提出した平成20年分の所得税の確定申告書(甲メ1)に記載した不動産所得の金額と同額である。

(イ) 利子所得の金額 16万0731円

上記金額は、原告㊸が確定申告書に記載した利子所得の金額と同額である。

(ウ) 配当所得の金額 221万2672円

上記金額は、原告㊸が確定申告書に記載した配当所得の金額と同額である。

(エ) 給与所得の金額 2億4061万0773円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額から所得税法28条3項に規定する給与所得控除額を同条2項の規定に基づいて控除した後の金額である。

a 株式報酬に係る収入金額 535万6760円

上記金額は、原告㊸の株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表2-34のとおりである。

b その他の給与等に係る収入金額 2億4970万7212円

上記金額は、原告㊸が確定申告書に記載した給与所得の収入金額2億5188万5744円から、株式報酬に係る収入金額として原告㊸が申告した217万8532円を控除した後の金額である。

イ 所得控除の額の合計額 139万円

上記金額は、原告㊸が確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

ウ 課税総所得金額 2億4274万6000円

上記金額は、前記アの総所得金額2億4413万6972円から上記イの所得控除の額の合計額139万円を控除した後の金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

エ 申告納税額 9397万2700円

上記金額は、次の（ア）の課税総所得金額に対する税額から、（イ）の外国税額控除の金額及び（ウ）の源泉徴収税額を控除した後の金額（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

（ア）課税総所得金額に対する税額 9430万2400円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額2億4274万6000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

（イ）外国税額控除の金額 4万3947円

上記金額は、原告㊸が確定申告書に記載した外国税額控除の金額と同額である。

（ウ）源泉徴収税額 28万5700円

上記金額は、原告㊸が確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

オ 納付すべき税額 6941万7300円

上記金額は、前記エの申告納税額9397万2700円から原告㊸が確定申告書に記載した予定納税額2455万5400円を控除した後の金額である。

## （2）原告㊸更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告㊸の平成20年分の所得税の納付すべき税額は、上記（1）オで述べたとおり6941万7300円であるところ、当該金額は、原告㊸更正処分に係る納付すべき税額（甲メ2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照）と同額であるから、原告㊸更正処分は適法である。

## （3）原告㊸賦課決定処分の根拠及び適法性

上記（2）のとおり、原告㊸更正処分は適法であるところ、原告㊸が原告㊸更正処分により新たに納付すべきこととなった税額120万7600円（甲メ2の2枚目「本税の額」欄参照）については、その計算の基礎となった事実のうち原告㊸更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告㊸更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告㊸が原告㊸更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額120万円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、100分の10の割合を乗じて算出した金額12万円となり、当該金額は、原告㊸賦課決定処分における過少申告加算税の額（甲メ2の2枚目「過少申告加算税」欄参照）と同額となるから、原告㊸賦課決定処分は適法である。

## 35 原告 r

### （1）原告 r 更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告 r の平成20年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである（別表1-35「被告主張額」欄参照）。

- ア 総所得金額（給与所得の金額） 6844万3273円  
 上記金額は、次の（ア）ないし（ウ）の各金額の合計額から所得税法28条3項に規定する給与所得控除額を同条2項の規定に基づいて控除した後の金額である。
- （ア）株式報酬に係る収入金額 249万9545円  
 上記金額は、原告rの株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表2-35のとおりである。
- （イ）帰国旅費手当に係る収入金額 85万0212円  
 上記金額は、原告rがD社から平成20年中に支給を受けた帰国旅費手当のうち国内勤務対応額である。
- （ウ）その他の給与等に係る収入金額 7048万5268円  
 上記金額は、原告rが平成21年3月16日に目黒税務署長に提出した平成20年分の所得税の確定申告書（甲モ1）に記載した給与所得の収入金額7150万1805円から、株式報酬に係る収入金額として原告rが申告した101万6537円を控除した金額である。
- イ 所得控除の額の合計額 152万円  
 上記金額は、原告rが確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。
- ウ 課税総所得金額 6692万3000円  
 上記金額は、前記アの総所得金額6844万3273円から上記イの所得控除の額の合計額152万円を控除した後の金額（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。
- エ 申告納税額 2343万1900円  
 上記金額は、次の（ア）の課税総所得金額に対する税額から、（イ）の源泉徴収税額を控除した後の金額（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。
- （ア）課税総所得金額に対する税額 2397万3200円  
 上記金額は、前記ウの課税総所得金額6692万3000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。
- （イ）源泉徴収税額 54万1300円  
 上記金額は、原告rが確定申告書に記載した源泉徴収税額43万0500円に前記ア（イ）の帰国旅費手当に係る収入金額に対する源泉徴収税額11万0800円を加えた金額である（甲モ2の2枚目「更正後の額」欄の「源泉徴収税額」欄参照）。
- オ 納付すべき税額 1218万9900円  
 上記金額は、前記エの申告納税額2343万1900円から、原告rが確定申告書に記載した予定納税額1124万2000円を控除した後の金額である。
- （2）原告r 更正処分の適法性  
 被告が本訴において主張する原告rの平成20年分の所得税の納付すべき税額は、上記（1）オで述べたとおり1218万9900円であるところ、当該金額は、原告r 更正処分に係る納付すべき税額（甲モ2の2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照）と同額であるから、原告r 更正処分は適法である。
- （3）原告r 賦課決定処分の根拠及び適法性

上記（２）のとおり、原告 r 更正処分は適法であるところ、原告 r が原告 r 更正処分により新たに納付すべきこととなった税額 77万6000円（甲モ 2 の 1 枚目「本税の額」欄参照）については、その計算の基礎となった事実のうち原告 r 更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法 65 条 4 項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告 r 更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法 65 条 1 項の規定に基づき、原告 r が原告 r 更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額 77 万円（同法 118 条 3 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、100 分の 10 の割合を乗じて算出した金額 7 万 7 0 0 0 円となり、当該金額は、原告 r 賦課決定処分における過少申告加算税の額（甲モ 2 の 1 枚目「過少申告加算税」欄参照）と同額となるから、原告 r 賦課決定処分は適法である。

### 36 原告戊

#### （１）原告戊更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告戊の平成 20 年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである（別表 1-36 「被告主張額」欄参照）。

ア 課税所得の金額 1901万7000円

上記金額は、原告戊の株式報酬に係る給与所得等の収入金額（ただし、国税通則法 118 条 1 項の規定により 1000 円未満の端数を切り捨てた後のもの。）であり、詳細は別表 2-36 のとおりである。

イ 納付すべき税額 380万3400円

上記金額は、上記アの課税所得の金額 1901 万 7 0 0 0 円に所得税法 170 条に規定する 100 分の 20 の税率を乗じて算出した金額である。

#### （２）原告戊更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告戊の平成 20 年分の所得税の納付すべき税額は、上記（１）イで述べたとおり 380 万 3 4 0 0 円であるところ、当該金額は、原告戊更正処分に係る納付すべき税額（甲ヤ 2 の 2 枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照）と同額であるから、原告戊更正処分は適法である。

#### （３）原告戊賦課決定処分の根拠及び適法性

上記（２）のとおり、原告戊更正処分は適法であるところ、原告戊が原告戊更正処分により新たに納付すべきこととなった税額 155 万円（甲ヤ 2 の 1 枚目「本税の額」欄参照）については、その計算の基礎となった事実のうち原告戊更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法 65 条 4 項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告戊更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法 65 条 1 項の規定に基づき、原告戊が原告戊更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額 155 万円（同法 118 条 3 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てた後のもの。）に、100 分の 10 の割合を乗じて算出した金額 15 万 5 0 0 0 円となり、当該金額は、原告戊賦課決定処分における過少申告加算税の額（甲ヤ 2 の 1 枚目「過少申告加算税」欄参照）と同額となるから、原告戊賦課決定処分は適法である。

### 37 原告 t

(1) 原告 t 更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告 t の平成 20 年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである（別表 1-37 「被告主張額」欄参照）。

ア 総所得金額（給与所得の金額） 1 億 8 8 0 5 万 1 7 6 8 円

上記金額は、次の（ア）及び（イ）の各金額の合計額から所得税法 28 条 3 項に規定する給与所得控除額を同条 2 項の規定に基づいて控除した後の金額である。

（ア）株式報酬に係る収入金額 4 9 9 8 万 5 4 8 1 円

上記金額は、原告 t の株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表 2-37 のとおりである。

（イ）その他の給与等に係る収入金額 1 億 4 9 7 5 万 3 2 2 3 円

上記金額は、原告 t が平成 21 年 3 月 17 日に渋谷税務署長に提出した平成 20 年分の所得税の確定申告書（甲ユ 1）に記載した給与所得の収入金額 1 億 7 0 0 8 万 1 7 3 7 円から、株式報酬に係る収入金額として原告 t が申告した 2 0 3 2 万 8 5 1 4 円を控除した後の金額である。

イ 所得控除の額の合計額 2 1 9 万 8 3 5 6 円

上記金額は、原告 t が確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

ウ 課税総所得金額 1 億 8 5 8 5 万 3 0 0 0 円

上記金額は、前記アの総所得金額 1 億 8 8 0 5 万 1 7 6 8 円から上記イの所得控除の額の合計額 2 1 9 万 8 3 5 6 円を控除した後の金額（ただし、国税通則法 118 条 1 項の規定により 1 0 0 0 円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

エ 申告納税額 6 6 4 8 万 5 1 0 0 円

上記金額は、次の（ア）の課税総所得金額に対する税額から、（イ）の源泉徴収税額を控除した後の金額（ただし、国税通則法 119 条 1 項の規定により 1 0 0 円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

（ア）課税総所得金額に対する税額 7 1 5 4 万 5 2 0 0 円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額 1 億 8 5 8 5 万 3 0 0 0 円に所得税法 89 条 1 項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

（イ）源泉徴収税額 5 0 6 万 0 0 8 0 円

上記金額は、原告 t が確定申告書に記載した源泉徴収税額の金額と同額である。

オ 納付すべき税額 3 0 2 7 万 2 7 0 0 円

上記金額は、前記エの申告納税額 6 6 4 8 万 5 1 0 0 円から、原告 t が確定申告書に記載した予定納税額 3 6 2 1 万 2 4 0 0 円を控除した後の金額である。

(2) 原告 t 更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告 t の平成 20 年分の所得税の納付すべき税額は、上記（1）オで述べたとおり 3 0 2 7 万 2 7 0 0 円であるところ、当該金額は、原告 t 更正処分に係る納付すべき税額（甲ユ 2 の 2 枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄参照）と同額であるから、原告 t 更正処分は適法である。

(3) 原告 t 賦課決定処分の根拠及び適法性

上記（2）のとおり、原告 t 更正処分は適法であるところ、原告 t が原告 t 更正処分により新たに納付すべきこととなった税額 1 1 2 6 万 9 6 0 0 円（甲ユ 2 の 1 枚目「本税の額」



欄参照)については、その計算の基礎となった事実のうち原告t更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告t更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告tが原告t更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額1126万円(同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。)に、100分の10の割合を乗じて算出した金額112万6000円となり、当該金額は、原告t賦課決定処分における過少申告加算税の額(甲ユ2の1枚目「過少申告加算税」欄参照)と同額となるから、原告t賦課決定処分は適法である。

### 38 原告K

#### (1) 原告K更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告Kの平成20年分の所得税の納付すべき税額等は、次のとおりである(別表1-38「被告主張額」欄参照)。

ア 総所得金額 1億7847万0643円

上記金額は、次の(ア)ないし(ウ)の各金額の合計額である(所得税法22条2項)。

(ア) 利子所得の金額 88万4424円

上記金額は、原告Kが平成21年3月16日に雪谷税務署長に提出した平成20年分の所得税の確定申告書(甲ヨ1)に記載した利子所得の金額と同額である。

(イ) 配当所得の金額 18万6272円

上記金額は、原告Kが確定申告書に記載した配当所得の金額と同額である。

(ウ) 給与所得の金額 1億7739万9947円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額から所得税法28条3項に規定する給与所得控除額を同条2項の規定に基づいて控除した後の金額である。

a 株式報酬に係る収入金額 2167万8857円

上記金額は、原告Kの株式報酬に係る給与所得等の収入金額であり、詳細は別表2-38のとおりである。

b その他の給与所得に係る収入金額 1億6684万7403円

上記金額は、原告Kが確定申告書に記載した給与所得の収入金額1億7877万6628円から、株式報酬に係る収入金額として原告Kが申告した1192万9225円を控除した後の金額である。

イ 株式等に係る譲渡所得等の金額 0円

上記金額は、原告Kが確定申告書に記載した株式等に係る譲渡所得等の金額と同額である(甲ヨ2の2枚目「更正前の額」欄の「株式等の譲渡(未公開分)所得」⑦欄参照)。

ウ 所得控除の額の合計額 295万9104円

上記金額は、原告Kが確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。

エ 課税される所得金額

(ア) 課税総所得金額 1億7551万1000円

上記金額は、前記アの総所得金額1億7847万0643円から上記ウの所得控除の額の合計額295万9104円を控除した後の金額(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

(イ) 株式等に係る課税譲渡所得等の金額 0円  
上記金額は、前記イの株式等に係る譲渡所得等の金額が0円であることから0円となる。

オ 申告納税額 2735万5500円  
上記金額は、次の(ア)の算出税額から、(イ)の外国税額控除の金額及び(ウ)の源泉徴収税額を控除した後の金額(ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。)である。

(ア) 算出税額 6740万8400円  
上記金額は、次のaの課税総所得金額に対する税額及びbの株式等に係る課税譲渡所得等に対する税額の合計額である。

a 課税総所得金額に対する税額 6740万8400円  
上記金額は、前記エ(ア)の課税総所得金額1億7551万1000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

b 株式等に係る課税譲渡所得等に対する税額 0円  
上記金額は、前記エ(イ)の株式等に係る課税譲渡所得等の金額が0円であることから0円となる。

(イ) 外国税額控除の金額 31万5136円  
上記金額は、原告Kが確定申告書に記載した外国税額控除の金額と同額である。

(ウ) 源泉徴収税額 3973万7680円  
上記金額は、原告Kが確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

カ 納付すべき税額 △270万8700円  
上記金額は、前記オの納付すべき税額2735万5500円から、原告Kが確定申告書に記載した予定納税額3006万4200円を控除した後の金額である。  
なお、金額の前の△は、還付金の額に相当する税額を表している。

## (2) 原告K更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告Kの平成20年分の所得税の還付金の額に相当する税額は、上記(1)カで述べたとおり270万8700円であるところ、当該金額は、原告K更正処分に係る還付金の額に相当する税額(甲ヨ2の2枚目「更正後の額」欄の「還付金の額に相当する税額」欄参照)と同額であるから、原告K更正処分は適法である。

## (3) 原告K賦課決定処分の根拠及び適法性

上記(2)のとおり、原告K更正処分は適法であるところ、原告Kが原告K更正処分により新たに納付すべきこととなった税額370万4800円(甲ヨ2の1枚目「本税の額」欄参照)については、その計算の基礎となった事実のうち原告K更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告K更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、国税通則法65条1項の規定に基づき、原告Kが原告K更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額370万円(同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。)に、100分の10の割合を乗じて算出した金額37万円となり、当該金額は、原告K賦課決定処分における過少申告加算税の額(甲ヨ2の1枚目「過少申告加算税」欄参照)と同額とな

るから、原告K賦課決定処分は適法である。

## 原告らの主張

## 第 1 本件の争点

本件訴訟における争点は、次の 2 点である。

## 1 争点 1

本件各 C 株式に係る所得税法 36 条 1 項の「収入すべき」日（収入金額計上時期）はいつか（平成 20 年 9 月 8 日か否か）

## 2 争点 2

本件各 C 株式に係る「収入」の所得税法 36 条 2 項に基づく評価はどの時点のいかなる価格によってされるべきであるか（争点 1 の結論に従って判定された日（収入金額計上時期）における C 株式の市場価格の終値でなければならないか否か）

## 第 2 争点 1 について—原告らの本件各 C 株式に係る所得税法 36 条 1 項に基づく収入金額計上時期は平成 20 年 9 月 8 日ではないから、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分には収入金額計上時期を誤った違法があること

## 1 本章（第 2）の構成

争点 1 については、まず、所得税法 36 条 1 項が定める収入金額計上時期判定規範の意義を明らかにする必要がある。そこで、本章（第 2）においては、本件に適用されるべき法規範である同項が、収入金額計上時期を、「所得の実現」の時期（収入実現の高度の可能性又は蓋然性が認められる時期）によって決することを要求していると解釈すべきであることを論じる（下記 2）。次に、本件においてこの収入金額計上時期判定規範を適用する対象である本件各 C 株式（原告らが C 社から受けた株式報酬）に関する事実関係を明らかにする（下記 3）。最後に、その事実関係に同項が定める収入金額計上時期判定規範を適用すれば、原告らが C 社から受けた本件各 C 株式に係る収入金額計上時期は、被告の主張する平成 20 年 9 月 8 日ではなく、同月 18 日であることを明らかにする（下記 4）。

## 2 所得税法 36 条 1 項が定める収入金額計上時期判定規範は、「所得の実現」であること

## (1) 所得の年度帰属と所得概念との関係

所得税法 36 条 1 項は、所得の年度帰属、すなわち、収入金額計上時期に関する判定規範を定める根拠規定であるところ、この判定規範は、収入金額の計上時期が、別段の定めがない限り、所得税の課税を受けるべき所得概念を正しく投影したものになるよう解釈されなければならない。

なぜならば、所得税法 36 条 1 項の文言（「所得の金額の計算上収入金額とすべき金額」「は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額」「とする。」）に照らせば、収入金額の計上がされないところに所得が認識されることはないという関係にあるところ、もし収入金額の計上時期を判定する規範の内容と所得概念との間に齟齬があると、別段の規定がないにもかかわらず、所得概念から外れているものが収入金額として計上されるという結果や、それとは逆に、所得概念に当然含まれるものが収入金額としては計上されないという結果が生じ得ることになるが、それでは、所得概念に含まれるべきものを課税所得として適時かつ適切に課税することができないという本末転倒な事態を招いてしまうからである。

## (2) 我が国の所得税法上の「所得」の意義（所得概念）

我が国の所得税法上、所得とは担税力を増加させる経済的利得を意味し、その意義について、包括的所得概念を前提としつつ、原則として未実現の利得を課税対象から除くという意味での「実現主義」が採用されていると広く理解されているところである。そして、「実現主義」が採用される理由は、収入金額の算定が市場を通じて客観的に行われることを担保する必要があることに加え、収入金額が帰属する個人、すなわち、納税義務者にとっての納税資金の確保という観点も踏まえた収入金額の換価可能性及び資金の処分可能性（使用可能性）を担保する必要があるという点にある。

また、包括的所得概念における所得とは、「所得＝一定期間内の純資産の増加＝（期中の純資産増加額のうち）期末蓄積額＋（期中の純資産増加額のうち）期中消費額」という定式によって定義され、あるいは、「（１）消費によって行使された権利の市場価値と、（２）期首と期末の間における財産権の蓄積の価値の変化の合計」とも定義されると理解されている。かかる定義からすれば、そもそも所得の帰属主体が消費することができない（つまり、処分することができない）ものが所得に含まれることはないと理解するのが論理的である。

（３）所得税法３６条１項が定める収入金額計上時期判定規範は「所得の実現」であり、これは、各収入につき当該収入実現の高度の可能性あるいは蓋然性が認められることとなった時点においてその収入金額が計上されるべきであることを意味すること

このような我が国の所得税法上の所得の概念に照らせば、所得税法３６条１項が定める所得の年度帰属、すなわち、収入金額計上時期の判断においては、上記（２）で述べた「実現主義」が採用される理由、すなわち、収入金額の算定の客観的担保の要請にとどまらず、収入金額が帰属する個人にとっての資金の処分可能性（使用可能性）の有無の双方が重要な要素となると解する必要がある、そのように解さなければ、所得概念との整合性を保つことができない。

以上によれば、所得税法３６条１項の「収入すべき金額」の解釈として導かれる収入金額計上時期とは、下記（４）ア及びイで論じる最高裁判決においても判示されているところの収入実現の高度の可能性あるいは蓋然性が認められる時期であるという解釈が導かれるのであり、これが「所得の実現」である。すなわち、同項に定める収入金額計上時期判定規範（所得の年度帰属に関する課税要件）は「所得の実現」である。

そして、上述のとおり、収入金額計上時期の判断に当たっては、収入金額の算定の客観的担保の要請に加えて、収入金額が帰属する個人にとっての資金の処分可能性（使用可能性）も、その判断の重要な要素とされるのであるから、課税要件としての「所得の実現」とは、納税義務者が置かれた状況を考慮した上での、当該納税義務者にとっての収入金額の換価可能性及び納税資金を含む資金の処分可能性（使用可能性）を意味するのであって、収入とされるものが権利その他の経済的利益である場合において、当該権利その他の経済的利益が市場において測定可能であることだけを意味するものではない。なぜならば、そのように解さなければ、所得概念との整合性のない金額が、収入金額計上時期判定規範によって収入金額として計上されなければならない金額に含まれてしまい、結果的に、別段の規定がないにもかかわらず、所得概念と整合しない金額が課税所得に含まれるという結果を招いてしまうからである。

本件においては、本件各Ｃ株式という「金銭以外の物又は権利その他経済的利益」による収入に係る収入金額計上時期が問題となっている。かかる「金銭以外の物又は権利その他経

済的利益」による収入に係る収入金額計上時期とは、本件各C株式会社について、市場における測定可能性だけでなく、納税義務者である原告らにとっての収入金額の換価可能性ないし資金の処分可能性（使用可能性）もあるという意味での収入実現の高度の可能性あるいは蓋然性が初めて認められることとなった時点である。

なお、「金銭以外の物又は権利その他経済的利益の価額」について定める所得税法36条2項は、同条1項の括弧書きを受けて、当該利益等の価額を「当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする」と規定している。「金銭以外の物又は権利その他経済的利益」については、当該利益等を「取得し」又は「享受する」時において初めて、その時点において処分しようとするればその価格で処分し得ることを合理的に観念することができることに照らすと、同条2項は正に同条1項が定める収入実現時期の判定に係る規範、すなわち、課税要件は「所得の実現」であり、その「所得の実現」には収入金額が帰属する個人（納税義務者）にとっての資金の処分可能性（使用可能性）の要請があることと整合しているのである。

(4) 上記(3)で述べた収入金額計上時期判定規範の解釈は、最高裁判例及び下級審裁判例において判示されてきた内容と整合すること

上記(3)で述べた、原告らが主張する「所得の実現」こそが収入金額計上時期判定規範である旨の解釈は、所得税法36条1項に規定された「収入すべき」という文言の解釈について判断を示した複数の最高裁判例及び下級審裁判例の内容と、正に整合している。

ア 最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号昭和46年11月9日第三小法廷判決・民集25巻8号1120頁

最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号昭和46年11月9日第三小法廷判決・民集25巻8号1120頁(以下「昭和46年最判」という。)は、履行期が到来した未収の利息及び損害金債権について「旧所得税法10条1項にいう「収入すべき金額」にあたるものとして、課税の対象となるべき所得を構成すると解されるが、それは、特段の事情のないかぎり、収入実現の可能性が高度であると認められるから」である旨を判示し、逆に未収の制限超過の利息及び損害金について「とうてい、収入実現の蓋然性があるものということとはできず、」「旧所得税法10条1項にいう「収入すべき金額」に該当しない」旨を判示している。ここで、「収入すべき金額」に該当するか否かを「収入実現の可能性が高度」か否か、「収入実現の蓋然性」があるか否かの判断にかからしめているのは、正に「所得の実現」をもって収入金額計上時期判定規範であるとする上記の解釈に整合するものである。加えて、「特段の事情のないかぎり、収入実現の可能性が高度であると認められるから」という判示からは、裁判所においても全ての事情を総合的に勘案して「所得の実現」の有無を判断していることを読み取ることができる。この判決は、いわゆる権利確定主義を採用したものと一般的には理解されているが、かかる権利確定主義と所得の実現の関係については、昭和46年最判の最高裁判所調査官の解説(以下「昭和46年最判調査官解説」という。)においても述べられているとおり、「権利確定の時期を決定するについては、できるかぎり収入実現の蓋然性の高い時点を選ぶべきであり、収入の実現が「可能であると考えられる状態が到来した時点をもって、権利確定の時期とすべきである」と解するのが、所得概念との整合性という観点からも正当である。

イ 最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号昭和49年3月8日第二小法廷判決・民集28巻2

号186頁

最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号昭和49年3月8日第二小法廷判決・民集28巻2号186頁(以下「昭和49年最判」という。)もまた、いわゆる権利確定主義を採用したものと一般的には理解されているが、昭和49年最判は、「収入の原因たる権利が確定的に発生した場合には、その時点で所得の実現があったものとして、右権利発生の時期の属する年度の課税所得を計算するという建前(いわゆる権利確定主義)を採用しているものと解される」と判示し、権利の発生があった場合にその権利発生の時期の属する年度を収入金額計上時期とする理由として、わざわざ「その時点で所得の実現があったものとして」という文言を付け加えている。このように、権利確定主義と所得の実現との関係については、昭和49年最判も昭和46年最判について昭和46年最判調査官解説が述べるところと正に軌を一にした判断を示している。すなわち、昭和46年最判も昭和49年最判も、原告らが主張する、所得税法36条1項に定める収入金額計上時期判定規範は「所得の実現」であるという解釈と正しく整合的な判断を示しているのである。

ウ 最高裁平成●●年(〇〇)第●●号平成17年1月25日第三小法廷判決・民集59巻1号64頁の最高裁判所調査官の解説

さらに、株式報酬の一種であるストック・オプションに関する事案である最高裁平成●●年(〇〇)第●●号平成17年1月25日第三小法廷判決・民集59巻1号64頁(以下「平成17年最判」という。)の最高裁判所調査官の解説(以下「平成17年最判調査官解説」という。)では、「この給付該当性(権利行使益が付与会社から従業員等に付与されたかどうか)の問題については、ストック・オプションに係る所得の実現時期をどのように考えるかによって、結論が異なるものと思われる。」と述べた上で、所得の実現時期について、「人が取得する経済的利益が所得税法にいう「所得」に当たるというためには、それがその人の担税力を増加させる経済的利得といえるものでなければならないと一般に解されている。ストック・オプションは、経済的価値を有する権利であるといえるとしても、一般的に、会社のストック・オプション制度に基づき従業員等に付与されたストック・オプションについては、その譲渡が禁止され換価可能性のないものであって、それを付与されたこと自体で従業員等の担税力が増加したと見るのは相当でなく、その権利行使により現実に権利行使益が得られて初めて所得税法にいう所得が実現したものと解するのが相当であろう。」と述べ、換価可能性が所得の実現にとって不可欠の要素であることを明示している。平成17年最判調査官解説も、収入金額計上時期判定規範である「所得の実現」とは、当該納税義務者にとっての収入金額の換価可能性及び納税資金を含む資金の処分可能性(使用可能性)を意味するという原告らの解釈と整合的である。

エ 東京地裁平成●●年(〇〇)第●●号平成17年12月16日判決・訟月53巻3号871頁

以上の最高裁判例及び最高裁判所調査官の解説に加えて、株式報酬の一種であるリストリクテッド・ストック(譲渡制限付株式)の所得の実現時期が争われた事案において、東京地裁平成●●年(〇〇)第●●号平成17年12月16日判決・訟月53巻3号871頁(以下「平成17年東京地判」という。)は、「原告は、現実には株式の価値に相当する利益を取得する手段が全くないにもかかわらず、付与日の株価を基準として算出した所得に対応する多額の所得税の納税義務を負うこととなるが、このような結論は、原告にとつ

ても酷といわざるを得ない」「このような換価可能性は所得課税の担税力を裏付けるものとしても重要であって、換価可能性ないし経済的評価可能性の全く認められない段階で課税することは、納税者にとってもかえって酷な結果を招くことがあることは、既に指摘したとおりである。」と判示している。かかる判示は、「所得の実現」が、納税義務者が置かれた状況を考慮した上での、当該納税義務者にとっての収入金額の換価可能性及び納税資金を含む資金の処分可能性（使用可能性）を意味するという前記（3）で述べた解釈に、正に整合するものである。

オ 大阪地裁平成●●年（〇〇）第●●号ほか平成20年2月15日判決・判時2017号33頁及び大阪高裁平成●●年（〇〇）第●●号平成20年12月19日判決・訟月56巻1号1頁

また、株式報酬の一種であるストック・アワードに係る経済的利益の所得の実現時期が問題となった大阪地裁平成●●年（〇〇）第●●号ほか平成20年2月15日判決・判時2017号33頁（以下「平成20年大阪地判」という。）では、「vest」後の従業員等の権利について、「従業員は、当該株式等の受益所有権を得、受託者に指示して当該株式等の売却を行うことができ」「配当の支払を受けることができ、さらに、受託者に指示して当該株式に係る議決権を行使することができる」と判示し、その検討の冒頭において、株式等の売却可能性に言及している。そのほか、「通常報奨」の場合について、例えば、「当該株式等の売却」「の指示についての期間制限等の定めはなく、受託者は、従業員の指示に従って行動するものとされている」と述べ、また、「任意報奨」の場合について、株式等の売却の方法を子細に検討するなど、実質的には株式等の換価可能性及び処分可能性（使用可能性）に繰り返し言及していることが明らかである。このような裁判所の事実認定及び判断の内容もまた、「所得の実現」が、納税義務者が置かれた状況を考慮した上での、当該納税義務者にとっての収入金額の換価可能性及び納税資金を含む資金の処分可能性（使用可能性）を意味するという原告らの解釈に沿うものでこそあれ、反するものではない。平成20年大阪地判を維持した控訴審の大阪高裁平成●●年（〇〇）第●●号平成20年12月19日判決・訟月56巻1号1頁（以下「平成20年大阪高判」という。）もまた、同様である。

カ 小括

以上に述べたとおり、これまでの最高裁判例及び下級審裁判例において示された収入金額計上時期判定規範の解釈は、市場における測定可能性だけではなく、納税義務者にとっての収入金額の換価可能性及び資金の処分可能性（使用可能性）もあるという意味における収入実現の高度の可能性あるいは蓋然性が認められることとなった時点をもって「所得の実現」を認め、これを収入金額計上時期とする原告らの解釈に沿うものである。これに対し、被告は、昭和46年最判も昭和49年最判も、権利確定主義を採用したものであり、権利の確定が認められれば所得の実現のいかにかわらず収入金額計上時期と判定すべきであると判示した旨主張している。しかし、そのような解釈は、最高裁判決の判示内容の一部の文言のみを殊更に強調して、判決が所得の実現（収入実現の高度の可能性あるいは蓋然性）が認められることを理由として収入金額計上時期を判定していることを看過し、その判示内容の理解を誤るものであって、失当である。

（5）前記（3）で述べた収入金額計上時期判定規範の解釈は、谷口勢津夫の意見によっても支



持されていること

谷口勢津夫は、谷口勢津夫の意見（原告らが提出した2通の意見書）の中で、所得税法36条1項に定める収入金額計上時期判定規範の意義について、過去の最高裁判例を精査し、さらに、最高裁による同項の収入金額計上時期判定における判断過程は、「収入の原因となる権利の確定」や「収入の現実の管理支配」（間接事実）の少なくともいずれかが認定された場合は、その時期において原則として「所得の実現」（主要事実）が推認され、収入金額が計上されるが（判断過程1）、その推認を妨げる「特段の事情」（昭和46年最判）が認定されたときは、その時期には「所得の実現」は推認されず、収入金額は計上されない（判断過程2）ということになるという分析結果を導いている。この分析の結果は、全ての事情を総合的に勘案した場合に「所得の実現」が認められるか否かを判断する必要があるという、原告らが前記（3）で示した収入金額計上時期判定規範の解釈と軌を一にするものである。

また、谷口勢津夫の意見では、収入金額の換価可能性及び納税資金を含む資金の使用可能性には、個人がこれらを確実に自分のものにしたことという要素を追加すべきであること、つまり、これらの要素にいう「可能性」は、「収入金額の帰属する個人にとって確実性のある可能性」、すなわち、「当該個人にとっての蓋然性」を意味し、したがって、その判断に当たっては、収入金額の帰属する個人の置かれた地位、状況等を考慮する必要があるともされている。この点も、上述した「所得の実現」の内容と軌を一にするものである。

#### （6）まとめ

以上のとおり、所得税法36条1項に定める収入金額計上時期判定規範（所得の年度帰属に関する課税要件）は「所得の実現」（収入実現の高度の可能性あるいは蓋然性）である。したがって、ある時点において、権利その他の経済的利益に係る収入の収入金額計上時期は、課税要件としての「所得の実現」の時であり、その意味における「所得の実現」とは、納税義務者が置かれた状況を考慮した上での、当該納税義務者にとっての収入金額の換価可能性及び納税資金を含む資金の処分可能性（使用可能性）を意味する。そして、その判断に当たっては、収入金額の帰属する個人の置かれた地位、状況等を考慮しなければならない。

被告は、権利確定さえ認められれば所得の実現の有無を考慮することなく収入金額計上時期が到来したものと認めるべきであり、かつ、所得の実現については、権利その他の経済的利益に係る収入が客観的に測定可能であれば足りると主張するようである。しかしながら、このような被告の主張は、前記（4）ア及びイで述べた最高裁判例を正解せず、同判例にいう権利確定主義と所得の実現との関係に関する理解を誤り、所得概念とも全く整合性のない基準を収入金額計上時期判定規範とする誤りを犯したものであって、採用の余地はない。

### 3 本件各C株式に関する事実関係

#### （1）株式報酬制度の概要

##### ア 概要

C社では、優れた能力を有する役員、従業員等を引き付けるとともに、全世界のEグループの役員、従業員等にFに上場しているC株式の保有を推奨してC社の株主と同様の視点を持ってもらうことにより、Eグループの長期にわたる成長と成功を推進することなどを動機又は目的として、株式報酬制度を採用している。株式報酬制度は、C社が、その裁量により決定した従業員（以下「適格従業員」という。）に対して、C社の裁量によりC株式に係るストック・ユニットを付与した後、確定及び確定後の転換を条件として当該スト

ック・ユニット1個につき一株のC株式を交付するという条件付き後払い株式報酬制度である。

#### イ 報酬プラン及び賞与証書

株式報酬制度は、C社の株主総会の承認を条件として、C社の取締役会によって採用される具体的な条項を定めた個別の報酬プランに基づいて運用される。本件各更正処分及び本件各賦課決定処分の対象となったのは、平成15年ないし平成17年にE I C Pに基づいて付与されたストック・ユニットに係る株式報酬、及び、平成18年にE E A P又はT D E P Pに基づいて付与されたストック・ユニットに係る株式報酬である。

原告らは、C社から本件各ストック・ユニットの付与を受けた。なお、C社は、ストック・ユニットを付与する度に、被付与者宛てに賞与証書を交付している。賞与証書は、典型的な契約書の作成に際してされるような契約当事者全員が署名捺印する形式は採られていないものの、その準拠法であるニューヨーク州法上、C社が原告らを含む適格従業員に対して負う株式報酬支払義務の条件を定める法的拘束力のある証書である。したがって、C社が負う株式報酬支払義務がどのような条件に服するものであるか、C社はいつを履行期として支払うべき株式を引き渡す義務を負うか等については、賞与証書の規定をニューヨーク州法に従って解釈したところによる。また、本件各報酬プランに規定された条件及び条項並びに本件各賞与証書に規定された条件及び条項は、C社と株式報酬制度に基づいて株式報酬を受ける適格従業員（原告らを含む。）との間の有効な契約を構成し、当該適格従業員は、当該条件及び条項を遵守すべき義務を負う。

#### ウ スtock・ユニット

賞与証書上、ストック・ユニットとは、ストック・ユニット1個につきC株式一株を支払うという無担保のC社の約束と定義されている。賞与証書には、ストック・ユニットを付与された後一定の期間Eグループにおいて勤務を継続する等の一定の条件を充足しない場合には、ストック・ユニットが取り消されること（つまり、株式報酬支払約束は取り消され、なかったものとされること）が定められており、取り消された場合には、対応するC株式が引き渡されないことになる。他方で、この支払約束には、担保は一切付されていない。また、その譲渡は禁止され、それ自体は換価可能性のないものである。

### (2) 信託、転換及び株式のデリバリーに関する事実関係

#### ア C株式のIへの信託

C社は、原告らを含む適格従業員に対してストック・ユニットを付与する際に、当該ストック・ユニットに対応する数量のC株式（原告らについては本件各C株式）を、Iとの間で締結した本件信託契約に基づいて、いつでもC社により取消し可能なみなし自益信託としてIに信託しており（本件信託契約）、当該C株式は、C社の名義書換代理人を務めていたOの管理する株式名簿上、Iのノミニー（名義人）である®名義で登録されていた。

適格従業員が各人のストック・ユニットの数に対応する数のC株式を取得するためには、株式のデリバリー（引渡し）の手続をとる必要がある。本件各C株式のデリバリーは、かかるC株式に対応するストック・ユニットについての転換（下記イ参照）の時点が到来する前に、原告らに対し、かかるC株式の振替先となる証券口座情報を更新することを求める通知をした上で、原則として、原告らが事前に指定した証券口座に、Iに信託されていたC株式を振り替える等の方法によりされた（株式の引渡しに関する詳細につき、下記エ

参照)。

本件信託契約上、信託に対する指図権を有するのはC社の報酬委員会（C社の人事部あるいはC社の人事部に属するエクゼクティブ・コンペンセーション部門）のみであり、原告らを含む適格従業員には、転換前後を問わず、信託受益者として直接受託者に対して指図をすることができる権利はなかった。そして、株式のデリバリーのための指示ないし指図は、C社の報酬委員会がレクイジション・レターと呼ばれる書面を送付する方法により行われた。

#### イ 転換

転換とは、ストック・ユニットに基づく無担保の株式報酬支払債務について、その停止条件が成就し、条件付きではない債務になったことを意味する。C社は、この債務を履行すべき時期にストック・ユニットに対応する数のC株式を適格従業員に対して引き渡さなければならないが、転換日は株式報酬支払債務の履行期限を意味するものではなく、当該C株式は転換後、合理的期間内に引き渡されるべきであったにすぎない。

本件各ストック・ユニットについては、平成15年ないし平成17年に付与された分の100%及び平成18年に付与された分の50%に係る転換日を平成20年9月8日とする旨の決定が平成19年12月11日にC社によりされ、いずれもその決定に従い転換を迎えた。

#### ウ 米国における株式保有制度（直接保有制度と間接保有制度）

一般に、米国の無券面株式の保有形式には、直接保有制度と間接保有制度がある。直接保有制度の下では、権利取得者が株式の引渡しを受けることにより、証券である株式自体が当該権利取得者に直接帰属することとなる。一方、間接保有制度の下では、権利取得者は、株式自体を直接取得するのではなく、証券口座の開設先である証券仲介機関に対するセキュリティ・エンタイトルメントを取得することにより、株式に対する権利を間接的に取得することとなる。間接保有制度の下では、株式はセキュリティ・エンタイトルメントと呼ばれる権利取得者の証券口座への振替記帳によって表章される。

また、C社の設立準拠法であるデラウェア州法及び賞与証書の準拠法であるニューヨーク州法を含む各州法では、米国統一商事法典8章をその会社法の一部として採択している。米国統一商事法典においては、①同章301条に従って、証券の引渡しを受けた場合及び②同章501条に従って、証券のセキュリティ・エンタイトルメントを取得した場合に、一般投資家は、当該証券又は当該証券に表象される権利を取得するとされている（同章104条）。

そして、米国私法上一般投資家である株主がC株式のような米国株式を取得するということは、日本法と同様に、株主が株主としての地位に基づいて発行会社に対して有する権利（株主権）を取得することを意味すると同時に、当該株式を譲渡若しくはその他の方法により処分し、担保に供し、証券貸借を行い、又は、その他の方法により用益する権限ないし権能（処分用益権）を取得することを意味する。株主権は、株主が発行会社に対してのみ行使することができる私法上の権利の総体であって、発行会社の設立準拠法である州法の会社法（C社の場合にはデラウェア州法に基づいて設立されているため、デラウェア州の一般会社法）の下で発行会社に対する株主の権利として定められている様々なその他の権利（例えば、議決権や配当受領権など）が含まれる。

米国私法上、証券取引に関して、無券面株式の購入者は、直接保有制度の下であれば、当該株式が当該購入者に引き渡された際に、当該株式に対する支配権を取得し（米国統一商事法典 8 章 1 0 6 条（c））、当該支配権を取得することにより、当該株式に関する権利を、異議申立てを受けることなく、すなわち、終局的に獲得する（同章 3 0 3 条）。また、間接保有制度の下であれば、当該株式に係るセキュリティ・エンタイトルメント・ホルダーになった場合、すなわち、セキュリティ・エンタイトルメントを取得した際に、当該セキュリティ・エンタイトルメントに対する支配権を取得し（同章 1 0 6 条（d））、当該支配権を取得することにより、当該株式に関する権利を、異議申立てを受けることなく、すなわち、終局的に獲得する（同章 5 0 2 条、5 1 0 条（b））。

したがって、米国私法上、一般投資家が第三者から無券面株式の譲渡を受ける際には、直接保有制度の下において当該株式の引渡しを受けるが、間接保有制度の下において当該株式に係るセキュリティ・エンタイトルメントを取得する必要がある。そして、通常の証券取引においては、①売主から買主に対して直接保有制度の下における売買対象株式の引渡し又は②間接保有制度の下における当該株式に係る振替（これにより、売主は従前のセキュリティ・エンタイトルメントを喪失し、買主は、新たにセキュリティ・エンタイトルメントを取得することになる。）が必ずされなければならないこととされている。これら①及び②の手続が原告らの定義する「株式のデリバリー」である。

#### エ 本件各 C 株式のデリバリーに関する具体的手続の内容

本件各 C 株式のデリバリーに関する事実関係及び本件各 C 株式又は本件各 C 株式に係るセキュリティ・エンタイトルメントの取得時期に関する米国私法上の解釈は次のとおりである。

まず、本件各 C 株式は無券面株式であるところ、本件各 C 株式のデリバリーに関する事実関係について検討するに、本件各 C 株式に対応する本件各ストック・ユニットは、平成 2 0 年 9 月 8 日に転換を迎えた。そして、その翌日である同月 9 日に、C 社の報酬委員会から C 株式の名義書換代理人である O に対して、本件各 C 株式について、信託受託者である I の名義から C 社の E I C P 名義に書き換えるよう指示がされ、当該指示に基づき名義の書換えが行われた。これが、転換日以降、C 社が本件各 C 株式のデリバリーに関して行った初めての指示であった（①）。

その後、上記指示に従って C 社の E I C P 名義に書き換えられた本件各 C 株式のうち、一部について、米国その他諸外国における源泉徴収税納付原資確保のために C 社の E I C P 名義の口座から C 社の T R E A S U R Y 名義の口座への名義の書換えが行われた（②）。

そして、E I C P 名義に書き換えられた本件各 C 株式のうち、一部について、C 社の E I C P 名義の口座から、O に開設されたコモン・アカウントと呼ばれる口座への名義の書換えが行われた（③）。

また、E I C P 名義に書き換えられた本件各 C 株式のうち、残りの株式は、C 社の E I C P 名義の口座から証券仲介機関である E グループのブローカーの口座へ振り替えられた（④）。

E グループのブローカーの口座に振り替えられた本件各 C 株式は、更に同口座から原告らが事前に指定した各証券口座へと振り替えられた（⑤）。

以上の一連の手続は、全て①の信託受託者名義から E I C P 名義への名義書換を起点と

するものであり、米国の株式保有制度上、これよりも前の段階で、それ以外の手続を行うことはできなかった。したがって、上記①ないし⑤に記載した全ての手続は、平成20年9月9日以降に行われたものである。

オ 間接保有制度を通じた株式のデリバリー及び米国私法上の本件各C株式の取得時期

(ア) 問題の所在

米国私法上、一般投資家が第三者から本件各C株式のような無券面株式の譲渡を受ける場合には、間接保有制度の下では当該株式のセキュリティ・エンタイトルメントを取得する必要がある。かかる取得時期について定める米国統一商事法典8章501条(b)は、証券仲介機関が①金融資産がその者の証券口座に振り替えられたことを記帳によって示した場合((1))、②その者から金融資産を受け取り、その者のために金融資産を取得した上で、いずれの場合においても、その者の証券口座に振り替えることを承認した場合((2))、③他の法律、規則、ルールに基づき、金融資産をその者の証券口座に振り替える義務を負った場合((3))のいずれかに該当する場合、ある者はセキュリティ・エンタイトルメントを取得すると規定している。そこで、間接保有制度の下で(すなわち、上記エの④及び⑤を通じて)、原告らが、同条(b)(1)ないし(3)の場合に該当することとなり、セキュリティ・エンタイトルメントを取得した時期がいつかが問題となる。

(イ) 原告らは、米国統一商事法典8章501条(b)(1)に定める「記帳」を平成20年9月9日より前に実行することはできなかったこと

間接保有制度に基づき取得された本件各C株式に係るセキュリティ・エンタイトルメントの場合には、⑤に開設されたEグループのブローカーの証券口座に振り替えたことを⑤が記帳によって示した時に、当該ブローカーがセキュリティ・エンタイトルメントを取得することになる。そして、原告らによるセキュリティ・エンタイトルメントの取得は、当該ブローカーに対する振替を前提かつ起点として行われるものである。

そして、上記の「記帳」とは、実際に振替手続が行われたことを示すことを意味しており、証券仲介機関が、セキュリティ・エンタイトルメントを保有する者のために金融資産を保持していると了承する旨を明らかにする行為が求められる。しかるに、証券仲介機関であるブローカーは、いかに早くとも前記エの①に記載した報酬委員会からOに対する名義書換の指示がされた平成20年9月9日以降でなければ、本件各C株式について、上述した米国統一商事法典8章501条(b)(1)の「記帳」(すなわち、セキュリティ・エンタイトルメントを保有する者のために金融資産を保持していると了承する旨を明らかにする行為)を実行するために必要な情報(例えば、セキュリティ・エンタイトルメントを保有する者の氏名及び対応する株式数が挙げられるが、これらは上記名義書換の指示(前記エの①)に含まれる情報の一部である。)を有していなかった。

④の意見においても述べられているとおり、本件においては、⑤の名簿上、当該ブローカーがセキュリティ・エンタイトルメントを取得する手続を開始したのは、平成20年9月9日以降のことであった。したがって、いかなる証券仲介機関も、同月8日の時点においては、いかなる「記帳」を行うことも不可能であった。

したがって、原告らが、米国統一商事法典8章501条(b)(1)に基づき、平成20年9月9日より前の同月8日の時点で本件各C株式のセキュリティ・エンタイトル

メントを取得したとは認められないことは明らかである。

(ウ) 原告らが、米国統一商事法典 8 章 5 0 1 条 (b) (2) 又は (3) に基づき、平成 2 0 年 9 月 8 日の時点で本件各 C 株式のセキュリティ・エンタイトルメントを取得したと認めることはできないこと

米国統一商事法典 8 章 5 0 1 条 (b) (2) においては、セキュリティ・エンタイトルメントの取得のために証券仲介機関が「金融資産を受け取り、その者のために金融資産を取得した」ことが要求される。しかし、転換日において C 社の C 株式の引渡債務が確定したということは、いかなる意味においてもこの「受け取り」ないし「取得した」に該当しないから、同条 (b) (2) に基づいて原告らが平成 2 0 年 9 月 8 日に本件各 C 株式のセキュリティ・エンタイトルメントを取得したと認めることはできない。

また、C 社が負う C 株式の引渡債務は、株式報酬制度に基づく契約上の債務であるにすぎないことから、米国統一商事法典 8 章 5 0 1 条 (b) (3) にいう「他の法律、規則、ルールに基づき」義務を負った場合には該当し得ない。したがって、同条 (b) (3) に基づいて原告らが平成 2 0 年 9 月 8 日に本件各 C 株式のセキュリティ・エンタイトルメントを取得したと認めることもできない。

加えて、C 社は、本件各 C 株式のデリバリーの手続において「証券仲介機関」として行動していたわけではないから、米国統一商事法典 8 章 5 0 1 条 (b) にいう「証券仲介機関」には該当しない。したがって、そのような立場にある C 社の C 株式の引渡債務が確定したとしても、同条 (b) (2) 又は (3) の適用対象とされる余地はなく、これを根拠として原告らが本件各 C 株式のセキュリティ・エンタイトルメントを取得したと認めることはできない。

本件において「証券仲介機関」に該当するのは、前記エの④において述べた「E グループのブローカー」であるが、この証券仲介機関である E グループのブローカーは、④における振替指示がされた平成 2 0 年 9 月 9 日に至るまで、本件各 C 株式の振替につきいかなる関与もしていなかった。したがって、米国統一商事法典 8 章 5 0 1 条 (b) (2) にいう、証券仲介機関による金融資産の受領又は取得及び振替の承認が同月 8 日にされたと認められる余地はないし、同条 (b) (3) にいう他の法律、規則、ルールに基づき、金融資産をその者の証券口座に振り替える義務を負ったこともない。したがって、いずれにせよ、原告らが同日に本件各 C 株式のセキュリティ・エンタイトルメントを取得したと認めることはできない。

(エ) 小括

以上のとおり、米国私法上、間接保有制度を通じて本件各 C 株式のデリバリーを受けた原告らが平成 2 0 年 9 月 8 日の時点で本件各 C 株式のセキュリティ・エンタイトルメントを取得したと認めることはできない。

カ 直接保有制度を通じた株式の引渡し及び米国私法上の本件各 C 株式の取得時期

米国私法上、一般投資家が第三者から本件各 C 株式のような無券面株式の譲渡を受ける場合、直接保有制度の下では、当該株式の引渡しを受ける必要がある。株式の引渡時期について定める米国統一商事法典 8 章 3 0 1 条 (b) は、①証券発行人が、当該証券の最初の発行又は移転の登録に際して、当該購入者を登録保有者として登録した場合 ((1)) 又は②証券仲介機関以外の別の者が、当該購入者のために当該証券の登録保有者になるか、

若しくは、以前から当該証券の登録保有者である場合に、当該購入者のために保有することを承認した場合（(2)）に、当該証券の引渡しが生じると規定している。そこで、直接保有制度の下で本件各C株式を取得した原告らについて、同条（b）（1）又は（2）の場合に該当することとなり、株式の引渡しを受けたと認められる時期がいつかが問題となる。

ここで、本件では前記エの③で指摘したコモン・アカウントと呼ばれる口座を通じて本件各C株式を取得した原告らは、直接保有制度の下で本件各C株式を取得したものである。すなわち、本件各C株式は、C社のE I C P名義の口座から、C社の名義書換代理人であるOの管理する原告らの名義のコモン・アカウントと呼ばれる口座に本件各C株式が登録された。そして、当該登録は、直接保有制度の場合に適用される米国統一商事法典8章301条（b）（1）に定める「証券発行人が、当該証券の最初の発行又は移転の登録に際して、当該購入者を登録保有者として登録した場合」に該当し、その記録時に株式のデリバリーがされたものと解されることから、これに基づき本件各C株式を取得したことになる。そして、報酬委員会が、Oに対し、株式のデリバリーを行う旨の指示を行ったレクイジション・レター（指示書）は、平成20年9月9日より前に発行、発信されたことはないから、原告らが本件各C株式を取得した時期が、その指示がされた同日よりも前である同月8日以前であることはあり得ない。また、当該記録が行われた前記エの③のうち、原告らが取得した本件各C株式に関する最も早いステップは、同月17日にされた指示であった。したがって、同日よりも前の時点である同月8日において、直接保有制度の下で、原告らが本件各C株式を取得したと認めることはできない。

以上に述べたところから明らかなとおり、米国私法上、直接保有制度を通じて本件各C株式の引渡しを受けた原告らが平成20年9月8日の時点で本件各C株式を取得したと認めることはできない。

キ 平成20年9月8日の時点で本件各C株式の所有者としてのあらゆる権利を取得したと主張する被告が述べる根拠は、いずれも転換又は株式のデリバリーに関する事実関係について誤った理解を前提とするものであって、誤りであること

被告は、原告らが平成20年9月8日の時点で本件各C株式の所有者としてのあらゆる権利を取得したと主張し、その根拠として転換及び株式のデリバリーに関する事実関係について反論する。

しかし、被告の反論は、いずれも、賞与証書の読み方や本件各C株式のデリバリーに係る事実関係の理解を誤ったものである。

(ア) 賞与証書13条（b）の文言に関する被告の理解の誤り

①の意見（被告が提出した意見書）は、2005 E I C P 13条（b）の規定を挙げ、従業員は、転換日をもって実質株主（受益所有権者）となっている旨述べている。そして、被告も、①の意見が、これまで本件各賞与証書に規定された条項を踏まえ、本件転換日をもって、原告らは、本件各ストック・ユニットに対応する本件各C株式の実質的所有者となって、C株式の所有者としてのあらゆる権利を確定的に取得した旨の主張を正に裏付けるものであり、本件転換日である平成20年9月8日の時点において、原告らが本件各C株式の所有者としてのあらゆる権利を取得した旨主張する。

しかしながら、2005 E I C P 13条（b）は、「貴殿は、貴殿のストック・ユニットの転換後に（原文では「following conversion」）、貴殿に対して源泉徴収分を差し引

いた後の残株数の株式の受益所有権者となり、当該株式の議決権及び当該株式についてなされる現金配当又は株式配当その他の分配受領権を含む株主としての全ての権利を享受することができるようになります。」と規定している。

上記の規定における「following conversion」という文言は、英語の意味として明らかに「転換後に」という意味であって、「転換時点で」という意味ではなく、転換日に本件各C株式に係る株主としての権利を取得することをむしろ否定する趣旨の規定である。また、このように理解することが、米国私法上、無券面株式については、米国統一商事法典8章の規定により、株式のデリバリーがあった時点で初めて一般投資家が株主権及び処分用益権を取得するという解釈とも整合する。

したがって、2005 EICP 13条(b)の規定を根拠として、本件転換日をもって、原告らが本件各C株式の所有者としてのあらゆる権利を取得することを導くことはできない。同条項は、具体的に「いつの時点で」適格従業員がストック・ユニットに対応するC株式について、「あらゆるC株式の所有者としての権利を取得する」かについては、何ら定めていないのである。上記の①の意見及びそれに基づく被告の主張は、そのような基本的な点において明白な誤りを犯しており、採用の余地はない。

(イ) 平成20年9月9日付けメール通知の記載に関する被告の理解の誤り

被告は、平成20年9月9日付けメール通知の記載に関し、C社は、原告らを含む被付与者が、付与されたストック・ユニットに係るC株式を本件転換日である平成20年9月8日に取得したことやC株式の証券口座へのデリバリーが5営業日以内に行われることなどを通知しているが、株式のデリバリー前、すなわち、証券口座へのデリバリー前に、本件転換日に本件各C株式を取得していないにもかかわらず、その旨を被付与者に通知するとは考えられない等と主張する。

しかしながら、平成20年9月9日付けメール通知の記載内容は、本件各C株式に係る我が国の所得税法上の所得の実現時期の判断とは全く無関係である。その点をおくとしても、むしろ、平成20年9月9日付けメール通知において、C株式の適格従業員の証券口座へのデリバリーが本件転換日から5営業日以内に完了する旨が明らかにされていたことは、米国私法上、C株式を初めとする無券面株式については、デリバリーを経していない場合には株式に関するあらゆる権利を取得することはないという明確な規律が存在することを前提に、本件転換日には株式のデリバリーが完了しないことを想定したものであったことを如実に示すものといえる。

したがって、平成20年9月9日付けメール通知の記載に関する被告の主張は、いずれにせよ失当である。

(ウ) ①の意見における株式の受益所有権に関する理解の誤り

被告は、株式の受益所有権には株式買取請求権も含まれる旨の①の意見を引用した上で、平成20年9月8日の時点において、原告らが、米国法上、本件各C株式の所有者として、株式買取請求権を含むあらゆる権利を取得した旨主張するものと思われる。

しかしながら、仮に、被告において、原告らが本件転換日にC社に対する株式買取請求権を取得していた旨主張するのであれば、デラウェア州法の下で株式買取請求権を有するのは「株式に係る登録保有者」に限定され、受益所有権者はこれを有しない以上、かかる被告の主張は米国法の理解を明らかに誤ったものである。したがって、被告の上



記主張を根拠として、本件転換日において、原告らが、本件各C株式の所有者としてのあらゆる権利を取得していたということはできない。

(エ) ㊦の意見におけるセキュリティ・エンタイトルメント又は証券に対する「支配権」に関する理解の誤り

㊦の意見は、セキュリティ・エンタイトルメント又は証券に対する「支配権」を有することによって、セキュリティ・エンタイトルメント又は無券面証券に対する権利及び利益を「取得」することができる旨を述べているとみるほかない。

しかしながら、米国統一商事法典8章に基づく証券（セキュリティ・エンタイトルメントを含む。）に対する権利及び利益の「取得」について定められた規定としては、証券の引渡し及びセキュリティ・エンタイトルメントの取得に関して定めた同章104条が唯一の規定である。そのため、本件各C株式に対する権利及び利益を「取得」するためには、同条の要件を充たす必要がある。しかるに、同条の要件には、㊦の意見が指摘する「支配権」を得ることは含まれておらず、「支配権」を得ることによって当該権利及び利益を「取得」することはできないのであるから、㊦の意見はこの点において明白に誤っているといわざるを得ない。

(オ) ㊧の意見に基づく米国統一商事法典8章の解釈及び適用に関する主張の誤り

被告は、㊧の意見を引用した上で、本件各C株式のセキュリティ・エンタイトルメントの取得の規律について、2005EICPにおいて、米国統一商事法典の規定を排除し、転換日にセキュリティ・エンタイトルメントの取得を認める当事者の合意が存在する旨主張することにより、原告らが㊦の意見等により明らかにした本件各C株式の取得時期に関する米国統一商事法典の解釈が妥当しない旨主張するように思われる。

しかしながら、本件において、米国統一商事法典8章501条(b)(1)の「記帳」の時期に関して米国統一商事法典の規定を排除する当事者の合意は全く存在しない。そもそも、証券仲介機関が当事者に含まれていない2005EICPによって、米国統一商事法典の規定を排除する合意を行うことはできない。

したがって、本件転換日において、原告らが、本件各C株式の所有者としてのあらゆる権利を取得していたということはできず、㊧の意見を引用した被告の主張は明らかに誤っている。

ク 小括

このように、本件各C株式のデリバリーに係る事実関係及び米国私法の正当な解釈に基づけば、平成20年9月8日の時点で、原告らが本件各C株式のセキュリティ・エンタイトルメントを取得することも、本件各C株式の引渡しを受けることもあり得なかったのであり、被告の主張は完全に誤ったものというほかない。

(3) 本件取引制限に関する事実関係

ア 行為規範及び従業員取引ポリシー等の内容等

(ア) 行為規範及び従業員取引ポリシー等の内容

C社は、米国の大手株式公開企業であるとともに米国証券取引委員会の監督及び規制に服すべき金融機関として、インサイダー取引を防ぐために、Eグループの全世界の従業員の投資活動を制限するため、従業員取引ポリシーを策定している。その内容及び関連する事実を挙げれば、以下のとおりである。

- a 従業員取引ポリシーでは、Eグループの従業員によるE有価証券の売買その他の処分や担保権の設定のみならず、E有価証券を対象とするデリバティブ取引やカバード・コール等のヘッジ取引などの売買等に係る取引を一定のウインドウ・ペリオドと呼ばれる期間を除いて禁止している。
- b 各ウインドウ・ペリオドは、C社の1会計四半期に対応している。各ウインドウ・ペリオドは、C社の会計四半期の業績発表に続く最初の営業日に開始する。
- c 各ウインドウ・ペリオドの終了日は、従業員のカテゴリによって異なる。重要財務情報を入手することができる一定の地位にあるEグループの従業員は、「アクセス・パーソン」であるとみなされる。アクセス・パーソンの各ウインドウ・ペリオドは、上記bに記載したウインドウ・ペリオド開始日から20営業日目に終了する。アクセス・パーソンではないEグループの従業員の各ウインドウ・ペリオドは、上記bに記載した開始日からその開始日が属する会計四半期の最終営業日までとされている。
- なお、本件各ストック・ユニットの転換日（本件転換日）であった平成20年9月8日から同月17日までの間は、アクセス・パーソンか否かにかかわらず、全てのEグループの従業員にとってウインドウ・ペリオドではなかった。
- d C社は、この従業員取引ポリシーをEグループの従業員に厳格に遵守させるための方策として、Eグループの従業員がEグループの証券業者以外の証券業者に自己管理の証券口座を設けることを原則として禁止し、社外に証券口座を開くためには、又は、新しく入社した従業員が引き続き社外に証券口座を維持するためには、C社の事前の承認を取得することを要求していた。
- e 従業員取引ポリシーに違反する取引がされた場合は、①違反した取引の解約のほか、解雇を含む懲戒処分又は民事責任追及若しくは刑事処分の対象となる場合があること、②C社は、事前の通知なく従業員の費用負担でポジションを凍結し取引を解約する権利、又は、従業員に対し、当該従業員がC社以外の口座において行った取引を（従業員の費用負担で）解約するよう指示する権利を留保していること及び③許可されていない取引から生じた一切の損失は対象従業員が負担し、得た利益は全て没収されることが規定されている。

行為規範においても、おおむね上記と同様の規制及び制裁が定められていた。

また、各国における現地規則などの社内規則を定めるコンプライアンス通知においても、「グローバルな制限事項」として、行為規範及び従業員取引ポリシーに規定される、一定期間のE有価証券の売買等の禁止が記載されていた。

#### (イ) 地場出しの禁止（日本証券業協会規則）

コンプライアンス通知においては、証券会社であるD社の全従業員向けの日本特有の制限事項として、「地場出しの禁止」が規定されている。「地場出しの禁止」は、日本証券業協会の規則である「協会の従業員に関する規則」において定められ、大要、日本証券業協会の協会員（D社はこれに該当する。）の役職員は、いかなる名義を用いているかを問わず、所属協会員の書面による承諾を得ることなく、当該役職員又は当該役職員の取次ぎに係る有価証券の売買その他の取引等の注文を他の協会員に出してはならないというものであり（同規則7条3項4号）、日本証券業協会の協会員はこの規則を遵守すべき義務を負っている。地場出しの禁止の規則は、協会員の役職員の不正行為の手段と

して地場出し等が用いられやすいことから、これを協会員間で監視して不正を未然に防止するために採用された厳重な規制である。したがって、D社に勤務しているEグループの従業員の場合には、取引制限期間中に日本の他の協会員証券会社を利用してE有価証券を処分しようとしたとしても、この地場出しの禁止の規則によって他の協会員証券会社からD社に対して書面による承諾が求められることになり、ウインドウ・ピリオドではない期間にこのような承諾が求められればD社は承諾を与えることはないので、そのような試みは、確実に妨げられることになる。

(ウ) 上級役員取引ポリシー

加えて、Eグループの全従業員、あるEグループの会社の全従業員に当てはまる規則ではないものの、行為規範及び従業員取引ポリシーを補完するものとして、Eグループのインサイダー情報に触れる可能性の高い上級役員向けの取引方針である上級役員取引ポリシーが定められ、E有価証券の取引を行うに当たっては、事前に、C社所定のフォームをEグループのチーフ・リーガル・オフィサーに提出した上で承認を経るという、より厳格な手続が要求されていた。本件当時、原告らのうち、原告Mは、従業員取引ポリシーに加えて、上級役員取引ポリシーにも服していた。

イ 本件取引制限の法的拘束力等

(ア) 原告らは、賞与証書上、本件取引制限に服するという条件で、本件各C株式の引渡しを受けたこと

賞与証書においては、ストック・ユニットの転換後に引き渡される株式は、証券法又はC社のポリシーの下で生じ得る譲渡制限を除いては、いかなる譲渡制限にも服さず、また、8条(c)(一定の状況の下での賞与の取消し)に規定する事由に基づく取消しにも服さない(2条(b))と規定されている。このように、原告らは、本件各C株式の株主となった後であっても、本件各C株式が本件取引制限に服するという条件でその引渡しを受けている。

(イ) 本件取引制限は、その内容及び違反の効果が明確に定められていることに照らしても、法的拘束力のある具体的義務を定めたものであること

本件取引制限の内容は、疑義のない明確な内容で規定されているだけでなく(前記ア(ア) aないしc)、違反の効果も具体的に規定されており(前記ア(ア) e)、その法的拘束力に疑義を抱かせるような事情はない。

したがって、適格従業員が遵守すべき本件取引制限は、法的拘束力を有する内容の明確な不作為義務であり、具体的な義務内容が曖昧な努力義務であるとか、法的拘束力を有するののかも曖昧な精神条項ないし努力目標のようなものであることは決してない。

(ウ) 行為規範及び従業員取引ポリシーは、雇用契約上も遵守すべきものとして定められていること

また、Eグループの従業員は、Eグループの使用者とEグループの従業員との間の雇用に関する権利義務を定める雇用契約書を根拠として、行為規範及び従業員取引ポリシー並びにこれらに規定される一定のE有価証券の取引制限(本件取引制限)を遵守しなければならない雇用契約上の義務を負っている。

ウ 本件取引制限の背景にある規制等

C社が、このような本件取引制限を規定する行為規範及び従業員取引ポリシーを定めているのは、米国1934年証券取引所法を始めとし、米国の自主規制機関（米国金融取引業規制機構等）の定める自主ルールを含む、米国関係法令を遵守するためにほかならならぬ。米国においては、多くの公開会社の間で、ある一定期間の自社発行株式の取引制限を設けることが、法令及び自主規制機関の規則の義務を満たす従業員に対する管理、監督制度として最も効果的な方法であると考えられていた。

本件当時、Eグループでは、以上のような背景の下で導入された行為規範及び従業員取引ポリシーに規定されるC株式の取引制限の実効性を確保するために、下記エに述べるとおり、更に様々な実効性担保のための措置を講じていた。

#### エ 本件取引制限の実効性確保のための措置

##### (ア) 行為規範及び従業員取引ポリシーを含む社内ルールの徹底のために採られていた措置

Eグループにおいて、従業員に本件取引制限を含む社内ルールの遵守を徹底させるために採られていた措置としては、以下のものがある。

- a 従業員の雇用時の行為規範及び従業員取引ポリシーの交付並びに既存の社内ルール改定時及び新たな社内ルール制定時のコンプライアンス通知の交付
- b コンプライアンス報告による社内ルールの通知
- c 年次認証による行為規範の定期的な確認及び従業員に対するリマインドのシステムの構築
- d C株式の取引制限に関する入社直後及び定期的なトレーニング及び従業員に対するリマインドのシステムの構築
- e イン트라ネットにおけるウインドウ・ピリオドの掲載

Eグループにおいて上記に挙げたような制度が構築されている中で、原告らを含むEグループの従業員は、行為規範及び従業員取引ポリシーに基づく本件取引制限を明確に認識し、平成20年8月当時、これを遵守しなければならないことを常時認識させられ、確実に理解させられていた。特に、かかる制度に違反した場合には、解雇という制裁が課される可能性があるほか、Eグループのみならず金融業界に従事することすら困難になることがある可能性も認識させられていた。また、Eグループが行為規範及び従業員取引ポリシーを徹底的に遵守させるための制度を構築していたことは、単なる見せ掛けなどではなく、実際にその制度の下で厳しい措置の執行が行われていた。そのような厳しい措置の執行の実態については、原告Xによる、同年9月15日のリーマン・ブラザーズによるチャプター・イレブンの申請は市場に壊滅的な影響を与え、株価は暴落していたが、ウインドウ・ピリオドが開始されるまでは、C株式の報酬プランでC株式を受領することになっていた誰もが、どうすることもできなかった旨の陳述や、原告Mによる、どれほど売却したいと思っても、本件転換日であった同月8日の後、ウインドウ・ピリオドの開始日である同月18日が来るまでは、本件各C株式を市場において売却し、その経済的価値を享受することは不可能であり、本件各C株式を売却するには、それが可能となった同日まで待つほかなかった旨の陳述からも十分にうかがい知ることができる。

このように、Eグループの各従業員は、上記aないしeの行為規範及び従業員取引ポリシーを含む社内ルールの徹底のために採られていた措置により、E有価証券の取

引を行うに当たっては、当該取引を行おうとする時点がウインドウ・ピリオドなのか、それとも取引制限期間なのか、予め注意するよう教育され、実際にその期間を確実に認識していた。したがって、当該取引を行おうとする時点がウインドウ・ピリオドであることが事前に確認されない限り、従業員がその取引を自ら進んで実行することはなかった。これにより、行為規範及び従業員取引ポリシーに規定される本件取引制限は従業員の間において徹底されていたのである。

(イ) 違反行為に対する監視体制及び対応措置

Eグループでは、万一、従業員が、ウインドウ・ピリオド及び取引制限期間を誤解する等により取引制限期間中に誤ってC株式を含むE有価証券の取引指示を出してしまった場合にも、行為規範及び従業員取引ポリシーに規定される本件取引制限が徹底されるよう、前記(ア)で述べた措置に加えて、以下に述べる監視体制を構築していた。

Eグループでは、原則として、従業員の全ての証券口座を、Eグループの証券会社に開設することを義務付け、その実効性を確保するため、証券口座に関する年次認証の制度を導入し、従業員は、毎年、Eグループの外部に保有する全ての証券口座を開示する義務を負っていた。これらにより、Eグループは、各従業員の取引情報をグループの証券会社を介して取得することが容易となり、現に制限銘柄リストレポートと呼ばれる社内ルールに違反する取引を監視するためのシステムを構築していた。

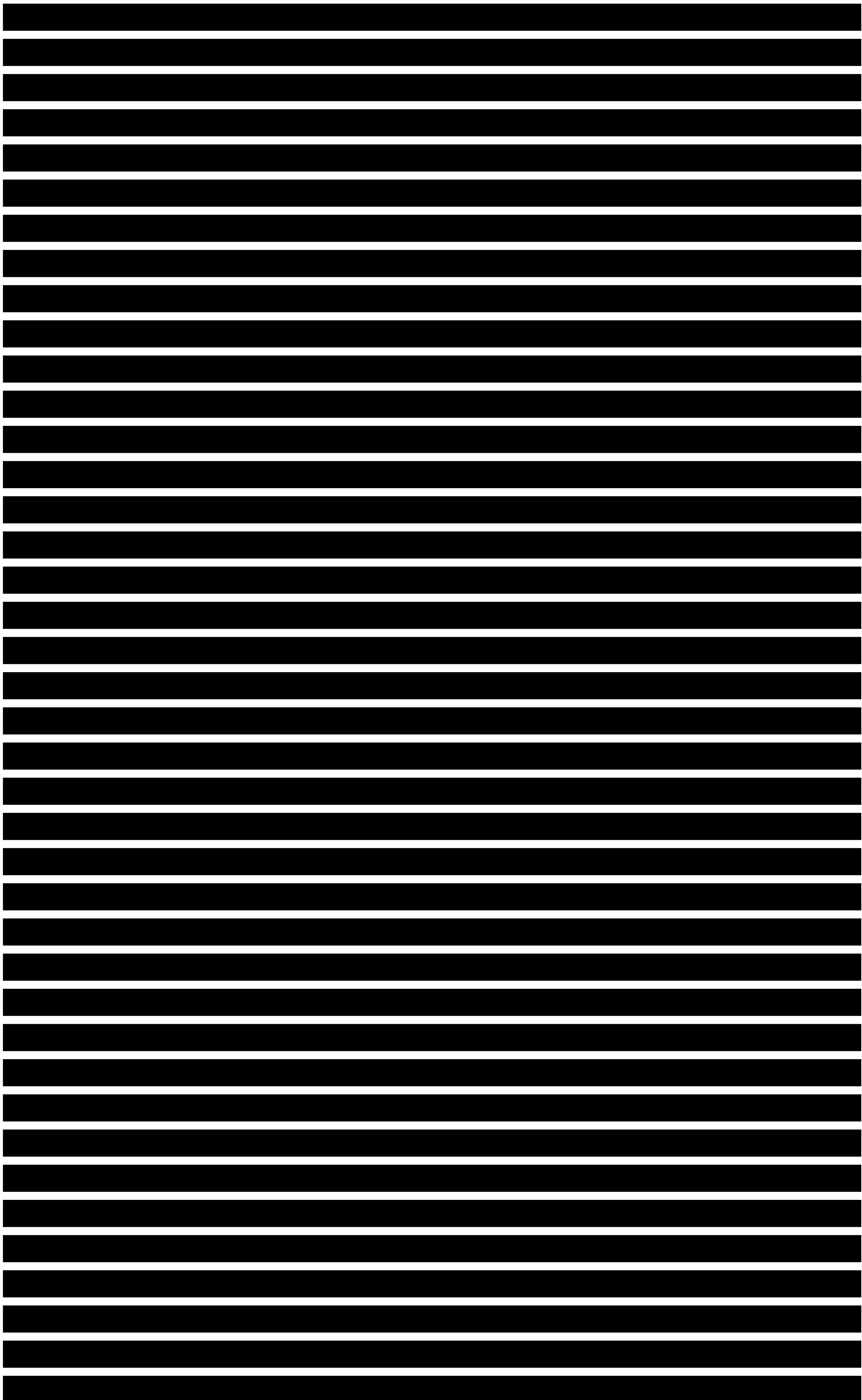
制限銘柄リストレポートは、C社のコンプライアンス部門内にあるコントロール・グループに自動的に送信され、違反行為を探知した場合、当該違反行為をコントロール・グループのヘッド及び関連する地域の従業員取引グループのスタッフのほか、コンプライアンス部門にも伝達していた。これを受けて、行為規範及び従業員取引ポリシーの規定に基づき、コンプライアンス部門の担当者が、当該従業員に対し、実行された取引の解約又は対応するE有価証券の買戻しを実行するよう求める電子メールを送付し、当該取引が存在しなかった状態に戻すよう要請し、当該取引により利益が発生した場合には、当該利益をチャリティーに寄付するよう求めており、現にこのような要求に応じない従業員はいなかった(なお、E有価証券の売却によって損失が発生した場合には、それは当該従業員の負担としていた)。原告Mの売り注文が手違いにより実行された際にも、上記措置が採られている。

以上のとおり、原告らを含むEグループの従業員は、Eグループの社内ルールを周知徹底されており、また、Eグループの証券口座における取引についてはその記録が残り、行為規範及び従業員取引ポリシーに規定される本件取引制限に違反した場合にはEグループに容易に探知されることも認識していたことに加えて、当該違反には最悪の場合、解雇という制裁が課される可能性があるほか、Eグループのみならず金融業界に従事すること自体が困難になることがある可能性も認識しており、自ら進んで本件取引制限に違反する取引を実行するなどということは全く考えられなかった。そして、万一、ウインドウ・ピリオドや取引制限期間を誤解していた等の理由により行為規範及び従業員取引ポリシーに規定される本件取引制限に違反した取引が行われたとしても、その場合には、当該取引の解約や対応するE有価証券の買戻しにより、実質的にみて当該取引が行われなかった場合と変わらない状態にされてしまう以上、原告らを含むEグループの従業員は、行為規範及び従業員取引ポリシーに規定される本件取引制限により、取引制限

期間中にC株式の譲渡や売却といった売買等を行うことは現実には不可能であった。

(4)

[Redacted content]



[REDACTED]

4 当てはめ—本件各C株式に係る所得税法36条1項に基づく収入金額計上時期は平成20年9月8日ではなく、同月18日であること

(1) 本項の構成

本項では、前記2で論じた所得税法36条1項に定める収入金額計上時期判定規範を前記3で論じた事実関係に当てはめると、平成20年9月8日の時点では、本件各C株式に係る所得については、収入実現の高度の可能性又は蓋然性が認められないこと、したがって、原告らが受けた本件各C株式については、同日は当該所得の収入金額計上時期ではないことをまず明らかにする(下記(2))。次に、原告らが受けた本件各C株式による株式報酬の収入金額計上時期は、当該株式についての取引制限が解除された後初めてのウインドウ・ピリオドの開始日である同月18日であるから、そのことを前提としてされた原告らの確定申告の内容こそが是認されるべきこと(下記(3))を論じる。

[REDACTED]

(2) 平成20年9月8日の時点では、本件各C株式に係る所得については収入実現の高度の可能性又は蓋然性が認められないことから、同日は当該所得の収入金額計上時期ではないこと  
ア 転換及びデリバリーに関する事実関係は、原告らが、平成20年9月8日の時点で、本件各C株式について、そのデリバリーを受けておらず、その処分を行う何らの権利及び手段も有していなかったことを示していること

前記3(2)イで述べたとおり、転換とは、C社が適格従業員に対して負う一定の停止条件付きのC株式による無担保の株式報酬支払債務であるストック・ユニットに付されて



いた未成就の停止条件が成就し、ストック・ユニットに対応するC株式として、適格従業員に対し株式報酬に係るC株式を引き渡すC社の義務が確定したことを意味しているにすぎず、C社がこの義務を履行したことや、転換日とその義務の履行期限であることを意味するものではない。

さらに、平成20年9月8日の時点では、原告らは、いまだ本件各C株式についてC社からデリバリーを受けておらず、かつ、自ら売却その他の処分をしてその価値に相当する経済的利益を取得することも許されていなかったことに加え、いずれかの第三者に対して当該株式に係る権利を処分等を行うことを指示する権利も有していなかった以上、当該株式に係る経済的利益を取得するには至っていなかった。

すなわち、①原告らは、被告が本件各C株式に係る所得が実現したと主張する平成20年9月8日又はそれ以前においては、C社に対しても、また、本件信託契約の受託者であるIに対しても、本件各C株式の振替指示を行うことによって本件各C株式を処分する権利を与えられていたことはなかった(前記3(2)ア)。また、②C社は、適格従業員に対して、本件各C株式を、転換日を期限として引き渡すべき義務を負っていたのではなく、転換後合理的期間内に引き渡す義務を負っていたにすぎないから(上記3(2)イ)、原告らは、C社に対して、本件各C株式のデリバリーを同日中に履行せよと請求できる権利を有していなかった。加えて、③同日においては、C社はいまだ本件各C株式のデリバリーを行う義務の履行に着手すらしていなかったから(前記3(2)エ)、本件各C株式のデリバリーは完了していなかった。つまり、同日時点において、原告らは、自ら本件各C株式に対する経済的価値を自らの証券口座において取得する手段を有していない状態にあったことは明らかである。

そして、当然のことながら、平成20年9月8日の時点で、原告らを含む適格従業員が、米国私法上、本件各C株式を取得したと認めることもできない(前記3(2)オないしキ)。

したがって、これらの事情のみに照らしても、平成20年9月8日の時点においては、原告らが本件各C株式に係る収入金額の換価可能性及び納税資金を含む資金の処分可能性(使用可能性)を有する状況にはなかったことが優に認められるといえる。

イ 本件取引制限に関する事実関係は、平成20年9月8日から同月17日までの間、原告らを含む適格従業員は、本件各C株式の譲渡その他の処分を行うことが事実上できなかったことを示していること

上記アで述べた事実に加えて、本件転換日である平成20年9月8日の時点のみならず、それ以降、同月17日までの間、原告らは本件取引制限に服していた。

まず、原告らは、行為規範及び従業員取引ポリシーにより、原則としてEグループ内の証券会社に証券口座を持たなければならないこととされていた(前記3(3)ア(ア)d)。かかる証券口座開設先の制限が極めて強い制約であることは、米国カリフォルニア州においてEグループの従業員を含む複数の米国証券会社の従業員が、そのような口座開設先の制限を法令違反であると主張した事件の判決からも十分にうかがえるところである。この判決において、米国の裁判所は、そのような口座開設先の制限も有効であるとの判断を示しているが、同判決においても論じられているとおり、Eグループ内に従業員の証券口座を持たせることにより、結果的に、その口座において保有されている株式については、Eグループに属する雇用者側で十分かつ実効性のある監視体制を敷くことができる。具体的

には、取引制限期間中に取引指図がされた場合にはそれを拒絶し、事前の承認がない限り取引ができないような仕組みを導入することができ、また、C株式に限らず、銘柄を問わず、全ての従業員の株式取引についてタイムリーな監視を行うことができ、万が一ケアレスミスを含め取引制限に違反する取引があれば、取引決済日より前に取り消すなり、反対取引をするなりして取引がされなかったのと同様の状態に戻す措置を速やかにとることができる等の実効性のある監視、執行体制を採用し得ることを意味する(前記3(3)エ(イ))。

そもそも、Eグループが、行為規範及び従業員取引ポリシーに規定される本件取引制限を定めているのは、米国の自主規制機関の定める自主ルールを含む米国関係法令の遵守義務に基づくものであり(前記3(3)ウ)、従業員の側においても本件取引制限に対する違反行為を行えば懲戒解雇の対象となるのみならず、刑事処分の対象となり得るほか、業界から追放されることもあり得るといふ厳しい制裁を伴う事柄であって(前記3(3)ア(ア) e)、Eグループに属する雇用者は、単なる取引制限の約束とは次元の異なるレベルでこの取引制限の実効性を担保する措置を二重、三重に採用し、譲渡そのものが実行されないようにするための措置も講じている。

他方、原告らを含むEグループの従業員は、そのような体制の中で、頻繁に、かつ、定期的に、それらの措置についての警告ともいふべき通知や教育を受けながら、本件取引制限に基づき課されている取引制限義務を遵守し、監視措置を始めとするEグループの雇用者が設定した二重、三重の取引制限の実効性担保措置に実際に服している(前記3(3)エ(ア))。現に、原告らのみならず、その他のC社の従業員全体が、取引制限の実効性担保の措置によって、リーマン・ショックという、金融、証券市場にとっては100年に一度といえる大事件が進行する中であったにもかかわらず、本件転換日以降ウインドウ・ピリオドが開始するまでの間、C株式について、いかなる形の処分も一切できない状態に置かれ、実際に処分をしなかった。

このように、本件において原告らが服していた、行為規範及び従業員取引ポリシーによる本件取引制限の拘束力及び実効性は極めて強力であり、原告らは、本件各C株式の譲渡といった売買等をするのは事実上不可能であった。本件取引制限に服していた納税義務者たる原告ら個人が置かれた状況を考慮すれば、原告らが本件各C株式に係る収入金額の換価可能性及び納税資金を含む資金の処分可能性(使用可能性)を確実に自分のものにしていなかったことは明白である。

以上に述べた事実を照らせば、平成20年9月8日においては、原告らに、本件各C株式に係る所得の実現の蓋然性は全く認められなかったというほかない。

#### ウ まとめ

以上のとおり、原告らは、平成20年9月8日の時点においては、そもそも本件各C株式のデリバリーも受けておらず、C社や本件信託契約の受託者であるIに対して本件各C株式に係る何らかの指示や指図をする権限も有していなかった。さらに、原告らが服していた本件取引制限の拘束力及びその実効性は極めて強いものであった。したがって、同日の時点において、原告らは、本件各C株式に係る収入金額の換価可能性及び納税資金を含む資金の処分可能性(使用可能性)も一切有していなかったと認められる。そのため、同日の時点で原告らの当該収入に係る所得については、収入実現の高度の可能性や蓋然性があるとは到底いえず、「所得の実現」を認めることはできないから、当該所得に係る収入金

額計上時期は、同日ではあり得ない。

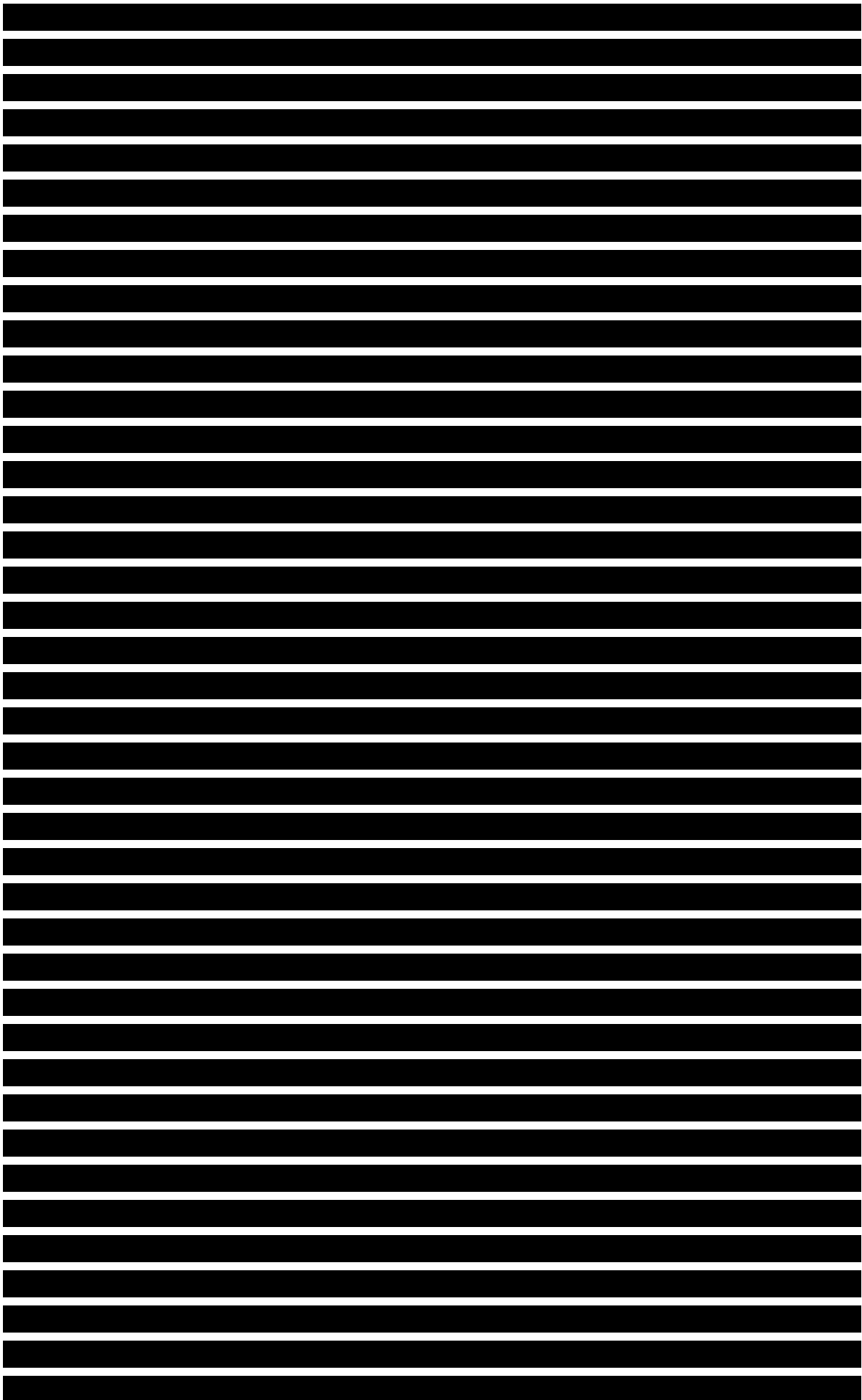
したがって、平成20年9月8日が収入金額計上時期であることを前提とする本件各更正処分及び本件各賦課決定処分には、法令の解釈適用を誤った違法がある。

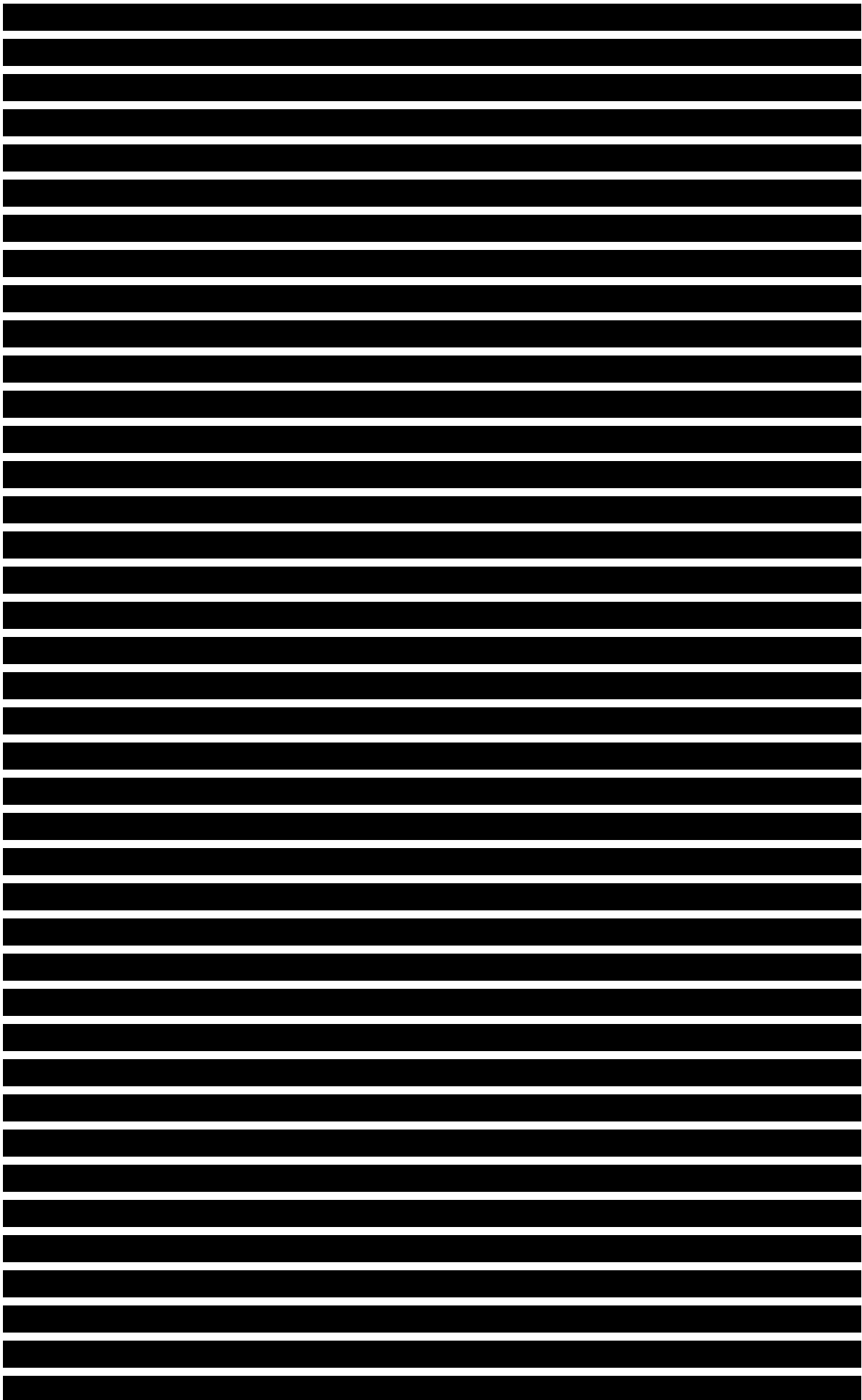
- (3) 平成20年9月18日が本件各C株式に係る収入金額計上時期であるという前提でされた原告らの申告内容こそが是認されるべきであること

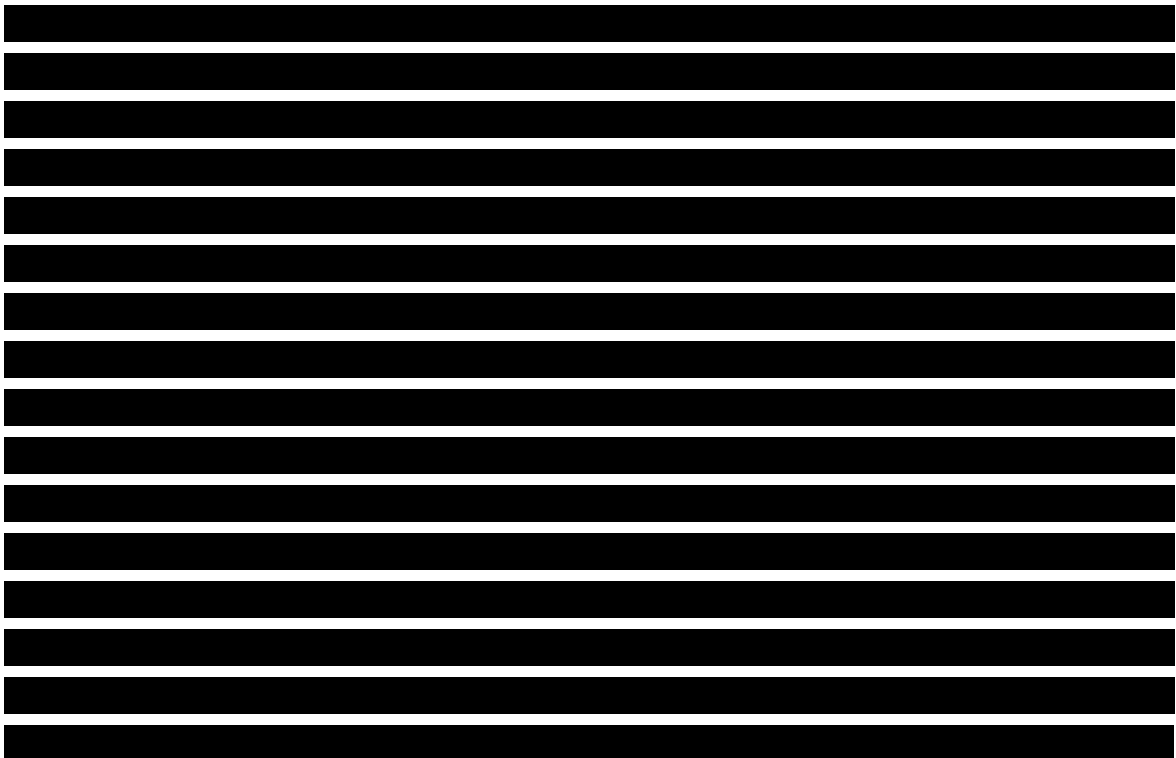
行為規範及び従業員取引ポリシーによる本件取引制限がウインドウ・ピリオドの初日である平成20年9月18日に解除されるまで継続していたことは前記3(3)ア(ア)で述べたとおりであり、それまでの間、原告らは、極めて強力な拘束力及び実効性を伴った本件取引制限に服していたことになる。したがって、仮に、同月8日の時点で完了していなかった原告らに対する本件各C株式のデリバリーが、同月9日以降のいずれかの時点で完了していたとしても、原告らは、行為規範及び従業員取引ポリシーによる本件取引制限の解除日の前日である同月17日までの間は、本件各C株式に係る収入金額の換価可能性及び納税資金を含む資金の処分可能性(使用可能性)も一切有していなかったことに変わりはない。

よって、原告らにおいて本件各C株式による収入についてその実現の高度の可能性あるいは蓋然性が認められ、「所得の実現」という課税要件が初めて充足されたのは、平成20年9月18日である。したがって、それを前提として、同日のC株式の市場価格に本件各C株式に係る給与所得を算出してされた原告らの申告は、いずれも是認されるべきことは、明らかである。

- (4) [REDACTED]







5 争点1についての結論

以上によれば、本件各C株式に係る所得税法36条1項に基づく収入金額計上時期は、平成20年9月8日ではあり得ず、同日においては「所得の実現」は認められない。したがって、収入金額計上時期が同日であることを前提として原告らに対してされた本件各更正処分及び本件各賦課決定処分は、いずれも違法であって、取消しを免れない。

第3 争点2について一本件各C株式に係る収入すべき金額につき、所得が実現した日における高値安値単純平均値で計算することには十分な合理性があり、更正されるべき理由は何ら存在しないこと

1 はじめに

所得税法36条2項に基づき本件各C株式に係る「収入すべき金額」を評価するに当たっては、どの時点のいかなる価格によってその評価がされるべきであるかが本件の第二の争点である。本件においては、本件各C株式のように、外国証券取引所に上場されており、その「所得が実現した日」における市場価格が複数存在する株式の場合に、その日の終値で評価しなければならないのか、あるいは、その日における終値以外の価格で評価することができるのか、という点について、原告らと被告の主張は対立している。

本件各C株式は、株式であるから、所得税法36条2項の「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」に該当する。しかるに、所得税法上、同項においても、また、それ以外の法令においても、上場株式の価額の評価について、「当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時」とは、(争点1において論じた収入金額計上時期判定規範に基づいて当該株式に係る収入金額計上時期であるとされる日の)証券取引所における終値で評価しなければならないことを定めた法令上の規定は存在しない。また、かかる上場株式の場合には、1日の間に市場価格は常時変化することが経験則上明らかである。そうである以上、1日という単位でみた場合に、その日の市場価格として合理的と認められる価格であれば、同項にいう「取得し」又は「享受する」時における価額と認めることを妨げる理由はないというべきである。特に、本件のよ

うに市場自体が異常な状況下にあった場合には、偶然性や異常性をより排除することができる方法によって計算される価額にこそ合理性が認められ、その意味では、原告らが本件各C株式につき、被告の主張する「終値」ではなく、むしろ、原告らが確定申告において行ったように「高値安値単純平均値」をもって「収入すべき金額」を算出することこそ、十分な合理性がある。したがって、本件各更正処分において原告らが更正されるべき理由は何ら存在しない。

- 2 株式の価額の評価に関し、「取得し、又は」「享受することになった日」の市場価格として合理的に認められる価格であれば、所得税法36条2項にいう「取得し」又は「享受する」時における価額というべきであること

所得税法36条2項は、「経済的利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする」と定め、経済的利益が所得として実現した時点の時価によって評価されるべきことを規定している。

もともと、上場株式の価額の評価に関し、法令上、「取得し」又は「享受する」時における価額に関して、終値による評価を要求する規定は存在しないし、その他、具体的に当日の何時何分何秒の市場価格でなければならない旨を定めた規定があるわけでもない。したがって、端的に終値ではないという理由のみにより、時価として違法ないし不適切であると解されるべき理由は全くない。

そもそも、前記第2の2において述べた収入金額計上時期判定規範の解釈を前提とすると、所得税法36条2項が定める「取得し」又は「享受する」時とは、「所得の実現」という課税要件が充足されたと認められる時を意味することになる。そして、「所得の実現」とは、「収入金額の換価可能性及び納税資金を含む資金の処分可能性（使用可能性）を確実に自分のものにした時」を指すことから、「取得し」又は「享受する」時における価額とは、収入金額の換価可能性及び納税資金を含む資金の処分可能性（使用可能性）を確実に自分のものにした時の価額を指すことになる。したがって、上場株式の場合には、「取得し」又は「享受する」時とは、取得し又は享受することになった日を指し、「取得し」又は「享受する」時における価額とは、取得し又は享受することになった日の市場価格として、それぞれの事情に応じて合理的と認められる価格を指すものと解するのが妥当な解釈であると考えられる。

この点につき、所得税基本通達23～35共-9及び36-36においては、上場株式の評価として終値による旨が述べられている。しかしながら、そもそも通達は国民に対する拘束力を有しておらず、法源でもない。したがって、上記の通達における解釈に拘束される理由はなく、そのような通達において述べられた解釈であること自体が、実質的な意味において、終値を用いて本件各C株式の「取得し」又は「享受する」時における価額を算定することの合理性を基礎付けるものとはいえない。

また、終値は、単に当該取引日の最後に形成された、当該市場において不特定多数の当事者間の自由な取引による「結果の価格」にすぎず、終値が必ずしも当該取引「日」を「日」単位で一時点としてみた場合の唯一の合理的な時価を表していることにはならない。納税義務者がその日の市場で売却しようと思えば売却することができる状態に置かれたことをもって換価可能性の要請を満たすものと評価されるというのが上場株式に係る「取得し」又は「享受する」時における価額による評価の根底にある考え方であることを踏まえると、上場株式の場合について、「取得し」又は、「享受する」時における価額を「収入金額の換価可能性及び納税資金を含む資金の処分可能性（使用可能性）を確実に自分のものにした」日の「終値」と解すること

には、唯一無二の合理性があるとはいえない。

3 高値安値単純平均値は、終値よりも異常性、偶然性が排除されたものであり、これを用いることに十分な合理性があること

(1) 高値と安値という二つの統計値を踏まえて算出される平均値である高値安値単純平均値は、特定の統計値にすぎない終値よりも異常性、偶然性が排除されたものであること

ア 高値安値単純平均値と売買高加重平均値の値は極めて近接しているのに対し、売買高加重平均値と終値の値は大きく乖離していること

本件転換日の前営業日である平成20年9月5日から、本件各C株式の所得が実現した日として原告らが主張する同月18日までの間を通じて、①高値安値単純平均値、②売買高加重平均値（取引日における取引実態により近い平均的な約定価格として金融実務において広く認識されており、被告が、異常性、偶然性をより排除することになるとも思料される旨を自認する値）及び③終値の三者を比較すると、一般的に①と②が近接しており、他方、②と③が大きく乖離する傾向にある。したがって、一般的にみて、終値（③）以上に、高値安値単純平均値（①）の方が異常性、偶然性が排除された合理的な値であることは明らかというべきである。

イ 取引日中の終値以外の取引価格を一切考慮しないことは、納税義務者に取引日1日の価格変動リスクを負わせることにほかならないこと

上場株式について、本件各C株式のように市場外の取引において取得する場合、「収入金額の換価可能性及び納税資金を含む資金の処分可能性（使用可能性）を確実に自分のものにした時点」に当たる時間を厳密に特定することは困難であり、飽くまで「収入金額の換価可能性及び納税資金を含む資金の処分可能性（使用可能性）を確実に自分のものにした」日という限度で特定せざるを得ない。しかるに、同日中に換価のために市場において売却したならば得られたであろう対価の価格は、売却時刻によって当然に異なるものであり、しかも、その価格は偶然性に支配されるものである。それを前提に「収入金額の換価可能性及び納税資金を含む資金の処分可能性（使用可能性）を確実に自分のものにした時点」の価格を特定する場合には、それらの価格を可能な限り全て捕捉する指標を用いるのが合理的というべきであり、その場合に終値を用いなければならないと考えるのは合理的とはいえない。

すなわち、1取引日中には多数の取引価格が存在するにもかかわらず、「所得の実現」時点を日付で特定せざるを得ないという制約が存在するために、一つの価格をもって実現した所得の評価額とするということは、納税義務者に取引日1日の間の価格変動リスクを負わせるということにほかならない。仮に、取引日中のその他の取引価格を一切考慮せず「終値」をもって評価額とするならば、納税義務者は上記のリスクを正面から負うことになり、そのような解釈には合理性はないといわざるを得ない。むしろ、上記アにおいて述べたとおり、売買高加重平均値に極めて近接した高値安値単純平均値を用いる方が、売買高加重平均値と乖離する傾向にある終値を用いるよりも、価格変動リスクを納税義務に負担させる観点から合理性を有することは明らかである。

(2) リーマン・ショックの状況下におけるFでは、市場価格は乱高下を繰り返し、異常性、偶然性が高まっていたことから、終値よりも、高値安値単純平均値の方が合理的と認められる事情が特に存在すること



ア C株式が上場しているFには、いわゆる値幅制限が存在せず、1日の間に取引価格が複数回にわたって大きく上下動する可能性が存在したこと

いわゆる値幅制限の制度がなく、特定の銘柄について大幅な価格の上下動が起こり得る市場において取引されている株式の時価を算定する際には、終値を用いることは明らかに不合理であって、高値安値単純平均値を用いる方が合理性を有している。

すなわち、C株式が上場しているFにおいては、東京証券取引所などの日本の証券市場とは異なり、ある株式について前日の終値から一定額以上の価格変動が起きた場合には、以後、その日の当該株式の取引が停止されるという内容の、いわゆる「値幅制限」の制度が存在しない（なお、日本の証券市場においては、値幅制限制度によって特定銘柄の値動きの幅を前取引日終値比で約20%の範囲に収めるような運用がされている。）。そのため、Fの上場株式の場合には、日本の証券市場に上場されている株式に比べて、1日の取引時間内に価額が複数回にわたってより大きく上下動するという結果が生じることがある。また、1日の終値も、仮に取引時間があと数分間継続していたとすればその価額が大きく変動する可能性があるという意味において、偶然性の強い価額であって、必ずしも当該株式のその日における唯一の合理的な価値を示しているとはいえない。したがって、Fで取引される株式の時価を算定するに当たって、1日の取引終了時点における価額である終値を用いてしまうと、偶然性の高い数値を選択することになるため、一律に終値で評価するという取扱いは何ら合理性を有しない。むしろ、個別銘柄についての値幅制限のない取引市場における株式の時価を算定するに当たっては、終値ではなく、1日に繰り返される取引の上下動を加味した価額として、高値安値単純平均値を用いることの方が、より高い合理性を有している。

以上のように、C株式のように、いわゆる値幅制限の制度がなく、特定の銘柄について大幅な価格の上下動が起こり得るFにおいて取引されている株式の時価を算定する際には、極めて偶然性の高い数値である終値を基準として「取得し」又は「享受する」時における価額を算出することは不合理であって、むしろ1日に繰り返される取引の上下動を加味した価額である、高値安値単純平均値を用いることの方が「取得し」又は「享受する」時における価額の算定方法として十分な合理性を有する。

イ リーマン・ショックの状況下では、いわゆる値幅制限が存在しないFの上場株式に係る市場価格の異常性、偶然性が高まっており、高値安値単純平均値が合理的な値であると認められる事情が特に存在すること

本件は、平成20年9月15日に発生し、100年に一度の事態とまでいわれた、いわゆるリーマン・ショックによる市場の乱高下を背景として起きた事件であるが、いわゆるリーマン・ショックの状況下では、上記アのとおり、C株式が上場しているFにはいわゆる値幅制限が存在しないこともあいまって、市場の乱高下によって市場価格の異常性、偶然性がそれこそ「異常に」高まっていた。実際に、ウインドウ・ピリオドの開始日（同月18日）におけるC株式の1日の取引価額は、●米国ドル（安値）から●米国ドル（高値）という乖離が生じており、乖離の幅は、前取引日終値比で見ると日本の証券市場の制限値幅が適用されていた場合の2倍以上である約45%、また、当日の安値比で見ると100%超の範囲で、大幅な価格の上下動を何度も繰り返していた。

そして、前記（1）において述べた、高値安値単純平均値の方が終値よりも市場価格の

異常性、偶然性が排除されたものであるという点は、「所得の実現」した日に取引価格が安定していた場合であっても当然に妥当するが、以上のように市場価格の異常性、偶然性が「異常に」高まった状況下にあった平成20年9月18日のような日の場合には、高値と安値という二つの統計値を踏まえて算出される平均値である高値安値単純平均値の方が、特定の統計値にすぎない終値よりも異常な乱高下を繰り返した取引価格の異常性、偶然性が排除されたものであって、高値安値単純平均値が合理的な値であると認められる事情が特に存在するというべきである。このことは、前記(1)アにおいて述べた、高値安値単純平均値と売買高加重平均値が近接しており、他方、売買高加重平均値と終値が大きく乖離しているという点が、市場価格が乱高下を繰り返した同日において取り分け顕著であることを考えると、より一層明らかであるといえる。

また、前記(1)イにおいて述べた、高値安値単純平均値を用いる方が、少なくとも終値を用いるよりも、価格変動リスクを納税義務者に負担させる観点からは合理性を有するものということができるという点は、「所得の実現」時点と判断される取引日において、市場価格が比較的安定していた場合であっても当然に妥当するが、本件各C株式の所得が実現した日として原告らが主張する平成20年9月18日のように、その市場価格が乱高下を繰り返し、価格変動リスクが大きい場合を考えれば、その解釈を採用することに合理性があることは、一層明らかといえる。

- 4 原告らが、本件各C株式に係る収入すべき金額につき、高値安値単純平均値で計算したとしても、納税義務者相互間の公平は十分に確保されており、租税法における画一的な取扱いの要請を害することにはならないこと

株式の価額の評価に関し、一定の算定方法を適用する限り、納税義務者の恣意が働く余地はなく、終値を用いないからといって、納税義務者相互間の公平の確保の要請が害されるわけではない。現に、原告らは、前記3において述べたとおり、所得が実現した日の高値安値単純平均値という合理性のある方法を用いて本件各C株式の「取得し」又は「享受する」時における価額を算定しており、納税義務者相互間の公平は十分に確保されているのである。さらに、租税法における画一的な取扱いの要請は、納税義務者相互間の公平を確保するためのものであるところ、上記のとおり納税義務者相互間の公平が十分に確保されている以上、高値安値単純平均値による株式の価額の評価が租税法における画一的な取扱いの要請を害するわけでもない。

したがって、原告らが、本件各C株式に係る「取得し」又は「享受する」時における価額の計算につき、高値安値単純平均値で計算したとしても、納税義務者相互間の公平は十分に確保され、租税法における画一的な取扱いの要請を害することにはならない。

- 5 争点2についての結論

以上のとおり、所得税法36条2項にいう「取得し」又は「享受する」時における価額は、取得し又は享受することになった日の市場価格として、合理的に認められる価格であれば足りると解釈される。しかるに、上場株式の場合に「取得し」又は「享受する」時における価額を、取得し又は享受することになった日の終値であると解さなければならない必然性やそれが唯一の合理的な値であると解する理由はなく、むしろ、取得し又は享受することになった日の高値安値単純平均値と解することは、十分に合理性を有する。特に、C株式のように、いわゆる値幅制限の制度がなく、特定の銘柄について大幅な価格の上下動が起り得るFにおいて取引されている株式の時価を算定する際には、終値を用いることは明らかに不合理であって、高値安

値単純平均値を用いる方が合理性を有している。実際に、平成20年9月15日に発生し、100年に一度の事態とまでいわれた、いわゆるリーマン・ショックの状況下では、市場価格の異常性、偶然性が「異常に」高まったことは社会通念上明らかであって、正にその状況下にあった同月18日のような日の場合には、高値と安値という二つの統計値を踏まえて算出される平均値である高値安値単純平均値の方が、特定の統計値にすぎない終値よりも異常性、偶然性が排除された合理的な値であると認められる事情が特に存在するというべきである。

したがって、本件各C株式に関し、被告の主張する終値ではなく、高値安値単純平均値をもって「取得し」又は「享受する」時における価額を算出することは、十分な合理性を有しており、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分は根拠を欠くものであるといわざるを得ない。

#### 第4 結語

冒頭において述べたとおり、本件における争点1は、本件各C株式に係る所得税法36条1項に定める「収入すべき」日（収入金額計上時期）はいつか（平成20年9月8日か否か）という点である。しかるに、原告らが指摘した最高裁判例及び下級審裁判例に現れた判断内容及び谷口勢津夫の意見等において明確に示されているとおり、同項に定める収入金額計上時期判定規範（所得の年度帰属に関する課税要件）は、収入実現の高度の可能性又は蓋然性が認められるという意味での「所得の実現」の時である。そして、そこにいう「所得の実現」とは、納税義務者が置かれた状況を考慮した上での、当該納税義務者にとっての収入金額の換価可能性及び納税資金を含む資金の処分可能性（使用可能性）を意味すると解釈すべきである。かかる解釈に基づき、原告らの本件各C株式に係る同項に基づく収入金額計上時期を判断すれば、①被告が主張する同日の時点においては、原告らに対する本件各C株式に係るデリバリーも完了しておらず、米国私法上、原告らが本件各C株式に係る権利を取得したと認めることができないう事実が認められることに加え、②原告らは、C社の行為規範及び従業員取引ポリシーにより、極めて強力な拘束力及び実効性を伴った本件取引制限に服しており、本件取引制限の解除日の前日である同月17日までの間は、本件各C株式に係る収入金額の換価可能性及び納税資金を含む資金の処分可能性（使用可能性）も一切有していなかったのであるから、「所得の実現」を認めることは到底不可能である。よって、本件各C株式に係る収入金額を同月8日に計上すべきであるとしてされた本件各更正処分は、事実認定を誤り、かつ、本件各C株式に係る収入金額計上時期を誤った違法な処分であるというほかない。

実際のところ、本件各C株式に係る収入金額についてみると、平成20年9月8日のC株式の終値である一株当たりの価格（●米国ドル）を基準として算出した収入金額は、同月18日のC株式の一株当たりの価格（●米国ドル）を基準として算出した収入金額の2倍を超える額に匹敵する。すなわち、本件各更正処分は、同月8日の時点においては、原告らが本件各C株式の価値に相当する収入を得る手段が全くない状態に置かれていたにもかかわらず、同日以後初めて本件各C株式の譲渡が可能となった同月18日の時点における本件各C株式の価額の2倍を超える金額を基準として算出された多額の所得税の納税義務を負わせるという結果をもたらすものである。この結果が原告らにとって極めて酷であることは明白であり、そのこと自体が、本件各更正処分が収入金額計上時期を誤り、「所得の実現」が認められない所得に課税する違法な処分であることの証左である。そのような違法な処分は決して是認されるべきものではない。

以上のとおり、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分には、所得税法36条1項及び2項

の解釈適用を誤った違法があるから、これを維持することは許されず、速やかに取り消されなければならない。

## 被告の主張

## 第1 事案の概要等

本件は、Eグループに勤務していた原告らが、本件各ストック・ユニットの転換により取得した本件各C株式（本件各株式報酬）について、原告らの平成20年分の所得税の給与所得等の収入金額の算定上、次の2点を争っている事件である。

- 1 本件各株式報酬に係る給与所得等の収入金額の収入すべき日が、本件転換日である平成20年9月8日（被告の主張）であるか、本件各C株式を含むE有価証券の取引が可能となったとするウィンドウ・ペリオドの開始日である同月18日（原告らの主張）であるか（争点1）
- 2 本件各株式報酬に係る給与所得等の収入金額の算定の基礎となるC株式一株当たりのFにおける株価は、収入すべき日の「終値」によるべきか（被告の主張）、収入すべき日の「高値安値単純平均値」（原告らの主張）によるべきか（争点2）

なお、本件各株式報酬が給与所得等に該当すること及び本件各株式報酬に係る給与所得等の収入金額の算定の際にTTMレートを用いることについては、被告及び原告らの双方に争いはない。

第2 本件各株式報酬に係る給与所得等の収入金額の収入すべき日は、所得税法36条1項における権利確定主義に基づき、「収入の原因となる権利」である「本件各C株式を取得できる権利」が確定した本件転換日であること（争点1）

## 1 はじめに

本件の主たる争点である本件各株式報酬に係る給与所得等の収入金額の収入すべき日（争点1）に関しては、所得税法36条1項に基づいて判断すべきという点において、被告及び原告らの双方ともに異論はないものの、同項に関する法解釈の点で、同じ最高裁判例及び下級審裁判例を引用しながらも、双方の見解が異なっており、原告らは「所得の実現」を、被告は「権利確定主義」を基にして判断すべきと主張するものである。

そこで、以下、所得税法36条の解釈に関する被告の主張を述べ（後記2）、同解釈に基づけば、本件各株式報酬に係る給与所得等の収入金額の収入すべき日が本件転換日であることを述べた（後記3）上、同条の解釈及び当てはめに関する原告らの主張に対する被告の反論を述べる（後記4）こととする。

- 2 市場価格が形成され、金銭的に測定可能な経済的価値を有している「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」をもって収入する場合における収入すべき日は、所得税法36条1項における権利確定主義に基づき、当該「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」に係る収入の原因となる権利の確定する日であること

(1) 「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」をもって収入する場合においても、その収入すべき日は、所得税法36条1項における権利確定主義に基づき判断されること

所得税法36条は、各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額の範囲、これらの金額の収入すべき時期（いわゆる所得の年度帰属）及び金銭以外のもので収入する場合のその金額の評価についての通則を規定したものであり、同条1項において、収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、金銭に限らず、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益を含むこと、及び、所得の年度帰属については、広義

の発生主義である権利確定主義を原則とすることを明らかにし、同条2項は、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、それらの取得又は享受時における価額により計算することを規定している。すなわち、同条1項は、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合の収入時期についても、権利確定主義を原則とすることを規定したものであり、同条2項は、金銭以外のものによる収入の評価に関する考え方を規定したものであって、「現金以外の資産その他の経済的利益は、別段の定めがない限り、収入時の時価で評価される」ことを明らかにしたものである。

- (2) 市場価格が形成され、金銭的に測定可能な経済的価値を有している金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の取得が、所得税法36条1項の「収入」に該当すること

上記(1)で述べたとおり、所得税法36条1項は、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合の収入時期についても権利確定主義を原則とすることを規定したものであるが、当該「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」の取得が、同項の「収入」と評価されるべきものでなければならない。

この点、所得税法は、包括的所得概念(純資産増加説)を採り、人の担税力を増加させる利得は全て所得を構成すると解されており、所得を収入という形態で捉えていることから、「収入」という形で獲得した経済的利得が課税対象となる。そして、この「収入」とは、いわゆる法概念として所得税法独自の意味内容を有しているとされ、一般には、「外部からの経済的価値の流入」と解されている。

このように、所得税法36条1項の規定は、「収入」の形で新たに外部から取得する経済的価値、すなわち、経済的利得を所得と観念する考え方に基づくものであり、現金以外の資産その他の経済的利益も収入に含まれ、その評価は、同条2項により、別段の定めがない限り、収入時の時価で評価されることになる。

そして、ここにいう時価とは、ある時点における当該資産の客観的交換価値を指すものであり、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額であって、いわゆる市場価格をいうものと解されている。

そうすると、株式などの金銭以外のものを取得した場合において、当該金銭以外のものについて、市場が形成され、経済取引の対象となるなど市場価格が形成されている場合には、金銭的に測定可能な経済的価値を有するということになり、担税力を増加させる経済的利得に当たるといえ、当該金銭以外のものが、所得税法36条1項の「収入」に該当することになる。

- (3) 所得税法36条1項における権利確定主義は、「収入の原因となる権利」の確定する日をもって、収入すべき日とするものであること

ア 上記(1)及び(2)で述べたとおり、「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」をもって収入するに当たり、それらに市場価格が形成され、金銭的に測定可能な経済的価値を有している場合には、その収入すべき日については、所得税法36条1項における権利確定主義に基づいて判断すべきことになる。

イ この権利確定主義は、「もともと、所得税は経済的な利得を対象とするものであるから、究極的には実現された収支によってもたらされる所得について課税するのが基本原則であり、ただ、その課税に当たって常に現実収入のときまで課税できないとしたのでは、納税者の恣意を許し、課税の公平を期しがたいので、徴税政策上の技術的見地から、収入すべ

き権利の確定したときをとらえて課税することとしたものであり、「現実の収入がなくとも、その収入の原因たる権利が確定的に発生した場合には、その時点で所得の実現があったものとして、右権利発生の時期の属する年度の課税所得を計算する」（昭和49年最判）というものである。

ウ そして、「収入の原因たる権利（収入の原因となる権利）」が確定する時期については、「それぞれの権利の特質を考慮し決定されるべきものである」（昭和53年最判）ところ、松山地裁平成●●年（〇〇）第●●号平成7年2月24日判決・訟月42巻10号2533頁（以下「平成7年松山地判」という。）が、「収益の認識に関する権利確定主義の見地からすると、権利等が確定したというためには、単に当該権利等が発生しただけでなく、権利等が具体的に実現する可能性が、客観的に認識できる状態にまで高められていなければならない」と判示し、さらに、昭和46年最判が、「一般に、金銭消費貸借上の利息・損害金債権については、その履行期が到来すれば、現実にはなお未収の状態にあるとしても、旧所得税法10条1項にいう「収入すべき金額」にあたるものとして、課税の対象となるべき所得を構成すると解されるが、それは、特段の事情のないかぎり、収入実現の可能性が高度であるからと判示し、昭和46年最判調査官解説において、「もともと所得税は、究極的には実現された収支に対応する所得を対象とすべきものであるから、権利確定の時期を決定するについては、できるかぎり収入実現の蓋然性の高い時点を選ぶべきである。また、現実収入主義による課税負担の不公平を避けることが権利確定主義の狙いの一つでもあることを考慮すると、通常の経済人であればその実現に努力するものと考えられ、また、それが可能であると考えられる状態が到来した時点をもって、権利確定の時期とすべきである。」と解説されているところである。

エ さらに、権利確定主義は、前記（1）で述べたとおり、金銭を収入する場合のみならず、「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」をもって収入する場合にも当てはまるものであるが、所得税法36条1項が、所得の年度帰属についていわゆる「権利確定主義」を原則とすることを明らかにし、同条3項において、同条1項の例外としていわゆる「現金主義」によることを定めていることからして、「権利確定主義なるものは、その権利について後に現実の支払があることを前提として、所得の年度帰属を決定するための基準であり（昭和49年最判）、「所得税法の採用するいわゆる権利確定主義は、いまだ現実収入の時以前においても所得が実現したものとして課税できることを認めたものであって、現実収入後の計上を認めるものではない」（東京高裁昭和●●年（〇〇）第●●号平成元年1月30日判決・訟月35巻6号1129頁）。

#### （4）小括

以上のとおり、市場価格が形成され、金銭的に測定可能な経済的価値を有している「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」をもって収入する場合における収入すべき日は、所得税法36条1項における権利確定主義に基づき、当該「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」に係る収入の原因となる権利が確定する日である。

3 本件各株式報酬に係る給与所得等の収入金額の収入すべき日は、権利確定主義に基づいて判断すれば、収入の原因となる権利である本件各C株式を取得することのできる権利の確定する本件転換日であること

#### （1）C社の株式報酬制度について

本件各報酬プラン及び本件各賞与証書によれば、これらの規定に基づき付与されるストック・ユニットは、その予定転換日に、1個につきC株式一株を被付与者に支払うC社の契約であり、被付与者は、ストック・ユニットがC株式に転換されるまでは、C社の一般的な無担保債権者の権利のみを保有し、配当相当額の支払を受けるものの、C株式に関して株主にはならず、株主としてのいかなる権利も持たないとされる。そして、被付与者のストック・ユニットは、予定確定日までの間、被付与者がEグループにおいて勤務を継続し、かつ、一定の取消事象に該当しないことを条件に、当該予定確定日に確定し、その後、確定したストック・ユニットは、予定転換日までの間、被付与者に競合他社への就職等や機密情報の漏えい等の一定の事由が生じた場合、たとえ確定しているストック・ユニットであっても取り消されるものの、当該事由が生じなかった場合には、当該予定転換日に、ストック・ユニット1個につき一株のC株式に転換され、付与されたストック・ユニットに対応したC株式が被付与者に引き渡されるものである。

そして、ストック・ユニットの転換によって、被付与者は、付与されたストック・ユニットに対応するC株式の実質的所有者（受益所有権者）となり、C株式の議決権、現金、株式配当金又は株式に支払われるその他の分配金を受け取る権利を含む、あらゆるC株式の所有者としての権利を取得するとともに、当該C株式については、証券取引法又は従業員取引ポリシー及びコンプライアンス通知による制限を除き、あらゆる取引制限を受けず、また、本件各賞与証書において規定された一定の取消事象によって取り消されることもないとされている。

(2) 本件において、原告らの所得税法36条1項における「収入」（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益）は、本件各C株式（及び米国等源泉徴収税額相当額）であること

上記（1）で述べたC社の株式報酬制度に照らせば、原告らの「収入」（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益）とは、本件各C株式（及び米国等源泉徴収税額相当額）であるといえる。

すなわち、上記（1）で述べたとおり、本件各報酬プラン及び本件各賞与証書に基づき付与されるストック・ユニットは、ストック・ユニットの転換日に、C株式を被付与者に支払う無担保のC社の契約であり、また、譲渡等が禁止されており、ストック・ユニット自体には市場性がなく、金銭的に測定可能な経済的価値を有していないことから、ストック・ユニットを付与されただけでは、被付与者が担税力を増加させる経済的利得を得たとはいえず、ストック・ユニットは「収入」には該当しないが、一方、本件各ストック・ユニットの転換によって原告らが取得した本件各C株式については、Fで一般に取引される上場株式として経済的価値を有するC社の普通株式であり、市場価格が形成され、金銭的に測定可能な経済的価値を有しており、原告らは、本件各C株式を取得することによって、担税力を増加させる経済的利得を得ることになるから、本件各C株式は「収入」に該当する。

また、米国等源泉徴収税額相当額は、C社が、本件各報酬プラン及び本件各賞与証書の規定に基づいて、本件各ストック・ユニットの転換時に生じる原告らの税金の納付又は源泉徴収義務の履行のため、転換された株式の株数（ストック・ユニットの個数と同数）から源泉徴収分として差し引いた数のC株式につき、本件転換日におけるC株式の株価を基に金銭的に評価した金額であり、当該差し引かれた数のC株式は、本件各ストック・ユニットが転換された数のC株式の一部を構成するものであるから、米国等源泉徴収税額相当額も原告ら（具



体的には、原告丙、原告丁、原告L、原告M、原告戊及び原告Kの6名)の「収入」に該当する。

なお、原告らにおいても、「収入」が本件各C株式であることについては被告と見解を異にするものではない(原告らは、本件において「所得の実現」が争われている収入は、本件各C株式(無券面株式)という権利である旨述べている。)

(3) 本件各株式報酬に係る給与所得等の収入金額の収入すべき日は、収入の原因となる権利である本件各C株式を取得することのできる権利が確定する本件転換日であること

上記(2)で述べたとおり、原告らの「収入」は本件各C株式(米国等源泉徴収税額相当額を含む。)であるから、「収入の原因となる権利」は、本件各C株式を取得することのできる権利であり、この権利の確定、すなわち、この権利が「具体的に実現する可能性が客観的に認識できる状態にまで高められた」(平成7年松山地判)ないし「収入実現の蓋然性の高い」(昭和46年最判調査官解説)時点とは、本件転換日である。

このことは、次の事実から認められる。

ア まず、C社の株式報酬制度の内容自体から、本件各C株式を取得することのできる権利の確定が本件転換日であるといえる。

すなわち、前記(1)で述べたとおり、本件各報酬プラン及び本件各賞与証書により付与されるストック・ユニットは、予定転換日に、諸条件を満たしたことによって、C株式に転換され、その転換によって、被付与者は、付与されたストック・ユニットに対応するC株式の実質的所有者となり、C株式の議決権、現金、株式配当金又は株式に支払われるその他の分配金を受け取る権利を含む、あらゆるC株式の所有者としての権利を取得し、その後生じた事由によって、その転換が取り消されることはなくなり、また、その転換によって、被付与者に、付与されたストック・ユニットに対応するC株式が引き渡されることになることとされている。

そうすると、原告らは、本件転換日に、ストック・ユニットがC株式に転換されるための諸条件を満たし、本件各ストック・ユニットが本件各C株式に転換されたことによって、本件各C株式の実質的所有者となり、あらゆるC株式の所有者としての権利を取得したのであり、換言すれば、本件転換日において、C社の原告らに対する本件各C株式の支払債務が確定し、他方、原告らにおいては、本件各C株式を取得することができることが確定したのである。

このことは、㊦が、転換とは、ストック・ユニットに対応するC株式を引き渡すべき契約上の義務がC社に発生し、C株式を受領することのできる被付与者の権利がフィックスされることを意味し、換言すれば、転換日とは、転換された当該株式を支払うべきものになる日である旨述べ、さらに、原告j及び原告eも、本件転換日にC株式を受領する権利を得た旨述べていることから認められる。

したがって、本件各C株式を取得することのできる権利が確定したのは、本件転換日である。

なお、本件各ストック・ユニットの転換によって、本件各ストック・ユニットに対応した本件各C株式は、基本的に本件転換日以後5日以内に原告らの証券口座へのデリバリーが完了するとされ、本件各C株式は、本件転換日からウインドウ・ピリオド開始日の前日までは、おおむね原告らの証券口座へのデリバリーがされたことが認められる(現に、

原告R、原告U、原告a、原告e及び原告Mは本件転換日付で、原告甲ほか16名はその翌日である平成20年9月9日に、原告iほか6名は同月11日に、原告Lは同月12日に、原告④及び原告qは同月17日に、原告らの証券口座に本件各C株式のデリバリーがされている。)。このような本件各C株式の原告らの証券口座へのデリバリーは、本件転換日に、原告らが本件各C株式に係る所有者としてのあらゆる権利を確定的に取得するとともに、C社の原告らに対する本件各C株式の支払債務が確定し、他方、原告らは、本件各C株式を取得することのできる権利を確定的に取得したことによって、C社における所要の手続を経て行われたものであり、原告らは、少なくともそれぞれの証券口座に本件各C株式のデリバリーがされた時点において「現実の収入」を得ていると解することができるのである。更に付言すれば、このように解することができる以上、前記2(3)エで述べたとおり、権利確定主義は、現実収入後の計上を認めるものではないのであるから、「現実の収入」を得た日より後の日が収入すべき日とはなり得ないのである。

イ また、C社の報酬委員会の決議内容、C社から原告らを含む被付与者に対する通知内容も、本件各C株式を取得することのできる権利の確定が本件転換日であることを示している。

すなわち、C社は、その報酬委員会において、平成19年12月11日に、未確定の本件各ストック・ユニットの確定日及び転換日を平成20年9月8日に繰り上げ、本件各ストック・ユニットの数に応じたC株式の引渡しにより支払う旨決議し、平成19年12月14日に、原告らを含むストック・ユニットの被付与者に対し、平成19年12月14日付けメール通知により、上記報酬委員会の決議の内容を周知した。

そして、C社は、本件転換日の翌日である平成20年9月9日に、原告らを含むストック・ユニットの被付与者に対して、平成20年9月9日付けメール通知によって、被付与者のストック・ユニットの転換が行われた旨や、当該ストック・ユニットの転換日及び取得日が、同月8日である旨を通知している。

このようなC社による決議及び通知は、本件転換日である平成20年9月8日に、原告らが本件各C株式の所有者としての権利を取得したことを示す内容である。

ウ さらに、C社が米国等源泉徴収税額相当額を算出した経過も、原告らが本件転換日に本件各C株式を取得したことを前提としていることを示している。

すなわち、原告丙、原告丁、原告M、原告戊及び原告Kは、米国等源泉徴収税額相当額を円換算した金額を、本件各株式報酬に係る給与所得等の収入金額に含めて申告しているところ、C社は、当該米国等源泉徴収税額相当額について、それぞれ本件各ストック・ユニットの数から本件各C株式の数を控除した後の数に、本件転換日におけるC株式の一株当たりの価額(●米国ドル)を乗じて算出しているのである。

#### (4) 小括

以上のとおり、所得税法36条1項における権利確定主義に基づいて判断すれば、本件各株式報酬に係る給与所得等の収入金額の収入すべき日は、収入の原因となる権利である本件各C株式を取得することのできる権利の確定した本件転換日(平成20年9月8日)である。

### 4 原告らの主張に対する反論

(1) 原告らが所得税法36条の解釈に当たり、「所得の実現」という判断基準を採用する根拠として引用する最高裁判例及び下級審裁判例は、金銭以外の物又は権利その他経済的利益に係

る収入該当性を判断し、同条1項における権利確定主義の考え方にに基づき、収入すべき日の判断をしているものであり、いずれも被告の主張に沿うものであって、原告らの主張は、最高裁判例及び下級審裁判例の判示内容等を正解せず、あるいは、曲解した独自の立論にすぎないこと

#### ア 原告らの主張の要旨

原告らは、収入の原因となる権利が確定する時期はそれぞれの権利の特質を考慮し決定されるべきものである（昭和53年最判）と解されており、所得の実現時期は、それぞれの権利（正確には、所得税法36条1項に規定されている「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」に含まれる「権利その他経済的な利益」）に応じて、個別具体的に判断しなければならないとした上で、本件と類似する株式報酬に係る裁判例である平成17年最判及び平成17年東京地判並びに平成20年大阪地判及びその控訴審である平成20年大阪高判においては、株式報酬制度に基づく、「権利その他経済的な利益」に該当する株式報酬に係る所得の実現時期を付与された株式報酬の換価可能性や、納税者に対して所得税の納税義務を強いることの妥当性といった要素を考慮の上、かかる「個別具体的な判断」によって所得の実現時期の判断がされており、所得の実現の判断に当たり、議決権や配当受領権などの株主権の取得に着目するのではなく、株式の経済的価値を取得するに至ったかに着目し、取引制限などの制約により、かかる経済的価値を取得することが現実的には不可能な状況に置かれている場合には、たとえ株主権を取得したとしても、そのような制約が解除された時点において初めて当該株式に係る所得が実現したものと解すべきであるという判断基準、判断枠組みで判断がされており、この判断基準、判断枠組み（原告らの判断基準）に従って検討すれば、本件各C株式に係る所得の実現は、平成20年9月8日とはなり得ず、同月18日と判断されるべきであり、同日が本件各株式報酬に係る給与所得等の収入金額の収入すべき日である旨主張する。

#### イ 被告の反論

しかしながら、原告らが引用する最高裁判例及び下級審裁判例は、当該最高裁判例及び下級審裁判例における各株式報酬制度の趣旨等に照らして、それぞれ、金銭以外の物又は権利その他経済的利益に係る収入該当性を判断し、所得税法36条1項における権利確定主義の考え方にに基づき、収入すべき日の判断をしているものであり、いずれも被告の主張に沿うものであって、原告らが主張する原告らの判断基準は、最高裁判例及び下級審裁判例の判示内容等を正解せず、あるいは曲解した上でされた独自の立論にすぎず、失当である。

##### (ア) 平成17年最判について

- a 平成17年最判は、外国法人である親会社から付与されたストック・オプションの権利行使益の所得税法上の給与所得該当性が争われた事件である。
- b 原告らは、平成17年最判調査官解説における、「人が取得する経済的利益が所得税法にいう「所得」に当たるというためには、それがその人の担税力を増加させる経済的利得といえなければならないと一般に解されている。ストック・オプションは経済的価値を有する権利であるといえるとしても、一般的に、会社のストック・オプション制度に基づき従業員等に付与されたストック・オプションについては、その譲渡が禁止され換価可能性のないものであって、それを付与されたこと自体で従業員等の担

税力が増加したと見るのは相当でなく、その権利行使により現実に権利行使益が得られて初めて所得税法にいう所得が実現したと解するのが相当であろう。」との部分を、「所得の実現」の時期について解説したものと解し、上記原告らの判断基準の根拠とする。

- c しかしながら、平成17年最判調査官解説は、ストック・オプションの権利行使益が付与会社から従業員等に与えられた給付（給与所得）といえるかどうかという問題につき、ストック・オプションに係る所得の実現時期をどのように考えるかによって、その結論が異なり得ることから、ストック・オプションに係る所得がいつ実現すると捉えるのが相当であるかを検討し、「給与所得該当性」について解説したものであって、ストック・オプションに係る所得、すなわち、権利行使益の「収入計上時期」について言及したものではない。

一般に、ストック・オプションは、形成権であり、それ自体は譲渡が禁止され、市場性はなく、市場価格が形成されないものであり、それ自体に金銭的に測定可能な経済的価値があるとはいえないものであるから、前記2（2）で述べた収入の捉え方に関する被告の主張を前提としても、ストック・オプション自体をもって所得税法36条1項の「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」に該当するとはいえない。

この点、平成17年最判調査官解説は、「ストック・オプションについては、金融工学上の手法を用いてその経済的価値を計算できるとされているが、それはあくまで金融工学上の理論的な数値を計算し得るということであって、現実にその価額で換価できるというものではない。」と述べ、また、平成17年最判の原審である東京高裁平成●●年（○○）第●●号平成16年2月19日判決判時1858号3頁（以下「平成16年東京高判」という。）は、「ストック・オプションは、「譲渡が禁止され、換価可能性もないのであるから、このようなストック・オプション自体が所得税の担税力を増加させる経済的利益たる「所得」に該当し、その付与によって被付与者に現実の収入があったとみることはできない」、「ストック・オプションは、株式の売買の一方の予約又はこれに類似する法律関係から発生した予約完結権であり、それ自体は、株式の引渡しを請求できる権利ではなく、株式譲渡契約を成立させることのできる権利にすぎないのであって」「その付与時に現実の収入の原因となる権利を被付与者が取得したものであるということもできない。」と判示しているように、ストック・オプション自体を「収入の原因となる権利」と捉えることもできないのである。そして、平成16年東京高判は、前記2（3）イで述べた権利確定主義に関する昭和49年最判の判示事項を引用した上で、「ストック・オプションについては、権利行使益こそが現実収入として課税対象となるべきところ、所得税法36条1項が、所得金額の計算につき、権利確定主義を採用していると解され」「権利行使益は、権利行使時にその価額が確定するのであるから、権利行使時が課税の時期になるといふべきである。」と判示しているものである。

そうすると、平成16年東京高判及び平成17年最判調査官解説が、ストック・オプションに係る権利行使の時点が課税の時期である旨述べていることは、前記2及び3で述べた収入の捉え方及び権利確定主義の考え方に関する被告の主張にも沿うものである。

したがって、平成17年最判調査官解説の上記部分は、ストック・オプションが「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」（所得税法36条1項）に該当しないことについて言及したものにすぎず、また、本件に即していえば、転換前の本件各ストック・ユニットの「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」への該当性に関するものであり、同部分をもって、本件各C株式に係る所得の実現時期の論拠とするのは相当でない。

(イ) 平成17年東京地判について

- a 平成17年東京地判は、勤務先会社の親会社である米国法人（以下「米国A社」という。）から付与された譲渡制限株式（リストラクテッド・ストック）の譲渡制限が解除されたことにより受けた利益の所得区分、当該利益に係る所得の帰属年分などが争われた事件である。
- b 原告らは、平成17年東京地判が「本件制限解除に至るまでの原告は、形式上米国A社の株主であるとはされているものの、その保有する株式（リストラクテッド・ストックを指す。）を処分することも、株式買取請求権等の行使によって株式の処分に替えてその価値を取得することもおよそ不可能な状況に置かれていたものというべきであるから、このような時点（付与時を指す。）において、株式の経済的価値を取得するに至ったと評価することはできず、むしろ、本件リストラクテッド・ストックに係る経済的利益の取得は、本件制限解除によって初めて現実化したものであって、その年分の所得として認識するのが相当であるというべきである。」「換価可能性は所得課税の担税力を裏付けるものとしても重要であって、換価可能性ないし経済的評価可能性の全く認められない段階で課税することは、納税者にとってもかえって酷な結果を招くことがある」などと判示した部分を引用し、平成17年東京地判は、リストラクテッド・ストックの当初付与時において、納税者が、議決権及び配当受領権といった株主権を取得したという事実を認定しておきながら、付与時における課税を否定している、すなわち、平成17年東京地判は、権利確定主義に基づいて株式に係る所得が実現したといえるためには、株主権を取得していただだけでは足りず、現実的に株式の価値に相当する利益を取得する手段を有していない場合には、株式の経済的価値を取得するに至ったものとは認められないから、当該株式に係る所得が実現したとは認めることはできないという判断基準を示している旨主張し、原告らの判断基準の根拠とするものである。
- c しかしながら、平成17年東京地判は、制限解除日（帰属確定日）前の段階における課税を否定した理由として、制限解除前には、付与を受けたリストラクテッド・ストックの没収もあり得る不確定な権利を有しているにすぎず、なおかつ、同リストラクテッド・ストックを証する株券も米国A社の総務部長の下で保管されている状況にあることに加え、制限解除前の同リストラクテッド・ストックは、市場価格が形成されないものであることをも挙げている。

すなわち、平成17年東京地判の事案においては、制限解除前の段階では、付与を受けたリストラクテッド・ストックの没収もあり得ることなどから、リストラクテッド・ストックに係る株主としての権利を確定的に取得したと認めることもできず、また、制限解除前のリストラクテッド・ストックは、市場価格が形成されないものであ

ることからして、「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」（所得税法36条1項）に該当すると認めることもできないとしたものと解されるのであり、このような平成17年東京地判は、前記2及び3で述べた収入の捉え方及び権利確定主義の考え方に関する被告の主張と矛盾するものではない。

他方、平成17年東京地判は、リストラクテッド・ストックに係る経済的利益の収入すべき日を制限解除日であると判断しているが、この段階においては、リストラクテッド・ストックに係る全ての権利は、平成17年東京地判に係る事件の原告らに帰属するものとされており、リストラクテッド・ストックに係る株主としての権利を確定的に取得したと認められるし、当該制限解除日においては、リストラクテッド・ストックに係る経済的利益が「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」（所得税法36条1項）に該当するとすることに何ら障害もないのであるから、このような判断も、同様に被告の主張にも沿うものである。

むしろ、原告らの主張は、平成17年東京地判が制限解除前に株主権を取得したという事実を認定したと評価する点で明らかに誤りであるし、また、平成17年東京地判が「換価可能性」と述べている点は、同文言と併せて「経済的評価可能性」との文言を用いていることからすると、現実に売却して金銭化することができるという意味での具体的な売却可能性ではなく、市場価格が形成され、金銭的評価が可能であるという意味での一般的な金銭的評価可能性をいうものと解され、原告らが主張する「現実的に株式の価値に相当する利益を取得する手段を有していない場合には、株式の経済的価値を取得するに至ったものとは認められない」との判断を示したものとも評価することができないから、原告らは平成17年東京地判の判示内容を曲解したものであるといわざるを得ない。

(ウ) 平成20年大阪地判について

- a 平成20年大阪地判は、勤務先の外国法人である親会社（以下「B社」という。）の株式を無償で取得することのできる権利であるストック・アワードに係る経済的利益の課税時期、所得区分などが争われた事件である。
- b 原告らは、平成20年大阪地判を維持した平成20年大阪高判の判例解説を執筆した宗野有美子が、「形式的に法律関係として受益所有権を取得した場合であっても、その行使等が著しく制約されているような場合には、そのような制約が解除された時点において初めて所得が実現したものと解すべき」旨を指摘していることに照らし、平成20年大阪地判も、所得の実現時期の判断、すなわち、担税力の有無を判断するに当たって、換価可能性が重要であるとの基準を採用すると理解することができる旨主張する。
- c しかしながら、平成20年大阪地判が、「本件アワード・プランに従って本件アワードを付与された従業員等は、通常報奨についても任意報奨についても、本件アワードの「vest」によりその「vest」時に本件アワードに係る株式の受益所有権相当額の経済的利益を現実に取得するものというべきであり、上記のような受益所有権の内容(本件アワードに係るB社の株式に係る配当受領権、議決権、売却処分権といった、当該株式が包含する主要な権利、利益の全てを指す。)にかんがみると、当該経済的利益は、当該株式の「vest」時における時価相当額であると認められる。」、「本件アワード・プ

ランに基づき本件アワードを付与された従業員等については、本件アワードの「vest」時に本件アワードに係るB社の株式の時価相当額の経済的利益を取得し、当該経済的利益が所得税法36条1項にいう「収入すべき金額」として当該「vest」時に係る年分の所得税の課税対象になるというべきである。」と判示していることからすれば、ストック・アワードに係る株式の経済的利益（「vest」時の時価相当額）が「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」（所得税法36条1項）に該当するものであり、本件アワードが「vest」された時にこれを現に収入したと評価したものと解される。

そして、平成20年大阪地判の事案における、「vest」前のストック・アワードは、従業員株式報奨制度（アワード・プラン）の下において、譲渡等が禁止されており、付与された従業員の退職等により雇用が終了した場合には、原則として補償なしに取り消され、株式等に関する配当の支払を受けることも、議決権を行使することもできないなどとされていることからすると、「vest」前のストック・アワードに係る株式の経済的利益は、市場価格が形成されず、金銭的評価可能性を認めることができないものと考えられ、所得税法36条1項の「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」に該当すると認めることはできないし、「vest」前において、ストック・アワードを付与された従業員等がこれを確定的に取得したとも評価できない。

これに対して、「vest」後においては、ストック・アワードを付与された従業員等は、受託者を介して、又は、受託者に指示して、配当を受領することができるほか、議決権を行使することもでき、株式等の売却ないし法的所有権の名義変更をすることができる」とされており、このような事実関係を前提とすれば、ストック・アワードを付与された従業員等は、ストック・アワードに係る株式の経済的利益を確定的に取得したものと認められるし、「vest」時において、ストック・アワードに係る株式の経済的利益が「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」（所得税法36条1項）に該当するとすることに支障はない。

このような平成20年大阪地判の判断は、前記2及び3で述べた収入の捉え方及び権利確定主義の考え方に関する被告の主張に沿うものである。

また、平成20年大阪地判は、当該事件の原告が「従業員等において受託者に対し本件アワードに係る株式の売却を指示し又は当該株式の法的所有権を自らに名義変更するよう指示することによりその権利を行使する旨の意思表示をして初めて、当該従業員等の本件アワードに基づく経済的利益を享受する権利が確定する」と主張したことに対し、「原告の主張するように本件アワード・プランにおいて「vest」によりその時点で従業員等の意思表示とは無関係に自動的に株式の名義変更が行われるような仕組みが採用されていないとしても、「vest」により従業員等が取得する受益所有権の内容が上記のような株主の地位に本質的かつ重要なものであることからすれば、「vest」後もその法的所有権が受託者に残る仕組みがとられているのは、本件アワード・プランが当初から従業員信託の形で構成されている制度設計に由来する技術的措置にすぎないというべきであり、これをもって原告の主張するような仕組みが採られていることの根拠とすることはできない。」などと判示している。すなわち、平成20年大阪地判の事案における「収入」（所得税法36条1項）たるストック・アワードに係る株式の経済的利益（「vest」時の時価相当額）の「vest」時における現実の収入の有無を判

断するに際して、「vest」時においても、法的所有権が受託者に残る仕組みになっているという当該事案の性質に鑑み、受益所有権の帰属を検討し、その中で、受益所有権の一内容として、ストック・アワードを付与された従業員等による処分の可否を論じているにすぎず、それで論じられているのは、処分権の帰属であり、現実的な売却可能性ではない。

したがって、平成20年大阪地判が、所得の実現時期の判断に当たって、換価可能性が重要であるとの基準を採用したと解する論拠とすることはできず、また、上記宗野有美子が指摘しているとする部分についても、その解説内容から明らかなように、原告らの主張するような所得の実現時期の判断に当たって「換価可能性」が重要である旨述べているとも解することもできない。

#### (エ) 小活

原告らは、本件各C株式に係る所得の実現時期を判断するに当たっては、最高裁判例及び下級審裁判例における判断基準等に沿って判断すべきとして、最高裁判例及び下級審裁判例の判示内容及びその判例解説を引用するものであるが、最高裁判例及び下級審裁判例と本件とを対比するのであれば、最高裁判例及び下級審裁判例における譲渡等が禁止されている、権利行使前のストック・オプション、帰属確定日（制限解除日）前のリストラクテッド・ストック又は「vest」前のストック・アワードに対応するものが、本件転換日前におけるストック・ユニットであって、本件各C株式ではない。

したがって、そもそも、最高裁判例及び下級審裁判例において、権利行使前のストック・オプション等についての判示部分があるとしても、「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」（所得税法36条1項）への該当性が否定されるべき権利行使前のストック・オプション等に関するこれらの判示部分を「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」に該当することが明らかな本件各C株式に当てはめて論ずること自体が、失当といわざるを得ない。

以上のとおり、上記最高裁判例及び下級審裁判例を引用する原告らの主張は、当該判例及び裁判例における判示内容等を正解せず、又は、曲解した上で行う独自の立論であって、失当である。

#### (2) 所得税法36条1項における収入すべき日は、権利確定主義によるのではなく、谷口勢津夫の意見が示す「所得の実現」という基準で判断すべきとする原告らの主張が失当であること

##### ア 原告らの主張の要旨

原告らは、谷口勢津夫の意見が、昭和49年最判では、「収入の原因となる権利の確定」をもって「収入実現の蓋然性」あるいは「所得の実現」があったものと認めるという判断構造を、昭和46年最判では、利得の現実の収受（管理支配）をもって「収入実現の蓋然性」があるものと認めるという判断構造をそれぞれ内包しており、昭和46年最判及び昭和49年最判は、収入金額の計上時期について、「所得の実現」を基準にして、これを判定すべきであるという規範を定立したものと解され、昭和46年最判及び昭和49年最判の分析を踏まえると、実現主義の下での収入金額計上時期判定に関する判断構造において、収入の原因となる権利の確定（権利確定主義）及び収入の現実の管理支配（管理支配基準）は、所得の実現という主要事実を推認させる間接事実として性格付けられるものであり、



収入の原因となる権利の確定や収入の現実の管理支配の少なくともいずれかが認定された場合には、その時期において原則として「所得の実現」が推認され、収入金額が計上されるが、その推認を妨げる「特段の事情」（昭和46年最判）が認定されたときは、その時期には「所得の実現」は推認されず、収入金額は計上されない旨述べている部分に依拠して、所得税法36条1項に定める収入金額計上時期判定規範（所得の年度帰属に関する課税要件）は「所得の実現」であり、収入の原因となる権利の確定の事実が認められても、収入の原因となる権利の確定による「所得の実現」の推認を妨げる「特段の事情」が認められる場合には、「所得の実現」を推認することはできない旨主張するとともに、「所得の実現」は、納税義務者にとっての収入金額の換価可能性及び納税資金を含む資金の使用可能性を意味し、収入とされる権利その他経済的利益が市場において測定可能であることだけを意味するものではない旨主張する。

#### イ 被告の反論

しかしながら、谷口勢津夫の意見及びこれに依拠する原告らの主張は、次に述べるとおり、昭和46年最判及び昭和49年最判の判示内容を正しく理解せず、所得の年度帰属（収入すべき時期）と企業会計上の実現主義とを混同するなどいずれも誤った理解に基づくものであり、失当である。

(ア) まず、谷口勢津夫の意見及び原告らの主張の根拠とする昭和49年最判の「収入の原因たる権利が確定的に発生した場合には、その時点で所得の実現があったものとして」との判示部分は、その前後において「同法（昭和37年法律第44号による改正前の所得税法を指す。）10条が、右期間中の総収入金額又は収入金額の計算について、「収入すべき金額」によると定め、「収入した金額による」としていないことから考えると、同法は、現実の収入がなくても、その収入の原因たる権利が確定的に発生した場合には、その時点で所得の実現があったものとして、右権利発生の時期の属する年度の課税所得を計算するという建前（いわゆる権利確定主義）を採用しているものと解される。」と明確に判示しており、昭和49年最判が所得税法36条1項の「収入すべき」との文言の解釈として権利確定主義を採用していることは明らかであり、同項の「収入すべき」との文言によって充足されるべき課税要件は、「所得の実現」であるとの谷口勢津夫の意見及び原告らの主張は、昭和49年最判の判示内容の一部分のみに拘泥し、その全体を見ないものである。

(イ) また、昭和46年最判も、「金銭消費貸借上の利息・損害金債権については、その履行期が到来すれば、現実にはなお未収の状態にあるとしても、」「収入すべき金額」にあたるものとして、課税の対象となるべき所得を構成すると解される」と判示し、権利確定主義によることを明確にしており、谷口勢津夫の意見及び原告らの主張の根拠とする昭和46年最判及び昭和49年最判は、いずれも、所得税法36条1項（旧所得税法10条1項）の「収入すべき」との文言の解釈として権利確定主義によることを明らかにしているものであり、収入の原因となる権利の確定（権利確定主義）を間接事実と位置づけたものと解することは、その判示内容からして明らかに無理がある。

しかも、年度帰属（収入すべき日）の判断に管理支配基準を採用したとされる最高裁判例は、現実に現金を収受している事案でその数も僅かであり、これらの事案が、権利確定主義が採用される趣旨に必ずしも反しない事案であることからすると、管理支配基

準は、権利確定主義の例外ないし補完として採用されるにすぎないのであり、谷口勢津夫の意見及び原告らが主張するように、権利確定主義と管理支配基準が並立的に存在するものとは解されず、両者を統一的に説明する上位概念として「所得の実現」を観念すべき必要性もない。

(ウ) さらに、谷口勢津夫の意見及び原告らの主張の根拠とする昭和46年最判における「特段の事情」との文言は、「金銭消費貸借上の利息・損害金債権については、その履行期が到来すれば、現実にはなお未収の状態にあるとしても、」「収入すべき金額」にあたるものとして、課税の対象となるべき所得を構成すると解されるが、それは、特段の事情のないかぎり、収入実現の可能性が高度であると認められるからであって」と用いられているように、この部分は、「特段の事情」を強調しているというよりは、むしろ金銭消費貸借上の利息及び損害金債権は履行期が到来すれば収入される可能性が高いことを強調しているのであり、権利確定主義の原則が適用される場合に、常に、「特段の事情」が精査されることを意味するものではない。昭和46年最判が示した「特段の事情」は、昭和46年最判においては、傍論として用いられているにすぎないものであり、実際、昭和46年最判の後、収入金額の計上時期に関して、最高裁判例や下級審裁判例において、「特段の事情」を用いて判示したものは見当たらない。

また、上記(イ)で述べたとおり、昭和46年最判は、「金銭消費貸借上の利息・損害金債権については、その履行期が到来すれば、現実にはなお未収の状態にあるとしても、」「収入すべき金額」にあたるものとして、課税の対象となるべき所得を構成すると解される」と判示し、権利確定主義によることを明確にした上、「それは、特段の事情のないかぎり、収入実現の可能性が高度であると認められるからである」と判示し、権利確定主義によるべき理由として、通常、履行期が到来すれば、収入実現の可能性が高度であることを挙げているのであり、その文言からして、「特段の事情」が認められる場合に、権利確定主義の適用を排除する趣旨を読み取ることはできない。

(エ) そもそも、「所得の実現」の概念は、「企業会計上の実現」とは異質なものであり、もとは米国の判例に遡るものであるが、米国の判例上、所得の実現は、所得の本質的要素とはされておらず、また、所得の実現は、年度帰属（収入すべき時期）の問題に限定されず、課税所得の範囲を定める意義を有し、所得概念そのものに関わるものである。このような「所得の実現」の概念の沿革や意義からして、これを年度帰属（収入すべき時期）の問題に限定して用いることは相当ではない。

また、企業会計における収益については、発生主義の条件（財貨、用役の費消又は移転）に加え、現金又は現金等価物（売掛金、手形等の貨幣性資産）の獲得をもって認識するとする「実現主義」が採用されているが、これは、企業の成果を適正に反映していることが重要とされる企業会計の目的によるものであり、現金又は現金等価物の收受する時期を操作して所得が適正に反映することができなくなる危険を排除する必要がある所得税の年度帰属（収入すべき時期）の目的とは異なる目的によるものであって、所得の年度帰属（収入すべき時期）に関し、実現主義を採用することはできず、原告らの主張は、所得の年度帰属（収入すべき時期）と企業会計上の実現主義とを混同するものでもある。

(オ) 加えて、金銭以外のものを受領した場合、即座に又は所得税の確定申告時までの間に、

当該金銭以外のものの全部又は一部を売却して納税資金を調達しなければならない理由はない。ましてや、例えば、上場株式のようにその価額が日々変動するものを受領した場合には、将来の株価上昇によるキャピタルゲインの獲得を見込んで当該株式を保有し続けることは十分に考えられることであり、受領した株式の納税資金の確保が同株式の売却に限られるわけではない。後述するとおり、「所得の実現」が納税義務者にとっての収入金額の換価可能性及び納税資金を含む資金の使用可能性を意味するものである旨の原告らの主張は、金銭以外のものを受領した場合の給与所得等と当該給与所得等を構成するものを譲渡等した場合の譲渡所得等を混同するものである（後記（３）イ（ア）c）。

（カ）以上述べたところからすれば、所得税法３６条１項における収入すべき日が「所得の実現」によるべきであるとする原告らの主張は失当である。

（３）本件取引制限は、本件各株式報酬に係る給与所得等の収入金額の収入すべき日の判断に何ら影響を及ぼすものではなく、本件取引制限が所得の実現を妨げる「特段の事情」に該当する旨の原告らの主張が失当であること

#### ア 原告らの主張の要旨

原告らは、本件各Ｃ株式に係る収入金額の計上時期に関し、争点としているのは、被告が主張するように本件転換日である平成２０年９月８日にＣ社の原告らに対する本件各Ｃ株式の支払債務が確定し、原告らの本件各Ｃ株式を取得することのできる権利が確定したか否かではなく、仮に同日にかかる権利が確定したことが認められるとしても、同日時点において、「所得の実現」があったといえるか否か、換言すれば、「所得の実現」の認定を妨げる「特段の事情」があったか否かであり、本件転換日である平成２０年９月８日からウインドウ・ピリオド開始日の前日である同月１７日までの間において、原告らが服していた本件取引制限によって、原告らは、本件各Ｃ株式の処分可能性や換価可能性を有しておらず、本件各Ｃ株式の譲渡等を行うことが事実上不可能であったことから、本件取引制限は、「所得の実現」を妨げる「特段の事情」に該当し、当該「特段の事情」が認められる以上、上記期間においては、本件各Ｃ株式に係る「所得の実現」という課税要件は充足されないものであり、したがって、本件各Ｃ株式に係る「所得の実現」は、本件取引制限が解除された同月１８日である旨主張する。

#### イ 被告の反論

しかしながら、そもそも、前記（２）イ（ウ）で述べたとおり、「所得の実現」を妨げる「特段の事情」を検討しなければならないとする原告らの主張自体が失当であり、原告らの主張する本件取引制限が「所得の実現」を妨げる「特段の事情」に該当するかを検討するまでもなく、本件各株式報酬に係る給与所得等の収入金額の収入すべき日は、本件転換日である。

以下においては、本件取引制限は、本件各株式報酬に係る給与所得等の収入金額の収入すべき日の判断に何ら影響を及ぼすものではないことについて被告の主張を要約するとともに、仮に「特段の事情」をいう原告らの主張を前提としても、本件では「特段の事情」が認められないことについて述べる。

（ア）本件取引制限が、本件各株式報酬に係る給与所得等の収入金額の収入すべき日の判断に何ら影響を及ぼすものではないこと

このことは、次の理由から明らかである。

a 1点目に、そもそも、従業員取引ポリシー及びコンプライアンス通知は、従業員等による機密情報、秘密事項及び非公開情報の濫用や不正利用を防止し、不都合な事態や違反行為の未然防止等の目的で設けられたものであるのに対し、本件各報酬プランの目的は、Eグループの発展及び利益に貢献した主要な従業員に対し、報奨を与え、C株式の所有を推奨することで、従業員を引き付け、雇用を継続させ、モチベーションを高めるとともに、エクイティ・ベースの報酬と株式所有機会の拡大を通じ、主要な従業員と株主の利益の方向を同じくするというものであり、両者は、目的を異にする別の制度である。そして、確定したストック・ユニットが予定転換日においてC株式に転換され、被付与者が当該C株式を取得するためには、当該予定転換日までの間、被付与者に競合他社への就職等や機密情報の漏えい等の一定の事由が生じていないことなどが条件とされているにすぎず、本件取引制限を受けることは、確定したストック・ユニットが転換日においてC株式へ転換されるための条件となっていない。そのため、E従業員等が、本件取引制限に違反したとしても、本件各報酬プラン及び本件各賞与証書に基づき付与されたストック・ユニット自体が取り消され、若しくは、ストック・ユニットのC株式への転換そのものが無効とされ又は取り消されることもないのである。

したがって、本件各C株式を取得することのできる権利の確定時期が、本件取引制限によって影響されるとは考えられない。

b 2点目に、被付与者は、本件各報酬プラン及び本件各賞与証書に基づき付与されたストック・ユニットが転換したことによってC株式の実質的所有者となり、転換日に、C株式に係る所有者としてのあらゆる権利を取得するとされており、当該転換によって被付与者が取得するC株式は、処分権も含めた市場で一般に取引される上場株式としての経済的価値を有するC株式であるから、売却処分権のみがC社に留保されているとは解されない。

そして、本件取引制限は、インサイダー取引の規制ルールの遵守及び実効性を担保するためのC社のE従業員等に対する社内規制であり、E従業員等の人に対してE有価証券の取引を規制するものにすぎず、本件各C株式を含むC株式自体に、譲渡制限などの特別の制限を課すものではない。

したがって、本件各C株式の取引について、本件取引制限が課されていたとしても、C株式を取得したことによる収入すべき時期の場面においては、本件取引制限を考慮する必要はないのである。

c 3点目に、本件取引制限を考慮して、本件各株式報酬に係る給与所得等の収入金額をウインドウ・ピリオド開始日におけるC株式の株価により評価することは、我が国の所得税の考え方とも整合しない。

すなわち、仮に、原告らが本件各ストック・ユニットの転換により取得した本件各C株式を譲渡した場合には、その譲渡に係る所得は、株式等の譲渡所得になるところ、譲渡所得の本質は、キャピタルゲイン、すなわち、所有資産の価値の増加益であって、譲渡所得に対する課税は、資産が譲渡によって所有者の手を離れるのを機会に、所有期間中の増加益を清算して課税しようとするものである。一方、所有資産の価値の増加益は、当該資産が譲渡等によってその所有者の手を離れない限り、原則として課税

の対象から除かれており、所有資産の価値の減少による損失も、同様に課税の対象から除かれる。このように、所有する資産の価値の増加益又は減少による損失は、当該資産を譲渡等したときに、譲渡所得の金額又は損失の金額として実現し、当該資産を保有している間は、その含み損益は課税の対象から除かれているのである。

そうすると、本件各C株式をウインドウ・ピリオド開始日である平成20年9月18日のFにおけるC株式の株価により評価して給与所得等の収入金額とすることは、本件転換日に取得してからいまだ譲渡等していない本件各C株式につき、株式市場（F）におけるC株式の株価下落に伴う価値の減少による損失、すなわち、本件転換日のFにおけるC株式の株価の終値●米国ドルとウインドウ・ピリオド開始日のC株式の高値安値単純平均値●米国ドルとの差額●米国ドルを基にして算定した本件各C株式に係る含み損失の金額を、本来であれば本件各株式報酬として収入すべき給与所得等の収入金額（●米国ドルを基にして算定した金額）から差し引いて、当該給与所得等の収入金額を算定していることにほかならない。仮に、その後、実際に本件各C株式を譲渡する場合においても、●米国ドルを本件各C株式の取得費として株式等の譲渡所得の金額を計算することとなるが、この計算方法は、累進課税が適用される給与所得たる本件各株式報酬の金額の一部を、株式等の譲渡所得の金額に転換しているともいえるのであり、所得をその区分ごとに算定する我が国の所得税の考え方と整合しないものであるといわざるを得ない。

(イ) 仮に原告らの主張する「特段の事情」を検討するとしても、本件取引制限は「特段の事情」には該当しない上、本件取引制限によって、原告らは、本件各C株式の処分可能性や換価可能性を有していないから、本件転換日に、本件各C株式に係る所得が実現しない旨の原告らの主張が失当であること

このことは、次の理由から明らかである。

a まず、仮に原告らの主張を前提としても、本件取引制限は、「特段の事情」に該当しない。

すなわち、本件における「収入」は、「本件各C株式（及び米国等源泉徴収税額相当額）」であるところ、本件取引制限は、水野忠恒の意見でも述べられているとおり、本件各ストック・ユニットが転換して収入として実現した本件各C株式について、原告らが譲渡等の取引を行う際に初めて適用されるものであり、本件各ストック・ユニットが本件各C株式に転換されるための条件とされているものではなく、C社の定める私的な取引制限として、E従業員等である原告らの属性ないし地位に基づく「人」に対する制限であって、平成17年東京地判におけるリストラクテッド・ストックに対する譲渡制限とも異なるのであるから、原告らの主張する「特段の事情」に該当するものではない。

仮に、あえて原告らの前記アの主張に沿った考え方をしたとしても、本件各報酬プラン及び本件各賞与証書に基づき付与されるストック・ユニットは、予定転換日までの間、被付与者に本件各賞与証書に規定された一定の事由が生じた場合、当該ストック・ユニットは、たとえ確定していても取り消されるが、当該事由が生じなかった場合には、当該予定転換日にC株式に転換され、付与されたストック・ユニットに対応したC株式が被付与者に引き渡され、その後生じた一定の取消事象によってその転

換自体が取り消されることがなくなることからすれば、原告らのいう収入（所得）の実現を妨げる「特段の事情」に該当し得るのは、本件各賞与証書に規定された一定の事由、すなわち、ストック・ユニットがC株式に転換されるための諸条件であって、本件取引制限は、当該「特段の事情」には該当しないのである。

- b 次に、本件各C株式の処分可能性や換価可能性に関する原告らの主張についてであるが、水野忠恒の意見でも、原告らは、本件取引制限の存在を理由に、本件各C株式に関して売却処分権を取得等していなかった平成20年9月8日には、C株式の市場価格相当額の担税力を増加させる経済的利得を確定的に取得していなかったと評価すべきである旨主張するが、そのような主張では、株式を売却して現金を受け取らない以上課税すべきではないというのと同じであり、権利確定主義という考え方にも反していると述べられているとおり、処分可能性や換価可能性がないことを理由に、本件各株式報酬に係る給与所得等の収入金額の収入すべき日が本件転換日であることを否定する原告らの主張は、それ自体失当である。

前記（ア）bでも述べたとおり、本件取引制限は、インサイダー取引の規制ルールの遵守及び実効性を担保するためのC社のE従業員等(人)に対する社内規制であり、本件各C株式自体について特別に制限を加えるものではなく、本件各C株式自体に市場性（換価可能性）があることに何ら変わりはないから、本件取引制限が存在するとしても、原告らが、本件各C株式の所有者としてのあらゆる権利を確定的に取得し、本件各C株式を取得して、その経済的価値を保有していることに変わりはない。

- c 仮に原告らの主張に従えば、原告らがE従業員等としてC株式を保有し続ける限り、四半期ごとに、C株式を取引することのできる期間（ウインドウ・ピリオド）とそれ以外の期間が到来し、その都度、ウインドウ・ピリオドのみ価額（Fにおける市場価格）を有し、ウインドウ・ピリオド以外の期間は、常に価額が「0」と評価されるところ、かかるウインドウ・ピリオドの存在を理由に、その内外で担税力の指標であるC株式の経済的利益の価値を評価することは、保有財産の評価を乱高下させて不安定にさせるものであり、およそ採り得ない原告ら独自の考え方である。

#### （ウ）小括

以上のとおり、本件取引制限は、本件各株式報酬に係る給与所得等の収入金額の収入すべき日の判断に何ら影響を及ぼすものではなく、仮に原告らの主張を前提としても、本件では、原告らのいう「特段の事情」は認められず、本件取引制限を理由に、当該収入すべき日が、本件取引制限の解除された平成20年9月18日であるとする原告らの主張には理由がない。

- （4）株式報酬の課税時期の判断に当たって、米国私法上における株式のデリバリー（株式の引渡しやセキュリティ・エンタイトルメントの取得）時期を殊更重要視する必要はなく、その点をおくとしても、原告らは、米国私法上も、本件転換日に、本件各C株式の所有者としてのあらゆる権利を確定的に取得したと解されること

#### ア 原告らの主張の要旨

原告らは、原告らが本件転換日に本件各C株式の所有者としてのあらゆる権利を確定的に取得した旨の被告の主張に対して、㊸の意見に依拠し、米国私法上、無券面株式については、米国統一商事法典8章の規定により、一般投資家は株式のデリバリー（間接保有制

度の下におけるセキュリティ・エンタイトルメントの取得又は直接保有制度の下における株式の引渡し)があった時点で、初めて株主権及び処分用益権を取得すると解され、平成20年9月8日の時点において、原告らが本件各C株式の引渡しを受けることも、本件各C株式に係るセキュリティ・エンタイトルメントを取得することもなかった以上、その時点で、原告らが本件各C株式の所有者としてのあらゆる権利を確定的に取得したという解釈は、米国私法上の解釈としておよそ採り得ない旨主張する。

#### イ 被告の反論

しかしながら、そもそも、本件各株式報酬に係る給与所得等の収入金額の収入すべき日は、所得税法36条1項に基づく権利確定主義の考え方により判断すべきであるから、米国統一商事法典8章の規定によるデリバリーの時期が直接的に影響を及ぼすものではない。加えて、以下のとおり、原告らの主張は、株式報酬の課税時期の判断に当たって、同章の規定によるデリバリーの時期を重要視する点で失当である上、その点をおくとしても、原告らは、米国私法上も、本件転換日に、本件各C株式の所有者としてのあらゆる権利を確定的に取得したと解される。

(ア) 株式報酬の課税時期の判断に当たって、米国統一商事法典8章の規定によるデリバリーの時期を殊更重要視する必要はないこと

- a まず、㉑の意見で述べられているとおり、米国統一商事法典8章は、複数回譲渡された証券について、相反する権利主張がある場合に適用され、対立する複数の請求者間の優先順位を定めているものであり、原則として、証券の譲受人は、証券について譲渡人が有している又は有していた全ての権利を取得するが、「保護された譲受人」は、その証券の所有権を争う反対主張があった場合であっても、その証券の所有権を取得するとされているものであり、株式に対する優先的権利を主張する者がいる場合には、同章の規定によって、原告らが「保護された譲受人」となった時点が問題となるが、本件では、本件各C株式が発行体であるC社から直接、原告らに付与されているため、当該株式の付与の性質上、原告ら以外の者から本件各C株式に対する優先的権利の主張がされることはあり得ないのであり、同章は、税法その他の目的上、原告らが本件各C株式を受領したとみなされる時点という問題には全く関係がない。
- b 次に、㉒の意見で指摘されているとおり、「米国統一商事法典では、当事者の意思が規律するため、取引の当事者が合意された効力発生日を設定することを禁ずる規定はなく、取引の執行手続の細部がいつ完了したかにかかわらず、かかる効力発生日が規律する。」のであり、原告らの本件各C株式に対する権利関係は、C社と原告らの合意内容であるEICP及び2005EICPによって規律されるものであるところ、C社は、原告らを含む被付与者が、付与されたストック・ユニットに係るC株式を本件転換日である平成20年9月8日に「取得」したことやC株式の証券口座へのデリバリーが5営業日以内に行われることなどを通知するとともに、証券口座へデリバリーがされるC株式の数についても、被付与者に通知し、同通知に係る株式数と証券口座にデリバリーがされた株式数との差が生じている場合には、C社の責任の下、当然に過不足が調整されており（実際に、原告U、原告a及び原告eの証券口座において、同日付けでデリバリーのされたC株式のうち、その一部が同月17日付けで返還されている。）、このような取扱いは、取引当事者の意思に基づき、本件転換日に本件各C

株式の取得の効力が発生していることを示すものである。

- c また、米国租税法は、株式報酬の課税時期について明文の規定を設け、ストック・ユニットに係る報酬のようなエクイティ・ベースの報酬付与に基づく株式の発行に係る財産の移転は、「人が、当該財産に実質的所有権（受益的権利、利益）を取得した時点で」生ずるとしており、米国私法上の株式のデリバリーの取得の時期に関係なく、株式報酬の課税時期について明文の規定を設けているのは、株式のデリバリーの取得の時期などが、株式報酬の課税時期に何ら影響を及ぼさないからであると考えられ、米国と同様に包括的所得概念を採用している我が国の所得税法においても、このような米国租税法の考え方は共通するものである。
- d 以上のことからすれば、米国統一商事法典 8 章の規定に基づく株式のデリバリーの時期は、原告らが本件転換日に本件各 C 株式を取得したか否かの判断には関係がないことが明らかであり、株式報酬の課税時期の判断に当たって、同章の規定による株式のデリバリー時期を殊更重要視する必要はない。

(イ) 原告らは、米国私法上も、本件転換日に、本件各 C 株式の所有者としてのあらゆる権利を確定的に取得したと解されること

- a 前記（ア） b で述べたとおり、米国統一商事法典 8 章においては、原告らの本件各 C 株式に対する権利関係は、C 社と原告らの合意内容によって規律されることを含み得ると解される。そして、C 社と原告らの合意内容である本件各報酬プラン及び本件各賞与証書によれば、原告らは、本件各ストック・ユニットが本件各 C 株式に転換されたことにより、本件各ストック・ユニットに対応する本件各 C 株式の実質的所有者となり、あらゆる所有者としての権利を与えられたのであり、本件転換日に本件各 C 株式の所有者としてのあらゆる権利を確定的に取得したと解されるのである。
- b また、米国統一商事法典 8 章 5 0 1 条は、米国の間接保有制度における株式のセキュリティ・エンタイトルメントの取得に関して、同条（b）において、証券仲介機関が①金融資産がその者の証券口座に振り替えられたことを記帳によって示した場合、②その者から金融資産を受け取り、又は、その者のために金融資産を取得した上で、いずれの場合においても、その者の証券口座に振り替えることを承認した場合、③他の法律、規則、ルールに基づき、金融資産をその者の証券口座に記帳する義務を負った場合のいずれかに該当する場合、ある者はセキュリティ・エンタイトルメントを取得すると規定し、同条（c）において、同条（b）の条件が満たされた場合、たとえ証券仲介機関が当該金融資産を保有していなかった場合であっても、ある者はセキュリティ・エンタイトルメントを取得すると規定している。この点、原告 M、原告 U、原告 a 及び原告 e は、本件各 C 株式が、本件転換日である平成 20 年 9 月 8 日に、原告 M、原告 U、原告 a 及び原告 e の証券口座に振り替えられていることがそれぞれ記帳されており、本件転換日に、原告 M、原告 U、原告 a 及び原告 e が本件各 C 株式のセキュリティ・エンタイトルメントを取得したと認められる。また、原告らの証券口座に実際に本件各 C 株式のデリバリーがされた日が本件転換日の翌日以降であったとしても、前記 3（3）アで述べたとおり、原告らは、本件転換日における本件各ストック・ユニットの転換によって、C 社の原告らに対する本件各 C 株式の支払債務が確定することを前提とすれば、本件転換日における C 社の原告らに対する本件各 C 株式



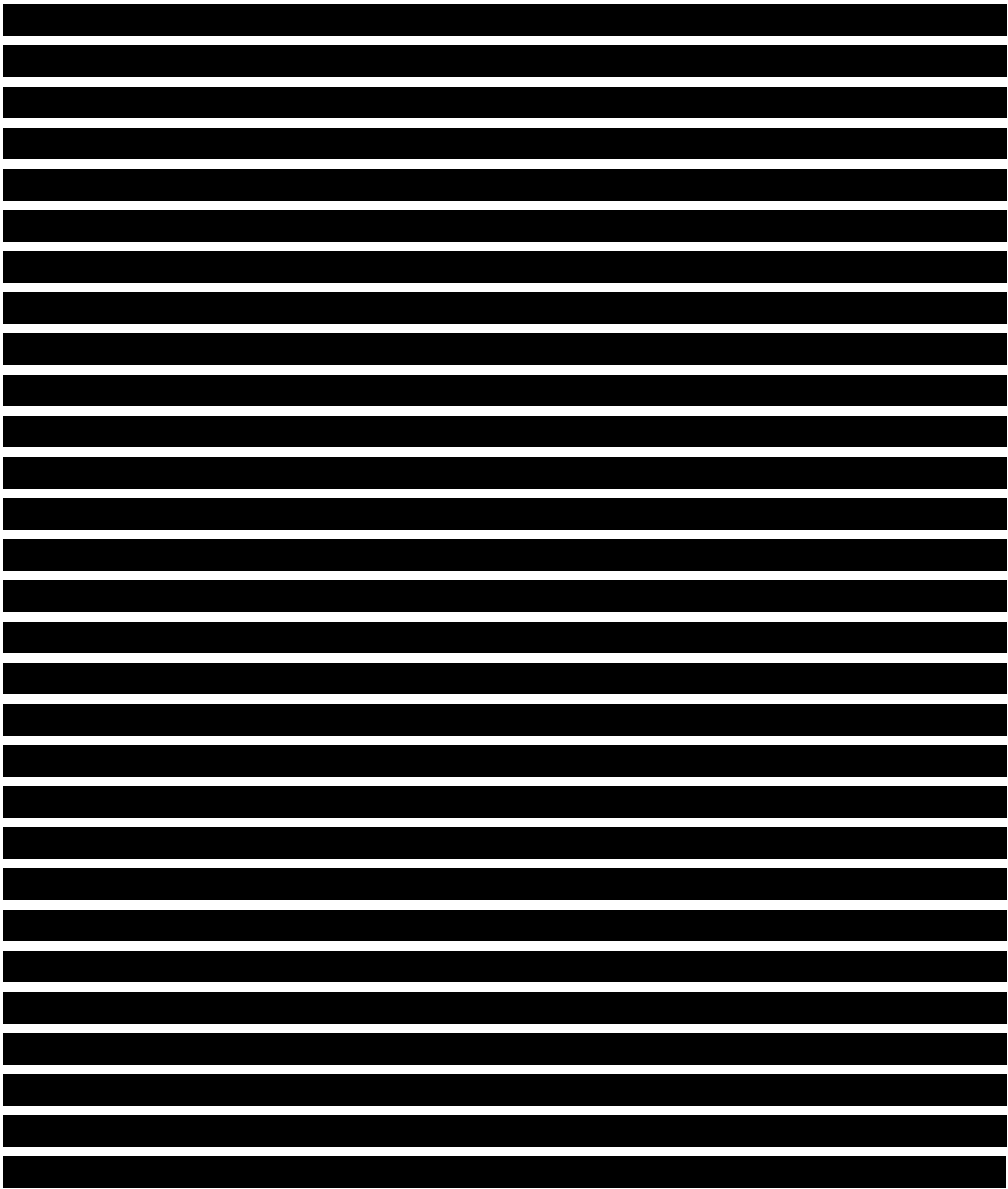
の引渡債務の確定は、同条（b）の②又は③のいずれかに該当するといえるのであるから、原告らは、いずれにしても、本件転換日に本件各C株式のセキュリティ・エンタイトルメントを取得したと認められるのである。

(5)

[Redacted text block]

[REDACTED]

[REDACTED]



(6) 原告らが、平成20年分の確定申告において、本件各株式報酬の給与所得等の収入金額の収入すべき日を、その転換日ではなくウインドウ・ピリオドの開始日とした理由は、結局のところ、FにおけるC株式の下落を理由とすることに尽きるのであり、所得の実現を理由とする原告らの主張は失当であること

ア 原告らの主張の概要

原告らは、平成20年分の確定申告において、本件各C株式に係る所得が実現したのがウインドウ・ピリオド開始日である平成20年9月18日であるという前提の下、本件各株式報酬に係る給与所得等の収入金額を、同日のC株式の価額で申告したものであり、原告らのこの申告こそが納税者の恣意を排除するものとして権利確定主義の趣旨に合致し、是認されるべきである旨主張する。

イ 被告の反論

しかしながら、原告らのこの申告こそ、恣意的な納税を許し、権利確定主義に反する結果となるものである。

(ア) 原告らは、平成19年以前においても、本件各株式報酬と同様に、ストック・ユニットに係る株式報酬を得ているが、当該株式報酬に係る給与所得等の収入金額については、そのストック・ユニットの転換日のFにおけるC株式の株価を用いて算定し、確定申告をしていた。すなわち、原告dを例に挙げれば、平成18年及び平成19年のいずれも、ウインドウ・ピリオド開始日の株価が各転換日の株価を上回っているところ、原告dは、いずれも転換日のC株式の株価に基づき確定申告をしており、平成19年以前に株式報酬を得ている他の多くの原告ら（原告乙、原告⑩、原告Q、原告R、原告i、原告T、原告丙、原告m、原告n、原告X、原告Y、原告Z、原告a、原告q、原告d、原告L、原告f、原告g、原告M、原告h、原告t及び原告K）も、原告dと同様に、転換日のC株式の株価に基づいて確定申告をしていたことが認められる。

転換日からウインドウ・ピリオド開始日までの間に、本件取引制限により転換したC株式の譲渡等が制限されるなどの従業員の置かれた状況は、平成20年とそれ以前とで何ら異なる点はなかったにもかかわらず、原告らが平成20年分の確定申告において、突如、本件各株式報酬に係る給与所得等の収入金額の収入すべき日をウインドウ・ピリオド開始日に変更した事情は、本件転換日後の平成20年9月15日のリーマン・ブラザーズが破綻したことに端を発したFにおけるC株式の下落以外には存在しない。

(イ) そもそも、FにおけるC株式の取引は、FにおけるC株式の株価の動向など種々の情報を踏まえた一般投資家の自由な判断に委ねられているのであり、本件転換日後にC株式の株価が下落したのは、経済情勢や企業の財務状況などの種々の情報を踏まえた不特定多数の当事者間（投資家間）の自由な取引による競争原理に基づいた結果にすぎないものであるから、転換日からウインドウ・ピリオド開始日との間に株価の開差が生じたとしても、そのことは何ら不合理なものではないのである。

そうであるにもかかわらず、上記（ア）で述べた原告らの株式報酬の算定方法は、C株式の株価が上昇局面、すなわち、ウインドウ・ピリオド開始日の株価が転換日の株価より高い場合には、価格の低い転換日の株価を用い、逆に、本件のようにC株式の株価が下降局面、すなわち、転換日の株価がウインドウ・ピリオド開始日の株価より高い場合には、価格の低いウインドウ・ピリオド開始日の株価を用いているというものであり、正しく恣意的なものであって、権利確定主義が採用されている理由に反し、納税者相互間の公平を維持すべく、強行法の性質を持つ租税法に反するものである。

(ウ) 原告らは、平成19年分以前の確定申告についても、株式報酬に係る給与所得等の収入金額の収入すべき日に誤りがあったとして、ウインドウ・ピリオド開始日のC株式の株価で計算するという方法により修正申告をした旨主張しているが、原告らが自らの理屈を正当化させるために行った事後的な方策にすぎず、各税務署長は、同修正申告に対して、当初申告（確定申告）の内容に戻す減額更正処分を行っていることを念のため付言する。

## 5 まとめ

以上のとおり、本件各株式報酬に係る給与所得等の収入金額の収入すべき日は、本件転換日である平成20年9月8日であり、また、本件各株式報酬に係る給与所得等の収入金額の収入

すべき日に関する原告らの主張は、いずれも理由がなく、採用することはできない。

第3 本件各株式報酬に係る給与所得等の収入金額は、収入すべき日である本件転換日のFにおけるC株式の株価の「終値」を用いて算定すべきであること（争点2）

1 はじめに

前記第2の2（1）で述べたとおり、所得税法36条は、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合の収入すべき金額は、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額（同条1項）とし、当該価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする（同条2項）として、いわゆる時価による旨規定している。

本件各株式報酬に係る給与所得等の収入金額は、「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」に該当する本件各C株式の価額であるところ、その算定方法について、被告が、収入すべき日（本件転換日である平成20年9月8日）のFにおけるC株式の「終値」によるべきであると主張しているのに対して、原告らは、収入すべき日（所得が実現する日である同月18日）のFにおけるC株式の「高値安値単純平均値」であると主張している。

そこで、以下、上記算定方法に関する被告の主張を述べた（後記2）上、原告らの主張に対する被告の反論を述べる（後記3）こととする。

2 本件各株式報酬に係る給与所得等の収入金額は、本件転換日のFにおけるC株式の終値を用いて算定すべきであること

（1）給与所得等の収入金額の算定は、合理的な方法による画一的な取扱いが要請されること

租税法は、原則として、強行法の性質を持ち、多数の納税義務者に関わりを持つから、相手側の意思にかかわらず、画一的に（同一の状況にある者は同一に、同一の状況にある事実は同一に）取り扱うのでなければ、その適用がまちまちになり、納税者相互間の公平を維持することが困難になる。すなわち、課税要件が充足されている限り、租税行政庁には租税の減免や不徴収の自由もなく、法律で定められたとおりの税額を徴収しなければならない（合法性の原則）。

また、一般に、納税義務は、一種の金銭債務であり、私法上の金銭債務と共通の性質を持っているものの、私法上の債務の内容が、通常、両当事者の合意によって定まるのに対し、納税義務は、法律の定める課税要件の充足によって成立し、その内容は専ら法律の規定によって定まることから、その意味で、納税義務は法定債務であり、また、租税法が強行法であるため、当事者の意思によって納税義務の内容及び履行方法を左右することは許されないものである。

したがって、給与所得等の収入金額の算定においても、合理的な方法による画一的な取扱いが要請されるのである。

（2）証券取引所に上場されている株式の時価評価には、終値を用いるべきであること

ア 前記1で述べたとおり、所得税法36条2項は、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、いわゆる時価による旨規定している。

ここにいう「時価」とは、ある時点における当該資産の客観的交換価値を指すものであり、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額であって、いわゆる市場価格をいうものと解するのが相当であり、いわゆる時価が事後的な判断基準として用いられるため、課税の公平を確保する観点からは、一定の客観的な基準によって認定された価額であることが要請される。

イ この点、証券取引所に上場されている株式の場合、その公表されている「終値」は、一般投資家が経済情勢や企業の財務状況などの種々の情報を踏まえた証券市場における売買の結果の価格であり、これらの情報をも価格面に反映した自由競争原理によって最終的に形成されたものと認められるから、当該上場株式の客観的交換価値、すなわち、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われた場合に通常成立する価額（市場価格）そのものであるというべきである。

そして、裁判例（東京地裁平成●●年（○○）第●●号平成22年10月8日判決・判例秘書）においても、「証券取引所に上場されている株式の公表されている価格は、市場を通じた不特定多数の当事者間の自由な取引によって成立した客観的なものであり、当該取引日の終値は一般に時価として広く認識されているため、それを時価とするのが最も妥当であり、「取得する株式が証券取引所に上場されている場合には、」「特段の事情のない限り、同取引所の終値によるのが相当である。」と判示されている。

また、金融商品取引法130条において公表されている株価の一つは、終値と規定されているほか、企業が保有する金融資産について時価（市場価格）評価を行う際、取引所に上場されている金融資産の市場価格は、原則として取引所における取引価格を優先して適用することとされ、取引所に上場されている株式については、取引所において公表されている取引価格の終値を優先して適用することとされている。

さらに、所得税基本通達でも、上場株式の評価として終値による旨が規定されている（所得税基本通達23～35共-9及び36-36）。

ウ このように、証券取引所に上場されている株式の公表されている終値は、株式の客観的交換価値を示すもので、裁判例や金融実務等においても重要な基準として一般に時価として広く認識され、利用されており、これを用いることが、合理的な方法による画一的な取扱いの要請にもかなうものである。

したがって、証券取引所に上場されている株式の時価は、同取引所に公表されている終値によるのが相当である。

(3) 本件各C株式の一株当たりの価額（時価）は、本件転換日のFにおけるC株式の株価の終値によるべきこと

本件では、本件各株式報酬に係る給与所得等の収入金額の収入すべき日は、本件転換日である。そして、本件各株式報酬に係る給与所得等の収入金額の基となる本件各C株式は、Fに上場されている株式（C株式）であるから、本件各C株式の一株当たりの価額（時価）は、本件転換日のFにおけるC株式の株価の終値（C株式一株当たり●米国ドル）によるのが相当である。

なお、本件取引制限は、E従業員等を対象とした社内規則であって、本件取引制限によって、原告らが本件各C株式の取引を制限されていたからといって、原告らが本件各C株式を自由に処分することができるか否かは、本件転換日における本件各C株式の客観的交換価値に具体的な影響を及ぼすものとはいえず、本件各C株式の一株当たりの価額（時価）を、本件転換日のFにおけるC株式の株価の終値としない特段の事情は認められない。

### 3 原告らの主張に対する反論

(1) 個別銘柄について値幅制限のないFにおいて、株価が想定外の乱高下等をしている際の終値は、極めて偶然性の高い数値であって、株式の客観的価値を正しく示していない旨の原告

らの主張は失当であること

ア 原告らの主張の概要

原告らは、日本の証券市場とは異なり、個別銘柄についての値幅制限のないFにおいて、特定銘柄の株価が想定外の下落、乱高下をしている際の1日の取引終了時点における価額である終値は、極めて偶然性の高い数値であり、必ずしも当該株式の当該日時点における客観的価値を正しく示しているとはいえないのであり、特に、本件においては、リーマン・ショックのまっただ中にあり、Fにおいては特定銘柄の株価が想定外の下落をしたり、乱高下したりしていたことから、終値に基づいて時価を定めることに何らの合理性はない旨主張する。

イ 被告の反論

しかしながら、前記2(2)イで述べたとおり、証券取引所に上場されている株式については、市場を通じて、経済情勢や企業の財務状況などの種々の情報を踏まえた不特定多数の当事者間の自由な取引により市場価格が成立するのであって、このことは、値幅制限の有無にかかわらず、Fにおいても同様である。

また、リーマン・ショックの影響などにより、特定銘柄の株価が想定外の下落をしたり、乱高下したりしたからといって、それは、不特定多数の当事者間において、経済情勢や企業の財務状況などの種々の情報を踏まえた自由競争原理に基づいた結果にすぎない。

終値は、その日の不特定多数の当事者間の自由な取引が終息した際の市場における売買の結果の価格であり、しかも経済情勢や企業の財務状況などの種々の情報をも反映した自由競争原理によって形成された価格であるから、終値が、極めて偶然性の高い数値であるということとはできないし、また、単なる証券市場の一定時点における取引価格を示すものでもない。

したがって、証券取引所に上場されている株式の終値は、正しく、上場株式の客観的交換価値(時価)を示すものであって、原告らの主張は失当である。

(2) C株式の時価を算定するに当たっては、世界各国で事業活動を行う企業が関連契約に定めた算定方法を用いることは自然かつ合理的で、株価の想定外の下落や乱高下といった異常性、偶然性を一定程度捨象することができる高値安値単純平均値の方が、終値より合理的である旨の原告らの主張には理由がないこと

ア 原告らの主張の概要

原告らは、①C社のように世界各国で事業活動を行う企業が、自社発行株式の時価の全世界共通の算定方法を関連契約に定め、その方法に従って算出される時価に基づきEグループ及びその各従業員が税務申告を行うことは至極自然かつ合理的なことであり、原告らの確定申告においてC社の定めたFにおける株価の高値安値単純平均値をC株式の時価に用いたことには合理性がある旨主張した上、②本件転換日の前営業日である平成20年9月5日から、原告らが本件各C株式に係る所得が実現した日と主張している同月18日までの間の、FにおけるC株式の「終値」、「高値安値単純平均値」及び「売買高加重平均値」(平均値の計算に当たって、各項の数値にその重要度に比例した係数を掛け、各項に重みを付けてから平均する「加重平均」の方法を用いるなどして算定した平均値を指す。)を用いて計算すると、終値と売買高加重平均値との差額は、高値安値単純平均値と売買高加重平均値との差額以上に乖離しているのに対して、高値安値単純平均値は、取引日における



取引実態により近い平均的な約定価格として金融実務において広く認識されている売買高加重平均値とほとんど同じ値を示しており、終値以上に異常性、偶然性が一定程度捨象された合理的な値であるから、高値安値単純平均値を用いて本件各C株式の収入すべき金額を算定することには、十分な合理性があるものであり、特に、百年に一度の事態とまでいわれたリーマン・ショックの状況下にあった同日（平成20年9月18日）のような日の場合には、高値安値単純平均値が、終値よりも、明らかに異常性、偶然性が一定程度捨象された合理的な値であると認められる特別な事情があるなどと主張する。

#### イ 被告の反論

しかしながら、原告らの上記①及び②の主張はいずれも失当である。

##### (ア) ①に対する被告の反論

前記2（1）で述べたとおり、租税法は、多数の納税義務者に関わりを持つから、納税者相互間の公平を維持するために、合理的な方法により画一的な取扱いが要請される。

これに対し、原告らが主張するように、世界各国の企業が自社発行株式の時価の算定方法を定めているとしても、当該算定方法は、当然、各企業によって区々異なることは優に考えられ、個々の納税者が、そのような区々異なる算定方法によって算定した時価に基づき税務申告を行うことは、納税者によって取扱いがまちまちになるばかりでなく、仮に、個々の納税者の主観的な判断によって、当該算定方法に合理性があると判断した場合には当該算定方法によって算出した時価に基づいて税務申告を行い、他方、合理性がないと判断した場合には別の算定方法によって算定した時価に基づいて税務申告を行うということになれば、自己に有利になるように収入計上金額を選択することが可能となり、結果、納税者の恣意を許し、租税を回避するための人為的操作が可能となり、ひいては納税者相互間の公平を維持することが著しく困難になる。

したがって、このような結果を引き起こす原告ら主張の算定方法は、租税法の取扱上の要請を無視した主張であり、およそ採用できるものではない。

##### (イ) ②に対する被告の反論

a まず、原告らの主張の根底にあるのは、原告らが本件各C株式に係る所得が実現した日として主張する平成20年9月18日が、100年に一度の事態とまでいわれたリーマン・ショックの状況下にあったため、想定外に株価の乱高下があり、それゆえに、同日の終値が、高値安値単純平均値よりも、異常性、偶然性が捨象されていないという認識であると推察される。

しかしながら、そもそも、被告が本件各株式報酬に係る給与所得等の収入金額の収入すべき日として主張している本件転換日である平成20年9月8日には、そうした状況は認められないのであり、原告ら及び被告の双方がそれぞれ主張する収入すべき日における経済状況、経済情勢が、その前提において異なっているものであって、被告の主張する本件転換日には、原告らの主張するような「特段の事情」は存在しない。

仮に、リーマン・ショックの影響を受けて特定銘柄の株価が想定外の下落をしたり、乱高下したりしたからといって、前記（1）イで述べたとおり、それは、不特定多数の当事者間における自由競争原理に基づいた結果にすぎないのであって、C株式の時価をFにおける終値ではなく高値安値単純平均値とすることの合理的な根拠にはならない。

- b また、原告らの主張は、株価が通常より乱高下して、異常値が出ている日の株価の評価としては、その日の高値安値単純平均値こそが、終値よりも合理性を有しているとするものであるが、例えば、平成20年9月18日のFにおけるC株式の安値（●米国ドル）は、その前日である同月17日の終値（●米国ドル）と比べると約45%減少した値を示しているところ、仮に、当該安値が何らかの原因や事情を反映した異常な株取引の結果による異常値であるとするならば、当該異常値である安値を用いた高値との単純平均値は、正に異常値を示すものとなり、原告らが主張する異常性、偶然性を一定程度捨象したものとはいえないのであるから、そのような単純平均値が終値より合理性を有することにはならない。
- c さらに、原告らが述べるように、平成20年9月5日から同月18日までの間、高値安値単純平均値が終値より売買高加重平均値と値が近接しているといっても、同じ値を示しているものでもなく、近接すること自体は偶然の産物であり、ある価格帯に取引量が集中したままその日の取引が終了した場合、例えば、安値付近より高値付近の取引が多く、その高値付近で終値を迎えたような場合、高値安値単純平均値は、かえって売買高加重平均値からかけ離れるものでもあるから、高値安値単純平均値が時価として適していることにはならない。
- 仮に、高値安値単純平均値が、売買高加重平均値に近接する蓋然性があるという理由で、時価として適しているのであれば、これまで、金融実務や各種指標においても、終値ではなく高値安値単純平均値が積極的に時価として採用されていても不思議ではないが、C社が株式報酬の算定に係る公正市場価額として社内的に用いている場合を除いて、高値安値単純平均値が株価の指標や時価等として用いられているケースは皆無に等しい。
- d 以上のとおり、C株式の時価を算定するに当たっては、株価の想定外の下落や乱高下といった異常性、偶然性を一定程度捨象することができる高値と安値の単純平均値の方が、終値より合理的である旨の原告らの主張には理由がない。

#### 4 小括

以上によれば、本件各株式報酬に係る給与所得等の収入金額は、収入すべき日である本件転換日のFにおけるC株式の株価の終値（C株式一株当たり●米国ドル）を用いて算定すべきである。

#### 第4 結語

以上のとおり、本件各株式報酬に係る給与所得等の収入金額の収入すべき日は、本件転換日である平成20年9月8日であり、当該収入金額は、同日の、FにおけるC株式の株価の終値である●米国ドル及び1米国ドル当たりのTTMレート108.50円を用いて計算すべきである。

したがって、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分は適法であるから、原告らの請求は速やかに棄却されるべきである。

## 米国法の専門家の意見

## 1 ㊦の意見

(1) ㊦大学ロースクール教授の㊦は、平成25年12月23日付け意見書において、要旨次のとおりの意見を述べている（甲共48）。

ア 本件各C株式は、①対象となる従業員が証券仲介機関に保有している証券口座に、米国の主要中央証券保管振替機関である㊤（以下「㊤」という。）を通じて直接又は間接に記帳する方法（間接保有制度）又は②C社がC社の名義書換代理人（O）に対して、名義書換代理人が管理する株主名簿上、該当する数の株式をE I C P口座から対象となる従業員のコモン・アカウントに名義書換するよう指示するという方法（直接保有制度）のいずれかによって原告らに引き渡された。

イ 間接保有制度で本件各C株式を取得した原告らについて、平成20年9月9日以降になるまで、本件各C株式におけるセキュリティ・エンタイトルメントを取得しておらず、また、取得することはできなかった。

セキュリティ・エンタイトルメントの取得は、米国統一商事法典8章501条によって決定されるところ、同条（b）は、セキュリティ・エンタイトルメントを取得することができる三つの方法を定めている。すなわち、同条（b）（1）は、証券仲介機関が、金融資産がその者の証券口座に振り替えられたことを記帳によって示した場合に、同条（b）（2）は、証券仲介機関が、その者から金融資産を受け取り、又は、その者のために金融資産を取得した上で、いずれの場合においても、その者の証券口座に振り替えることを承認した場合に、同条（b）（3）は、証券仲介機関が、他の法律、規則、ルールに基づき、金融資産をその者の証券口座に振り替える義務を負った場合に、それぞれセキュリティ・エンタイトルメントを取得することができるとしている。

平成20年9月9日以降になるまで、いずれの原告らの証券仲介機関も、原告らの本件各C各株式に対するそれぞれの利益を記帳によって示すために必要となる情報を有していなかったから、これらの証券仲介機関は、同日よりも前に本件各C株式に関して了承を明らかにする行為によって記帳をすることはできなかった。

また、C社が本件各C株式を原告らに交付する義務は、本件転換日における本件各ストック・ユニットの転換によって発生したものである。しかしながら、この義務は、いかなる意味においても、証券仲介機関が金融資産を受領したことを意味するものではなく、また、この義務はいずれかの証券仲介機関が原告らのいずれかの証券口座に対して金融資産を振り替えることを承認したことを意味するものではなく、本件転換日には、いかなる証券仲介機関も、いまだ本件の関連取引には関与していなかった。

転換に際して、C社が株式報酬制度に基づいて本件各C株式を交付する義務は、法律、規則、ルールに基づくものではなく、契約に基づく義務であり、また、C社は証券仲介機関ではないので、C社が金融資産を証券口座に振り替えることは不可能である。

原告らのうちの一部については、米国外に開設されている証券口座に対して本件各C株式の振替がされており、その振替はニューヨーク州法に規律されるものではないが、ブローカー（㊧及び㊨）に対する振替から始まるものである限り、それらの米国外への引渡し

も、必然的に平成20年9月9日以降にされたことになり、ブローカーが本件各C株式に対する自らのセキュリティ・エンタイトルメントを取得するまでは、その後の移転によってこれら原告らに引き渡される本件各C株式に対するいかなる利益も存在し得ない。

ウ 証券の取得は、米国統一商事法典8章104条(a)(1)によって決定されるが、同条(a)(1)は、同章301条に従って証券の引渡しを受ける購入者である場合には、証券を取得すると規定し、同条(b)は、無券面証券の購入者に対する引渡しは、①証券発行人が、当該証券の最初の発行若しくは移転の登録に際して、当該購入者を登録保有者として登録した場合又は②証券仲介機関以外の者が、当該購入者のために当該無券面証券の登録保有者になるか、若しくは、以前から当該証券の登録保有者である場合に、当該購入者のために保有することを了承した場合に生じるとしている。

直接保有制度で本件各C株式を取得した原告らについて、原告らは、本件各C株式が原告らのコモン・アカウントに書き換えられたときに、登録保有者となったことになる。その結果、直接保有制度で本件各C株式を取得した原告らは、米国統一商事法典8章301条(b)(1)によって、平成20年9月17日以降に本件各C株式を取得したことになる。

(2) ㊦は、平成26年11月28日付け意見書において、要旨次のとおりの意見を述べている(甲共81)。

ア 後記の①の意見が、米国統一商事法典8章のルールが問題となるのは、証券が複数回譲渡され、その証券に対する所有権を争う反対主張が生じた場合であるとしているのは誤りである。例えば、同章207条は、登録保有者をもって証券に関する権利を行使する資格を有する者として取り扱う発行者の権利について規定しているが、これは明らかに二当事者の関与する状況にあり、そこでは、必ずしも証券が複数回譲渡されているわけではなく、かつ、必ずしもその証券に対する所有権を失う反対主張が生じているわけではない。同章104条は、同章の下で証券に対する権利、利益を取得する唯一の方法を規定しており、同章501条はセキュリティ・エンタイトルメントの取得方法を規定しているが、これらも必ずしも複数の譲受人又は反対主張が関係するものでない。

イ 本件に適用されるデラウェア州法によれば、登録保有者のみが議決権及び株式買取請求権を有している。間接保有制度による取得に関与するブローカー及びその他の仲介業者は、登録保有者ではなかったため、必然的に本件各C株式を間接保有制度の方法により取得した従業員は登録保有者とはならず、株式買取請求権を有していなかったことになる。また、直接保有制度の方法により株式を取得した従業員は、本件各C株式が平成20年9月17日に当該従業員の名義で登録されるまで、登録保有者にはならなかった。

(3) ㊦は、平成27年4月16日付け回答書において、要旨次のとおりの意見を述べている(甲共98の1・2)。

ア 賞与証書中には、いかなる手順が、米国統一商事法典8章501条(b)(1)の証券口座への記帳に相当するかという点に関する合意を構成するような内容を見出すことはできない。

イ 上記合意は、賞与証書の発行者又は株式の発行者による合意ではなく、関連する証券仲介機関による合意のみを指す。

## 2 ㊦及び①の意見

㊦及び①大学ロースクール教授の①は、平成26年6月11日付け意見書において、要旨次

のとおり意見を述べている（甲共73）。

- (1) 米国の各州及びコロンビア特別区は、米国統一商事法典8章を採択しており、米国及びコロンビア特別区の裁判所は、セキュリティ・エンタイトルメントの取得又は証券若しくは証券に対する権利及び利益の取得において、どの管轄法域の同章を適用するかを決定するために、当該裁判管轄法域における準拠法選択のルールを適用する。同章は、同章110条において、独自の準拠法選択のルールを設けており、米国内の裁判所は、当該裁判所が所在する管轄法域において採択された同条を適用することになるが、米国内の各管轄法域において採択された同条が規定する準拠法選択のルール間に実質的な違いはない。
- (2) 間接保有制度について、米国統一商事法典8章110条(b)(1)は、同条(e)に定める証券仲介機関の管轄法域の法を証券仲介機関からのセキュリティ・エンタイトルメントの取得の準拠法とする旨規定している。同条(e)は、同条の目的上、証券仲介機関の管轄法域は、以下の規定によって決定するものとするとして、①証券仲介機関とそのエンタイトルメント・ホルダーの間の証券口座を規律する合意が、特定の管轄法域が本部分、本章、又は、米国統一商事法典の目的上、証券仲介機関の管轄法域であることを明示的に規定している場合には、その管轄法域を証券仲介機関の管轄法域とする((1))、②(1)の適用がない場合で、証券仲介機関とそのエンタイトルメント・ホルダーとの間の証券口座を規律する合意が当該合意は特定の管轄法域の法律を準拠法とすることを明示的に規定している場合には、その管轄法域を証券仲介機関の管轄法域とする((2))旨規定している。

⑤及びその全ての参加者との間の参加者契約書が、参加者契約書に従って効力を有する取引はニューヨーク州法を準拠法とする旨を明示的に定めていることから、当該参加者契約書は、ニューヨーク州がブローカー(⑩及び⑪)の証券仲介機関の管轄法域である旨を明示した米国統一商事法典8章110条(e)(1)において想定されている規定であるといえることができる。ニューヨーク州以外の管轄法域をもってブローカーの証券仲介機関の管轄法域であると仮定することは、参加者契約書の規定と完全に矛盾することとなる。⑤とその参加者との間の参加者契約書において、当該契約書がニューヨーク州法を準拠法とする旨が明記されていることから、同条(e)(2)に従えば、ニューヨーク州がブローカーの証券仲介機関の管轄法域となる。すなわち、米国内の裁判所は、間接保有制度による本件各C株式に関するセキュリティ・エンタイトルメントの取得には、ブローカーの証券仲介機関の管轄法域として、ニューヨーク州法を適用することになる。

間接保有制度によって取得された本件各C株式に関するセキュリティ・エンタイトルメントの場合には、ブローカーは、⑤におけるブローカーの証券口座に振り替えたことを⑤が記帳によって示したときにニューヨーク州法の下でセキュリティ・エンタイトルメントを取得したものであり、ブローカーは、セキュリティ・エンタイトルメントを平成20年9月9日以降に取得したことになる。ブローカーが本件各C株式に対する自らのセキュリティ・エンタイトルメントを取得するまでは、その後の移転によって原告らに取得され得る本件各C株式に対するいかなるセキュリティ・エンタイトルメント又はその他の利益も存在し得ない。

- (3) 直接保有制度について、米国統一商事法典第8章110条(a)(1)及び(3)は、証券発行人の管轄法域の法を証券の有効性及び証券発行人による証券移転の登録の有効性の準拠法とする旨規定している。直接保有制度により、本件各C株式を取得した原告らは、名義書換代理人の株主名簿上に登録することで本件各C株式を取得し、また、Cは、デラウェア州

法に基づき設立されていることから、米国内の裁判所は、直接保有制度に基づく本件各C株式の取得にはデラウェア州法を適用することになる。この点、㊸の意見では、直接保有制度に基づく本件各C株式の取得の準拠法をニューヨーク州法とすることを前提としているが、証券のデリバリーに係る規定に関していえば、直接保有制度に基づく本件各C株式の取得に係る㊸の意見の結論に影響を与え得るような相違はない。

本件各C株式のような「無券面株式」の引渡しについては、米国統一商事法典8章301条(b)が、無券面証券の購入者に対する引渡しは、①証券発行人が、当該証券の最初の発行若しくは移転の登録に際して、当該購入者を登録保有者として登録した場合又は②証券仲介機関以外の別の者が、当該購入者のために当該無券面証券の登録保有者になるか、若しくは、以前から当該証券の登録保有者である場合に、当該購入者のために保有することを了承した場合に生ずるとされているが、直接保有制度によって取得された本件各C株式の場合には、原告らは、本件各C株式が原告らのコモン・アカウントに書き換えられ、登録保有者となった時点で本件各C株式を取得し、その結果、同条(b)に基づき本件各C株式が引き渡されたことになるのであり、原告らは、本件各C株式を平成20年9月17日以降に取得したことになる。

### 3 ㊸及び㊹の意見

㊸法律事務所の㊸及び㊹は、平成26年11月27日付け意見書において、要旨次のとおりの意見を述べている(甲共82)。

- (1) デラウェア州法では、株式買取請求権は、吸収合併又は新設合併の場合においてのみ行使することができる。
- (2) デラウェア州法人の株主に対する株式買取請求権の準拠法は、デラウェア州法である。
- (3) デラウェア州法上、株式買取請求権を有するのは、受益所有権者ではなく、株式に係る登録保有者に限定されている。
- (4) 制定法上の明文規定がない場合には、実質株主は、デラウェア州において、一般に株主権を有しない。
- (5) デラウェア州の各裁判所は、株式を受領する権利を有する者が関係法人又は名義書換代理人が管理する株主名簿に所有者として登録されていない場合には、上記株式を受領する権利を有する者は、登録保有者ではなく、株式買取請求権を有しないと判断することになると考える。したがって、転換日が到来したことにより、株式報酬制度に基づいて株式を受領することとなる者は、たとえ当該株式を受領する権利がいかなる条件にも服さない権利になったとしても、当該株式の登録保有者とならない限り、デラウェア州法に基づく株式買取請求権を有することはないと考える。

### 4 ㊺の意見

㊸大学㊹校法科大学院教授の㊺は、平成26年8月5日付け意見書において、要旨次のとおりの意見を述べている(乙31、弁論の全趣旨)。

- (1) 原告らは、本件各賞与証書の規定からも明らかなおと、本件転換日に、本件各C株式の実質株主(実質的所有者)となり、その受益所有権を取得していることから、米国の税法上、本件各C株式(本件各株式報酬)を受領したとみなされるのは、本件転換日であり、課税対象となる金額も本件転換日に確定する。
- (2) 原告らは、本件転換日に、本件各C株式の実質株主(実質的所有者)となっているが、株

式の実質株主は、株主の全ての権利を有するため、その受益所有権は非常に重要であり、株式の受益所有権には、議決権や利益配当請求権のほか、株式買取請求権も含まれており、また、株式の受益所有権は、所有権に伴う義務の発生根拠でもある。

- (3) 本件各賞与証書において、名義上の株主ではなく、実質株主と記載されているのは、転換日において、原告らが、C社の名簿上の株主の地位を有していないことを示すためであるが、最近では、証券保管振替機関等が、上場会社の名義上の株式の大半を保有しており、名義上の株主は、ほとんど形式上のものとなっている。
- (4) 本件取引制限は、米国法上、原告らが本件各C株式を受領した日やその価格に影響を与えるものではない。
- (5) セキュリティ・エンタイトルメントの取得の有無など、米国統一商事法典8章の規定は、原告らが本件各C株式の実質株主としての地位をいつ得たのかという問題に対して、一切影響を及ぼさない。すなわち、同章は、複数回譲渡された証券について、相反する権利主張がある場合に適用され、対立する複数の請求者間の優先順位を定めているものであり、原則として、証券の譲受人は、証券について譲渡人が有している又は有していた全ての権利を取得するが、「保護された譲受人」は、その証券の所有権を争う反対主張があった場合であっても、その証券の所有権を取得するとされている。

本件転換日における本件各C株式に対する原告らの権利について、本件各C株式に対する優先的権利を主張する者がいる場合には、譲り受けた権利の価値に影響するため、米国統一商事法典8章の規定によって、原告らが「保護された譲受人」となった時点が問題となるが、本件では、本件各C株式が発行体であるC社から直接、原告らに付与されているため、同付与の性質上、原告ら以外の者から本件各C株式に対する優先的権利の主張がされることはあり得ない。同章は、税法その他の目的上、原告らが本件各C株式を受領したとみなされる時点という問題には全く関係がなく、C社がストック・ユニットに対応する十分な数の株式発行権限を有している限り、原告らは、C社に対して約束された株式を発行するよう求めることができ、また、本件転換日から株主となったものとみなされる。

## 5 ㊟弁護士事務所の意見

㊟弁護士事務所（以下「㊟」という。）は、平成26年10月27日付け回答書（3通）において、要旨次のとおりの意見を述べている（乙43の1ないし3、弁論の全趣旨）。

- (1) 従業員のストック・プランは、契約解釈の問題であり、本件において、E I C Pは、デラウェア州法によって規律される一方、2005 E I C Pはニューヨーク州法によって規律されるが、かかる準拠法の違いは何らの差異をもたらすものではなく、デラウェア州法下でも、ニューヨーク州法下でも、まず、E I C Pや2005 E I C Pの契約文言が規律するのであり、原告らの本件各C株式に対する権利も、E I C P等が規律する。
- (2) 2005 E I C Pは、以下に掲げる規定を設けていることから、原告らは、本件転換日に本件各C株式の株主（所有者）となるのであり、更に重要なことは、2005 E I C Pには、明示的に税負担は原告らの本件各ストック・ユニットが転換した時点で生じるともされている。
  - ア スtock・ユニットは、転換日において、被付与者に対し、当該ストック・ユニット1個につき、C社の普通株式（C株式）一株を支払うというC社の無担保の契約である。
  - イ 被付与者は、ストック・ユニットが株式に転換したときに株主になる。

ウ 1個のストック・ユニットは、転換予定日に、C社の普通株式（C株式）一株に転換する。

エ 確定したストック・ユニットは、転換予定日に、C社の普通株式（C株式）に転換する。

(3) 従業員取引ポリシー及びコンプライアンス通知は、従業員は、特定のウインドウ・ピリオドの期間中のみE有価証券を取引することができる旨規定されていることから分かる通り、従業員らの取引を制限しているものであり、本件各C株式の所有権に何らかの制限を加えるものではない。

(4) 2005 EICPが、明示的にストック・ユニットの転換と同時に交付される株式は、証券法規又は社内の諸ポリシーに基づいて発生するであろう譲渡制限以外には、いかなる譲渡制限に服することはない旨規定していることも上記(3)の考え方と一致している。

(5) これらの考え方は米国連邦税法によっても支持され、ウインドウ・ピリオドの存在は、税法上の目的において、株式所有権に影響を及ぼさない。

すなわち、米国の内国歳入法83条及び同条の細目を定める米国財務省規則は、ストック・ユニット報酬のようなエクイティ・ベースの報酬付与に基づく株式の発行を含むサービス業務提供に関連して移転される財産に係る連邦税について規律し、財産の移転は、人が当該財産に実質的所有権（受益的権利、利益）を取得した時点で生ずるとされており、移転された株式に実質的な喪失（没収）リスクが存在する場合には課税されることはないが、かかるリスクが、単に、移転を受けた者（譲受人）が証券規則に従って従業員に課される取引方針に服するという理由だけでは存在していることにはならない。

(6) 原告らの本件各C株式に対する権利関係は、C社と原告らの合意内容であるEICP及び2005 EICPによって規律され、また、次のとおり、米国統一商事法典では、そうした当事者の意思（合意）又は取引慣行を含み得ると解されることから、原告らは、本件転換日に本件各C株式に係るセキュリティ・エンタイトルメントを取得し得るといえる。

ア 米国統一商事法典では、当事者の意思が規律するため、取引の当事者が合意された効力発生日を設定することを禁ずる規定はなく、取引の執行手続の細部がいつ完了したかにかかわらず、かかる効力発生日が規律する。

イ 米国統一商事法典は、契約の自由を尊重し、当事者が合意に基づいて取引を順位付けることを許容しており、そのことは、取り分け、同8章501条に妥当し、同条に関する公式コメントでは、①証券仲介機関が、貸方勘定（証券仲介機関がその顧客勘定に記帳すること）を行ったことを示すためには、いかなる会計、記帳又は情報伝達の諸手続で十分といえるかという点につき、正確に特定しようと試みてはない、②それらは、合意又は取引慣行に委ねられている、③証券仲介機関がそのような承認を表明する正確な形式は、私的な順序付けに委ねられていると述べられていることから、当事者間の私的な順位付けは、有価証券がいつの時点で実際にデリバリーがされたか否かにかかわらず、転換予定日の時点で貸方勘定に記帳がされるという合意又は取引慣行を含み得ると解される。

ウ 証券媒介人（証券仲介機関）は、同人自身が貸方勘定された有価証券を確保する以前であっても、証券口座保持者（名義人）に対し、有効に貸方勘定することができ、この点、米国統一商事法典8章501条の公式コメントでは、証券媒介人自身が顧客の証券口座に貸方勘定する時点と、他の証券媒介人から有価証券を受領する時点との間に、操作上の時間的ギャップが生じたという場合があり得るが、そのような場合に、証券媒介人に対する



セキュリティ・エンタイトルメントの保持者の権利は、当該証券媒介人が実際に当該利益（権利）を取得したか否かに左右されるものではない旨明確にしている。

原告甲の課税処分等に関する経緯

別表 1 - 1  
(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月31日	平成23年3月22日	平成23年5月13日	平成23年6月21日	平成24年2月10日		
総所得金額 (給与所得の金額)	①	103,406,218	112,795,168	104,475,655	棄却	104,518,405	棄却	104,518,505	112,837,915
所得控除の額の合計額	②	1,526,910	1,526,910	1,526,910		1,526,910		1,526,910	
課税総所得金額	③	101,879,000	111,268,000	102,948,000		102,991,000		102,991,000	
課税総所得金額に対する税額	④	37,955,600	41,711,200	38,383,200		38,400,400		38,400,400	
源泉徴収税額	⑤	90,900	230,010	230,010		230,010		230,010	
申告納税額 (④-⑤)	⑥	37,864,700	41,481,100	38,153,100		38,170,300		38,170,300	
予定納税額	⑦	17,829,600	17,829,600	17,829,600		17,829,600		17,829,600	
納付すべき税額 (⑥-⑦)	⑧	20,035,100	23,651,500	20,323,500		20,340,700		20,340,700	
過少申告加算税	⑨		361,000	28,000		30,000		30,000	30,000

原告乙の課税処分等に関する経緯

別表 1 - 2  
(単位：円)

項目		準確定申告 (172条申告)	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月31日	平成23年3月22日	平成23年5月13日	平成23年6月21日	平成24年2月10日		
所得税法161条8号イ該当 (給与) 所得の金額	①	183,825,000	196,142,000	183,825,000	棄却	183,825,000	棄却	準確定申告欄と 同じ金額	更正処分等欄と同じ金額
申告納税額	②	36,765,000	39,228,400	36,765,000		36,765,000			
予定納税額	③								
納付すべき税額	④	36,765,000	39,228,400	36,765,000		36,765,000			
過少申告加算税	⑤		246,000	0		0			

原告㉔の課税処分等に関する経緯

別表 1 - 3  
(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月31日	平成23年3月22日	平成23年5月13日	平成23年6月21日	平成24年2月10日		
総所得金額 (給与所得の金額)	①	146,171,324	156,395,479	146,171,324	棄却	146,171,324	棄却	確定申告欄と同じ金額	156,395,473
所得控除の額の合計額	②	1,140,000	1,140,000	1,140,000		1,140,000			1,140,000
課税総所得金額	③	145,031,000	155,255,000	145,031,000		145,031,000			155,255,000
課税総所得金額に対する税額	④	55,216,400	59,306,000	55,216,400		55,216,400			59,306,000
源泉徴収税額	⑤	18,000	18,000	18,000		18,000			18,000
申告納税額 (④-⑤)	⑥	55,198,400	59,288,000	55,198,400		55,198,400			59,288,000
予定納税額	⑦	7,888,800	7,888,800	7,888,800		7,888,800			7,888,800
納付すべき税額 (⑥-⑦)	⑧	47,309,600	51,399,200	47,309,600		47,309,600			51,399,200
過少申告加算税	⑨		408,000	0		0			0

原告①の課税処分等に関する経緯

別表1-4  
(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額	
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月31日	平成23年3月22日	平成23年5月13日	平成23年6月21日	平成24年2月10日			
総所得金額 (②+③+④+⑤)		① 741,350,803	780,366,416	741,350,803	棄却	741,350,803	棄却	確定申告欄と同じ金額	780,366,412	
内訳	利子所得の金額	② 23,690,572	23,690,572	23,690,572		23,690,572			23,690,572	23,690,572
	配当所得の金額	③ 471,259,135	471,259,135	471,259,135		471,259,135			471,259,135	471,259,135
	給与所得の金額	④ 244,721,640	283,737,253	244,721,640		244,721,640			244,721,640	283,737,249
	雑所得の金額	⑤ 1,679,456	1,679,456	1,679,456		1,679,456			1,679,456	1,679,456
	株式等に係る譲渡所得等の金額	⑥ 0	0	0		0			0	0
所得控除の額の合計額		⑦ 760,000	760,000	760,000		760,000			760,000	760,000
課税される 所得金額	①対応分	⑧ 740,590,000	779,606,000	740,590,000		740,590,000			740,590,000	779,606,000
	⑥対応分	⑨ 0	0	0		0			0	0
算出税額	⑧対応分	⑩ 293,440,000	309,046,400	293,440,000		293,440,000			293,440,000	309,046,400
	⑨対応分	⑪ 0	0	0		0			0	0
外国税額控除		⑫ 1,818,244	1,818,244	1,818,244		1,818,244			1,818,244	1,818,244
源泉徴収税額		⑬ 188,833	188,833	188,833		188,833			188,833	188,833
申告納税額 (⑩+⑪-⑫-⑬)		⑭ 291,432,900	307,039,300	291,432,900		291,432,900			291,432,900	307,039,300
予定納税額		⑮ 60,405,600	60,405,600	60,405,600		60,405,600			60,405,600	60,405,600
納付すべき税額 (⑭-⑮)		⑯ 231,027,300	246,633,700	231,027,300		231,027,300			231,027,300	246,633,700
過少申告加算税		⑰	1,560,000	0		0			0	0

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額	
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月31日	平成23年3月22日	平成23年5月13日	平成23年6月21日	平成24年2月10日			
内 訳	総所得金額 (②+③+④+⑤)	①	479,439,508	528,046,049	479,439,508	棄 却	棄 却	確定申告欄と同じ金額	528,418,071	
	利子所得の金額	②	1,482,996	1,482,996	1,482,996				1,482,996	1,482,996
	配当所得の金額	③	8,343,428	8,343,428	8,343,428				8,343,428	8,343,428
	給与所得の金額	④	440,889,230	489,495,771	440,889,230				440,889,230	489,867,793
	雑所得の金額	⑤	28,723,854	28,723,854	28,723,854				28,723,854	28,723,854
	所得控除の額の合計額	⑥	2,020,000	2,020,000	2,020,000				2,020,000	2,020,000
	課税総所得金額	⑦	477,419,000	526,026,000	477,419,000				477,419,000	526,398,000
	課税総所得金額に対する税額	⑧	188,171,600	207,614,400	188,171,600				188,171,600	207,763,200
	外国税額控除	⑨	4,535,011	4,535,011	4,535,011				4,535,011	4,535,011
	源泉徴収税額	⑩	1,419,970	1,419,970	1,419,970				1,419,970	1,419,970
	申告納税額 (⑧-⑨-⑩)	⑪	182,216,600	201,659,400	182,216,600				182,216,600	201,808,200
	予定納税額	⑫	112,819,200	112,819,200	112,819,200				112,819,200	112,819,200
	納付すべき税額 (⑪-⑫)	⑬	69,397,400	88,840,200	69,397,400				69,397,400	88,989,000
	過少申告加算税	⑭		1,944,000	0				0	0

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額	
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月31日	平成23年3月22日	平成23年5月13日	平成23年6月21日	平成24年2月10日			
総所得金額 (②+③+④)		① 354,882,029	417,067,412	357,292,339	棄却	357,292,339	棄却	357,292,339	417,067,400	
内訳	利子所得の金額	② 6,207,600	6,207,600	6,207,600		6,207,600		6,207,600	6,207,600	6,207,600
	配当所得の金額	③	2,196,123	2,196,123		2,196,123		2,196,123	2,196,113	
	給与所得の金額	④ 348,674,429	408,663,689	348,888,616		348,888,616		348,888,616	408,663,687	
	株式等に係る譲渡所得等の金額	⑤ 7,075,900	7,075,900	7,075,900		7,075,900		7,075,900	7,075,900	
所得控除の額の合計額		⑥ 1,520,000	1,520,000	1,520,000		1,520,000		1,520,000	1,520,000	1,520,000
課税される 所得金額	①対応分	⑦ 353,362,000	415,547,000	355,772,000		355,772,000		355,772,000	415,547,000	
	⑤対応分	⑧ 7,075,000	7,075,000	7,075,000		7,075,000		7,075,000	7,075,000	
算出税額	⑦対応分	⑨ 138,548,800	163,422,800	139,512,800		139,512,800		139,512,800	163,422,800	
	⑧対応分	⑩ 1,061,250	1,061,250	1,061,250		1,061,250		1,061,250	1,061,250	
源泉徴収税額		⑪ 13,100	18,220	18,220		18,220		18,220	18,220	18,220
申告納税額 (⑨+⑩-⑪)		⑫ 139,596,900	164,465,800	140,555,800		140,555,800		140,555,800	164,465,800	
予定納税額		⑬ 83,494,000	83,494,000	83,494,000		83,494,000		83,494,000	83,494,000	
納付すべき税額 (⑫-⑬)		⑭ 56,102,900	80,971,800	57,061,800		57,061,800		57,061,800	80,971,800	
過少申告加算税		⑮	2,486,000	95,000		95,000		95,000	2,486,000	

原告㊦の課税処分等に関する経緯

別表1-7  
(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額	
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月31日	平成23年3月22日	平成23年5月13日	平成23年6月21日	平成24年2月10日			
	総所得金額 (②+③+④)	① 146,755,417	148,766,531	146,755,417	棄却	146,755,417	棄却	確定申告欄と同じ金額	148,766,530	
内訳	利子所得の金額	② 773,219	773,219	773,219		773,219			773,219	773,219
	配当所得の金額	③ 477,792	477,792	477,792		477,792			477,792	477,792
	給与所得の金額	④ 145,504,406	147,515,520	145,504,406		145,504,406			145,504,406	147,515,519
	所得控除の額の合計額	⑤ 1,770,000	1,770,000	1,770,000		1,770,000			1,770,000	1,770,000
	課税総所得金額	⑥ 144,985,000	146,996,000	144,985,000		144,985,000			144,985,000	146,996,000
	課税総所得金額に対する税額	⑦ 55,198,000	56,002,400	55,198,000		55,198,000			55,198,000	56,002,400
	外国税額控除	⑧ 0	0	0		0			0	0
	源泉徴収税額	⑨ 572,900	572,900	572,900		572,900			572,900	572,900
	申告納税額 (⑦-⑧-⑨)	⑩ 54,625,100	55,429,500	54,625,100		54,625,100			54,625,100	55,429,500
	予定納税額	⑪ 14,176,200	14,176,200	14,176,200		14,176,200			14,176,200	14,176,200
	納付すべき税額 (⑩-⑪)	⑫ 40,448,900	41,253,300	40,448,900		40,448,900			40,448,900	41,253,300
	過少申告加算税	⑬	80,000	0		0			0	0



項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額	
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月31日	平成23年3月22日	平成23年5月13日	平成23年6月21日	平成24年2月10日			
	総所得金額 (②+③+④)	① 62,354,032	65,331,010	62,354,032	棄却	62,354,032	棄却	確定申告欄と同じ金額	65,331,009	
内訳	利子所得の金額	② 2,283,155	2,283,155	2,283,155		2,283,155			2,283,155	2,283,155
	配当所得の金額	③ 2,454,278	2,454,278	2,454,278		2,454,278			2,454,278	2,454,278
	給与所得の金額	④ 57,616,599	60,593,577	57,616,599		57,616,599			57,616,599	60,593,576
	所得控除の額の合計額	⑤ 380,000	380,000	380,000		380,000			380,000	380,000
	課税総所得金額	⑥ 61,974,000	64,951,000	61,974,000		61,974,000			61,974,000	64,951,000
	課税総所得金額に対する税額	⑦ 21,993,600	23,184,400	21,993,600		21,993,600			21,993,600	23,184,400
	外国税額控除	⑧ 450,271	450,271	450,271		450,271			450,271	450,271
	申告納税額 (⑦-⑧)	⑨ 21,543,300	22,734,100	21,543,300		21,543,300			21,543,300	22,734,100
	予定納税額	⑩ 15,058,000	15,058,000	15,058,000		15,058,000			15,058,000	15,058,000
	納付すべき税額 (⑨-⑩)	⑪ 6,485,300	7,676,100	6,485,300		6,485,300			6,485,300	7,676,100
	過少申告加算税	⑫	119,000	0		0			0	0

原告 j の課税処分等に関する経緯

別表 1 - 9

(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額	
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月31日	平成23年3月22日	平成23年5月13日	平成23年6月21日	平成24年2月10日			
	総所得金額 (②+③+④+⑤+⑥)	① 94,127,126	97,400,479	94,127,126	棄却	94,127,126	棄却	確定申告欄と同じ金額	97,400,478	
内訳	不動産所得の金額	② △6,771,588	△6,771,588	△6,771,588		△6,771,588			△6,771,588	△6,771,588
	利子所得の金額	③ 171,713	171,713	171,713		171,713			171,713	
	配当所得の金額	④ 5,936,426	5,936,426	5,936,426		5,936,426			5,936,426	
	給与所得の金額	⑤ 82,055,994	85,329,347	82,055,994		82,055,994			82,055,994	
	雑所得の金額	⑥ 12,734,581	12,734,581	12,734,581		12,734,581			12,734,581	
	所得控除の額の合計額	⑦ 1,140,000	1,140,000	1,140,000		1,140,000			1,140,000	
課税総所得金額	⑧ 92,987,000	96,260,000	92,987,000	92,987,000		92,987,000				
課税総所得金額に対する税額	⑨ 34,398,800	35,708,000	34,398,800	34,398,800		34,398,800				
外国税額控除	⑩ 248,530	248,530	248,530	248,530		248,530				
源泉徴収税額	⑪ 317,100	317,100	317,100	317,100		317,100				
申告納税額 (⑨-⑩-⑪)	⑫ 33,833,100	35,142,300	33,833,100	33,833,100		33,833,100				
予定納税額	⑬ 14,338,200	14,338,200	14,338,200	14,338,200		14,338,200				
納付すべき税額 (⑫-⑬)	⑭ 19,494,900	20,804,100	19,494,900	19,494,900		19,494,900				
過少申告加算税	⑮		130,000	0		0			0	

(注)「不動産所得の金額」欄の△は、損失の金額を表す。

原告 S の課税処分等に関する経緯

別表 1 - 1 0  
(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月31日	平成23年3月22日	平成23年6月10日	平成23年7月12日	平成24年2月10日		
総所得金額 (給与所得の金額)	①	25,300,113	28,573,104	25,300,113	棄却	25,300,113	棄却	確定申告欄と同じ金額	28,573,102
所得控除の額の合計額	②	1,900,000	1,900,000	1,900,000		1,900,000			1,900,000
課税総所得金額	③	23,400,000	26,673,000	23,400,000		23,400,000			26,673,000
課税総所得金額に対する税額	④	6,564,000	7,873,200	6,564,000		6,564,000			7,873,200
源泉徴収税額	⑤	142,700	142,700	142,700		142,700			142,700
申告納税額 (④-⑤)	⑥	6,421,300	7,730,500	6,421,300		6,421,300			7,730,500
予定納税額	⑦								
納付すべき税額	⑧	6,421,300	7,730,500	6,421,300		6,421,300			7,730,500
過少申告加算税	⑨		130,000	0		0			0

原告Tの課税処分等に関する経緯

別表1-11  
(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月31日	平成23年3月22日	平成23年5月13日	平成23年6月21日	平成24年2月10日		
内 訳	総所得金額 (②+③+④+⑤)	① 71,691,190	75,083,622	71,691,190	棄 却	71,691,190	棄 却	確 定 申 告 欄 と 同 じ 金 額	75,083,620
	不動産所得の金額	② △5,607,906	△5,607,906	△5,607,906		△5,607,906			△5,607,906
	利子所得の金額	③ 2,053,028	2,053,028	2,053,028		2,053,028			2,053,028
	配当所得の金額	④ 862,725	862,725	862,725		862,725			862,725
	給与所得の金額	⑤ 74,383,343	77,775,775	74,383,343		74,383,343			77,775,773
	所得控除の額の合計額	⑥ 3,371,469	3,371,469	3,371,469		3,371,469			3,371,469
	課税総所得金額	⑦ 68,319,000	71,712,000	68,319,000		68,319,000			71,712,000
	課税総所得金額に対する税額	⑧ 24,531,600	25,888,800	24,531,600		24,531,600			25,888,800
	外国税額控除	⑨ 144,735	144,735	144,735		144,735			123,422
	源泉徴収税額	⑩ 18,656,227	18,656,227	18,656,227		18,656,227			18,656,227
	申告納税額 (⑧-⑨-⑩)	⑪ 5,730,600	7,087,800	5,730,600		5,730,600			7,109,100
	予定納税額	⑫ 11,851,600	11,851,600	11,851,600		11,851,600			11,851,600
	納付すべき税額 (⑪-⑫)	⑬ △6,121,000	△4,763,800	△6,121,000		△6,121,000			△4,742,500
	過少申告加算税	⑭	135,000	0		0			0

(注1) 「不動産所得の金額」欄の△は、損失の金額を表す。

(注2) 「納付すべき税額」欄の△は、還付金の額に相当する税額を表す。

原告丙の課税処分等に関する経緯

別表 1 - 1 2  
(単位：円)

項目		準確定申告 (172条申告)	修正申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額
年月日		平成21年3月16日	平成21年12月22日	平成23年1月31日	平成23年3月22日	平成23年6月10日	平成23年7月12日	平成24年2月10日		
所得税法161条8号イ該当 (給与) 所得の金額	①	38,333,000	74,121,000	81,674,000	74,121,000	棄却	74,121,000	棄却	修正申告欄と 同じ金額	更正処分等欄と同じ金額
申告納税額	②	7,666,600	14,824,200	16,334,800	14,824,200		14,824,200			
予定納税額	③									
納付すべき税額	④	7,666,600	14,824,200	16,334,800	14,824,200		14,824,200			
過少申告加算税	⑤		0	151,000	0		0			

原告Uの課税処分等に関する経緯

別表1-13  
(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月31日	平成23年3月22日	平成23年5月13日	平成23年6月21日	平成24年2月10日		
総所得金額 (給与所得の金額)	①	76,428,642	80,395,263	76,428,642	棄却	76,428,642	棄却	確定申告欄と同じ金額	80,395,259
所得控除の額の合計額	②	1,520,000	1,520,000	1,520,000		1,520,000			1,520,000
課税総所得金額	③	74,908,000	78,875,000	74,908,000		74,908,000			78,875,000
課税総所得金額に対する税額	④	27,167,200	28,754,000	27,167,200		27,167,200			28,754,000
源泉徴収税額	⑤	76,950	76,950	76,950		76,950			76,950
申告納税額 (④-⑤)	⑥	27,090,200	28,677,000	27,090,200		27,090,200			28,677,000
予定納税額	⑦	6,873,400	6,873,400	6,873,400		6,873,400			6,873,400
納付すべき税額 (⑥-⑦)	⑧	20,216,800	21,803,600	20,216,800		20,216,800			21,803,600
過少申告加算税	⑨		158,000	0		0			0

原告mの課税処分等に関する経緯

別表1-14  
(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月31日	平成23年3月22日	平成23年6月10日	平成23年7月12日	平成24年2月10日		
総所得金額 (給与所得の金額)	①	97,438,099	101,953,550	97,438,099	棄却	97,438,099	棄却	確定申告欄と同じ金額	101,953,546
所得控除の額の合計額	②	1,900,000	1,900,000	1,900,000		1,900,000			1,900,000
課税総所得金額	③	95,538,000	100,053,000	95,538,000		95,538,000			100,053,000
課税総所得金額に対する税額	④	35,419,200	37,225,200	35,419,200		35,419,200			37,225,200
源泉徴収税額	⑤	6,900	6,900	6,900		6,900			6,900
申告納税額 (④-⑤)	⑥	35,412,300	37,218,300	35,412,300		35,412,300			37,218,300
予定納税額	⑦	10,488,600	10,488,600	10,488,600		10,488,600			10,488,600
納付すべき税額 (⑥-⑦)	⑧	24,923,700	26,729,700	24,923,700		24,923,700			26,729,700
過少申告加算税	⑨		180,000	0		0			0

原告Vの課税処分等に関する経緯

別表1-15

(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月31日	平成23年3月22日	平成23年5月13日	平成23年6月21日	平成24年2月10日		
総所得金額 (給与所得の金額)	①	162,380,859	167,308,575	162,638,590	棄却	162,638,590	棄却	162,638,590	167,308,572
所得控除の額の合計額	②	380,000	380,000	380,000		380,000		380,000	
課税総所得金額	③	162,000,000	166,928,000	162,258,000		162,258,000		162,258,000	
課税総所得金額に対する税額	④	62,004,000	63,975,200	62,107,200		62,107,200		62,107,200	
源泉徴収税額	⑤		12,640	12,640		12,640		12,640	
申告納税額 (④-⑤)	⑥	62,004,000	63,962,500	62,094,500		62,094,500		62,094,500	
予定納税額	⑦	17,741,000	17,741,000	17,741,000		17,741,000		17,741,000	
納付すべき税額 (⑥-⑦)	⑧	44,263,000	46,221,500	44,353,500		44,353,500		44,353,500	
過少申告加算税	⑨		195,000	9,000		9,000		9,000	9,000



項目		準確定申告 (172条申告)	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月31日	平成23年3月22日	平成23年5月13日	平成23年6月21日	平成24年2月10日		
所得税法161条8号イ該当 (給与) 所得の金額	①	167,257,000	193,304,000	167,257,000	棄却	167,257,000	棄却	準確定申告欄と 同じ金額	更正処分等欄と同じ金額
申告納税額	②	33,451,400	38,660,800	33,451,400		33,451,400			
予定納税額	③								
納付すべき税額	④	33,451,400	38,660,800	33,451,400		33,451,400			
過少申告加算税	⑤		520,000	0		0			

原告丁の課税処分等に関する経緯

別表1-17  
(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月31日	平成23年3月22日	平成23年6月10日	平成23年7月12日	平成24年2月10日		
総所得金額 (給与所得の金額)	①	170,162,751	183,562,798	170,162,751	棄却	170,162,751	棄却	確定申告欄と同じ金額	183,562,796
所得控除の額の合計額	②	380,000	380,000	380,000		380,000			380,000
課税総所得金額	③	169,782,000	183,182,000	169,782,000		169,782,000			183,182,000
課税総所得金額に対する税額	④	65,116,800	70,476,800	65,116,800		65,116,800			70,476,800
源泉徴収税額	⑤								
申告納税額 (④-⑤)	⑥	65,116,800	70,476,800	65,116,800		65,116,800			70,476,800
予定納税額	⑦	31,122,800	31,122,800	31,122,800		31,122,800			31,122,800
納付すべき税額 (⑥-⑦)	⑧	33,994,000	39,354,000	33,994,000		33,994,000			39,354,000
過少申告加算税	⑨		536,000	0		0			536,000

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月31日	平成23年3月22日	平成23年6月10日	平成23年7月12日	平成24年2月10日		
	総所得金額 (②+③+④+⑤+⑥)	① 282,453,304	312,572,384	282,453,304	棄却	282,453,304	棄却	確定申告欄と同じ金額	312,572,381
内訳	不動産所得の金額	② 1,961,305	1,961,305	1,961,305		1,961,305			1,961,305
	利子所得の金額	③ 2,271,430	2,271,430	2,271,430		2,271,430			2,271,430
	配当所得の金額	④ 584,171	584,171	584,171		584,171			584,171
	給与所得の金額	⑤ 270,073,265	300,192,345	270,073,265		270,073,265			270,073,265
	雑所得の金額	⑥ 7,563,133	7,563,133	7,563,133		7,563,133			7,563,133
	所得控除の額の合計額	⑦ 1,570,000	1,570,000	1,570,000		1,570,000			1,570,000
	課税総所得金額	⑧ 280,883,000	311,002,000	280,883,000		280,883,000			280,883,000
	課税総所得金額に対する税額	⑨ 109,557,200	121,604,800	109,557,200		109,557,200			109,557,200
	源泉徴収税額	⑩ 497,700	497,700	497,700		497,700			497,700
	申告納税額 (⑨-⑩)	⑪ 109,059,500	121,107,100	109,059,500		109,059,500			109,059,500
	予定納税額	⑫ 62,035,400	62,035,400	62,035,400		62,035,400			62,035,400
	納付すべき税額 (⑪-⑫)	⑬ 47,024,100	59,071,700	47,024,100		47,024,100			47,024,100
	過少申告加算税	⑭	1,204,000	0		0			0

原告 X の課税処分等に関する経緯

別表 1 - 1 9

(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月31日	平成23年3月22日	平成23年5月13日	平成23年6月21日	平成24年2月10日		
総所得金額 (給与所得の金額)	①	408,769,568	496,164,002	408,769,568	496,163,995	408,769,568	棄却	確定申告欄と同じ金額	496,163,995
所得控除の額の合計額	②	760,000	760,000	760,000	760,000	760,000			760,000
課税総所得金額	③	408,009,000	495,404,000	408,009,000	495,403,000	408,009,000			495,403,000
課税総所得金額に対する税額	④	160,407,600	195,365,600	160,407,600	195,365,200	160,407,600			195,365,200
源泉徴収税額	⑤	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450			3,450
申告納税額 (④-⑤)	⑥	160,404,100	195,362,100	160,404,100	195,361,700	160,404,100			195,361,700
予定納税額	⑦	72,924,400	72,924,400	72,924,400	72,924,400	72,924,400			72,924,400
納付すべき税額 (⑥-⑦)	⑧	87,479,700	122,437,700	87,479,700	122,437,300	87,479,700			122,437,300
過少申告加算税	⑨		3,495,000	0	3,495,000	0			0

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月31日	平成23年3月22日	平成23年5月13日	平成23年6月21日	平成24年2月10日		
総所得金額 (②+③+④)		① 782,928,531	926,903,126	782,928,531	棄却	782,928,531	棄却	確定申告欄と同じ金額	926,903,125
内訳	利子所得の金額	② 18,322,602	18,322,602	18,322,602		18,322,602			
	配当所得の金額	③ 17,741,454	17,741,454	17,741,454		17,741,454			
	給与所得の金額	④ 746,864,475	890,839,070	746,864,475		746,864,475			
	株式等に係る譲渡所得等の金額	⑤ 23,585,760	0	23,585,760		23,585,760			
所得控除の額の合計額		⑥ 1,665,000	1,665,000	1,665,000		1,665,000			
課税される 所得金額	①対応分	⑦ 781,263,000	925,238,000	781,263,000		781,263,000			
	⑤対応分	⑧ 23,585,000	0	23,585,000		23,585,000			
算出税額	⑦対応分	⑨ 309,709,200	367,299,200	309,709,200		309,709,200			
	⑧対応分	⑩ 3,537,750	0	3,537,750		3,537,750			
外国税額控除		⑪ 9,236,335	9,236,335	9,236,335		9,236,335			
申告納税額 (⑨+⑩-⑪)		⑫ 304,010,600	358,062,800	304,010,600		304,010,600			
予定納税額		⑬ 117,897,800	117,897,800	117,897,800		117,897,800			
納付すべき税額 (⑫-⑬)		⑭ 186,112,800	240,165,000	186,112,800		186,112,800			
過少申告加算税		⑮	5,405,000	0		0			

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額	
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月28日	平成23年3月22日	平成23年5月13日	平成23年6月21日	平成24年2月10日			
総所得金額 (②+③+④)		① 124,783,528	135,720,283	124,783,528	棄却	124,783,528	棄却	確定申告欄と同じ金額	135,720,280	
内訳	利子所得の金額	② 926,356	926,356	926,356		926,356			926,356	926,356
	配当所得の金額	③ 4,389,406	4,389,406	4,389,406		4,389,406			4,389,406	4,389,406
	給与所得の金額	④ 119,467,766	130,404,521	119,467,766		119,467,766			119,467,766	130,404,518
	株式等に係る譲渡所得等の金額	⑤ 17,301,306	17,301,306	17,301,306		17,301,306			17,301,306	17,301,306
所得控除の額の合計額		⑥ 1,520,000	1,520,000	1,520,000		1,520,000			1,520,000	1,520,000
課税される 所得金額	①対応分	⑦ 123,263,000	134,200,000	123,263,000		123,263,000			123,263,000	134,200,000
	⑤対応分	⑧ 17,301,000	17,301,000	17,301,000		17,301,000			17,301,000	17,301,000
算出税額	⑦対応分	⑨ 46,509,200	50,884,000	46,509,200		46,509,200			46,509,200	50,884,000
	⑧対応分	⑩ 2,595,150	2,595,150	2,595,150		2,595,150			2,595,150	2,595,150
外国税額控除		⑪ 1,127,105	1,127,105	1,127,105		1,127,105			1,127,105	1,127,105
申告納税額 (⑨+⑩-⑪)		⑫ 47,977,200	52,352,000	47,977,200		47,977,200			47,977,200	52,352,000
予定納税額		⑬ 35,610,600	35,610,600	35,610,600		35,610,600			35,610,600	35,610,600
納付すべき税額 (⑫-⑬)		⑭ 12,366,600	16,741,400	12,366,600		12,366,600			12,366,600	16,741,400
過少申告加算税		⑮	437,000	0		0			0	0

原告 a の課税処分等に関する経緯

別表 1 - 2 2  
(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月28日	平成23年3月22日	平成23年5月13日	平成23年6月21日	平成24年2月10日		
内 訳	総所得金額 (②+③+④+⑤)	① 1,318,672,898	1,346,156,359	1,318,672,898	棄 却	1,318,672,898	棄 却	確 定 申 告 欄 と 同 じ 金 額	1,346,156,356
	利子所得の金額	② 8,291,976	8,291,976	8,291,976		8,291,976			8,291,976
	配当所得の金額	③ 758,949,189	758,949,189	758,949,189		758,949,189			758,949,189
	給与所得の金額	④ 530,751,874	558,235,335	530,751,874		530,751,874			558,235,332
	雑所得の金額	⑤ 20,679,859	20,679,859	20,679,859		20,679,859			20,679,859
	所得控除の額の合計額	⑥ 380,000	380,000	380,000		380,000			380,000
	課税総所得金額	⑦ 1,318,292,000	1,345,776,000	1,318,292,000		1,318,292,000			1,345,776,000
	課税総所得金額に対する税額	⑧ 524,520,800	535,514,400	524,520,800		524,520,800			535,514,400
	外国税額控除	⑨ 4,629,395	4,629,395	4,629,395		4,629,395			4,629,395
	源泉徴収税額	⑩ 331,300	331,300	331,300		331,300			331,300
	申告納税額 (⑧-⑨-⑩)	⑪ 519,560,100	530,553,700	519,560,100		519,560,100			530,553,700
	予定納税額	⑫ 125,761,200	125,761,200	125,761,200		125,761,200			125,761,200
	納付すべき税額 (⑪-⑫)	⑬ 393,798,900	404,792,500	393,798,900		393,798,900			404,792,500
	過少申告加算税	⑭		1,099,000		0			0

原告 b の課税処分等に関する経緯

別表 1 - 2 3

(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額	
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月28日	平成23年3月22日	平成23年5月13日	平成23年6月21日	平成24年2月10日			
総所得金額 (②+③+④)		① 649,638,141	688,534,674	649,638,141	棄却	649,638,141	棄却	確定申告欄と同じ金額	688,534,671	
内訳	利子所得の金額	② 803,152	803,152	803,152		803,152			803,152	803,152
	配当所得の金額	③ 300,708,902	300,708,902	300,708,902		300,708,902			300,708,902	300,708,902
	給与所得の金額	④ 348,126,087	387,022,620	348,126,087		348,126,087			348,126,087	387,022,617
	株式等に係る譲渡所得等の金額	⑤ 0	0	0		0			0	0
所得控除の額の合計額		⑥ 1,900,000	1,900,000	1,900,000		1,900,000			1,900,000	1,900,000
課税される 所得金額	①対応分	⑦ 647,738,000	686,634,000	647,738,000		647,738,000			647,738,000	686,634,000
	⑤対応分	⑧ 0	0	0		0			0	0
算出税額	⑦対応分	⑨ 256,299,200	271,857,600	256,299,200		256,299,200			256,299,200	271,857,600
	⑧対応分	⑩ 0	0	0		0			0	0
外国税額控除		⑪ 3,751,869	3,751,869	3,751,869		3,751,869			3,751,869	3,751,869
源泉徴収税額		⑫ 921,100	921,100	921,100		921,100			921,100	921,100
申告納税額 (⑨+⑩-⑪-⑫)		⑬ 251,626,200	267,184,600	251,626,200		251,626,200			251,626,200	267,184,600
予定納税額		⑭ 117,076,200	117,076,200	117,076,200	117,076,200	117,076,200	117,076,200			
納付すべき税額 (⑬-⑭)		⑮ 134,550,000	150,108,400	134,550,000	134,550,000	134,550,000	150,108,400			
過少申告加算税		⑯	1,555,000	0	0	0	0	1,555,000		



原告 q の課税処分等に関する経緯

別表 1 - 2 4  
(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月28日	平成23年3月22日	平成23年6月10日	平成23年7月12日	平成24年2月10日		
内 訳	総所得金額 (②+③+④+⑤)	① 52,108,438	55,146,035	53,211,151	54,737,559	53,211,151	棄 却	53,211,151	54,737,559
	不動産所得の金額	② △3,455,745	△3,455,745	△3,455,745	△3,455,745	△3,455,745		△3,455,745	△3,455,745
	利子所得の金額	③ 51,730	51,730	51,730	51,730	51,730		51,730	51,730
	配当所得の金額	④ 3,052,070	3,052,070	3,052,070	3,052,070	3,052,070		3,052,070	3,052,070
	給与所得の金額	⑤ 52,460,383	55,497,980	53,563,096	55,089,504	53,563,096		53,563,096	55,089,504
	所得控除の額の合計額	⑥ 760,000	760,000	760,000	760,000	760,000		760,000	760,000
	課税総所得金額	⑦ 51,348,000	54,386,000	52,451,000	53,977,000	52,451,000		52,451,000	53,977,000
	課税総所得金額に対する税額	⑧ 17,743,200	18,958,400	18,184,400	18,794,800	18,184,400		18,184,400	18,794,800
	外国税額控除	⑨ 0	0	0	0	0		0	0
	源泉徴収税額	⑩ 23,150	257,420	257,420	257,420	257,420		257,420	257,420
	申告納税額 (⑧-⑨-⑩)	⑪ 17,720,000	18,700,900	17,926,900	18,537,300	17,926,900		17,926,900	18,537,300
	予定納税額	⑫ 7,192,800	7,192,800	7,192,800	7,192,800	7,192,800		7,192,800	7,192,800
	納付すべき税額 (⑪-⑫)	⑬ 10,527,200	11,508,100	10,734,100	11,344,500	10,734,100		10,734,100	11,344,500
	過少申告加算税	⑭		98,000	20,000	81,000		20,000	20,000

(注)「不動産所得の金額」欄の△は、損失の金額を表す。

原告 d の課税処分等に関する経緯

別表 1 - 2 5  
(単位：円)

項目		準確定申告 (172条申告)	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月31日	平成23年3月22日	平成23年5月13日	平成23年6月21日	平成24年2月10日		
所得税法161条8号イ該当 (給与) 所得の金額	①	51,069,000	62,647,000	51,069,000	棄却	51,069,000	棄却	準 確 定 申 告 欄 と 同 じ 金 額	更 正 処 分 等 欄 と 同 じ 金 額
申告納税額	②	10,213,800	12,529,400	10,213,800		10,213,800			
予定納税額	③								
納付すべき税額	④	10,213,800	12,529,400	10,213,800		10,213,800			
過少申告加算税	⑤		231,000	0		0			

原告Lの課税処分等に関する経緯

別表1-26  
(単位：円)

項目		準確定申告 (172条申告)	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月31日	平成23年3月22日	平成23年6月10日	平成23年7月12日	平成24年2月10日		
所得税法161条8号イ該当 (給与) 所得の金額	①	48,844,000	53,531,000	48,844,000	棄却	48,844,000	棄却	準 確 定 申 告 欄 と 同 じ 金 額	53,968,000
申告納税額	②	9,768,800	10,706,200	9,768,800		9,768,800			10,793,600
予定納税額	③								
納付すべき税額	④	9,768,800	10,706,200	9,768,800		9,768,800			10,793,600
過少申告加算税	⑤		93,000	0		0			0

原告 e の課税処分等に関する経緯

別表 1 - 2 7  
(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額		
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月31日	平成23年3月22日	平成23年5月13日	平成23年6月21日	平成24年2月10日				
総所得金額 (②+③+④+⑤)		① 64,901,134	67,870,174	64,901,134	棄却	64,901,134	棄却	確定申告欄と同じ金額	67,870,172		
内訳	不動産所得の金額	② △3,377,991	△3,377,991	△3,377,991		△3,377,991			△3,377,991	△3,377,991	△3,377,991
	利子所得の金額	③ 53,207	53,207	53,207		53,207			53,207	53,207	
	配当所得の金額	④ 42,815	42,815	42,815		42,815			42,815	42,815	
	給与所得の金額	⑤ 68,183,103	71,152,143	68,183,103		68,183,103			68,183,103	71,152,141	
	株式等に係る譲渡所得等の金額	⑥ 0	0	0		0			0	0	
所得控除の額の合計額		⑦ 2,150,000	2,150,000	2,150,000		2,150,000			2,150,000	2,150,000	
課税される 所得金額	①対応分	⑧ 62,751,000	65,720,000	62,751,000		62,751,000			62,751,000	65,720,000	
	⑥対応分	⑨ 0	0	0		0			0	0	
算出税額	⑧対応分	⑩ 22,304,400	23,492,000	22,304,400		22,304,400			22,304,400	23,492,000	
	⑨対応分	⑪ 0	0	0		0			0	0	
源泉徴収税額		⑫ 24,900	24,900	24,900		24,900			24,900	24,900	
申告納税額 (⑩+⑪-⑫)		⑬ 22,279,500	23,467,100	22,279,500		22,279,500			22,279,500	23,467,100	
予定納税額		⑭ 116,000	116,000	116,000		116,000			116,000	116,000	
納付すべき税額 (⑬-⑭)		⑮ 22,163,500	23,351,100	22,163,500		22,163,500			22,163,500	23,351,100	
過少申告加算税		⑯	118,000	0		0			0	0	118,000

(注)「不動産所得の金額」欄の△は、損失の金額を表す。

原告①の課税処分等に関する経緯

別表1-28  
(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月31日	平成23年3月22日	平成23年6月10日	平成23年7月12日	平成24年2月10日		
	総所得金額 (②+③)	① 110,316,137	113,885,865	110,316,137	棄却	110,316,137	棄却	確定申告欄と同じ金額	113,885,864
内訳	給与所得の金額	② 89,003,480	92,573,208	89,003,480		89,003,480			92,573,207
	雑所得の金額	③ 21,312,657	21,312,657	21,312,657		21,312,657			21,312,657
	所得控除の額の合計額	④ 760,000	760,000	760,000		760,000			760,000
	課税総所得金額	⑤ 109,556,000	113,125,000	109,556,000		109,556,000			113,125,000
	課税総所得金額に対する税額	⑥ 41,026,400	42,454,000	41,026,400		41,026,400			42,454,000
	源泉徴収税額	⑦ 8,450	8,450	8,450		8,450			8,450
	申告納税額 (⑥-⑦)	⑧ 41,017,900	42,445,500	41,017,900		41,017,900			42,445,500
	予定納税額	⑨ 19,083,800	19,083,800	19,083,800		19,083,800			19,083,800
	納付すべき税額 (⑧-⑨)	⑩ 21,934,100	23,361,700	21,934,100		21,934,100			23,361,700
	過少申告加算税	⑪	142,000	0		0			0

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月31日	平成23年3月22日	平成23年6月10日	平成23年7月12日	平成24年2月10日		
総所得金額 (②+③)		①	191,106,557	220,668,923	191,106,557	203,974,688	191,106,557	棄却	203,974,688
内訳	利子所得の金額	②	249,780	249,780	249,780	249,780	249,780		249,780
	給与所得の金額	③	190,856,777	220,419,143	190,856,777	203,724,908	190,856,777		203,724,908
株式等に係る譲渡所得等の金額		④	3,141,902	0	3,141,902	0	3,141,902		0
所得控除の額の合計額		⑤	1,520,000	1,520,000	1,520,000	1,520,000	1,520,000		1,520,000
課税される 所得金額	①対応分	⑥	189,586,000	219,148,000	189,586,000	202,454,000	189,586,000		202,454,000
	④対応分	⑦	3,141,000	0	3,141,000	0	3,141,000		0
算出税額	⑥対応分	⑧	73,038,400	84,863,200	73,038,400	78,185,600	73,038,400		78,185,600
	⑦対応分	⑨	471,150	0	471,150	0	471,150		0
源泉徴収税額		⑩	659,700	659,700	659,700	659,700	659,700		659,700
申告納税額 (⑧+⑨-⑩)		⑪	72,849,800	84,203,500	72,849,800	77,525,900	72,849,800		77,525,900
予定納税額		⑫	39,538,200	39,538,200	39,538,200	39,538,200	39,538,200		39,538,200
納付すべき税額 (⑪-⑫)		⑬	33,311,600	44,665,300	33,311,600	37,987,700	33,311,600		37,987,700
過少申告加算税		⑭		1,135,000	0	467,000	0		0

原告Pの課税処分等に関する経緯

別表1-30

(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額
年月日		平成21年3月13日	平成23年10月31日	平成23年12月13日	平成24年2月13日	平成24年3月13日	平成24年7月5日		
総所得金額 (給与所得の金額)		① 168,837,700	230,335,487	168,837,700	棄却	168,837,700	棄却	確定申告欄と同じ金額	更正処分欄と同じ金額
株式等に係る譲渡所得等の金額		② 0 (3,968,789)	0 (3,968,789)	0 (3,968,789)		0 (3,968,789)			
本年分の株式等に係る譲渡所得の金額から差し引く繰越損失の金額		③ 3,968,789	3,968,789	3,968,789		3,968,789			
所得控除の額の合計額		④ 2,838,671	2,838,671	2,838,671		2,838,671			
課税される 所得金額	①対応分	⑤ 165,999,000	227,496,000	165,999,000		165,999,000			
	②対応分	⑥ 0	0	0		0			
算出税額	⑤対応分	⑦ 63,603,600	88,202,400	63,603,600		63,603,600			
	⑥対応分	⑧ 0	0	0		0			
源泉徴収税額		⑨ 46,844,670	46,844,670	46,844,670		46,844,670			
申告納税額 (⑦+⑧-⑨)		⑩ 16,758,900	41,357,700	16,758,900		16,758,900			
予定納税額		⑪							
納付すべき税額 (⑩-⑪)		⑫ 16,758,900	41,357,700	16,758,900		16,758,900			
過少申告加算税		⑬	2,459,000	0		0			

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額	
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月31日	平成23年3月22日	平成23年5月13日	平成23年6月21日	平成24年2月10日			
	総所得金額 (②+③+④+⑤)	① 642,750,970	846,008,278	643,515,557	棄却	643,515,557	棄却	643,515,557	846,008,276	
内訳	利子所得の金額	② 4,020,277	4,020,277	4,020,277		4,020,277		4,020,277	4,020,277	4,020,277
	配当所得の金額	③ 55,277	819,864	819,864		819,864		819,864	819,864	
	給与所得の金額	④ 635,081,060	837,573,781	635,081,060		635,081,060		635,081,060	837,573,779	
	雑所得の金額	⑤ 3,594,356	3,594,566	3,594,356		3,594,356		3,594,356	3,594,356	
	所得控除の額の合計額	⑥ 2,780,000	2,780,000	2,780,000		2,780,000		2,780,000	2,780,000	
	課税総所得金額	⑦ 639,970,000	843,228,000	640,735,000		640,735,000		640,735,000	843,228,000	
	課税総所得金額に対する税額	⑧ 253,192,000	334,495,200	253,498,000		253,498,000		253,498,000	334,495,200	
	外国税額控除	⑨ 2,405,738	2,405,738	2,405,738		2,405,738		2,405,738	2,405,738	
	源泉徴収税額	⑩ 572,500	572,500	572,500		572,500		572,500	572,500	
	申告納税額 (⑧-⑨-⑩)	⑪ 250,213,700	331,516,900	250,519,700		250,519,700		250,519,700	331,516,900	
	予定納税額	⑫ 143,168,400	143,168,400	143,168,400		143,168,400		143,168,400	143,168,400	
	納付すべき税額 (⑪-⑫)	⑬ 107,045,300	188,348,500	107,351,300		107,351,300		107,351,300	188,348,500	
	過少申告加算税	⑭	8,130,000	30,000		30,000		30,000	8,130,000	



項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額
年月日		平成21年3月16日	平成23年6月29日	平成23年7月22日	平成23年9月20日	平成23年10月21日	平成24年5月7日		
総所得金額 (②+③+④+⑤)		① 1,354,303,654	1,801,906,188	1,354,303,654	棄却	1,354,303,654	棄却	確定申告欄と同じ金額	1,801,906,184
内訳	利子所得の金額	② 8,114,377	8,114,377	8,114,377		8,114,377			
	配当所得の金額	③ 10,359,453	10,359,453	10,359,453		10,359,453			
	給与所得の金額	④ 1,190,746,866	1,638,349,400	1,190,746,866		1,190,746,866			
	雑所得の金額	⑤ 145,082,958	145,082,958	145,082,958		145,082,958			
	株式等に係る譲渡所得等の金額	⑥ 12,834,135	0	12,834,135		12,834,135			
所得控除の額の合計額		⑦ 5,744,972	5,744,972	5,744,972		5,744,972			
課税される 所得金額	①対応分	⑧ 1,348,558,000	1,796,161,000	1,348,558,000		1,348,558,000			
	⑥対応分	⑨ 12,834,000	0	12,834,000		12,834,000			
算出税額	⑧対応分	⑩ 536,627,200	715,668,400	536,627,200		536,627,200			
	⑨対応分	⑪ 1,925,100	0	1,925,100		1,925,100			
外国税額控除		⑫ 9,367,272	9,367,272	9,367,272		9,367,272			
源泉徴収税額		⑬ 146,350,960	146,350,960	146,350,960		146,350,960			
申告納税額 (⑩+⑪-⑫-⑬)		⑭ 382,834,000	559,950,100	382,834,000		382,834,000			
予定納税額		⑮ 6,803,800	6,803,800	6,803,800		6,803,800			
納付すべき税額 (⑭-⑮)		⑯ 376,030,200	553,146,300	376,030,200		376,030,200			
過少申告加算税		⑰	17,711,000	0		0			

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額	
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月31日	平成23年3月22日	平成23年5月13日	平成23年6月21日	平成24年2月10日			
総所得金額 (②+③+④+⑤)		① 147,630,691	157,715,369	147,630,691	棄却	147,630,691	棄却	確定申告欄と同じ金額	157,715,368	
内訳	利子所得の金額	② 799,764	799,764	799,764		799,764			799,764	799,764
	配当所得の金額	③ 1,458,369	1,458,369	1,458,369		1,458,369			1,458,369	
	給与所得の金額	④ 145,289,273	155,373,951	145,289,273		145,289,273			145,289,273	
	雑所得の金額	⑤ 83,285	83,285	83,285		83,285			83,285	
	株式等に係る譲渡所得等の金額	⑥ 0	0	0		0			0	
所得控除の額の合計額		⑦ 2,280,000	2,280,000	2,280,000		2,280,000			2,280,000	
課税される 所得金額	①対応分	⑧ 145,350,000	155,435,000	145,350,000		145,350,000			145,350,000	
	⑥対応分	⑨ 0	0	0		0			0	
算出税額	⑧対応分	⑩ 55,344,000	59,378,000	55,344,000		55,344,000			55,344,000	
	⑨対応分	⑪ 0	0	0		0			0	
源泉徴収税額		⑫ 1,025,520	1,025,520	1,025,520		1,025,520			1,025,520	
申告納税額 (⑩+⑪-⑫)		⑬ 54,318,400	58,352,400	54,318,400		54,318,400			54,318,400	
予定納税額		⑭ 30,126,000	30,126,000	30,126,000	30,126,000	30,126,000				
納付すべき税額 (⑬-⑭)		⑮ 24,192,400	28,226,400	24,192,400	24,192,400	24,192,400				
過少申告加算税		⑯	403,000	0	0	0	0	403,000		

原告㊸の課税処分等に関する経緯

別表1-34  
(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月28日	平成23年3月22日	平成23年5月13日	平成23年6月21日	平成24年2月10日		
内 訳	総所得金額 (②+③+④+⑤)	① 241,117,655	244,136,973	241,117,655	棄 却	241,117,655	棄 却	確 定 申 告 欄 と 同 じ 金 額	244,136,972
	不動産所得の金額	② 1,152,796	1,152,796	1,152,796		1,152,796			1,152,796
	利子所得の金額	③ 160,731	160,731	160,731		160,731			160,731
	配当所得の金額	④ 2,212,672	2,212,672	2,212,672		2,212,672			2,212,672
	給与所得の金額	⑤ 237,591,456	240,610,774	237,591,456		237,591,456			240,610,773
	所得控除の額の合計額	⑥ 1,390,000	1,390,000	1,390,000		1,390,000			1,390,000
	課税総所得金額	⑦ 239,727,000	242,746,000	239,727,000		239,727,000			242,746,000
	課税総所得金額に対する税額	⑧ 93,094,800	94,302,400	93,094,800		93,094,800			94,302,400
	外国税額控除	⑨ 43,947	43,947	43,947		43,947			43,947
	源泉徴収税額	⑩ 285,700	285,700	285,700		285,700			285,700
	申告納税額 (⑧-⑨-⑩)	⑪ 92,765,100	93,972,700	92,765,100		92,765,100			93,972,700
	予定納税額	⑫ 24,555,400	24,555,400	24,555,400		24,555,400			24,555,400
	納付すべき税額 (⑪-⑫)	⑬ 68,209,700	69,417,300	68,209,700		68,209,700			69,417,300
	過少申告加算税	⑭	120,000	0		0			0

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月28日	平成23年3月22日	平成23年6月10日	平成23年7月12日	平成24年2月10日		
総所得金額 (給与所得の金額)	①	66,226,714	68,443,278	67,034,416	棄却	67,034,416	棄却	67,034,416	68,443,273
所得控除の額の合計額	②	1,520,000	1,520,000	1,520,000		1,520,000		1,520,000	1,520,000
課税総所得金額	③	64,706,000	66,923,000	65,514,000		65,514,000		65,514,000	66,923,000
課税総所得金額に対する税額	④	23,086,400	23,973,200	23,409,600		23,409,600		23,409,600	23,973,200
源泉徴収税額	⑤	430,500	541,300	541,300		541,300		541,300	541,300
申告納税額 (④-⑤)	⑥	22,655,900	23,431,900	22,868,300		22,868,300		22,868,300	23,431,900
予定納税額	⑦	11,242,000	11,242,000	11,242,000		11,242,000		11,242,000	11,242,000
納付すべき税額 (⑥-⑦)	⑧	11,413,900	12,189,900	11,626,300		11,626,300		11,626,300	12,189,900
過少申告加算税	⑨		77,000	21,000		21,000		21,000	21,000

原告戊の課税処分等に関する経緯

別表 1 - 3 6  
(単位：円)

項目		準確定申告 (172条申告)	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月28日	平成23年3月22日	平成23年5月13日	平成23年6月21日	平成24年2月10日		
所得税法161条8号イ該当 (給与) 所得の金額	①	11,267,000	19,017,000	11,267,000	棄却	11,267,000	棄却	準 確 定 申 告 欄 と 同 じ 金 額	更 正 処 分 等 欄 と 同 じ 金 額
申告納税額	②	2,253,400	3,803,400	2,253,400		2,253,400			
予定納税額	③								
納付すべき税額	④	2,253,400	3,803,400	2,253,400		2,253,400			
過少申告加算税	⑤		155,000	0		0			

原告 t の課税処分等に関する経緯

別表 1 - 3 7  
(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月28日	平成23年3月22日	平成23年5月13日	平成23年6月21日	平成24年2月10日		
総所得金額 (給与所得の金額)	①	159,877,650	188,051,769	159,877,650	棄却	159,877,650	棄却	確定申告欄と同じ金額	188,051,768
所得控除の額の合計額	②	2,198,356	2,198,356	2,198,356		2,198,356			2,198,356
課税総所得金額	③	157,679,000	185,853,000	157,679,000		157,679,000			185,853,000
課税総所得金額に対する税額	④	60,275,600	71,545,200	60,275,600		60,275,600			71,545,200
源泉徴収税額	⑤	5,060,080	5,060,080	5,060,080		5,060,080			5,060,080
申告納税額 (④-⑤)	⑥	55,215,500	66,485,100	55,215,500		55,215,500			66,485,100
予定納税額	⑦	36,212,400	36,212,400	36,212,400		36,212,400			36,212,400
納付すべき税額 (⑥-⑦)	⑧	19,003,100	30,272,700	19,003,100		19,003,100			30,272,700
過少申告加算税	⑨		1,126,000	0		0			0

原告Kの課税処分等に関する経緯

別表1-38

(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決	原告主張額	被告主張額
年月日		平成21年3月16日	平成23年1月31日	平成23年3月22日	平成23年5月13日	平成23年6月21日	平成24年2月10日		
総所得金額 (②+③+④)		① 169,208,492	178,470,645	169,208,492	棄却	169,208,492	棄却	確定申告欄と同じ金額	178,470,643
内訳	利子所得の金額	② 884,424	884,424	884,424		884,424			
	配当所得の金額	③ 186,272	186,272	186,272		186,272			
	給与所得の金額	④ 168,137,796	177,399,949	168,137,796		168,137,796			
	株式等に係る譲渡所得等の金額	⑤ 0	0	0		0			
所得控除の額の合計額		⑥ 2,959,104	2,959,104	2,959,104		2,959,104			
課税される 所得金額	①対応分	⑦ 166,249,000	175,511,000	166,249,000		166,249,000			
	⑤対応分	⑧ 0	0	0		0			
算出税額	⑦対応分	⑨ 63,703,600	67,408,400	63,703,600		63,703,600			
	⑧対応分	⑩ 0	0	0		0			
外国税額控除		⑪ 315,136	315,136	315,136		315,136			
源泉徴収税額		⑫ 39,737,680	39,737,680	39,737,680		39,737,680			
申告納税額 (⑨+⑩-⑪-⑫)		⑬ 23,650,700	27,355,500	23,650,700		23,650,700			
予定納税額		⑭ 30,064,200	30,064,200	30,064,200	30,064,200				
納付すべき税額 (⑬-⑭)		⑮ △6,413,500	△2,708,700	△6,413,500	△6,413,500				
過少申告加算税		⑯	370,000	0	0				

(注)「納付すべき税額」欄の△は、還付金の額に相当する税額を表す。

別表 2-共、別表 2-1 から別表 2-38 まで 省略